

2016 年度

東洋大学審査学位論文

都市部の行政機関における

支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク

－「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成－

福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程

4710130002 久保田純

都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク
- 「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成 -

目 次

序章 研究枠組み	1
第1節 目的と研究対象	1
1. 研究の目的	
2. 研究の対象	
第2節 研究の意義	11
1. 具体的な実践モデルの提示	
2. 支援体制や制度・施策への提言	
3. ソーシャルワーク実践理論への寄与	
4. ソーシャルワーク研究方法論の提示	
第3節 前提となる視点	13
1. 「人間：環境：時間：空間の交互作用」	
2. ソーシャルワークにおける実践モデル	
3. 実践モデルにおける当事者にとって望ましい視点	
4. 実践モデルを構築する「実践知」	
第4節 研究の方法	18
第5節 研究の構成	20
1. 第1章：グレーザー派グラウンデッド・セオリーによる「実践知」の概念化	
2. 第2章・第3章：文献研究による「実践知」概念からの仮説生成	
3. 第4章・第5章：事例研究による仮説の精緻・練り上げ	
4. 第6章：事例研究による仮説検証・モデル生成	
第6節 本研究により得られる知見	28

第1章 「支援を必要とする母子家庭」へのソーシャルワーク実践における実践知……	33
第1節 「実践知」の抽出の意義 ……………	33
第2節 研究方法 ……………	35
1. グラウンデッド・セオリー	
2. 研究枠組み	
3. 倫理的配慮	
第3節 分析結果 ……………	39
1. 核概念：関係性の協創	
2. 認識（挟まれ孤立する母子家庭）	
4. アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）	
5. 変化（安定した生活）	
第4節 考察 ……………	51
第2章 母子家庭をめぐる社会的状況と「実践知」の比較検討 ……………	53
第1節 「実践知」における「認識」と先行研究 ……………	53
第2節 研究方法と視点 ……………	53
第3節 分析結果 ……………	58
1. 社会的・文化的領域	
2. 機関・制度施策領域	
3. 当事者・ワーカー領域	
第3節 地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワークの構造 ……………	64
第4節 「実践知」との比較検討 ……………	66
1. 孤立する母子家庭	
2. 母親と支援システムの不調和	
3. 実践知における「認識」の妥当性	
第3章 『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成 ……………	70

第1節 実践知：【関係性の協創】の検証	70
第2節 『『当事者主体』を包有した『合意形成』』	71
1. 「当事者主体」と「合意形成」	
2. ソーシャルワークにおける「合意形成」	
第3節 「当事者-ソーシャルワーカー関係」についての先行研究	72
1. 目指すべき「対等な関係性」	
2. 課題となる「非対称性」	
3. 「対等な関係性」と「非対称性」	
第4節 社会構成主義からみた「当事者-ソーシャルワーカー関係」	75
1. 日常生活における二者関係	
2. 社会制度のもとでの二者関係	
3. 社会構成主義からみた「当事者-ソーシャルワーカー関係」	
第5節 「複雑性」をもつ「当事者-ソーシャルワーカー関係」	82
1. 非対称性に対するソーシャルアクション	
2. 「複雑性」を持つ関係性	
3. 目指すべき「よりよい」関係性	
4. 関係性の構築に向けたシステム理論の可能性	
第6節 実践知：【関係性の協創】の仮説化	88
1. 実践知における「アクション」の比較検討	
2. 実践知における「変化」との比較検討	
3. 行政機関におけるソーシャルワークの範疇	
4. 実践知：【関係性の協創】の仮説化	
第4章 単一事例：典型例による仮説の精緻化	96
第1節 研究概要	96
1. 事例研究の選択理由	
2. 事例検討の方法	
3. 事例資料の作成方法	
4. 倫理的配慮	

第2節 A事例(典型例):子どものネグレクトを抱える母子家庭への支援	99
1. 事例の背景	
2. 事例の初期段階の経過	
3. 事例検討会における討論	
4. 事例検討会以降の経過	
第3節 事例検討会での本事例の振り返り	109
1. 当事者支援システムの動的境界の認識	
2. 「迷い」と「揺らぎ」	
3. 創発による合意形成	
第4節 本事例の考察と仮説の精緻化	112
1. 事例の経過と仮説との関連	
2. 精緻化された仮説:『揺らぎ』に基づく合意形成の生成	
第5節 『揺らぎ』に基づく合意形成と先行研究の関連	117
1. 「揺らぎ」に関する先行研究	
2. 尾崎(1999)との比較	
3. 須藤(1999)との比較	
4. 樽井(2012)との比較	
5. 谷口(2003)との比較	
6. 衣笠(2015)との比較	
7. 新保(2011)との比較	
第5章 複数事例:『揺らぎ』に基づく合意形成の類型仮説の生成	125
第1節 複数事例の検討の意義	125
第2節 B事例(事実の追試①):知的障害を持つ児童がいる母子家庭への 支援事例	126
1. 事例選択理由	
2. 事例背景	
3. 支援経過	
4. 考察	

第3節：C事例（事実の追試②）：引きこもりの児童がいる母子家庭への 支援事例	140
1. 事例選択理由	
2. 事例背景	
3. 支援経過	
4. 考察	
第4節：D事例（理論の追試①）：精神的に不安定な前夫との関係性がある 母子家庭への支援事例	156
1. 事例選択理由	
2. 事例背景	
3. 支援経過	
4. 考察	
第5節 E事例（理論の追試②）：不安定な養育環境の母子家庭への支援事例	167
1. 事例選択理由	
2. 事例背景	
3. 支援経過	
4. 考察	
第6節 「事実の追試」「理論の追試」による類型仮説生成	177
第6章 「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成の検証	181
第1節 事例研究の概要	181
第2節 F事例：当事者支援システムにおける『揺らぎ』に基づく合意形成を意図 的に実践した事例	181
1. 事例の開始	
2. 経過	
3. 意味世界の相互理解の不足と対立	
4. 『揺らぎ』に基づく合意形成を意図した支援	
第3節 考察：合意形成前後の比較	190
1. 「合意形成」前の状況	

2. 意図的な『揺らぎ』に基づく合意形成」による「合意形成」後の状況	
3. 本事例での『揺らぎ』に基づく合意形成」の意義	
第4節 実践モデル『揺らぎ』に基づく合意形成」の有用性	193
終章 都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク	
.....	195
第1節 本研究の結論と成果	195
1. 本研究の結論と成果	
2. 本研究の意義	
第2節 本研究の限界と今後の課題	207
1. 実践モデル『揺らぎ』に基づく合意形成」の妥当性	
2. 当事者の視点	
3. 母子家庭支援施策への視点	
初出一覧	211
引用・参考文献一覧	212

序章 研究枠組み

第1節 目的と研究対象

1. 研究の目的

筆者はこれまで関東地方に属する政令指定都市 A 市において行政機関である児童相談所児童福祉司、福祉事務所こども家庭支援担当ソーシャルワーカー、福祉事務所生活保護担当ソーシャルワーカーとして勤務した経験がある。その中で児童虐待や不登校の問題を抱えた母子家庭や生活に困窮する母子家庭、DV を受けて緊急避難を余儀なくされる母子家庭など、支援を必要とする母子家庭へのミクロレベルでのソーシャルワーク実践をおこなってきた。そしてそのソーシャルワーク実践の支援の中で、母子家庭にとって「当事者主体」が具現化される行政機関でのソーシャルワーク実践とは何か、ということを常に模索しながらソーシャルワーク実践をしてきた。また一方では「当事者主体」を目指す中で、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での特有の困難性があることを強く感じてきた。

筆者がソーシャルワーカーとして母子家庭の支援で困難性を感じてきた要因の一つとして、ソーシャルワーク実践が「人間：環境：時間：空間の交互作用」（佐藤 2001）のもとでおこなわれ、さらにはその「人間：環境：時間：空間」においてその人それぞれの「意味世界」の交互作用の多様性や複雑性をも支援の範疇として取り入れる必要があることがあげられる。この「意味世界」とは、「人間の独特な位置は、『意味の世界』に住んでいることであり、『意味』を媒介とした『生活世界』を持っていることである。……具体的、個別的な人間は各人各様の意味の世界を持っている。……人間は物理的世界に住んでいる以上に、意味の世界に住んでいる。……ここに、人間性の主体性の存在基盤がある。」（佐藤 2001：166-167）とされる。この「意味世界」は人が現実世界で生活をする中で基盤となるものであるため、人の現実の生活を支援するソーシャルワークにおいて大きな意味をもつ。一方で「意味世界」は客観的でなく主観的なものであり、全体的ではなく個別的であり、固定的ではなく流動的であり、さらには個々人によって「時間」や「空間」の認識すら異なり、またその人それぞれの生活歴、家族関係、社会関係、生活する地域、生まれ持った特性、過去・現在・未来における取り巻く環境などほとんどすべての事柄から影響を受け作り上げられる。そのため、個々人によって全く同一の「意味世界」は存在せず、その実態や変化について予測することに困難が生じる。このことにより「意

味世界」を含めた「人間：環境：時間：空間の交互作用」は、多様性や複雑性を持ちながら不確実性を伴い、ソーシャルワーク実践をおこなうソーシャルワーカーは「この実践で果たしてよかったのだろうか」という不全感を抱くこととなる。

つまり行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践においても、課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場では、母親の意味世界、子どもの意味世界、また母子を取り巻く親族・地域・関係機関などの意味世界、社会全体や制度施策の意味世界、さらにはソーシャルワーカー自身の中に存在するソーシャルワーカー個人が持つ意味世界、ソーシャルワークの専門職としての意味世界、所属する行政機関の意味世界、など多様な意味世界が交錯しより複雑な交互作用が展開されることとなる。支援を必要とする母子家庭は多くの課題を抱えており、この多様な意味世界の交錯と複雑な交互作用を容易に読み取ることは困難であり、予測しにくく、解決に向けた方法は一律でない。そのためソーシャルワーカーは、「人生の転換期」（佐藤 2001：148）におかれた母子家庭に対する、協働関係を構築しながらともに課題解決に向けて生活空間の再構築を検討していく支援の場面において、困難性を感じることとなる。特に行政機関のソーシャルワーカーはこの多様な意味世界が交錯し複雑な交互作用の中で、所属する行政機関の意味世界の影響と「当事者主体」を目指すソーシャルワークとの狭間に置かれ、行政機関のソーシャルワーカーが困難性を感じる一つの要因となると考えられる。

筆者はこのような多様な意味世界が交錯し複雑な交互作用が展開される、都市部での行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践を続ける中で、このような困難性を乗り越え母子家庭にとって「当事者主体」が具現化できる実践を目指してきた。そしてその中で、行政機関内の先輩・同僚・後輩のソーシャルワーカーとの数多くのソーシャルワーク実践の経験から紡ぎ出される知識についての対話をおこなってきた。さらに自らの実践を行政機関内だけではなく、外部のスーパービジョンや研究チームなどで内省的に振り返り、さらに実践の経験から紡ぎだされる知識を抽出する場へ参加するなど、長きにわたり行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践において「当事者主体」を具現化する方法論を言語化することを試みてきた。

本研究ではこのような筆者の経験を踏まえ、多様な意味世界が交錯し複雑な交互作用が展開される、行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの過程で母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「当事者主体」を具現化する方法論を検証していく。具体的には筆者の実践現場である都市部A

市でのソーシャルワーク実践の場で実際にどのような支援がおこなわれているのかを検証しながら、その中で紡ぎだされるソーシャルワーカーの知識を軸に、その知識をソーシャルワーク理論と関連付けていく。その上で、その知識を軸に行政機関における支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を具現化するための母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でのソーシャルワーカーの実践モデルを構築していくことを目的とする。

2. 研究の対象

Payne (2014) は、ソーシャルワークの理論は3つに分類されるとしている。まず「ソーシャルワークについての理論」であり、次に「ソーシャルワークの方法の理論」、最後が「クライアントの世界の理論」である (Payne 2014 : 6)。本研究はこの中の「ソーシャルワークの方法の理論」である、支援を必要とする母子家庭へのミクロレベルでのソーシャルワークにおいて母子家庭の「当事者主体」を具現化するための実践モデルを構築することを目的とする。そのため、研究対象は筆者の実践の場である都市部 A 市において現実に展開されるミクロレベルでの支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践とする。さらにソーシャルワーク実践は、ソーシャルワークとはソーシャルワーカーがおこなったものであり、「当事者」¹⁾「ソーシャルワーカー」「社会的文脈」の3つで構成されることとされ (Payne 2014 : 27)、この3つの構成要素を研究対象とする。

(1) 支援を必要とする母子家庭

本研究における「当事者」は支援を必要とする母子家庭²⁾とする。

母子家庭について、現状において厚生労働省が5年ごとにおこなっている「全国母子世帯等調査」では、直近の「平成23年度全国母子世帯等調査」(厚生労働省 2011b)によれば、母子家庭数の推計値としては123.8万世帯で年々増加の一途をたどっており、その中でも離婚を理由とした母子家庭が80.8%と圧倒的な割合を占めている。また母親の就業率は80.6%と高水準を維持しているものの、世帯の収入が年間291万円と、同年の国民生活基礎調査(厚生労働省 2011a)による児童のいる世帯の平均所得の697万円の約42%と低い水準になっている。また流石(2009)や神原(2010b)は母子家庭の母親に対してインタビュー調査をおこなう中で、母子家庭が「貧困」「養育不安」「心身の不調」などの問題を抱えやすく、さらには地域や原家族との関係に問題を抱える母子家庭も多いとし

ている。また社会の中で「就労」「育児」など複数の問題点が集約されやすく（杉本 2004, 湯沢 2014 など）、神原（2010a）は母子家庭が「社会的排除」の対象になっていると指摘している。

このように、母子家庭は「貧困」「養育不安」「心身の不調」など状況に陥りやすい社会構造の中で生活をしており、社会全般の中でも「社会的排除」の対象になりやすく、また後述するこれまでの支援施策の現状との関連からも多くの特徴的な面を持っていると言える。また母子家庭には、多くの課題を抱え手厚い支援が必要な「要保護世帯」、現在は自立しているものの課題を内包しており予防的な支援が必要な「要支援世帯」、支援がなくとも自立した生活が可能な「自立世帯」という三層構造が存在する（森田 2011 : 178）との指摘がある。つまり「貧困」「養育不安」「心身の不調」といった課題が抱える状況に至った母子家庭が「要保護世帯」の母子家庭であり、本研究の対象となる支援を必要とする母子家庭である。

本研究で「当事者」として研究対象とする支援を必要とする母子家庭とは、「要保護世帯」の母子家庭であり、現状において「貧困」「心身の不調」「児童虐待」「DV」「子どもの問題」などの課題を多く抱え、母親と子ども、さらには取り巻く親族や学校・保育園などの関係機関のみでは容易に課題が解決できず、何らかの行政機関のソーシャルワーカーの支援が必要な母子家庭を意味する。

（2）母子家庭を支援するソーシャルワーカー

次に本研究における「ソーシャルワーカー」とは、A市の行政機関である児童相談所と福祉事務所（子ども家庭支援担当・生活保護担当）に所属するソーシャルワーカーとする。この理由としては、「貧困」「心身の不調」「児童虐待」「DV」「子どもの問題」などの課題を抱える、支援を必要とする母子家庭に対して、「生活保護」や「児童扶養手当」「育児相談」など制度利用や「母子での保護」「子どもの保護」などの施設利用などが必要となり、児童相談所と市区町村の子ども家庭支援や生活保護などを管轄する福祉事務所などの行政機関のソーシャルワーカーが支援することが多いためである。

この背景として、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践では戦後より母子及び寡婦福祉法（2014年母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）・児童扶養手当法や児童福祉法のもと、現在に至るまで主に行政機関における社会福祉の支援対象として位置づけられてきたことがあげられる。その後1990年代後半から現在まで続く「社会福祉基礎

構造改革」において、日本における社会福祉制度がこれまでの措置制度から、行政機関のみならず民間も含め当事者とサービス提供者が対等の立場で契約を結ぶ契約制度への転換、つまり「当事者主体」を最大限尊重し権利の尊重を目指す方向性の中で措置から契約へと方向転換がはかられたにも関わらず、母子家庭への支援においては支援システムの構築が遅れている状況にある。一部子ども家庭支援センター、当事者団体や NPO などの支援と行政機関がネットワークを作り支援システムを構築している先駆的な取り組みがあるものの（森田 2011：179）、全国的には限られており、行政機関のみが対象として把握している支援を必要とする母子家庭の数が多いと考えられる。さらに行政機関内で支援を必要とする母子家庭への支援で中心となるべき母子自立支援員は「専門性が必要であるにもかかわらず、不十分な研修体制や、自治体内の行政組織内でのネットワークや、役割の見直しが不十分であり、十分に担えない状況にある」（森田 2009b：327-328）とされている。

このことにより、支援を必要とする多くの母子家庭は「子どもの保護」や「育児相談」などにおいて児童相談所、「母子の保護」「育児相談」や「児童扶養手当受給」により市区町村の子ども家庭支援や生活保護を管轄する福祉事務所などの行政機関において支援を受けている現状がある。しかしこれらの行政機関においての支援も体系的な支援とは言えず、個別的にも十分な母子家庭への支援がおこなえていないという指摘も多くあり（氏久 2006, 流石 2009 など）、さらには当事者からも行政機関の支援について「話を聞いてくれない」「威圧感があり怖いと思った」（流石 2009：286）などの意見が上がる状況にある。

このように行政機関において不十分な支援となっている要因として、児童福祉の中心的役割を持ってきた児童相談所においては、児童虐待の増加とともに、「ケースの増加にはどうも追いつかず、援助体制の仕組みそのものの抜本的な変更が求められる」（津崎 2009：13）現状により、「介入型ソーシャルワーク」（津崎 2009：12）を中心におこなう必要に迫られていることが要因としてあげられる。この「介入型ソーシャルワーク」の必要性がある一方、「真に子どもの安全が守られ、家族の福祉が実現されるとすれば、保護者自身が主体者となって子どもの安全を構築していくことが不可欠」（鈴木 2016：1）であり、そのためには「保護者と児相は対立関係を克服し子どもの安全を守るための『協働』関係を築いていくことが求められる」（鈴木 2016：2）とされている。つまり現在の児童相談所では、重度の児童虐待のケースに対して一時保護などの危機介入を軸とした支援をおこなうことが求められている一方で、危機介入をした結果保護者と対立関係になってしまうことによりその後の協働関係による支援の困難性が生じている状況にあると言える。

また児童福祉の相談機能を都道府県管轄の児童相談所から市区町村の子ども家庭支援部門の福祉事務所に権限移譲する方向性が示されているが、「子どもの問題によって実施主体が都道府県と市町村とに分断されている子ども家庭福祉の地方間分権」(佐藤 2012:295)によって支援ネットワークにおいて大きな課題があるとされる。さらにこれらの福祉事務所の体制上の課題として「人材や人員の確保, 人事異動等人材活用の仕組み, そのための財源確保」(佐藤 2012:301)も指摘されている。またそもそも専門職採用でないことによる「専門性の確立が十分ではない」(畑本 2012:110)ことに加え、「地方公共団体の一般的な事務と同じく地方公務員の人事ローテーションに組み込まれた職場である」(畑本 2012:110)ことにより3~5年ほどのサイクルで職員の配置転換があることでの専門性の蓄積の不在の課題もあるとされる。

また福祉事務所における生活保護の実施については、長年にわたる生活保護とソーシャルワークの議論の歴史がある。このような生活保護におけるソーシャルワークについて、長友(2004)は公的扶助実践の援助過程の局面においては、福祉事務所のソーシャルワーカーが援助志向と援助行動を決定づける際に社会的価値体系や政策・制度に内在する価値体系, 行政運営的価値体系, 専門職的価値体系のいずれかを指示し自己の価値体系を位置づけるとした。そして①ソーシャルワーカーは上記の価値規範を相互に関連性を持たせている②しかし専門職的価値体系は位置づいていない③援助志向と援助行動に不一致が見られ, いずれの価値規範を選択するか心理的葛藤が生じているとした。さらにソーシャルワーカーにそれぞれの価値体系に位置する価値規範のいずれを選択するか, 板挟み, もしくは窮地に追い込まれている状態にあるソーシャルワーカーの心理状態に陥っているとしている。このように生活保護を管轄する福祉事務所においては, 制度とソーシャルワークの間で実施体制としても実践としても葛藤が生じやすい状況になっていると言える。また前述の市区町村の子ども家庭支援分野部門と同様に, 専門職採用でないこと・定期異動があることによる専門性の蓄積の不在の課題もあると考えられる。

これらが児童相談所と市区町村の子ども家庭支援や生活保護などを管轄する福祉事務所において, それぞれの機関が十分な支援がおこなえない背景である。さらには「地域の公的一体的総合的な相談・援助体制などの生活マネジメント体制の欠如」(森田 2009b:328)により, それぞれの支援は個別的におこなわれる傾向にあり, 地域や子ども家庭支援センター・当事者団体・NPOへ支援ネットワークは広がらない現状もある。そしてそもそも行政機関でのソーシャルワークの限界として, 「国家責任と公的責任がもつ特性は, とり

わけ公平性の観点からいえば当然のことであり、一方でパターナリズムを主とした仕組みとなることは限界である」(佐藤 2012 : 299) との指摘もある。

本研究ではこのような背景や課題を持つ行政機関である児童相談所・福祉事務所(子ども家庭支援担当・生活保護担当)に所属するソーシャルワーカーを「ソーシャルワーカー」とする。当然のことながら、この2つの機関と福祉事務所内の異なる担当は根拠となる法律も異なり、その支援の目的や上記で述べたような背景も全て異なるため、その機関に置かれたソーシャルワーカーを一様に語ることはできない。しかしこの2つの機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおいては、行政機関がソーシャルワークをおこなうことでの「行政と市民という権力構造やパターナリズムの問題」「制度利用の遵守と当事者主体の狭間での葛藤」「母子家庭自らの望んだ支援ではない」「ネットワーク不在の中での支援」などの共通点も多くあると考える。このことにより「ソーシャルワークが展開されるどの分野や領域においても、それがソーシャルワークである限り、共通の基盤を兼備するソーシャルワーク」(佐藤 2001 : 46) とされるジェネリック・ソーシャルワークの視点に立てば、同じ支援を必要とする母子家庭に対する行政機関のソーシャルワーカーとして、留保条件はあるものの、共通の母子家庭の「当事者主体」を具現化するためのミクロレベルでのソーシャルワーカーのジェネリックな実践モデルを構築することは可能であると考ええる。

そして本研究では、この行政機関のソーシャルワーカーの視座を特に重要視する。それは「当事者主体」を具現化するソーシャルワーク実践モデルの構築を目指すにあたり、行政機関でのソーシャルワーク実践モデルを実践するのは行政機関のソーシャルワーカー自身であり、このソーシャルワーカーの視座が特に重要な意味を持つからである。

(3) 社会的文脈

最後に「社会的文脈」としては、支援を必要とする母子家庭と支援するソーシャルワーカーを取り巻く母子家庭の親族や地域、保育園・小学校などの関係機関・他の支援機関および支援者、さらに母子・寡婦福祉法や児童福祉法・児童扶養手当法に代表される母子家庭に関連する制度・施策、社会全体などが対象となってくる。この社会的文脈にはここまでで取り上げたように、母子家庭が社会の中で「就労」「育児」など複数の問題点が集約されやすいとの指摘(杉本 2004, 湯沢 2014 など)、母子家庭が「社会的排除」の対象になっている(神原 2010a)との指摘や、ソーシャルワーカーを規定する母子家庭を支援する

制度・施策において支援システムの構築が遅れていること、また所属する機関にも体制上の課題や専門性の不足などの課題があることも含まれる。

また本研究では筆者の実践の場である A 市という「地域」における行政機関におけるソーシャルワーク実践を取り上げる。ソーシャルワーク実践において「地域」の視点は、「本人の生活の場で援助を展開することによって、地域での生活に目を向けることになる。つまり、クライアントが生活する地域がソーシャルワーク実践の場」（岩間 2011：8）であり、「人口規模・構成，人種・民族，歴史・文化，自然環境・地形，政治経済のシステム，公共施設といった各要素からの理解は，コミュニティの分析のみならず介入や『影響作用』のあり方を導き出すのに不可欠である」（岩間 2011：14）とされる。つまりソーシャルワーク実践において，その場とされる「地域」特性も社会的文脈の一部であるということが言え，その理解は不可欠であると考えられる。

本研究で対象とする A 市の概略を述べると，A 市は関東地方に属する政令指定都市であり，人口規模は全国の政令指定都市の中でも上位の都市である。また地理的に東京のベッドタウンであるとともに，経済規模も大きく，いわゆる「都市部」の政令指定都市である。また行政機関である児童相談所・福祉事務所の特徴で見ると，A 市は政令指定都市であるため児童相談所と福祉事務所は市直轄の同等の福祉機関として構成されており，また独立型の子ども家庭支援センターはなく福祉事務所に組み込まれた形で存在している。また従事するソーシャルワーカーは，1960 年代より長きにわたり継続的に社会福祉職を専門職採用しているため，専門職としての実践の積み重ねがあり，全国的にも先駆的な取り組みも多く，数多くの社会福祉研究者を輩出している。そして児童相談所と福祉事務所は同じ異動先として存在し，職員の相互入れ替えも多くおこなわれている現状にある。

本研究では，このような対象地域となる都市部である A 市の現状も踏まえ，支援を必要とする母子家庭と支援するソーシャルワーカーを取り巻く母子家庭の親族や地域，保育園・小学校などの関係機関・他の支援機関および支援者，さらに母子及び父子並びに寡婦福祉法や児童福祉法・児童扶養手当法に代表される母子家庭に関連する制度・施策，社会全体などを含めて，それらを「社会的文脈」として位置付けることとする。

（４）当事者支援システム

これまで定義づけてきた本研究での「当事者」「ソーシャルワーカー」「社会的文脈」はソーシャルワーク実践においてそれぞれ独立的に存在しているのではなく，それぞれが

交互作用をすることでソーシャルワークを構築しており、「当事者」「ソーシャルワーカー」「社会的文脈」を一体的に捉える必要がある。本研究ではマイクロレベルのソーシャルワーク実践を構成するこれらの支援を必要とする母子家庭、支援をする行政機関のソーシャルワーカー、社会的文脈を含めた取り巻く親族・地域・関係機関などを「当事者支援システム」として定義する。

この「当事者支援システム」に関して、医療機関における退院支援を検討した新保は「ミクロ・メゾ・マクロ、当事者・専門職による限定はなく、退院支援という目的に応じてある程度の強さをもって相互変容する関係すべてである。このシステムの範囲は、当事者と支援者が望むだけでなく、実際に支援が現実的に受け入れられるかどうかという現実性にも制約される。」（新保 2014:13-14）と定義づけている。本研究においても同様に、「当事者支援システム」に関しては実際のマイクロレベルでの母子家庭への支援において、限定的ではなくその個別性において都度必要とされる取り巻く親族・地域・関係機関を含めたシステムを「当事者支援システム」として定義し、この「当事者支援システム」を研究の対象として設定する。

（5）場面設定

さらに具体的に本研究の対象はこのソーシャルワーク実践の中でも、支援を必要とする母子家庭と行政機関のソーシャルワーカー、及び社会的文脈を含めた取り巻く親族・関係者などで構成される「当事者支援システム」において、実際に面接や訪問、ケースカンファレンスの場を通じて、課題解決に向けて今後の母子家庭の生活について協議し検討していく場に焦点化する。

前述した通り、行政機関である児童相談所・福祉事務所（子ども家庭支援担当・生活保護担当）は、それぞれの異なる目的・背景を持つ。特に児童相談所であれば「子どもの一時保護」「子どもの施設入所」、福祉事務所の子ども家庭支援担当であれば「母子の保護」や「児童扶養手当の受給決定」、福祉事務所の生活保護担当であれば「生活保護の受給決定」などの行政の措置権限を行使する支援に関しては、それぞれの機関を規定する法律や条例などに左右され、ソーシャルワーカーと当事者の関係は大きく異なると言える。しかしながら、その後の行政の措置にとどまらない母子家庭の自立に向けた支援においては、その2つの機関ともにソーシャルワーカーは当事者との協働関係を軸に支援をおこなっていくこととなる。

新保(2014)はこのような当事者とソーシャルワーカーとの関係性の変化を「非対称性」が強く出るソーシャルワーカーの積極的な支援に基づいて決定する時期と、「対等な関係性」から当事者が自律的に決定する時期とがあり、それぞれは排他的な関係ではなく、時間軸の変化により関係性が変化をしていき「支援と自律の連続性」に着目する必要性があるとした。その上で Neison-Becker らの類型を参考にソーシャルワークにおける関係性について、「①完全な権威としての専門職②当事者の選好をふまえた専門職の強制③当事者と専門職の合意④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定⑤当事者主導モデルの 5 段階」(新保 2014 : 28)を連続した関係性があるとした。

本研究ではこの中の「③当事者と専門職の合意」の時期に着目をする。この時期の支援に関しては、支援を必要とする母子家庭との協働関係を軸とする協議が必要であり、それぞれ異なる目的・背景を持つ3つの機関のソーシャルワーカーの支援も共通点が多く存在すると考える。

また当事者の立場から見れば、課題解決に向けて今後の生活について協議が必要になる時期とは、ストレスを生み出す要因とされる「人生の転換期」(佐藤 2001 : 148)において生活空間の再構築が求められる時期に必要となり、支援を必要とする母子家庭はこの際の自らの力だけでは課題解決が困難となる。この困難性が重篤であればあるほど行政の措置権限を利用した支援が必要にあるとともに、行政機関のソーシャルワーカーはこの「人生の転換期」におかれた支援を必要とする母子家庭に対して、協働関係を構築しながらともに生活空間の再構築にあたることこそが責務として求められる。

このことにより、本研究では研究対象の場面として課題解決に向けて今後の母子家庭の生活について協議し検討していく場を設定する。このマイクロレベルのソーシャルワークでの課題解決に向けて今後の母子家庭の生活について協議し検討の場においては、より個別性が重要となり、母子家庭の母の意味世界及び子どもの意味世界がより大きな意味合いを持つこととなると同時に、取り巻く関係者・地域・関係機関の意味世界、またソーシャルワーカー自身の意味世界との交互作用が重要な要素となる。

以上により、本研究の研究対象は、都市部での行政機関における、支援を必要とする母子家庭、行政機関のソーシャルワーカー、社会的文脈を含む取り巻く親族・地域・関係機関によって構成されるその都度変更が可能となる「当事者支援システム」での、ソーシャ

ルワーカーの視座を基点とした、課題解決に向けて協議をしていく場であるマイクロレベルのソーシャルワーク実践とする。

第2節 研究の意義

1. 具体的な実践モデルの提示

本研究の意義の1点目としては、これまでの母子家庭に関する研究では、社会問題としての視点・貧困問題との関連性などの研究や、社会制度・支援システムについての研究、実態を明らかにする調査研究など幅広く研究がおこなわれているが、母子家庭へのソーシャルワーク実践の実践モデルの研究はほとんどおこなわれてきていない。

そのため、本研究での対象となる児童相談所と福祉事務所（子ども家庭支援担当・生活保護担当）の行政機関における母子家庭を支援しているソーシャルワーカーは、経験則によるいわゆる「職人芸」とされる個人的な属性に頼ってソーシャルワークをおこなっており、かつその技能は継承されることが少ない。

本研究では、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における、行政機関での母子家庭へのソーシャルワーク実践の実践モデルの言語化を目指す。この実践モデルの言語化により、行政機関のソーシャルワーカーがおこなうソーシャルワーク実践は、より具体的で実行可能なアセスメント・プランニング・インターベンション・エバリエーションをおこなうことが可能となり、かつ継承可能な実践モデルとしてより多くの支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの質を向上させることができる。それとともに、行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおけるアカウンタビリティに対しても大きな意義があると考ええる。さらに本研究では都市部の行政機関での母子家庭へのソーシャルワーク実践の実践モデルに限定されるが、他の地域や当事者団体・NPO など行政機関以外のソーシャルワーカーによる母子家庭への支援に対しての援用を検討することで、母子家庭へのソーシャルワーク実践全体への寄与も可能になると考える。

2. 支援体制や制度・施策への提言

本研究の意義の2点目は、前節においても記述した通り、社会の中において母子家庭は「就労」「育児」など複数の問題点が集約されやすく「社会的排除」の対象になっている（杉

本 2004, 湯沢 2014, 神原 2010a など). さらに母子家庭に対する社会福祉の制度・施策においては地域の公的一体的総合的な相談・援助体制などの生活マネジメント体制の欠如という大きな問題がある.

このような現状を受け, 厚生労働省は平成 26 年 3 月国会において「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(厚生労働省 2014) を成立させた. その中で母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分であることを指摘し, 地方自治体において母子自立支援員の体制強化と研修機会の充実を解決策として提示し, 支援の充実の必要性が明記され, 支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践について有用な実践が必要とされる状況であることを示唆している. 「違いを排除する空間ではなく, 多様性を認め合って尊重し合い, 共存し合う空間」(佐藤 2010 : 60) である「社会的包摂」を目指すソーシャルワークにおいて, このような母子家庭への「当事者主体」を具現化する実践モデルを構築することには大きな意義があると言える.

機能面として「要保護世帯」と言える支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるソーシャルワークにおける実践モデルを構築することに加え, 行政機関のソーシャルワークの支援の範疇も検証していくことで, 行政機関にとどまらない当事者団体や NPO なども含めた母子家庭に対するよりよい支援体制や制度・施策の構想にも寄与できると考えられる.

3. ソーシャルワーク実践理論への寄与

3 点目として, 本研究はソーシャルワーク実践を多様性や複雑性に富み, さらに不確実なものとして捉える. しかし, このことはこれまで「現場における実践を標榜するソーシャルワークが科学的にあいまいな世界を漂流していることへの批判」(平塚 2011 : 60) や「社会福祉学の脆弱性という根本的問題」(三島 2007 : iv) というソーシャルワークへの批判を含めた指摘につながってきた一面ももち合わせる.

本研究は, この多様性と複雑性を持ち不確実であることを前提としながらソーシャルワーク実践における当事者主体を具現化する実践モデルの構築を目指すことで, 「科学的に曖昧であること」「脆弱性」といったこれまでのソーシャルワーク理論の課題に対しても一つの方向性を示すことが可能となると考える.

4. ソーシャルワーク研究方法論の提示

4 点目として、本研究はソーシャルワークにおける有用な実践モデルの構築において、実際に行なわれている現実のソーシャルワーク実践を基軸として構築を目指す。これは Trotter (2007) が主張する「証拠基盤実践モデル」を参照としている。「証拠基盤実践モデル」は「実践知や直感,そして個人的経験に基づく質的調査を重視する」(Trotter =2007:18) モデルとされ、「ワーカーが何を成し遂げるのかについて明らかにし,日々の活動に調査結果を用いる……それは,価値の多様性や目標の複雑性の存在を否定するものではない。」(Trotter =2007:23) という研究モデルである。

本研究においても、実際のソーシャルワーカーがおこなった個別のソーシャルワーク実践を研究の起点とし、さらにその検証においては筆者自身が実践した自験例も含む。自験例の検討に関しては、主観的なデータであるという問題も指摘されるが、「経験に基づく自然な状態の理解が深いこと」(新保 2014:9) などの利点も多い。このような「証拠基盤実践モデル」に関しては、国が主導する高齢者福祉分野における「地域包括ケアシステム」構想における「地域ケア会議」などにも取り入れつつあり、「証拠基盤実践モデル」を取り入れソーシャルワークの実践モデルを構築していくことは、ソーシャルワーク研究方法論の発展にも寄与すると考える。

第3節 前提となる視点

1. 「人間：環境：時間：空間の交互作用」

本研究において前提となる第一の視点は、「人間：環境：時間：空間の交互作用」である。これは、人間存在を複数のシステムの「相対的独自性のなかで当該システム同士の相互変容関係」(佐藤 2001:158) と捉え、「絶対的なものではない」(佐藤 2009:48) とされる「時間」概念と、「物理的空間のみならず,心理-社会・文化的空間」(佐藤 2010:62) とされる「空間」概念との関連の中で理解される概念である。この「人間：環境：時間：空間の交互作用」は「利用者のひととなりを理解し,利用者の主観的な意味の体系を把握し,利用者を人生の主人公として捉え,利用者の内在的理解に耳を傾ける。利用者の語るストーリーに寄り添いながら,利用者の川の流れがどのようなようであったかを虚心坦懐に理解する。それは利用者が語る時代時代に即して,人間：環境：時間：空間の交互作用を同時に一体化して理解しようとすることであり,また,継続的にここに存在しているものと捉えるこ

とである。」(佐藤 2010 : 61) というソーシャルワーク実践の根幹となる視点を内包している。

この「人間：環境：時間：空間の相互作用」を考える上では、「人間の『生活世界』の複眼的な把握に有効性をもち、システム思考により全体と部分の階層構造的な理解を上位システムと下位システムの概念で捉えることと、フィードバック・システムの援用によって統合的把握が可能」(佐藤 2009 : 45) とされる。さらにマイクロ・メゾ・マクロに至るシステムを相互作用も含めて全体的に捉える思考が必要となり、そのためには「事象を要素と要素の集合から成るものをシステムと捉えるもので、そのように捉えられたシステムは、それより上位のシステムに組み入れられると下位のシステムを構成すると捉え、それより下位のシステムを内包すると上位システムを構成すると捉えることになり、そのシステムレベルにおいても、上位のシステム、システム、および下位システムが存在するという思考の接近法」(佐藤 2001 : 492) とされる、一般システム理論に端を発し、現在も複雑な事象への適用も含めて発展するシステム理論を取り入れる必要がある。

さらに「人間：環境：時間：空間の相互作用」は意味世界をも範疇に入れる。そのため、意味世界を理解する必要性があり、「ある人の生活世界や意味の世界を知るためには、その人に聞くこと、その人の言い分を尊重することがだいじになる。」(佐藤 2009 : 45) とされる。つまりその人その人が話す言葉やストーリーの理解や複数の人々によるそのストーリーの相互作用の把握が可能となる思考法が必要であり、「現実社会的に構成されるものであって、ことばが世界を作る、という思考枠組みで、それらの背景や、言語の意味の批判的分析を重視する接近法」(佐藤 2001 : 495) とされる社会構成主義が有効であると言える。

以上により、本研究では「人間：環境：時間：空間の相互作用」を第一の前提とする視点とし、システム理論と社会構成主義をメタ理論として用いることとする。

2. ソーシャルワークにおける実践モデル

次に本研究において構築を目指すソーシャルワークにおける実践モデルについて定義する。

ソーシャルワークにおける実践モデルは「ワーカーの行動を導き、方法の枠組みを提供する」(佐藤 2001 : 226) ものとされる。また同様に Payne (2014) もソーシャルワークの実践モデルについて、「ソーシャルワーカーが個別の状況に直面した時に、具体的な連続

した行動を示す枠組み」(Payne 2014 : 8) としており、この枠組みは「実践におけるパターンを提示するとともに、実践において何が起きているのかを描写するもの」(Payne 2014 : 9) であるとしている。

さらに久保 (2005) はソーシャルワークの実践モデルについて「(1) ソーシャルワークという実践活動の基盤となる考え方や方法を示すものであって、(2) ソーシャルワークのための理論 (対象となる人や環境を理解するための社会学、心理学等の諸理論) や、(3) ソーシャルワークについての理論 (ソーシャルワークの社会的機能論や発展過程論など) とは異なる」(久保 2005 : i) としている。さらに一定の視点や考え方にもとづく対処方法で事態の改善や当事者にとって望ましい状況をもたらす方法であり、問題改善をもたらすかどうかよりも、当事者にとって望ましいと考えられる一定の視点から提示された実践方法としており、当事者を中心においた視点の重要性を述べている。

これらの定義を参照に、本研究ではソーシャルワークにおける実践モデルとは、「当事者にとって望ましいと考えられる一定の視点から提示された、現実のソーシャルワーク実践において基盤となる考え方を言語化したもの」と定義する。

3. 実践モデルにおける当事者にとって望ましい視点

次に、本研究における、実践モデルに必要となる当事者にとって望ましい視点を定義する。本研究では、当事者にとって望ましい視点として「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を取り上げる。

岡村 (1983) は、ソーシャルワークにおける基盤的概念である「利用者主体」について、社会関係には「主体的側面」と「客体的側面」という二重構造があり、ソーシャルワークとはソーシャルワーカーが利用者の「主体的側面」を援助することが「利用者主体」の実践であるとし、「利用者主体」における「主体的側面」の重要性を説いた。そして「主体的側面」については、前述の通り佐藤 (2001 : 166-167) が「主体的側面」においては個別な「意味世界」が大きな意味を持つとし、それとともに人間は「人間 : 環境 : 時間 : 空間」という客体的側面からの影響を受け、主体的側面と客観的側面が相互に作用し合いながら主体的統合をおこなう瞬時の歴史的結節点に位置する存在としている。そして「利用者主体」において個別な「意味世界」(主体的側面) と社会における「人間 : 環境 : 時間 : 空間」(客体的側面) の交互作用における「主体」の統合が大きな意味を持つとした。つまり人間の「主体」とは独自の「意味世界」で構成されている特別な存在という側面と、一方で

開放システムとして「人間：環境：時間：空間」との交互作用において全体性を維持している側面とが、交互作用しながら統合することによって初めて統合的主体として存在することとなる。

また小山（2004）はソーシャルワークの目的が「クライアントの自己実現」「クライアントの福祉」という人間の主観的側面を強く持つ目的である以上、クライアントにとって何が幸せで何が不幸せかを決めることを他人はできず、本人の「自己決定」を最大限に実現していくことが「自立」につながり、さらにクライアントの「主体性」の尊重にもなるとし、「当事者主体」概念の重要な要素として「自己決定」を主張している。

このことからソーシャルワークにおける「当事者主体」とは、実践主体であるソーシャルワーカーが当事者の持つ独自の「意味世界」に住むという主観的側面と「人間：環境：時間：空間」からの影響を受けるという客体的側面の相互作用における主体的統合を支えながら、そこから導きだされる当事者の「自己決定」を最大限尊重していくことが当事者にとって望ましい支援であるということが言える。

さらにこのような「自己決定」に関して、小山（2004）は他者から独立した「自己」を前提とした「自己決定」論ではなく、関係性の中で「自己」を捉えていくべきであるとし、当事者の内面における「自己決定」ではなく、他者との交流の中での「自己決定」が必要であるとした。加えて加茂（2007）は「自己決定」は他者とのメッセージ交流の中で構成されることによってしか具現化しない非決定論的決定であるとし、ソーシャルワーカーがクライアントに関わりを持つ中で行われる「自己決定」にむけた支援が有用であるとした。

つまり「意味世界」を持つ当事者と、「人間：環境：時間：空間」の交互作用の場に、ソーシャルワーカーが新たに介在しソーシャルワーカーと当事者との関係性が構築されソーシャルワークが生じた際に、ソーシャルワークの場における当事者の新しい「主体的統合」から導きだされた「自己決定」が生じてこそ、ソーシャルワークにおける「当事者主体」が実践できると言える。これは他者との交流の中での「自己決定」、つまりソーシャルワーカーと当事者の間で生じる「合意形成」過程であると言え、新保（2014）が述べているように、ソーシャルワーカーと当事者が、環境条件も踏まえたうえで望ましいと共有できる、多様な意味世界を包含する協働に基づく検討が「当事者主体」を実現するためには必要であり、「『当事者主体』を包有した『合意形成』」が当事者にとって望ましい視点であると言える。

一方でこの当事者にとって望ましい視点であると言える『『当事者主体』を包有した『合意形成』』について、誰がどのように「望ましい」と判断をするのかという問題がある。この問題について田嶋（2013）は「当事者の“当事者性”と専門職の“当事者性”」という課題を提起している。「当事者が抱えるリアリティほど説得力があるものはない」（田嶋 2013：79）とされる反面、「彼ら彼女らに対峙することソーシャルワーカー自身も、ソーシャルワーカーとしての当事者のうちに存在している」（田嶋 2013：81）ため、「当事者と専門職が会う場においては、常に互いのあり方に変更を迫る“せめぎ合い”」（田嶋 2013：81）が生じるとされる。つまり当事者の考える「望ましい」とソーシャルワーカーの考える「望ましい」には差異が生じる可能性があることとなる。

この問題に対して、新保（2014）はソーシャルワークにおける合意形成に関して「文化相対主義」の採用と「複眼的視点」の導入を提示している。「文化相対主義」とは「行為者の所属する社会、集団がそれぞれに価値基準をもつが、その価値基準はその社会、集団の内部における価値基準であり、多様な社会、集団が関連する社会においては、そのすべてに共通する価値基準はない」（新保 2014：44）とする立場であり、この「文化相対主義」における合意形成に際しては「複眼的視点」、つまり多様な視点からの理解が重要となっている。この新保の視点を参考にすれば、当事者が考える「望ましい」、ソーシャルワーカーが考える「望ましい」、さらにその二者関係の中で生じる「望ましい」だけでなく、当事者の主体を軸としながら多様な視点において「望ましい」と共有できる判断が当事者にとって望ましい視点と考えられる。

本研究においては、これらの論考を参照に当事者にとって望ましい視点とは、多様な視点において「望ましい」と共有できる『『当事者主体』を包有した『合意形成』』であると定義する。

4. 実践モデルを構築する「実践知」

『『当事者主体』を包有した『合意形成』』の視点が入り入れられたソーシャルワークの実践モデルを構築するにあたり、本研究では「実践知」を構築するための要素として取り上げる。

ソーシャルワーク実践における実践モデルの構築に際しては、「理論の抽出は、実践活動をおこなった、あるいは、おこなっているなかから抽出される。抽出された理論は、実践を進めるさいの方向性と確かさを与える。」（佐藤 2001：510）とされる。さらに新保（2014）

は実践の中でソーシャルワーカーが感じる臨床の知とも言える「直観」にこそ既存の関連理論にはない独自の理論についての着想やモデルがあるとしていることから、ソーシャルワーク実践モデルの構築に関しては、現実のソーシャルワーク実践からの検討が有効な手段の一つと言える。

さらに岡本（2010）は「理論」と「実践知」の関係について、「(膨大な)現場・臨床のなかで、職員が経験するさまざまな貴重な体験や言説は計り知れないほどの内容を保有していることが予測できる。また、これらの現場・臨床経験はこれまで著書、論文などに記載されていない貴重な内容が含まれているであろうし、ことによると、既存の学説を凌駕するような質の高い内容が含まれている可能性もある。」(岡本 2010:28-29)としている。この理由として平塚（2011）はソーシャルワークの実践が「ソーシャルワーカーという主体的な価値・目的的行為であること、その実現にはソーシャルワーカーの属人性が関わるアートであること、客観性の担保のためのサイエンス性が組み込まれていること」(平塚 2011:61)であるとした。このことにより「実践科学としてのソーシャルワークとは、価値の実現をアートとサイエンスのブリッジにより理論知を構築することである。換言すれば、それはソーシャルワーカーが実践を通して身の中で培ってきた実践知の組織化を意味する。」(平塚 2011:61)とし、アートとされる「実践」とサイエンスである「理論」の循環的な検証によって新しい実践モデルが生み出されるとしている。

このように「実践知」はソーシャルワーカーの主観的側面が強いものの、当事者のよりよい生活に向けて長期間ソーシャルワーカーが試行錯誤を繰り返しながら構築された知識であると言え、その中には『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点を取り入れられたソーシャルワークの実践モデルを構築する要素が含まれていると考える。

これらの視点により、本研究では都市部 A 市での現実の支援を必要とする母子家庭に対する行政機関におけるソーシャルワーク実践での「実践知」から、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点を取り入れられたソーシャルワークの実践モデルの構築を目指す。

第4節 研究の方法

本研究では、都市部 A 市での現実の支援を必要とする母子家庭に対する行政機関におけ

るソーシャルワーク実践における「実践知」から、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点が取り入れられたソーシャルワークの実践モデルの構築を目指すにあたり、ソーシャルワークの研究方法を言及した Gilgun (2013) の研究方法を参照する。

Gilgun はソーシャルワーク実践が「ソーシャルワーカーとクライアントの相互作用に深く関係し、人間の現象の多様な意味と側面を示し、実際の現場における概念と理論と現象の関連性を示す。」(Gilgun 2013 : 107) ことから、「多様な意味と視座を内包させているグラウンデッドセオリーと事例分析は、複雑化であり、乱雑であり、混乱し、押し付けがましく、トラウマテックでもある、実践者の世界を調査者に認識させる。」(Gilgun 2013 : 107) ことができるとした。そしてソーシャルワークの「実践知」を明らかにし、さらにそれを理論化していくためには、グラウンデッド・セオリーと事例研究の混合させた研究方法が有効であると述べている。具体的にはグラウンデッド・セオリーは帰納的手法により実際のソーシャルワーク実践の現場からのコンセプト生成・コンセプトからの仮説生成に適しており、事例研究は手法によって帰納的手法による仮説生成と演繹的手法による仮説検証それぞれに適応できるとしている。

グラウンデッド・セオリーに関しては、志村 (2008) は「グラウンデッド・セオリーはデータを既成の概念でくくるのではなく、データによって概念を指し示させようとする。既成の社会学的概念ではなくクリエイティブな営みがソーシャルワークの独自性を生み出す可能性を示唆している。」(志村 2008 : 51) とし、帰納法的に「実践知」を含めたソーシャルワーカーの実践が説明できるように言語化するための方法であるとしている。またこの現場のデータから「実践知」が生成された時点で、その「実践知」を仮説としていくために文献研究が必要となり、さらに『いかに現場で使えるものであるか』を重要視」(志村 2009 : 56) する必要があるため、グラウンデッド・セオリーが「発見的、説明的研究」(志村 2009 : 56) であることから、その後グラウンデッド・アクション、つまり「効果的な説明理論と操作理論の実証」が必要になるとしている。

一方で事例研究に関しては、前述の Gilgun (2013) は事例研究が帰納法的にも演繹法的にも使用できるとし、事例研究は「(仮説の) 確認、論駁、修正を目的とした、実用的な仮説の立証の過程」(Gilgun 2013 : 110) を行えるとした。その上で、「(事例分析により) 適切にテストをし、修正をし、洗練をし、そして否定をすることである。調査者がこれらの仮説を否定するものを発見した時、新しく発見されたものにフィットするこれらの仮説に

修正する。」(Gilgun 2013 : 110) と述べ、事例研究により否定される事例も織り交ぜながら帰納法的に検証していき仮説を洗練していくことが可能としている。具体的な事例分析の手法は明らかにしたい仮説に合わせて幾つかの方法を選択すべきとしているが、仮説を繰り返し検証していくことで仮説の集合体を作り、それが理論になるとしている。同様に Yin (1994) も、事例研究による理論開発を「分析的一般化」(Yin =1996 : 43) とし、この「分析的一般化」をおこなうにあたり複数事例からの「追試」(Yin =1996 : 44) をしながら分析をおこない、その中で「対立理論」を含めた検討をしながら仮説を理論化していくことが求められるとしている。加えてこの中で単一事例を扱う場合は、「それが十分に定式化された理論をテストするさいの決定的ケースである場合」(Yin =1996 : 54) としている。

これらを参考にすると、ソーシャルワーク実践における「実践知」からの、『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点が入り入れられたソーシャルワークの実践モデルの構築を目指す研究方法は図序-1 のようになる。よって本研究では、実際の母子家庭支援をおこなっているソーシャルワーカーが実際にどのような支援がおこなっているのかを検証しながら実践知をグラウンデッド・セオリーによって概念化し、その上で文献研究をおこない「当事者主体」を具現化する実践モデルの仮説を生成する。そして行政機関におけるソーシャルワークの支援の範疇にも着目しながら、その仮説を母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場に焦点化して複数の事例を対象に事例研究で検証していき仮説を精緻化していき、さらにその仮説を演繹的手法により効果検証をおこなうことで、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での実践モデルの構築を目指していく。

第5節 研究の構成

1. 第1章：グレーザー派グラウンデッド・セオリーによる「実践知」の概念化

まず本研究では都市部 A 市で現実に実践されている行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践で実際にどのような支援がおこなわれているのかを検証しながら「実践知」を概念化するにあたり、グレーザー派グラウンデッド・セオリー (Glaser 1978,1998) の研究方法を用いることとした。このグレーザー派グラウンデッド・セオリーを用いる理由の詳細は第1章の中で記述するが、グレーザー派グラウンデッド・

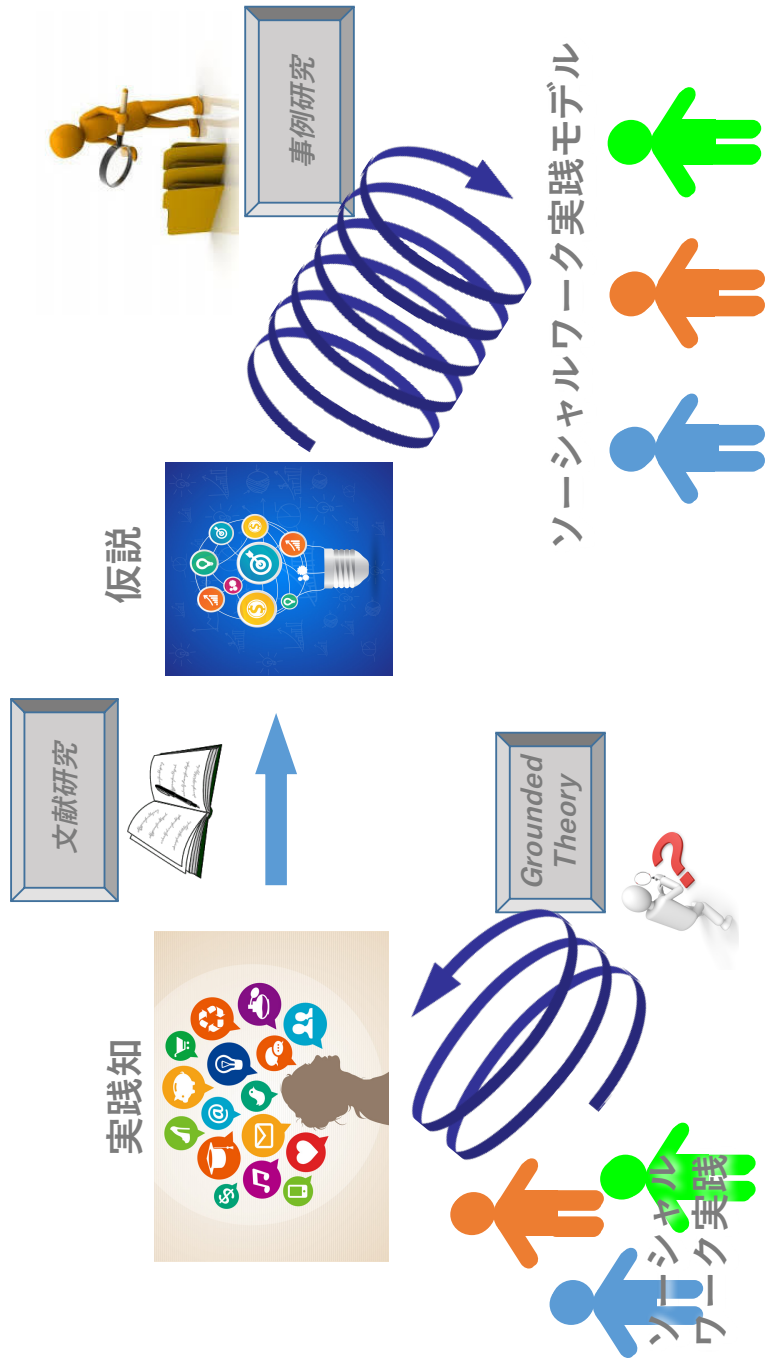


図 序・1 実践モデル生成の流れ (筆者作成)

セオリーは「インタビューや観察などで組織的に得られたデータを丁寧に分析し、そこから帰納法的に概念を叩き上げる。そしてその概念を中心とした、領域や特性を分析することで、『わかる』『使える』理論を生成」（志村 2008：51）することが目的とされ、さらに「当該領域で起こっている事象を説明する」（志村 2008：52）領域限定理論を構築する研究方法であり、「実践知」の仮説を生成するにあたり最適であると判断した。

グレーザー派グラウンデッド・セオリーでは、「研究の問題を設定する段階において先入観や固定された枠組みを極力排除しようとする」（志村 2008：52）という視点を持つ。そこで本研究では、まず当該実践現場のソーシャルワーカーにインタビューをおこないデータ収集をおこなった。グラウンデッド・セオリーでは標本抽出は理論的標本抽出をおこなうこととなるため、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークは行政機関で行われていることを踏まえ、調査対象はA市の行政機関で勤務する児童相談所ソーシャルワーカー、福祉事務所子ども家庭支援担当ソーシャルワーカー、福祉事務所生活保護担当ソーシャルワーカーとした。

次にこのインタビューデータをもとに分析をおこなった。グレーザー派グラウンデッド・セオリーにおいては、まずデータのコーディングをおこないながら、そのインシデントを繰り返し比較分析しコンセプトを生成していく。さらにそのコンセプトを比較分析し、上位のコンセプトを生成する（オープンコーディング）。そして「オープンコーディングの過程で理論を作り上げるための核となる概念、すなわち継続的に浮上し、かつどのインシデントにも関わるコード」（志村 2008：54）、つまり核概念を抽出し、次にこの核概念に関するコーディングをおこなっていく（選択的コーディング）。そして、核概念に基づく選択的コーディングを継続することで、「当該領域でのコードが理論に統合されるために仮説的にどのように相互に関係しているか概念化するものである」（Glaser 1978：72）とされる核概念を中心とした理論化が進められていく（理論的コーディング）。本研究においても、この手順に基づき分析をおこなった。分析においては、グレーザー派グラウンデッド・セオリーの第一人者のスーパーバイズを受けながら、他の研究者にも分析過程を開示することで分析の妥当性に努め、さらに調査協力者に対しても分析過程において内容を開示し分析内容が調査協力者の了解が得られるものになるよう配慮した。そして現実に実践されている支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」の概念生成が飽和したと判断された時点で分析を終了した。

2. 第2章・第3章：文献研究による「実践知」概念からの仮説生成

次に抽出された都市部 A 市で現実に実践されている行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」の概念から、関連する分野に関する文献研究をおこなった。具体的には第2章において抽出された「実践知」の概念における理論コード「認識」と関係する「母子家庭をめぐるソーシャルワーク実践の構造」についての文献研究、第3章において「アクション」「変化」の理論コード及び核概念と関係する「ソーシャルワーク実践における関係性に関する理論」に焦点をあて文献研究をおこない、抽出された現実に実践されている支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」の概念との比較検討をしながら検証をおこない、「当事者主体」を具現化する実践モデルの仮説として生成した。

具体的な研究方法としては、「母子家庭をめぐるソーシャルワーク実践の構造」に関しては、大木（2013）の「トラディショナル・レビュー」を参考にした。その理由としては、現在焦点化されていない「母子家庭へのソーシャルワーク実践の構造」を先行研究の中から明らかにすることを目的とした研究であり、あえて恣意的に抽出し全体像を把握することが必要であると考え、「トラディショナル・レビュー」を採用した。

具体的には大木はレビューの手順として、（1）「課題設定」（2）「文献検索」（3）「内容検討」（4）「文献統合」があるとしている。「文献検索」は予備的な検索である「探索的な検索」と文献を選択する基準を考慮しながら関係する文献をデータベースなどで検索する「系統的な検索」があるとされ（大木 2013：43）、データベース「CiNii」を利用し文献を抽出し、研究対象とした。

次に「内容検討」においては、「関連性の検討」「優先度の検討」「品質の評価」をおこなった上で、クリティカルな内容検討をすることとされる（大木 2013：64-65）。具体的には「関連性の検討」に関してはソーシャルワークが当事者の生活世界すべてを支援対象とすることを鑑み、母子家庭を側面的ではなく全体的に捉えることの視点を持っているかどうかを検討した。また「優先度の検討」に関しては実態調査を踏まえた検討がなされていること、「品質の評価」に関しては発表後引用件数が多いことなどを参考にした上で、徹底した読み込みをおこなった。

最後に文献統合では、研究課題と関連付けて、「コード化」「カテゴリの同定」「カテゴリ間の関係」「結果の精査」「統合した内容のストーリー作り」をおこなうとされる（大木 2013：76-85）。そのため要約表の作成をした上で、主要な視点としている内容を「コード

化」した。さらにその「コード」をもとに考察をおこない、グラウンデッド・セオリーによって抽出された現実実践されている支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」における「認識」との比較をおこない、妥当性について検証した。

次に都市部 A 市で現実実践されている行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」の「アクション」「変化」及び核概念と、「ソーシャルワーク実践における関係性」における理論を検討することで、「当事者主体」を具現化する実践モデルの仮説として「実践知」を検証した。具体的には社会構成主義に裏付けられた「当事者-ソーシャルワーカー関係」の先行研究をレビューしながら、「当事者-ソーシャルワーカー関係」の検証においてシステム理論や複雑系学問の援用の可能性について言及した。その上で「実践知」の核概念とソーシャルワーク理論との関連性を明らかにし、行政機関のソーシャルワークの支援の範疇も検証しながら、「実践知」の核概念が行政機関において「当事者主体」を具現化する実践モデルの仮説であることを立証した。

3. 第4章・第5章：事例研究による仮説の精緻・練り上げ

第4章・第5章ではこれまでの研究により生成された「合意形成」に関わる実践モデルの仮説から、事例研究により母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での具体的な仮説へと練り上げた。

モデル生成を目指す事例研究法について、下山（2001）の「循環的仮説生成-検証過程」（図序-2）を参照した。「循環的仮説生成-検証過程」の事例研究では、まず典型例と判断された事例を分析し仮説との関連性を検証することにより、対象とした事例の状態に最も適合する仮説を段階的に生成し、仮説を実践有効性が認められる仮説として練り上げていくとした。

この典型例の検証については、米本（2004）は「福祉臨床は1例ごとの経験でしかあり得ないとしても、その経験のあり様を『反省的』に捉え返してみれば、ある一定の構造が見えてくるのであり、一般性との関連も明らかになってくる。」（米本 2004：17）

とし、1事例を「条件分析を綿密に行うことによって、一般性への架橋を持っている～この架橋性があるがゆえに、1例が棋譜としてその後の実践への参考・参照となるわけである。」（米本 2004：20）とした。

次に下山はその仮説を複数の事例での検討をおこない、その中から抽出されるパターンについてのグループ分けをしてその特徴を「類型仮説」として生成をしていくとした。下

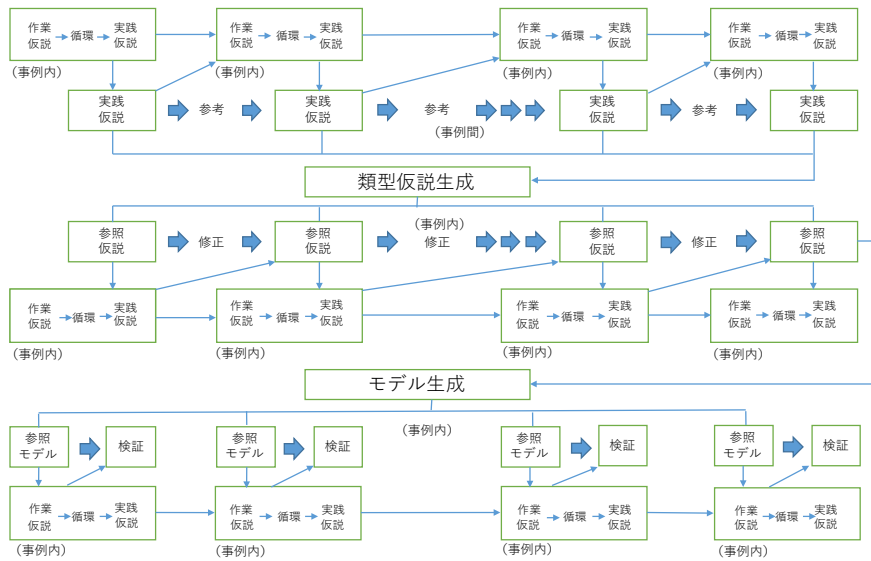


図 序-2 循環的仮説生成-検証過程 (出典 下山 2001:71)

山はこの「類型仮説」が「事例内の臨床的仮説生成-検証過程を適切に遂行するための参照枠となる」(下山 2001 : 69) としている。最後にこの「類型仮説」を個別事例の仮説生成-検証における参照枠として適用し、「実践的有効性の観点から修正がなされるとともに、仮説の構成概念の統合度を高める作業」(下山 2001 : 70) をおこなうことで、『関連する現象を包括的にまとめ、そこにひとつのまとまったイメージを与えるようなシステム』として機能するようになった段階で、モデルが生成されることになる」(下山 2001 : 70) としている。

また Yin (1994) は「類型仮説」生成を目的に複数の事例を検証する際、「(a)同じような結果を予測するか (事実の追試 : literal replication), あるいは(b)よくできる理由であるが対立する結果を生むか (理論の追試 : theoretical replication)」(Yin =1996 : 62) を選択すべきであるとしている。その理由として仮説が立証される条件に加えて、仮説が発見されない条件を説明することにより、仮説をさらに内容豊かな理論枠組みに開発することができ、理論に近づけることが可能となるからとしている。

本研究では、この下山 (2001) 及び米本 (2004), Yin (1994) の事例研究法を参考に、

仮説の実践有効性の向上を目指した典型例の単一事例研究（第4章）、「類型仮説」の生成を目指す成功事例・失敗事例の分析による複数事例研究（第5章）をおこない、仮説の精緻化と練り上げを目指した。

次に具体的な事例研究の設計として、Yin（1994）の事例研究のリサーチ設計を参照とした。Yin はリサーチ設計において、「①研究問題②あるとすれば、その命題③その分析単位④データを命題に結びつける論理⑤発見物の解釈基準」（Yin = 1996 : 29）が必要であるとしている。まず本研究の①研究問題②研究命題に関しては、これまで述べたとおりである。③分析単位は、本研究の場合ソーシャルワーク実践自体が研究対象であるため、限定はなく支援という目的に応じて相互変容する「当事者支援システム」（新保 2014 : 13）における「合意形成」を分析単位とした。④データを命題に結びつける論理については、事例研究（第4章）については事象の因果関係を明らかにし仮説の精緻を目指すため、「現象に関する因果的結びつきの集合を明らかにする」（Yin = 1996 : 148）とされる「説明構築」の手法を採用する。事例研究（第5章）については、成功事例・失敗事例からグループ分けをおこなうことから「経験に基づくパターンを予測されたパターンと比較する」（Yin = 1996 : 142）とされる「パターン適合」を採用する。⑤発見物の解釈基準については、本研究で明らかにするのが現実のソーシャルワーク実践において基盤となる考え方である「実践モデル」であるため、現場のソーシャルワーカーが感覚として取り入れられるかどうかを解釈基準とすることとし、取り上げる事例に関して本研究の前に外部機関の研究者や複数のソーシャルワーカーとの事例検討をおこない、事例の解釈を共有することで妥当性に努めた。

またこのリサーチ設計の質の判断基準として「①構成概念妥当性②内的妥当性③外的妥当性」（Yin = 1996 : 46）などがあるとされる。まず①構成概念妥当性については、「複数の証拠源の利用」「証拠の連鎖の確立」「主要な情報提供者によるレビュー」（Yin = 1996 : 48）が必要とされるため、本研究の事例については筆者自らが実践した自験例を採用することとし、証拠は「直接観察」及び「ケース記録」とし複数採用した。また分析内容を当事者及び関係者にも開示し意見をもらうことで、構成概念妥当性に努めた。②内的妥当性については、Yin は分析手法として「説明構築」「パターン適合」などを採用することで妥当性を高められるとしている。③外的妥当性に関しては、前述の下山の「循環的仮説生成-検証過程」により複数事例を検証することで外的妥当性に努めた。

さらに事例のサンプリングについては、「(事例研究においては) サンプリングの論理で

はなく追試の論理に従うべき」(Yin =1996 : 70) とされており、成功事例に関しては、「明示的に予測された同じ結果 (事実の追試)」(Yin =1996 : 70) が想定される事例として、ソーシャルワーカー・母子家庭・関係機関及び外部の事例検討によって母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でよりよい「合意形成」ができたと評価された事例を抽出し、失敗事例に関しては外部の事例検討により、よりよい「合意形成」ができていなかったと評価された事例を抽出した。

具体的な事例の記述に関しては、具体的な記述方法を提示した「研究資料としての事例を作成する手続き」(根本 2000 : 16) に基づき、①信頼関係樹立の過程が具体的に記述されていること②人・問題・状況の記述、諸要因の全体関連性の分析があること、③援助計画、援助手段に関する記述が具体的に記述されていること、④問題改善・変化についての記述が具体的に記述されていること、⑤事業所内ケース会議における検討を経ていること、⑥所外検討会における検討を経ていること、⑦サービス利用者の援助過程に対する評価が確認され記述されていること、⑧援助過程を主として進め原資料を纏めたワーカーの解釈や評価が記されていること、⑨実践理論研究者のその事例の意義についてのコメントが記されていること、⑩プライバシー保護のための加工が施されていることなどを記述した上で、「『厚い記述』という質的調査の特性」(三毛 2009 : 77) を踏まえて記述をおこなった。

4. 第6章：事例研究法による仮説検証・モデル生成

第6章では、これまで練り上げてきた仮説を検証すべく、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「当事者主体」を具現化するモデル生成を目指した単一事例研究を用いて、演繹的に効果検証をおこなった。

事例研究の設計については、第4章・第5章で取り入れた Yin (1994) の事例研究のリサーチ設計及びリサーチ設計の質の判断基準と、根本 (2000) の具体的な事例の記述に準拠しながら事例検討をおこない、加えて仮説の効果検証をおこなうため介入前後の変化を検討するシングル・システム・デザイン (平山ら 2002) を参考にし、仮説の効果検証をおこなった。具体的には介入前と約3ヶ月後の具体的な変化について当事者及び家族に聞き取りをおこないながら、生成された仮説が母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で『当事者主体』を包有した『合意形成』を可能とする、支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク実践に影響を与えたかを検証した。

第6節 本研究により得られる知見

本研究によって明らかになった都市部での行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践での、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における「当事者主体」を具現化する実践モデルとは、『揺らぎ』に基づく合意形成」である。

「揺らぎ」とは「システムの均衡状態からズレ、その延長として既存の枠組みからのズレである」(今田 2005 : 19) とされ、本研究では「揺らぎ」を「人間の集団システムにおいて、そのシステムの現存する論理ではなく、そのシステムに存在する個々の意味世界を重視することによって、システムのずれを生じさせシステムの変容に導くもの」として定義した。

そして『揺らぎ』に基づく合意形成」とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムでの合意形成を目指す上で、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座は排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら合意形成における「創発」を誘発する実践モデルである。この視座を持ったソーシャルワーク実践をおこなうことで、当事者にとって望ましい視点である『当事者主体』を包有した『合意形成』を達成することが可能となることが明らかとなった。またこの『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座からの支援にあたっては、

- ① 当事者支援システムの動的境界の妥当な認識と共有をおこなうこと
- ② 当事者支援システム内の意味世界の取り込みを妥当な時期に丁寧かつ詳細におこなうこと
- ③ 当事者支援システム内の意味世界とその差異を共有できるように媒介をおこないながら、その相互作用を促進・把握をすること
- ④ 決定論的な視座を持たない中で「創発」を誘発し、その後も流動的な関係性を維持すること

という4つの要素に配慮し、支援することが重要であることが示された。

この『揺らぎ』に基づく合意形成」の概念は、

- ① 実際に都市部 A 市において支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践をおこなっている行政機関のソーシャルワーカーの実践から、その行政機関のソーシャルワーカーとの協働により「実践知」を抽出
- ② その「実践知」をこれまでに実施された支援を必要とする母子家庭に対する実態調査

- および量的調査と関連づけ、さらに関連するソーシャルワーク理論との関係性を検証し行政機関のソーシャルワークの限界性とも関連付けながら「仮説」として生成
- ③ その生成された「仮説」を筆者自身が都市部 A 市において行政機関のソーシャルワーカーとして経験した自験例をもとに、他の研究者やソーシャルワーカーとともに練り上げ、「類型仮説」として生成
 - ④ さらに効果検証をおこない、この「仮説」を『当事者主体』を包有した『合意形成』を可能にしたと確認

という帰納法的な研究手法により生成をした概念である。つまりこの概念は理論と実践の循環のもとに生み出された概念であるとともに、ソーシャルワーク実践において有効性が高い概念である。

以上、本研究の構成を図式したものが図序-3 である。本研究は、多様な意味世界が交錯し複雑な相互作用が展開される、支援を必要とする母子家庭・行政機関のソーシャルワーカー・その都度変更が可能となる取り巻く親族・地域・関係機関によって構成される「当事者支援システム」において、ソーシャルワーカーの視座を基点としたマイクロレベルのソーシャルワークの過程での母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における、『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点を取り入れられた母子家庭の「当事者主体」を具現化するための実践モデルの構築を目指す研究である。そして母子家庭の「当事者主体」を具現化するための実践モデルの構築に際しては、行政機関のソーシャルワークの支援の範疇も検証しながら、実際の母子家庭に対する支援をおこなっているソーシャルワーカーの実践知をグラウンデッド・セオリーによって概念化し、その上で文献研究をおこない「当事者主体」を具現化する実践モデルの仮説を生成し、この仮説を複数の事例を対象に事例研究で検証していき仮説を精緻しながら『揺らぎ』に基づく合意形成」という実践モデルを構築し、さらに事例研究においてその効果検証もおこなう、帰納法的手法を軸とした研究である。

注

- 1) 本研究では、ソーシャルワークの援助対象を全て「当事者」と表記する。
ソーシャルワークの援助対象の名称に関しては、「クライアントから利用者へ、そし



図 序-3 本研究の構成

(筆者作成)

て『当事者』へと名称が変更されてきた。」(藤井 2011: 45) とされる。この変遷に関して、西村 (2012) は「従来の専門家パターナリズムを排し、……専門家主導になりがちであったことへの対抗するもの」(西村 2012: 30) であり、「客体として扱われていた当事者の存在から、自己決定権をもつ『個人』としての存在の転換」(西村 2012: 30) であると指摘した。またこの背景として、久保 (2014) は「社会福祉の対象者として受動的な立場におかれていた人たちが、社会福祉サービスの利用者として積極的なアクターとなり、地域福祉の担い手となっていることがある。」(久保 2014: 26) とした。その上でソーシャルワークにおける「当事者」を「社会生活を送っていく上で困難な状況に置かれ、その生を継続するためには他者の支援を好むと好まざるとにかかわらず受けざるをえない人、そして、その支援を受けることが正当であること」(久保 2014: 26) と定義している。

ただこのソーシャルワークの援助対象の名称に関しては、統一した名称が用いられているわけではなく、現在も「クライアント」「利用者」「当事者」の表記が混在している状況にある。本研究では、ソーシャルワーク実践においては援助対象の主体性を最大限尊重する立場をとる。また本研究の対象である支援を必要とする母子家庭は、必ずしも支援に対して利用意思を持っているわけではない。このことを踏まえ、本研究ではソーシャルワークの援助対象を久保の定義を参照に生活課題に直面している「当事者」と表記した方が妥当であると判断した。

ただし「クライアント」「利用者」「当事者」の表記が混在している状況を踏まえて、引用に際してはその研究者が使用している表記をそのまま引用することとする。しかしソーシャルワークの援助対象としては同義であることを前提に使用する。

- 2) 支援を必要とする母子家庭の中には、母子生活支援施設に入所し支援を受けている母子家庭もあり、その母子生活支援施設での支援に関する研究も多く存在している。また加えて母子生活支援施設は、地域に暮らす母子家庭への総合的な相談機関としての役割を担うことも期待されている。しかしながら、本研究では母子生活支援施設に入所をしていない地域で暮らす母子家庭への支援には独自の特徴があると判断するとともに、母子生活支援施設が地域で暮らす母子家庭に対する支援に関しても未だ定着する段階にはなっていないと判断し、研究対象を地域で暮らす母子家庭に限定し、支援するソーシャルワーカーからも母子生活支援施設を除外している。

また母子家庭への施策の一つである「母子及び寡婦福祉法」は 2014 年に改称され

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」になっており、制度としてはこれまでの母子家庭のみの支援施策から父子家庭も取り込んだ「ひとり親家庭」施策への転換がおこなわれている。この父子家庭に関して、藤原（2010）によれば父子家庭の数が母子家庭に比べ圧倒的に少なく、これまで制度施策の対象から外れていたこともあり、父子家庭の研究の蓄積は限定的であるとされる。またその研究の中でも「父子家庭の問題が経済的問題よりも生活問題が深刻である」（金川 2012b：9）との指摘や、一方で父子家庭の経済的問題も深刻であり「全体としてシングルファーザーのシングルマザー化が進んできている」（赤石 2014：31）との指摘もあり、父子家庭に関する実態調査等は今後さらに進めていく必要がある段階であると言える。本研究ではこれらの父子家庭を巡る状況を踏まえ、母子家庭と父子家庭の共通する部分を多くあると考えられるが、社会的背景など異なる部分も多く、現段階で父子家庭の調査等が進んでいないこともあり、研究対象を父子家庭を含めたひとり親家庭とはせず、母子家庭に限定することとした。

第1章 「支援を必要とする母子家庭」への ソーシャルワーク実践における実践知

第1節 「実践知」の抽出の意義

ソーシャルワーカーは日々試行錯誤しながら、当事者と向き合い、当事者と協働関係を構築しながら、その協働関係を軸に課題解決に向けた生活空間の再構築の実現に向けたソーシャルワーク実践をおこなっている。そのソーシャルワーク実践において、ソーシャルワーカーの拠り所となるのがソーシャルワーク理論であるが、現実のソーシャルワーク実践は「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で刻一刻と状況が変化していくため、その場・その時・その環境における瞬時の判断を複合的におこなう必要があり、ソーシャルワーク理論を単純に実践に当てはめることは困難である。日々実践をおこなっているソーシャルワーカーは多くの当事者と出会い、数多くの実践を重ねながら、内省的な経験を踏まえ、ソーシャルワーク実践を「経験」として積み上げていき、その中で現実在即したより適切、そして妥当で複合的な瞬時の判断がおこなえる知識を構築していく。

この「経験」から得られるソーシャルワーカーの知識は、「実践知」「暗黙知」「経験知」「アート」などと呼ばれ、近年「実践」と「理論」の循環的な関係性の注目とともに重要視されるようになってきている。

平塚（2011）はソーシャルワーク実践が「精緻に組み立てられた理論知とは違い、人間の主観、主体的な行為に負うため、あいまいさや不確かさを伴う」（平塚 2011:60）ため、ソーシャルワークの実践知は「曖昧模糊とした世界から〈わたし〉というソーシャルワーカーの身体知を通して、ソーシャルワーカーなる世界と他の世界を切り分け、再びそれを身の内で整序して、ソーシャルワーカーに求められる世界を描き、これを実現する知恵である。」（平塚 2011：61）というように実践知を説明している。

また清水（2012）は現象学の視点から、当事者の存在性を尊重する中で「直感による存在の《気づき》と抽象思考による意味の《記号化》の対比的融合を体験において繰り返していくところに現れる知」（清水 2012：180）をソーシャルワーカーの「臨床の知」としている。そしてこれは「経験」と「身体性」によって構築され、「人間という存在（事物存在ではない実存）自体にかかわらざるを得ないソーシャルワーカーは、直ちに理論知を持ち出しても『戸惑う』ばかりである。まず、主体の《身体的体得知》ともいべき《臨床の知》の形成過程を経る必要がある」（清水 2012：199）としている。

この実践知と理論との関係性について、Trevithick (2005) は「何が現実あるいは真実なのかを理解することは困難だからである。したがって、知識を構成するのは複雑な問題であり、その知識を現代のソーシャルワーク実践に適用するという課題がある。」(Trevithick =2008 : 36) とし、ソーシャルワーク実践に必要な知識として「理論的知識」「事実に関する知識」「実践的知識」の3つをあげている。この中の「実践的知識」については、「実践者によって引き出されてきた知識」(Trevithick=2008 : 63) であり、それはソーシャルワーカーの実践の中で「自己に関する知識と自己覚知の重要性」「批判的熟考／熟考性」「批判的思考」を踏まえることで作り上げられたものとした。そしてこの「実践的知識」は「知識を利用するだけでなく、実践のなかの知識を基盤として新しい知識、すなわち新しい理論と説明を作り出すことができるという事実を見逃すべきではない。」(Trevithick=2008 : 72) とし、実践の中に生み出された「実践知」から新しい理論を生成することが重要であるとしている。

同様に平塚 (2011) も「人の行為に負うソーシャルワークの実践は属人的なアートの世界に一つの足場をもつ。経験を通して得られた実践知といっても精緻に組み立てられた理論知とは違い、人間の主観、主体的な行為に負うため、あいまいさや不確かさを伴う。ソーシャルワークが実践科学と称するならば、その解明こそが必要であろう」(平塚 2011: 60) としている。また空閑 (2012) も「ソーシャルワーカーの『直観と経験と類推の積み重ね』を、たとえば『科学的でない』などという言葉で切り捨てるのではなく、その『直観と経験と類推の言語化』、たとえば、『なぜそうするのか』『なぜ思うのか』『何を感じたのか』『その感覚はどういうものか』『その考えはどこからくるのか』などを言語化していく作業が求められているのである。」(空閑 2012 : 15) と実践知を言語化していくことで新しいソーシャルワーク理論へつながるとしている。

このような実践知から理論を生成しようとする取り組みは近年活発におこなわれている。新保 (2014) は、実践知とも言えるソーシャルワーカーの「直観」にこそ、既存の関連理論にはない独自の理論についての着想やモデルがあるとし、医療ソーシャルワーカーの退院支援の事例研究からその中の「直観」を磨き上げることで、「状況的価値」(新保 2014 : 114) という新しい概念を生み出している。また衣笠 (2015) はソーシャルワークの「価値」と「原理」について論考しながら、回復期病棟のソーシャルワーカーの実践及び社会福祉協議会での地域支援の実践の事例研究を通して「多様な意味の媒介と合意形成の社会的装置」(衣笠 2015 : 210) という概念を生成しており、横山 (2012) は精神保健福祉士のソーシ

ャルワーク実践を概念化することで「他者性（クライアント性）の内在化プロセス」（横山 2012 : 213）という新たな概念を詳細に分析している。同様に大谷（2012）も精神保健福祉士の実践から「エンパワーメントとパターナリズムの共存」（大谷 2012 : 173）などの概念を生み出している。

本研究においても、都市部の行政機関においての支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク実践での母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における「『当事者主体』を包有した『合意形成』」といった視点を取り入れられた実践モデルの構築を目指すにあたり、この「実践知」を構築の基盤とする。そこで本章では、都市部 A 市の行政機関でのソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭に対してどのようなソーシャルワーク実践をおこなっているかを概念化しながらこの基盤となる「実践知」を抽出することから試みる。

第 2 節 研究方法

1. グラウンデッド・セオリー

本章では現実に実践されている支援を必要とする地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワーク実践について概念化し「実践知」の抽出を試みるにあたり、グラウンデッド・セオリーの手法を用いる。

グラウンデッド・セオリーは、「研究の方法として確立したのは 1967 年の『*The Discovery of grounded theory*（グラウンデッド・セオリーの発見）』の出版によると一般的に認識される」（志村 2008a : 74）とされる通り、Glaser と Strauss によって開発された質的研究方法である。Glaser と Strauss（Glaser 1998 : Glaser , Strauss 1967）は、社会的プロセスの抽象的な理論的説明の構築を意図し、以下のような 7 つの段階を含んだ研究をグラウンデッド・セオリーとして開発した。

- 1) データ収集と分析が同時に進行すること
- 2) 分析的コードとカテゴリーを予め予想した論理的に演繹された仮説からではなく、データからコードとカテゴリーを構築すること
- 3) 継続的比較法を使用し、分析の各段階において比較をおこなうこと
- 4) データ収集や分析の各段階において理論の開発を進めること
- 5) メモ書きによってカテゴリーを精緻化し、それらの特性を明確に記し、カテゴリー間の

関係を定義し、差異を特定すること

6) サンプリングは理論構築を目指すもので、母集団の代表性を目指すものではないこと

7) 独自の分析を展開した後に、先行研究調査をおこなうこと

このグラウンデッド・セオリーの特徴は、「著名な社会学者によって生成された壮大な理論、グランド・セオリー (Grand Theory) を検証する研究ばかりではなく、理論を生成するタイプの研究方法の必要性を重要視し」(志村 2008a : 75)、「データから組織的に生成される理論」(志村 2008a : 75) を目指した研究方法である。そして「インタビューや観察などで組織的に得られたデータを丁寧に分析し、そこから帰納法的に概念を叩き上げる。そしてその概念を中心とした、領域や特性を分析することで、『わかる』『使える』理論を生成」(志村 2008b : 51) することが目的とするところに特徴がある。さらに「当該領域で起こっている事象を説明する」(志村 2008b : 52) 領域限定理論を構築する研究方法であり、本章で目指す実際に実践されている支援を必要とする地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワークについての実践知の概念化をおこなう研究方法として妥当であると考えられる。

またこのグラウンデッド・セオリーは理論の発展とともに、いくつかの異なる方法論が開発されている。木下 (2007) はグラウンデッド・セオリーにはオリジナル版、ストラウス版、グレーザー版、M-GTA などがあるとしており、また Simmons (2013) は Charmaz (2006) が発展させた構成主義グラウンデッド・セオリーの存在を取り上げている。それぞれの相違点に関しては、論者によって力点が異なる。

木下 (2007) は「ストラウスとコービンが初學者でも実践しやすいようにとの配慮から、例えば条件マトリックスなるものを提案し手順を非常に具体的にあるいは模式的に示そうとしたのに対して、グレーザーはデータに対する忠実な姿勢と研究方法としての体系性を重視し、それへの信頼を強調している。」(木下 2007 : 19) とし、M-GTA は新たに「コーディングの明確化」「【研究する人間】の視点の導入」を新たに導入したとしている。

また三毛 (2002) はこれらの手法の相違として「認識論の違い」(三毛 2002 : 22) があるとして、グレーザー版は実証主義、ストラウス・コービン版はポスト実証主義、M-GTA はシンボリック相互作用論に依拠しており、これらの違いによって「調査者と調査対象者との相互作用やデータ分析方法における違い、さらに、データ収集方法を導く」(三毛 2002 : 22) としている。

Simmons (2013) は Charmaz が発展させた構成主義グラウンデッド・セオリーに代表されるグレーザー派グラウンデッド・セオリー以外のグラウンデッド・セオリーが、客観主

義と構築主義の二元論にとらわれており、「あらかじめ予想した要素をデータ収集と分析に組み入れる」(Simmons 2013: 23)とした上で、このことをおこなうことにより「研究の成果に影響を与え、それを脆弱にし、根拠を持たないものにしてしまう可能性を持つ」(Simmons 2013: 23)とした。これに対して、グレーザー派グラウンデッド・セオリーは「先入観を最小化すること、データに忠実であり続けること、解釈というよりネーミングをおこなうこと、創発的に出現するようにすること、無理強いやおしつけに抵抗すること、客観性という理想への献身を堅持し続けること」(Simmons 2013: 25)を徹底するところに特徴があるとしており、「理論がデータに根ざしていればいるほど、その理論はよりコントロール可能な理論的立脚点が存在するのは当然であり、それゆえこの理論は行為の基礎としてますます価値の高いものになる」(Simmons 2013: 25)としている。そのためグレーザー派グラウンデッド・セオリーは「人間の経験の基盤であり、そして時間と環境を超えて変革と変動にさらされているにもかかわらず永続性のある」(Simmons 2013: 27)「パターン化された複数の主観的現実を発見し概念化し説明すること」(Simmons 2013: 27)が可能になるとしている。つまりグレーザー派グラウンデッド・セオリーは「研究の問題を設定する段階において先入観や固定された枠組みを極力排除しようとする」(志村 2008b: 52)という視点をより強く持つことで、現場からのデータに忠実であり、現場からの新たな創発的な概念生成を可能としていることが特徴としてあげられる。

本章は現実に実践されている支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践から有用な「実践知」を抽出することを目的としており、この目的に照らし合わせて現場、つまりデータに密着し実践からの概念抽出に適していると考えられるグレーザー派グラウンデッド・セオリーを採用することとした。

2. 研究枠組み

本章ではグレーザー派グラウンデッド・セオリー (Glaser 1978, 1998) の研究方法に基づき、まず都市部 A 市の行政機関に勤務するソーシャルワーカーにインタビューをおこない、データ収集をおこなった。グラウンデッド・セオリーでは標本抽出は理論的標本抽出をおこなうこととなるため、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークは主に行政機関でおこなわれていることを踏まえ、調査対象は都市部 A 市の児童相談所ソーシャルワーカー、福祉事務所子ども家庭支援担当ソーシャルワーカー、福祉事務所生活保護担当ソーシャルワーカーとした。その上で、本研究に賛同し調査に同意をした 7 名のソーシャルワーカー

にインタビュー調査をおこなった（内訳は表 1-1 参照．インタビューをおこなった順番に掲載．）．この 7 名の調査協力者の選定は，この 7 名がその A 市のそれぞれの機関において中心的な役割を担っていることから，専門性が高いと判断し選定した．インタビューは自らがおこなっている母子家庭へのソーシャルワーク実践を自由に語ってもらうことを主軸とした．調査期間は平成 26 年 10 月から平成 27 年 11 月までで，7 名に対してそれぞれ 1 ～ 2 回実施をした．

次にこのインタビューデータをもとに分析をおこなった．グレーザー派グラウンデッド・セオリーにおいては，まずデータのコーディングをおこないながら，そのインシデントを繰り返し比較分析しコンセプトを生成していく．さらにそのコンセプトを比較分析し，上位のコンセプトを生成する（オープンコーディング）．そして「オープンコーディングの過程で理論を作り上げるための核となる概念，すなわち継続的に浮上し，かつどのインシデントにも関わるコード」（志村 2008b : 54），つまり核概念を抽出し，次にこの核概念に関するコーディングをおこなっていく（選択的コーディング）．そして，核概念に基づく選択的コー

表 1-1 調査協力者一覧

	年齢性別	職種	経験年数	所持資格	回数
1	50 代女性	福祉事務所子ども家庭支援担当 ソーシャルワーカー	31 年	社会福祉主事	2 回
2	40 代女性	福祉事務所子ども家庭支援担当 ソーシャルワーカー	17 年	社会福祉主事	1 回
3	20 代女性	福祉事務所生活保護担当 ソーシャルワーカー	7 年	社会福祉士	1 回
4	20 代男性	児童相談所ソーシャルワーカー	5 年	社会福祉主事	1 回
5	40 代男性	児童相談所ソーシャルワーカー	17 年	社会福祉士	2 回
6	30 代女性	福祉事務所生活保護担当 ソーシャルワーカー	15 年	社会福祉士	1 回
7	30 代男性	福祉事務所子ども家庭支援担当 ソーシャルワーカー	17 年	社会福祉士	1 回

（筆者作成）

ディングを継続することで、「当該領域でのコードが理論に統合されるために仮説的にどのように相互に関係しているか概念化するものである」(Glaser 1978 : 72) とされる核概念を中心とした理論化が進められていく(理論的コーディング)。本章は、この手順に基づき分析をおこなった。¹⁾ また「コーディングされたデータの分析がほぼ終了し、核となる概念が一層確固たるものになった時点で、その核となる概念の文献を調査することがグラウンデッド・セオリーにおける文献調査」(志村 2008b : 54) とされる先行研究については、続く第2章・第3章でおこなった。

3. 倫理的配慮

本章の調査では、調査協力者に研究の趣旨と、概念化されたデータのみ提示をおこなうため個人が特定される情報は言及しないことを説明し、書面で同意をもらった上でインタビューを実施した。インタビューは同意の上録音し、その後逐語録として文字データ化した。研究結果に関しては調査協力者に開示し、公表に関しても口頭で同意をもらっている。また東洋大学の倫理委員会による承諾を受けて調査研究をおこなっている。

第3節 分析結果

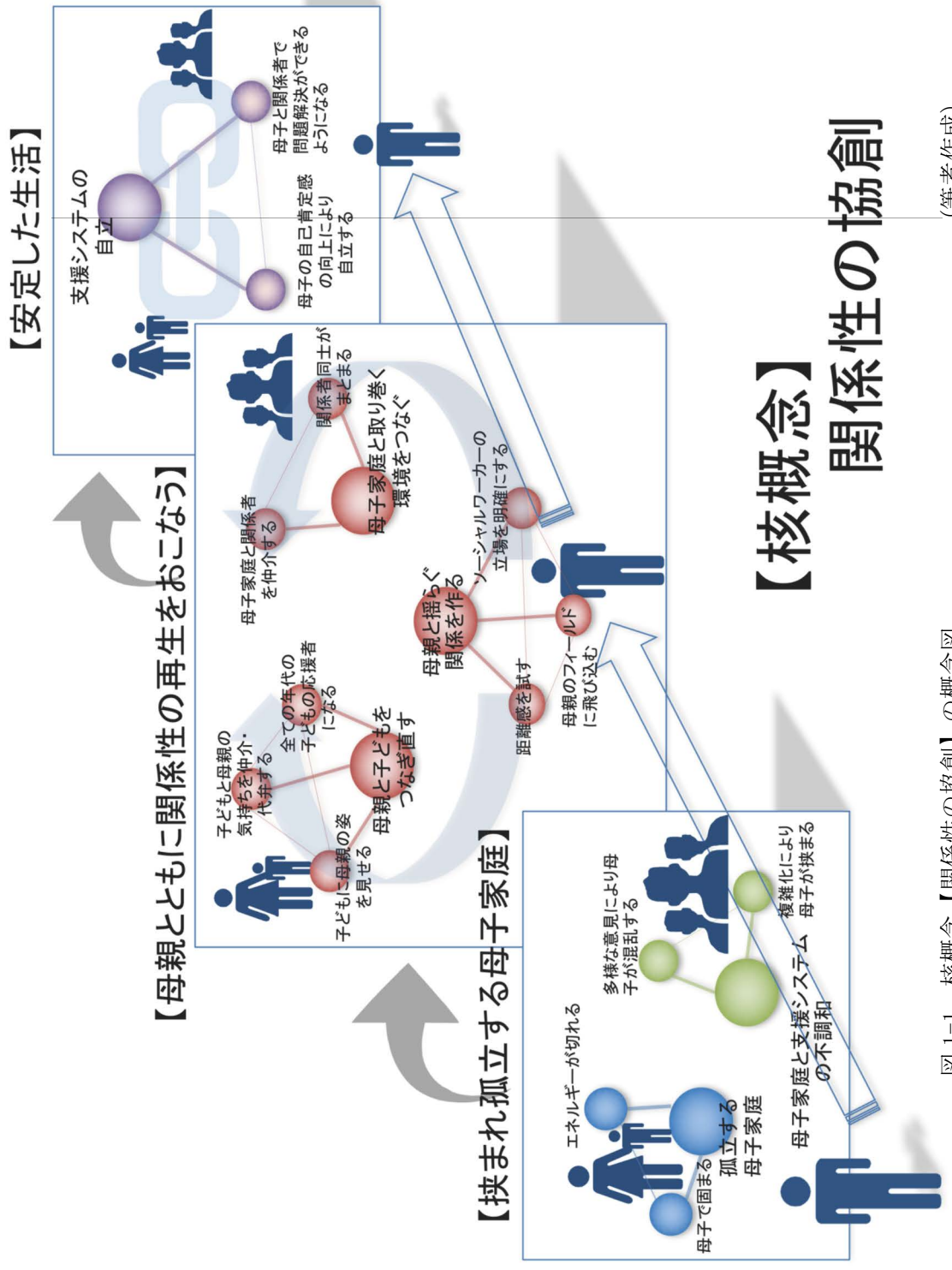
インタビュー調査の分析の結果、14 のコンセプトが抽出され、6 のカテゴリーが生成され、3つのステージが浮かび上がった(表 1-2)。また継続的に浮上し、かつどのインシデントにも関わるコードである核となる概念は【関係性の協創】という概念が浮上し、これらの核概念及びカテゴリーは理論的コーディングにより図 1-1, 図 1-2 のようにまとめられた。

以下、表 1-2 及び図 1-1 と図 1-2 をもとに、これらの核概念及びカテゴリーの分析結果を述べる。核概念は【】、ステージは ()、カテゴリーは []、コンセプトは < >、コードを << >>、実際のインシデントを「」で表記をする。

表 1-2 インタビュー調査分析結果

コア カテゴリー	ステータ ス	カテゴリー	コンセプト	コード	
関 係 性 の 協 創	挟まれ孤立する母子家庭	孤立する母子家庭	母子で固まる	人間関係がうまく結べない 職場も周りとうまくいかない 他人が入らず子どもは取り込まれちゃう 拒否的な対応をされる 複雑な家庭で育っている 愛された経験がとても乏しい	
			エネルギーが切れる	全てが面倒になっている 何にもやる気がしない いろんなことを一人でやらなければいけない 疲れきってしまっている	
		母親と支援システムの不調和	多様な意見で母子が混乱する	子育てっていう曖昧な部分 いろいろな意見が出てくる どうしていいかわからない きちんとアドバイスしてもらったことがない	
			複雑化により母子が挟まる	関係者に挟まっている 関係者同士が喧嘩する 意見が対立しちゃって何も動かなくなる 偏見みたいところはすごくある 問題を複雑にしている部分	
	母親とともに関係性の再生をおこなう	母親と揺らぐ関係を作る	母親のフィールドに飛び込む	母のフィールドに飛び込む 頑張れ、偉いねって言い続けてあげる 今できていることからなるべく褒める 優しく教えてあげる 苦手な分野を助けてあげる 母の希望に寄りそう 関係を作る	
			ソーシャルワーカーの立場を明確にする	根本の問題を見る 支援の方向性を考える 見極めをする 提示の仕方を考えていく わかりやすく考えていることを伝える	
			距離感を試す	違う考えを持っている人と理解してもらう 依存させるときはさせる 関係性はその都度変わる 柔軟に関係を作る	
		母親と子どもをつなぎ直す	全ての年代の子どもの応援者になる	頑張れと応援する 覚悟を決めて子ども達を支援する	
			子どもに母親の姿を見せる	お母さんが頑張っているっていう姿を子どもたちに見せる 母の姿をきちんと子どももわかると安定する	
			子どもと母親の気持ちを仲介・代弁する	第三者が介して、お互いの気持ちを言い合わせる 双方の気持ちを双方が理解できるとある程度落ち着く	
		母子家庭と取り巻く環境をつなぐ	関係者同士がまとまる	他機関の見方を理解する 違う役割を認識する チャンネルを多く持つ 普段から情報交換する 共通の目的を共有する 一致団結する	
			母子家庭と取り巻く関係者を仲介する	制度をうまく使う 味方をいっぱい増やす つなぎをうまくする チャンネルを広げる 母子の意見を関係者に伝える 母子と関係者の意見を仲介する	
		安定した生活	支援システムの自立	母子と関係者で問題解決ができるようになる	意外な解決策 同じ方向を見て考えることの意義 みんなが納得できる意見 どんな問題でも解決が可能 違う意見でもその都度工夫して解決
				母子の自己肯定感の向上により自立する	母に自信が付き顔つきが変わる 母が精神的に安定する ソーシャルワーカーは踏み台 母子が自分で生活を作っていく

(筆者作成)



(筆者作成)

図 1-1 核概念【関係性の協創】の概念図

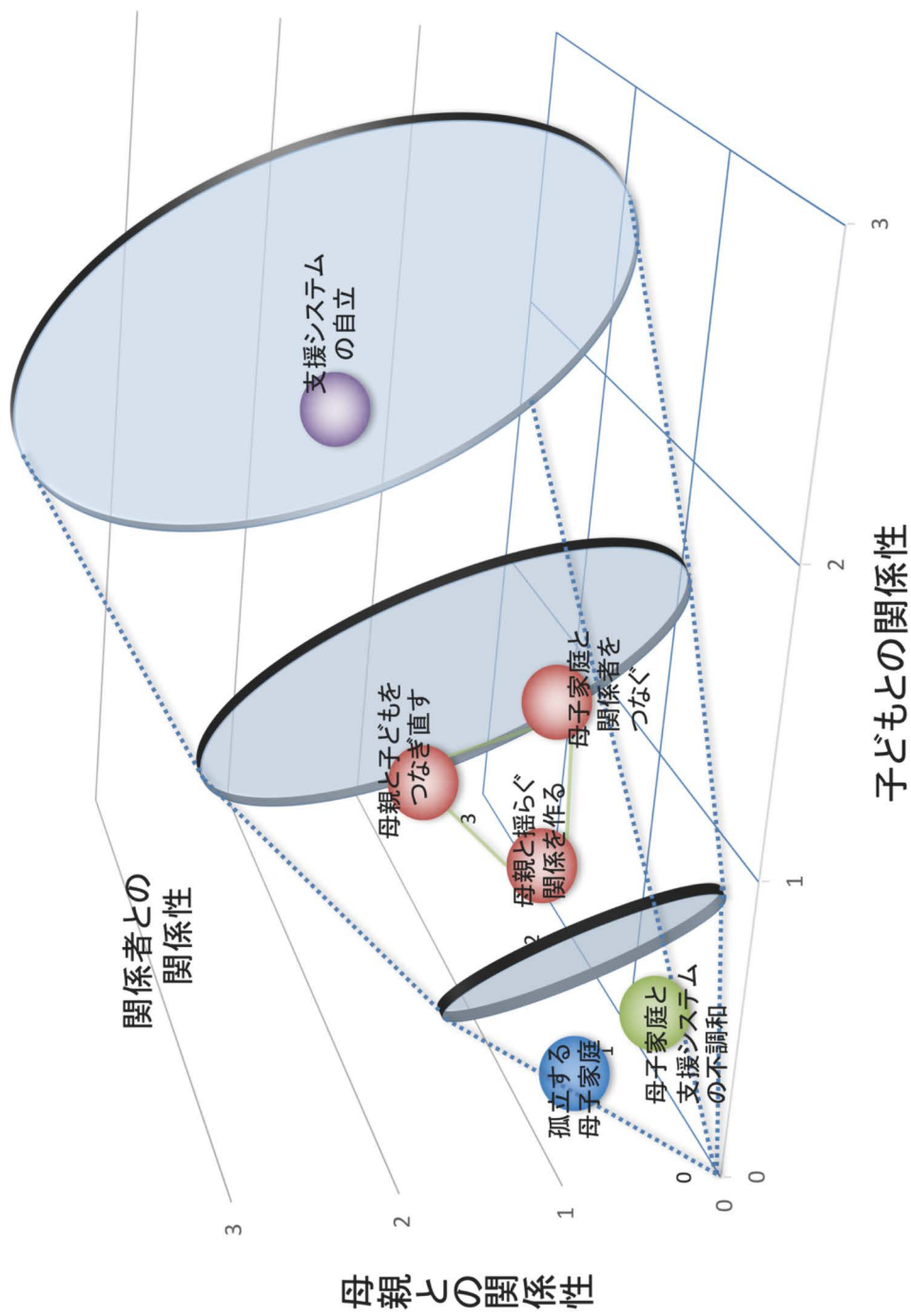


図 1-2 核概念【関係性の協創】のイメージ図 (筆者作成)

1. 核概念：関係性の協創

本研究において継続的比較的分析から創発された核概念は【関係性の協創】である。A市の行政機関のソーシャルワーカーは母子家庭への支援において【関係性の協創】をおこなっていた。A市の行政機関のソーシャルワーカーは、周囲との関係の中で孤立し母親と子どもだけの関係性になりがちで、本来それを支援すべき関係者との間にも不調和がある中で、母子家庭の母親、子ども達、関係者それぞれとソーシャルワーカー自身の違いを共有しながら関係性を構築していた。そして母親との関係性を軸としながら、各々の違いを乗り越える形で母子家庭の母親、子ども達、関係者をつなぐ、もしくはつなぎ直し、関係性を母子家庭とともに創出することで、母子家庭の母親や子ども達の自己肯定感を上げるとともにどんな問題も協力し合いながら解決に向かって協働できる支援システムを構築していた。これは図 1-2 で示しているように、A市の行政機関のソーシャルワーカーがそれぞれの違いについて共有しながらつなげていくことで、支援システムが有効に機能する領域を母子家庭とともに創出し拡大させていることを意味している。つまり【関係性の協創】とは「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」である。

そして【関係性の協創】は図 1-1 のように3つの大きなステージから成立する。第1のステージは（挟まりながら孤立する母子家庭）ステージであり、このステージではA市の行政機関のソーシャルワーカーは支援を必要とする母子家庭に対する認識をしているステージであり、母親が周囲から拒否的な対応をされたり、元々受け入れられた経験が少ないことに加え、母親と子どもだけの関係性が強くなることで〈母子で固まる〉状況にあり、また母子家庭の母親が色々な役割を担わされることによる〈エネルギーが切れる〉状態もあり、〔孤立する母子家庭〕という認識を持っている。また支援をおこなう支援システムにも、関係者の色々な意見がバラバラに母親に対して助言されることによる〈多様な意見で母子が混乱する〉という問題点も存在し、また関係者同士の関係性がうまくいっていないことによって〈複雑化による母子が挟まる〉こともあり、〔母親と支援システムの不調和〕があるとA市の行政機関のソーシャルワーカーは考えている。この（挟まりながら孤立する母子家庭）の状況をソーシャルワーカーが認識することにより、第2のステージに移行することができる。

第2のステージの（母親とともに関係性の再生をおこなう）は3つのプロセスからなり、【関係性の協創】を実際におこなうアクションとして、まずA市の行政機関のソーシャルワーカーはソーシャルワーカーと母子家庭の母親との関係性に着目し、母親との関係性の構築にあたって、ソーシャルワーカーは〈母親のフィールドに飛び込む〉ことをおこなう。一方で母親とは異なる、専門職としてのソーシャルワーカーの意見も伝えることで〈ソーシャルワーカーの立場を明確にする〉もおこなう。さらには状況に応じて関係性をその都度変化させられる〈距離感を試す〉ことを通して、A市の行政機関のソーシャルワーカーは〔母親と揺らぐ関係を作る〕ことをしている。そしてこの〔母親と揺らぐ関係を作る〕を基軸としながら、母子家庭の子どもとの関係性に対しても、ソーシャルワーカーは子どもが年長者であれば直接的に子どもとの関係性を構築し、年少者であれば権利擁護としての機能を果たしながら〈全ての年代の子どもの応援者になる〉ことをおこなう。それと同時に〈子どもに母親の姿を見せる〉〈子どもと母親の気持ちを仲介・代弁する〉もおこない、硬直している母親と子どもとの関係性に対して〔母親と子どもをつなぎ直す〕支援する。さらに同様に〔母親と揺らぐ関係を作る〕を基軸としながら、母子家庭を取り巻く環境に対しても、ソーシャルワーカーと母子家庭に関係する関係者との関係性の中で〈関係者同士がまとまる〉ことを目指し、また関係者と母子家庭の関係性については〈母子家庭と取り巻く関係者を仲介する〉ことをおこなうことで、〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕ことをおこなっている。図1-2の通り、これらの〔母親と揺らぐ関係を作る〕〔母親と子どもをつなぎ直す〕〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕という関係性の3つの軸を、〔母親と揺らぐ関係を作る〕を基軸としながら協創していくことで、支援システムが有効に機能する領域を母子家庭とともに創出し拡大していくことが可能となり、【関係性の協創】を成立させるためのソーシャルワーカーのアクションとなる。

この（母親とともに関係性の再生をおこなう）というアクションをした結果、第3のステージである（安定した生活）へ変化することができる。この（安定した生活）は【関係性の協創】に向けたアクションの変化により支援システムの変動が起こり、支援システム内で新たな解決方法が生まれることが可能となり、変化する多くの問題に支援システムが自主的に対処できる〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉ことが生じるとソーシャルワーカーは考えている。そして母子の自己肯定感の向上を生み出し、母子家庭が自らも内包された支援システムとともに主体的に生活していける〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉ことが達成され、〔支援システムの自立〕が達成されるとA市の行政機関のソーシャ

ルワーカーは考えている。

まとめると、図 1-1 は【関係性の協創】の第1のステージから第3のステージまでの時間的な流れを表したものである。A市の行政機関のソーシャルワーカーは支援を必要とする母子家庭を（挟まれ孤立する母子家庭）という認識をした上で、母子家庭を含めた支援システムに介入し（母親とともに関係性の再生をおこなう）アクションをおこない、その結果生じる変化として母子家庭が主体となって生活できる（安定した生活）が確立されソーシャルワーカーが支援システムから退くことで「支援システムの自立」が達成される。

そして図 1-2 はこの【関係性の協創】におけるアクションを、ソーシャルワーカーと「母親との関係性」「子どもとの関係性」「関係者との関係性」という3つの軸で説明したものである。母親との関係性を軸としながら、それぞれとの関係性を構築していくとともに、それぞれをつなげていくことで、支援システムの関係性を母子家庭とともに創出しながら拡大していき、地域で暮らす支援を必要とする母子家庭にとってよりより支援システムを構築していることを表している。

2. 認識（挟まれ孤立する母子家庭）

【関係性の協創】における第1ステージは（挟まれ孤立する母子家庭）であり、これはソーシャルワーカーが目の前に現れる何らかの課題を抱えた、地域で暮らす支援を必要とする母子家庭に対して、ある共通する特徴を感じており認識しているステージである。

（1）孤立する母子家庭

A市の行政機関のソーシャルワーカーは「職場も周りとうまくいかなくて転々としちゃうって感じで。だからお母さんも生きづらくて。」というように支援を必要とする母子家庭の多くがうまくいかない他者との人間関係を抱えており、加えて母親自身がこれまでの生活の中で他者から支えられたことが少なく《複雑な家庭で育っている》《愛された経験がとても乏しい》状況にあると考えている。さらにこうした他者との関係性が乏しい中で母子家庭内の母と子の関係においては他者が入り込みにくい状況により、非常に距離感の近い密着した母子の状態《他人が入らず子どもは取り込まれてしまう》状況にあると理解している。このように、外部との関係性としてうまくいかない他者との人間関係と、内部では密着した母子という関係性を持ち、外部からの影響は少なくなり内部で母子だけの密着した関係性のみが強固に構築され変化を生み出しにくい状況となり、支援を必要とする母子家庭

には〈母子で固まる〉特徴があると考えている。

また「いろんなことを一人でやらなければいけなくて、とても疲れきってしまっていて」というように、母親が家庭・社会の中で多くの役割を担わされていることから心身ともに疲弊をしてしまい《何もやる気がしない》《疲れ切ってしまっている》の状況にあるとソーシャルワーカーは考えている。このように母子家庭の母親はエンパワメントの欠如とも言える〈アレルギーが切れる〉状態にあるとソーシャルワーカーは感じている。

このような〈母子で固まる〉状況から母親や子どもは周囲や家族との関係性がうまくとれず、母と子の関係も変化が生じにくい状況となり、〈アレルギーが切れる〉があることで周囲との関係性をとるきっかけもつかめず、〔孤立する母子家庭〕という状況があると A 市の行政機関のソーシャルワーカーは考えている。

（２）母親と支援システムの不調和

またこのような母子家庭を支援する支援者側の現状として、「子育てっていう曖昧な部分でいろいろな意見が出てきて」「いろんな人から、違う意見を言われてお母さんもどうしていいかわからなくなって」というように、様々な異なる意見が母親に助言される状況がある。さらに支援者側に、「どこも助言してくれても、その 1 回だけで継続的に支援している人が誰もいない」というように、長期的・継続的な視点を持って母子家庭への支援をおこなう支援者がおらず、単発的にその場限りの助言しかおこなうことしかできないため、〈多様な意見で母子が混乱する〉現状があると考えている。

「偏見みたいなところはすごくある。支えるべき関係者も。そういうことが問題を複雑化している部分もあるんじゃないかな。」など、その異なる意見によってさらに問題が複雑化していく現状もあり、また「本当は同じ目標があるはずなのに、意見が対立しちゃって何も動かなくなって」など、様々な関係者が母子家庭に関わる中でそれぞれの機関が異なる意見を持ち、《関係者に挟まる》現状があると感じている。このような《いろいろな意見が出てくる》《関係者に挟まる》状況において、支援者側の問題点として〈複雑化により母子が挟まる〉という課題があるとソーシャルワーカーは感じている。

この〈多様な意見で母子が混乱する〉と〈複雑化により母子が挟まる〉は、相互に関係することにより〔母親と支援システムの不調和〕を生み出していると A 市の行政機関のソーシャルワーカーは考えている。

3. アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）

第1ステージでの支援を必要とする地域で暮らす母子家庭に〔孤立する母子家庭〕〔母親と支援システムの不調和〕という課題があるという認識を踏まえて、A市の行政機関のソーシャルワーカーは第2ステージでは（母親とともに関係性の再生をおこなう）という【関係性の協創】をするための様々なアクションを「母親との関係性」を軸としながら、同時に「子どもとの関係性」「関係者との関係性」に対しても展開している。

（1）母親と揺らぐ関係を作る

A市の行政機関のソーシャルワーカーは母子家庭の母親へのアクションとして、母親が語る世界をまず一旦全てを受け入れ、同じ視点を持つことを強く意識し、また「でもとにかく応援しているよ、頑張れ、偉いねって言い続けてあげる」というように、母親の現状や少しでもできていることに対して、意図的に母親へ積極的な支持をすることもおこなっている。そして母親がソーシャルワーカーに対して述べる希望に対して、できるだけ寄り添うようにしており、ソーシャルワーカーとして可能な限り期待された母親の希望が叶うように支援をおこなっている。これらのことは、ソーシャルワーカーが母親の持つ生活世界を同様に感じる、つまり「共感」を軸とした関わりを通して母親からの「信頼」を得る過程であり、ソーシャルワーカーは〈母親のフィールドに飛び込む〉をしている。

一方でソーシャルワーカーは、専門職として母親に対してアセスメントをおこないながら、ソーシャルワーカーとして母親の生活や環境の課題やその解決方法がどこにあるのかを検討し、ソーシャルワーカーの視座を明確化することを意識している。また「こちらが考えていることがきちんと伝える。なるべくわかりやすく」というように、それを言語化して母親に伝えるというわかりやすくソーシャルワーカーの意見を伝えることもおこなっている。これはソーシャルワーカーが母親とは別な視点で専門職としての視点を明確化し、さらにはそれを母親にきちんと伝えるという〈ソーシャルワーカーの立場を明確にする〉ことをしている。

そしてソーシャルワーカーは母親との関係性の中で、あまり寄り添いだけにもならず、かといって立場表明だけをも強調せず、母親の個別性にも配慮しながらも寄り添いと立場表明を意識しよりよい関係性を維持できるよう意識している。一方で一時的にでも依存させることが必要と判断した場合は同調を強調し、依存させないことが必要と判断した場合は違いを強調するということもおこなっている。これはつまり「関係性もその都度変わるの

で、そこはあまりこだわりのないというか、柔軟に」と述べられているように、よりよい関係性を維持しながら状況に応じて寄り添いと立場表明の強度の変化を可能とする〈距離感を試す〉ことをソーシャルワーカーは目指している。

このように A 市の行政機関のソーシャルワーカーは母親への支援をおこなうにあたり、〈母親のフィールドに飛び込む〉〈ソーシャルワーカーの立場を明確にする〉〈距離感を試す〉を目指している。これは母親への共感・寄り添いとソーシャルワーカーの立場表明を同時並行でおこなうことにより、母親との関係性を固定的な関係ではなく、状況においてよりよい変化が可能となるような流動的な関係を目指しており、共感をベースとしながらも関係性がフレキシブルである〔母親と揺らぐ関係を作る〕をソーシャルワーカーはおこなっている。

(2) 母親と子どもをつなぎ直す

A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、共感や信頼といったことによる母親との関係性を基軸としながら、硬直化しがちである母子家庭の母親と子どもの関係性にも介入している。まず子どもに対しては「(子どもがアルバイトで) ○△で働くって言っていたから頑張ってるね。」など比較的高学年の子どもであれば子どもの意思表示に対して直接最大限の応援をしている。また自分の意思表示ができない比較的低学年に対しては安心して暮らせる居場所の確保などを権利擁護の視点から目指していくなど、手法を年齢層に応じて変化させながらどの年齢層の子どもに対しても寄り添い〈全ての年代の子どもの応援者になる〉ことをおこなっている。

また「でもお母さんが頑張っているっていう姿を子どもたちに見せることが、子ども達の頑張りにもつながったかなって」というように、子どもにきちんと母親の姿を意識させ母親のことを理解してもらおうということをおこなっている。これは母子家庭の中での母と子どもの関係性において密着しすぎることによって逆に見えにくくなっている母親の姿を第三者を通して理解してもらおうという、〈子どもに母親の姿を見せる〉を意識している。

そして母子家庭の母親と子どもの関係性において、「第三者が介して、お互いの気持ちを言い合えたりとか、今まで思っていた気持ちが出てきて泣いちゃったりとか、お互いに泣いている姿を見てこんなに思われているんだっていうのを確認できる。」など、母子家庭という閉塞しがちで固定的な関係性になりやすい母親と子どもの関係性に対して、母親と子どもそれぞれが違う意見を持つ人であるということを双方に理解してもらおうという〈子ども

と母親の気持ちを仲介・代弁する）を目指している。

このように A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、母子家庭の母親と子どもの関係性に介入するにあたり、〈全ての年代の子どもの応援者になる〉〈子どもに母親の姿を見せる〉〈子どもと母親の気持ちを仲介・代弁する〉を意識しており、これは子どものエンパワメントをおこないつつ、子どもに母親のことも理解してもらい双方の理解をも促進させることにより、硬直しがちな関係性から母親と子どもとが一人の個性を持った人間として相互理解を深める〔母親と子どもをつなぎ直す〕ことをおこなっている。

（3）母子家庭と取り巻く環境をつなぐ

A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、共感や信頼といったことによる母親との関係性を基軸としながら、母子家庭を取り巻く他の相談機関・教育機関・親族などの関係者との関係性についても介入をおこなっている。ソーシャルワーカー自身が関係者との関係において、「よく喧嘩はしちゃうんだけど、やっぱりあっちにはあっちの見方があるからそこは理解しないと」というように、各関係者がそれぞれの立場・違う視点で母子家庭に関わっているという役割の違いを認識するという関係者との違いを理解することを意識している。また「みんなでここで守っていきようとか、お母さんもここでやっていくっていう風にみんなとの信頼関係が作れた」というように、母子家庭を支援するという大きな共通性を改めて関係者と共有するという関係者との共通の目的を共有することもおこなっている。つまり A 市の行政機関のソーシャルワーカーは〈関係者同士がまとまる〉ことを目指しながら、関係者との多様性を包有した関係性の構築を目指している。

そして A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、「制度をうまく使って、関係者を、味方をいっぱい増やして」というように母子家庭と関係者の関係性について必要な関係者と母子家庭を引き合わせることをおこなっている。またその関係性の構築にあたっては、「お母さんと関係者で意見が対立しがちなんだけど、そこはそれぞれの意見の意味を分かってもらって」と述べられたように、母子家庭と関係者の関係悪化を防ぐためにそれぞれの意見を聞き、その意味を双方に伝えるという母子家庭と関係者の意見を仲介することも意識しており、母子家庭と関係者の違いを常に意識しながら、それぞれの立場も取り込み相互理解をもとに関係を構築できる〈母子家庭と取り巻く関係者を仲介する〉ことを A 市の行政機関のソーシャルワーカーは意識している。

このように A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカー自身と関係者

との関係性において〈関係者同士がまとまる〉をおこない、母子家庭と関係者との関係性においては共感や信頼といったことによる母親との関係性を基軸としながら〈母子家庭と取り巻く関係者を仲介する〉を目指すことで、ソーシャルワーカー・関係者・母子家庭それぞれ違う意見を尊重しながら、その異なる意見を仲介していくことで〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕支援をしている。

4. 変化（安定した生活）

A市の行政機関のソーシャルワーカーは第2ステージでのアクションをもとに、母子家庭の母親、子ども達、関係者それぞれとソーシャルワーカー自身の違いを共有しながら関係性を構築し、各々の違いを乗り越える形で母子家庭の母親、子ども達、関係者をつなげて、関係性を母子家庭とともに創出し拡大すること、つまり【関係性の協創】をおこなっている。

この【関係性の協創】がおこなわれたことの変化として第3ステージでは（安定した生活）となり、これは支援システム内において多種多様な意見が尊重され、それらが融合することで「みんなが上手く関係が取れていると、意外な解決策がでてきて、案外それで上手く行っちゃう」というように、支援過程において《意外な解決策》が出やすくなると感じている。また「ある程度落ち着いてくると、あらかたどんな問題でもみんなで解決できるようになるから、そうなるよね」とのコメントのように、このように多種多様な意見が尊重され新たな解決方法が生じやすくなることで、その後生じる新たな課題についても対処することが可能となると考えており、〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉変化があると感じている。

さらに「私たちは踏み台だから」というコメントのように、母子家庭と関係者での違いを認めた支援システムが構築され、その中で課題解決が可能になることにより、母親自身が支援システムを含めた自分の生活をコーディネートしていけることが可能となり、A市の行政機関のソーシャルワーカーは〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉ことが可能になると考えている。

このように【関係性の協創】がおこなわれた変化として第3ステージでは（安定した生活）が見られるようになり、母子家庭と関係者での支援システムにおいて〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉ことが生じ、さらに母子家庭の母親と子どもに母子のエンパワメントが起こり、最終的に〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉ことが可能となるとA市の行政機関のソーシャルワーカーは考えている。これはつまり母子家庭と関係者による

支援システムが、変化する状況においてもその都度システムを自ら適正に変容させ対応することができるようになることを意味しており、A市の行政機関のソーシャルワーカーは〔支援システムの自立〕が生じると考えている。

第4節 考察

本章では、地域で暮らす支援を必要とする母子家庭に対して有用な実践をおこなっている7名のA市の行政機関のソーシャルワーカーにインタビュー調査をおこない、「実践現場で何か起きているのか」という視点をもとにグレーザー派グラウンデッド・セオリーを用いて、7名のソーシャルワーカーの実践知の概念化をおこなった。

その結果この7名のA市の行政機関のソーシャルワーカーは母子家庭への支援において「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」という【関係性の協創】をおこなっていた。

そして第1のステージの（挟まれ孤立する母子家庭）では、母子家庭の状況として母子家庭と社会・親族・地域社会との関係性の中で〈母子で固まる〉と〈エネルギーが切れる〉状況があり、〔孤立した母子家庭〕という認識を持っていた。さらにシステムにおける〈多様な意見で母子が混乱する〉〈複雑化により母子が挟まる〉状況による〔母親と支援システムの不調和〕があるとソーシャルワーカーは考えていた。

またそのような認識のもと、第2のステージの（母親とともに関係性の再生をおこなう）では、ソーシャルワーカーは母親を軸としながら、子ども、関係者に対しても同時並行的にアクションを行ない、さらにその三者をつなげることで支援システムの有効な領域を母親と協創していた。まず母親に対して〈母親のフィールドに飛び込む〉〈ソーシャルワーカーの立場を明確にする〉〈距離感を試す〉をおこない〔母親と揺らぐ関係を作る〕をしていた。また母子家庭の子どもとの関係性に対しても、〈全ての年代の子どもの応援者になる〉〈子どもに母親の姿を見せる〉〈子どもと母親の気持ちを仲介・代弁する〉をおこない、〔母親と子どもをつなぎ直す〕支援していた。さらに関係者に対しても、〈関係者同士がまとまる〉〈母子家庭と取り巻く関係者を仲介する〉をおこなうことで、〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕支援をおこなっていた。

そして第3のステージである（安定した生活）においては、このアクションの結果の変化として、〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉状況が生じ、〔支援システムの自立〕が起こるとソーシャルワーカーは考えていた。

この分析結果は7名のA市の行政機関のソーシャルワーカーとも数回にわたり共有・意見交換をおこなった上で「理解できる」との意見をもらっており、概念としては飽和しており、この7名のA市の行政機関のソーシャルワーカーのソーシャルワーク実践における実践知であると言える。しかしあくまでこの結果はこの7名のA市の行政機関のソーシャルワーカーの「直観」「経験」などを言語化した「領域限定理論」であり、この実践知をソーシャルワークの実践モデルに向けて磨き上げていくとともに、行政機関のソーシャルワークの限界性を検証していく必要がある。そのためには、「コーディングされたデータの分析がほぼ終了し、核となる概念がより一層確固たるものになった時点で、その核となる概念の文献を調査することがグラウンデッド・セオリーにおける文献調査なのである。」（志村2008c:54）とされる通り、本調査により明らかになったコンセプトに関連する先行研究との比較検討していくことで、さらにこの実践知を検証していく必要がある。

続く第2章・第3章において、本調査で概念化された「認識」と「アクション」「変化」に分けて先行研究との比較検討をおこないながら、行政機関のソーシャルワークの支援の範疇も検証していきながら、【関係性の協創】という概念を実践モデルの仮説として磨き上げていく。

注

- 1) 本研究の分析過程においては、東洋大学志村健一教授のスーパーバイズを受けながら、志村研究室の他の研究員にも分析過程を開示することで分析の妥当性に努めている。また調査協力者に対しても、分析内容を適宜フィードバックし、その分析内容に対しての意見交換をすることで、より調査協力者の感覚に近い分析に近づけている。

第2章 母子家庭をめぐる社会的状況と「実践知」の比較検討

第1節 「実践知」における「認識」と先行研究

第1章において、調査協力者である7名の行政機関のソーシャルワーカーは母子家庭へのソーシャルワーク実践を通して、支援している母子家庭が抱える社会的背景や、母子家庭を支えるべき制度や支援体制の問題点を多く感じていた。具体的には、支援を必要とする母子家庭が、社会・親族・地域社会との関係性において〈母子で固まる〉と〈エネルギーが切れる〉状態から〔孤立する母子家庭〕の状況にあると考えていた。そしてその母子家庭を支えるべき支援システムも〈多様な意見で母子が混乱する〉〈複雑化により母子が挟まる〉による〔母親と支援システムの不調和〕があり、(挟まれ孤立する母子家庭)という認識を7名のソーシャルワーカーは持っていた。7名の行政機関のソーシャルワーカーはこの認識をすることで、その母子家庭とともに【関係性の協創】をおこないソーシャルワーク実践を展開していた。つまりこの【関係性の協創】の検証に関しては、その基盤となるソーシャルワーカーが感じていた支援を必要とする母子家庭に対する「認識」がより広い範囲での一般化が可能であるのかという検証がまず必要となる。

本章では、この7名の行政機関のソーシャルワーカーの実践知の基盤となっている「認識」について検証するため、母子家庭へのソーシャルワークにおける社会的状況を先行研究から検証し、第1章で得られた「認識」のステージと比較検討していく。

第2節 研究方法と視点

これまでの母子家庭に関する先行研究では、社会問題としての視点・貧困問題との関連性などの研究や、社会制度・支援システムについての研究、実態を明らかにする調査研究など幅広く研究がおこなわれている。これは母子家庭が様々な要因から影響を受けて生活をしていることを意味していると考えられ、母子家庭へのソーシャルワークにおける社会的状況を検証するにあたって、実存するミクロレベルでのソーシャルワーク実践における人と環境だけではなく、様々な要因の間の相互の影響も視野に入れる必要があると言える。そこで本章ではシステム理論及び社会構成主義を軸として、母子家庭をめぐる社会的状況を検討していく。

具体的には、本章では社会構成主義を取り入れ、システム論的な思考も併せ持つ Payne (2014) のソーシャルワークの構造¹⁾を参考とする。Payne は、ソーシャルワークはソーシャルワーカー・当事者・社会的文脈によって社会的に構成されるとし (Payne 2014:27), ソーシャルワークの構造は、それぞれが影響し合う社会構造と個人的な関わりの複合体であり、社会的・文化的領域、機関・制度施策領域、当事者・ワーカー領域という 3つの領域において構成されるとしている (Payne 2014:27)。この社会的・文化的領域とは多義的で社会的文化的コンテクストと交互作用をする場であり、機関・制度施策領域とは制度・施策、それらを実施するワーカーが所属する機関との交互作用をする場、当事者・ワーカー領域とは「当事者-ソーシャルワーカー関係」における言語による相互作用をおこない構成されている場とされる。またこれらの領域が固定化して存在しているのではなく、それぞれが外在化・内在化・客体化を繰り返しながら相互反映的に存在し、可変的な構造であるとしており、このような Payne のソーシャルワークの構造を参照することにより、母子家庭へのソーシャルワークの構造をより相互反映的で可変的な構造として捉えることが可能になると考えられる。

具体的な研究方法としては、大木 (2013) の「トラディショナル・レビュー」を参考に、これまでの先行研究を社会的・文化的領域、機関・制度施策領域、当事者・ワーカー領域に分類しながら検証していく。ソーシャルワークにおいては「利用者としての個人、集団 (組織)、地域、社会 (政治・文化) 等の『変革』が必要となる現状をいかに認識できるか」(北川ら 2007:26-27) が必要であるとされ、これを明らかにするためには「利用者が語る『生活課題』とは何か、そして、その『生活課題』を生み出す『社会制度や構造』とは何かを考え、その『社会制度や構造』と向き合うための『方略』と『将来的な影響』を利用者と建設的には話し合いながら検討する」(北川ら 2007:27)、「クリティカル・シンキング」が求められるとされている。本研究においては、現在焦点化されていない「母子家庭へのソーシャルワーク」の構造を先行研究の中から明らかにすることを目的とした研究であり、あえて恣意的に「実態調査に基づいた研究であること」「現在のソーシャルワーク構造に批判的な視点」を持っていることを中心に抽出し全体像を把握することが必要であると考え、「トラディショナル・レビュー」を採用した。

具体的には大木はレビューの手順として、①「課題設定」②「文献検索」③「内容検討」④「文献統合」があるとしている。「文献検索」は予備的な検索である「探索的な検索」と文献を選択する基準を考慮しながら関係する文献をデータベースなどで検索する「系統的

な検索」があるとされ（大木 2013：43），本稿では「系統的な検索」を採用した．データベース「CiNii」を利用し，2014年9月に「母子家庭」「母子世帯」「ひとり親家庭」「シングルマザー」を条件設定としてキーワード検索をおこない，2000年から2014年までの文献674件を抽出した．隣接領域である子ども家庭ソーシャルワーク，保育実践，小児看護などの分野においても母子家庭も含めた子育て家庭に対する支援はおこなわれており，これらの領域での研究も母子家庭へのソーシャルワーク構造の要素になると考えられるが，本章においてはまず基礎的研究として「母子家庭」に焦点化した研究から構造化することを目的とすることとし，それらの研究は除外をした．抽出した674件から雑誌記事や資料などの学術論文ではないと判断されるものや建築関連の論文を除き，また本章は地域で暮らす母子家庭を研究対象とするため入所施設である母子生活支援施設での支援に関する研究は対象外とし，438件を研究対象とした．この438件の先行研究を社会的・文化的領域，機関・制度施策領域，当事者・ワーカー領域に分類したのが表2-1である．分類にあたっては，複数の領域を横断した研究がほとんどであったが，内容を検討した．その上でその研究の研究目的・主要なテーマを分析しより関連性の高い領域に分類をおこなった．

表 2-1 先行研究の内訳

検索用語 領域	母子家庭	母子世帯	ひとり親家庭	シングルマザー	計
社会的・文化的領域	17	37	14	31	99
機関・制度施策領域	81	60	70	21	232
当事者・ワーカー 領域	30	25	22	30	107
計	128	122	106	82	438

（筆者作成）

次に「内容検討」においては、「関連性の検討」「優先度の検討」「品質の評価」をおこなった上で、クリティカルな内容検討をすることとされる（大木 2013：64-65）。この「関連性の検討」に関してはソーシャルワークが当事者の生活世界すべてを支援対象とすることに鑑み、母子家庭を側面的ではなく生活を全体的に捉えることの視点を持っているかどうか、またその中で現在のソーシャルワーク構造に対して批判的検討を行っているかどうかを検討した。また「優先度の検討」に関しては実態調査を踏まえた検討がなされていること、「品質の評価」に関しては発表後引用件数が多いことなどを参考にした上で、徹底した読み込みをおこなった。

そして文献統合では、「要約表の作成」をおこない、研究課題と関連付けて「コード化」「カテゴリの同定」「カテゴリ間の関係」「結果の精査」「統合した内容のストーリー作り」をおこなうとされる（大木 2013：76-85）。本稿では要約表の作成をした上で、内容検討を踏まえて「実態調査に基づいた研究であること」「現在のソーシャルワーク構造に批判的な視点を持っていること」が確認された研究を抽出しその研究が主要な視点としている内容を「コード化」した。

最後に Payne の社会的・文化的領域、機関・制度施策領域、当事者・ワーカー領域を図式化し視覚的に把握するために図 2-1 を作成した。これは Miller (1980) が提示した 7 つのシステムのうち、本研究に関係すると思われる社会システム、機構システム、集団システム、個人システムを参考に、①当事者・ワーカー領域でのソーシャルワークを形成する母子家庭とソーシャルワーカーとの関係、②機関・制度施策領域での集団システムとしての母子家庭とソーシャルワーカーを取り巻く状況、③②よりも大きな機関・制度施策領域での制度・施策との母子家庭の関係、④社会的・文化的領域でのひとり親家庭とジェンダー・貧困・制度面との関係と分類し筆者が作成したものである。このシステム分類を「カテゴリ」とし、さらにその「コード」をもとに考察をおこないその現状における課題及び今後の方向性としてストーリーを検討した上で「キーワード化」をおこなった。以下、分析結果においては抽出されたコードは【】、キーワードは《》で記載をする。

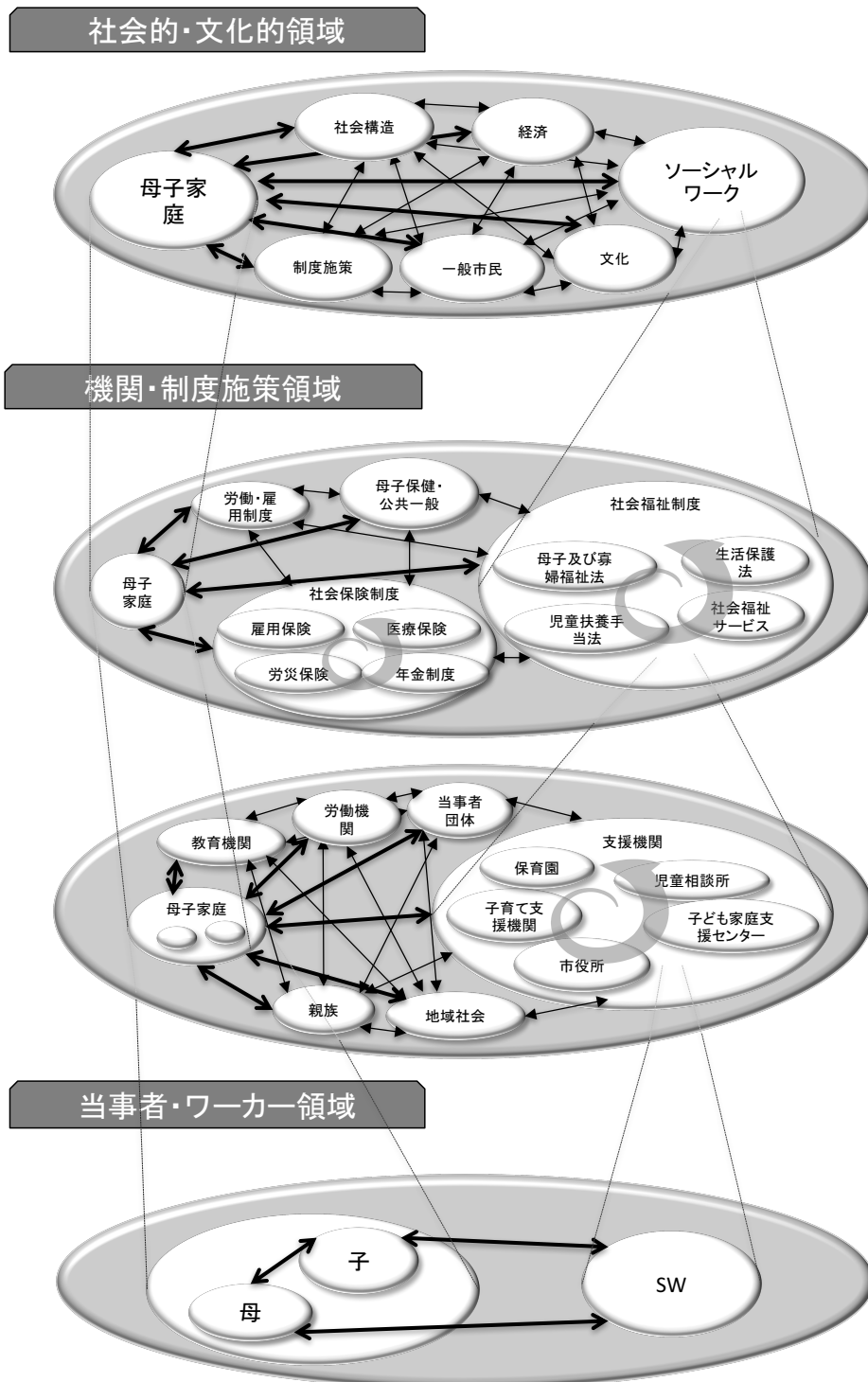


図 2-1 母子家庭のソーシャルワークの構造

(筆者作成)

第3節 分析結果

1. 社会的・文化的領域

「社会的・文化的領域」とは多義的で社会的文化的コンテキストと相互作用をする場とされており、「活動家、一般市民、記者などが提起をする社会問題」(Payne 2012 : 35) が当事者とソーシャルワーカーに影響を与える場とされている。この定義に基づき抽出をおこなったところ、「ジェンダー」「貧困問題」「偏見」といった内容の研究が抽出された。

まず社会構造に埋め込まれた「ジェンダー」の課題については、杉本(2004,2009)は1980年代アメリカにおいて、母子世帯の急増とそれに伴う社会福祉受給者の増加により「貧困の女性化」が発見され、「ジェンダー」と「貧困」の関わりが明らかとなったが、日本においては長い間「貧困の女性化」が表向き顕在化していなかったと述べている。しかしながら、①長期の不況の影響、②母子世帯が「増加したこと」、③DV法制定など女性問題の関心が高まったこと、④マスコミで取り上げられる回数が増えたり、当事者団体の活動が活発化したことなどにより、母子世帯における貧困が顕在化してきているとしている。これまで日本において顕在化しなかった理由として、①日本的な家族関係による「同居母子世帯」の多さ、②社会福祉制度が「一定の家族観＝結婚観」を元に構築されており公的援助の不備とその背景にある公的援助の女性観があるがあげられている。さらに女性の貧困問題のルーツとして、①女性が出産・子育てを担うこと、②女性が構造的性差別社会のなかで生きること、③女性が結婚という安全弁を持たないことがあり、ジェンダーを考慮した社会福祉政策が不備であれば貧困化する女性世帯が増加せざるをえないことを指摘している。そしてこのような女性世帯の生活を支えていくには①男性の貧困と原因・経過が異なる女性の貧困の原因を考慮すること、②妊娠・出産・保育といった女性の特性が不利にならないような援助を考慮すること、③労働と保育政策を結びつけて考慮すること、④社会制度自体が内包する「性差別」を批判すること、が必要となるとまとめている。これらの言説により【ジェンダーの課題を抱える母子家庭】がこの領域に存在していることがわかる。

次に「貧困問題」について、須藤(2001)は日本における「貧困」という概念が敗戦後の国民すべてが貧困であったという社会状況における「古典的貧困」から豊かな社会における「等質な消費者集団」における「新しい貧困」に変化していることを指摘した。この「古典的貧困」では戦争未亡人として母子家庭は捉えられ労働の対象として見られていなかったが、「新しい貧困」においては母子家庭を含む「ジェンダー」は新しいテーマとなり男性労働者との離別による貧困、つまり女性の絶対的低賃金が新たな問題として浮上してきた

とする。またこの経過の中で、母子家庭は生活保護を受けることになるという言説が強化され、このことが母子家庭に対する「差別」や「社会的不利」を増長させているとする。また「女性フォーラム」「よこはまフォーラム」の女性の相談内容分析考察を用い、経済的に夫に頼ることによる経済的条件に絡んで自分の生き方の価値観、自己評価に苦しみ、ひとたび夫婦関係の破綻が起きたとき女性の経済的不安に直結していることを明らかにした。さらに家族を取り巻く外の社会においても、就職の機会や収入、社会的地位が大きく、家族と社会の境界において生きにくさを抱えている女性の姿があるとしている。つまり母子家庭は雇用政策も含めた社会構造上貧困にならざるをえない立場にあり、それは男性労働者との離別による貧困、つまり女性の絶対的低賃金が大きな問題となっているとする。また「偏見」に対して、中野（2012）は「母子家庭に対するバッシングは、母子家庭は惨めだと差別化することで、人々を標準世帯へと集約する力が働いているからに他ならない。」（中野 2012 : 172）とし、さらに制度上で母子家庭となった理由によって母子家庭の中でも序列をつけ「それが、一般市民の母子家庭へのバッシングにつながりさらに貧困が強化される。」（中野 2012 : 173）としている。このように貧困と偏見に関連して【構造的な貧困問題・偏見を受ける母子家庭】の現状があると言える。

さらに神原（2010a）は、上記のような「ジェンダー」「貧困問題」「偏見」などの問題を総括して、「社会的排除の背後要因として指摘されている経済のグローバル化と労働市場のフレキシブル化によるひとり親の雇用の不安定化、福祉国家の崩壊をカムフラージュするものでしかないような、わが国政府の母子世帯にたいする給付からの自立支援への方向転換、そして、母子世帯の貧困化を“個人の選択によるもの”として自己責任・自助努力に帰するような世相も、社会的排除の促進要因として位置づけることができる」（神原 2010a : 59）として母子家庭が「社会的排除」の対象になっていると指摘しており、【社会的排除の対象となる母子家庭】の現状もある。

このような母子家庭へのソーシャルワークについては、「母子世帯になる以前の離婚を含めた相談体制と、母子世帯になった直後から暮らしを作っていくための相談体制の整備が急務」（森田 2009b : 327）、「母親は離別や死別によって就業以外の多くの課題を抱えていて、その課題を一つ一つ解決していくことが必要であり、福祉的支援が必要な人も多い」（田中 2011 : 64-65）との指摘があり、母子家庭へのソーシャルワークの必要性は他の研究者（神原 2010a, 赤石 2014 など）も言及しており、【母子家庭に対するソーシャルワークの必要性】があると言える。

2. 機関・制度施策領域

「機関・制度施策領域」とは制度・施策，それらを実施するソーシャルワーカーが所属する機関との相互作用をする場とされる。この領域における研究数は非常に多く，その中でも就労支援に関する研究が多数見られたが，批判的な視点に乏しくそれらの研究は除外して抽出した。

まず制度施策面では，増淵（2003）はひとり親家庭への支援は「労働・雇用施策」「社会保険制度」「社会手当制度」「公共一般・母子保健」「社会福祉サービス」といった分野において展開されており，ひとり親家庭の問題は雇用労働者世帯の生活問題の一環であり，さらに基本的には暮らしの基盤の問題と結びついており，それぞれの分野での問題点があるとしている。特に「労働・雇用」においては，母子家庭は「非常勤」「無業者」など不安定な労働形態に従事している者が多く，また雇用の機会自体は増えているがその中身がパートタイム雇用を典型とした不安定雇用の増大であり，さらに労働時間については常用労働者になっており労働条件の低下も著しく，女性労働者の不安定雇用・低賃金労働の問題が根底に横たわっており必然的に母子家庭の暮らしもこれらに規定され水準が低くならざるをえないと述べている。またこれらの「労働・雇用」に対する施策の問題を補うために、「社会保険制度」「社会保障制度」が拡充されてきた経過があり，近年は「社会福祉サービス」がより拡充されてきているとしており，「労働・雇用施策」において【雇用政策における不安定雇用・低賃金労働】の言説が存在している。

また湯沢（2004）は社会手当制度に着目し，「児童扶養手当制度」について母子年金・母子福祉年金が死別母子世帯への所得保障として制度化されたのを受け，その補完制度として生別母子世帯を主な対象とすることを目的に1961年に制定され，生別母子世帯の増加を受け1980年代より「自立の促進」を通じて児童の健全育成を図る制度へと方向転換され引き締め方向性が明確にされたとしている。さらに近年離婚率の増加に伴い受給者数が増加したことを背景に，養育費を所得として参入させ「就労支援策」の導入とともに受給期間を限定するという方針が出始めている現状にあり，日本におけるひとり親世帯においては多くを占める生別母子世帯は公的年金・恩給以外の社会保障給付金が重要な所得源になっているとした。また生活保護行政における母子世帯への対応は「労働としての育児」から「就労阻害要因としての育児」に転換されてきており，現在の児童扶養手当も含めた生別母子世帯への政策方針は稼働能力層としての「自立促進」に焦点化させ，福祉行政による対応から労働政策による対応へ移行させる政策であると述べている。また森田（2009a）も「社

会福祉制度」も就業、自立を最優先課題としており、母の経済的な自立の土台となる家庭生活の安定や子の成長発達など、総合的生活自立の視点が欠けていると指摘している。ここでは母子家庭が「労働・雇用政策」において低賃金を強いられる構造にあり、その影響から「社会手当制度」においては就労支援の強化がおこなわれているが、一方で「社会福祉制度」においては就労支援以外の生活全般を取り込んだ制度施策がなく、【「就労支援」に偏った制度・施策】という言説が存在することがわかる。

さらに実際に母子家庭の支援をおこなうソーシャルワーカーが所属する機関に関しては、制度の上では母子及び寡婦福祉法に基づく地方自治体の福祉事務所が中心であり、そこに配置された母子自立支援員がソーシャルワークの実施主体であると言える。しかし母子自立支援員は各自治体により配置状況が異なる上、「専門性が必要であるにもかかわらず、不十分な研修体制や、自治体内の行政組織内でのネットワークや、役割の見直しが不十分であり、十分に担えない状況にある」（森田 2009b : 327-328）とされ、十分なソーシャルワークが実践できていない状況がある。また上野（2013）は機関においては就労支援に特化した社会福祉サービスが行われ、しかも「児童扶養手当や生活保護は一般的に活用されているが、キャリアアップを図るための制度等は知られてもいなかったし、知っていたとしても日々の仕事と養育で精一杯で手が出せない状況」（上野 2013 : 110）とし、その利用に関しては利用率が低くなっていることを指摘し、「様々な取り組みはされているが、母子家庭の生活レベルを全体的に上げられるような支援策になっていない」（上野 2013 : 110）としている。加えて田中（2011）は母子家庭等・就業自立支援センターの実態調査をおこない、その結果として一定程度の雇用にはつながっているものの、母子家庭の生活全体が向上しているとは言えず、「母親は離別や死別によって就業以外の多くの課題を抱えていて、その課題を一つひとつ解決していくことが必要であり、福祉的な支援が必要な人も多い」（田中 2011 : 64-65）としながらも母子家庭等・就業自立支援センターにおいて母子家庭のニーズに対応した総合相談としての機能は果たされていないとしている。ここから【母子家庭のニーズに沿ったサービスの不在】【機関で専門性を確保する体制の不備】といった言説が抽出できる。

また母子家庭への施策が就労支援に比重を置いているため、実際には生活全般の支援を必要とする多くの母子家庭は児童相談所・市区町村の子ども家庭支援や生活保護を主軸とした福祉事務所、当事者団体、保育園などの通所型施設、子育て支援をおこなう NPO 法人など多くの児童福祉関係の福祉機関がそれぞれの分野に関係した、あるいは偶発的に関わ

ることができた場合に個別的に支援を受けている。しかしこれらは体系的な支援とは言えず、個別的にも十分な母子家庭への支援が行えていないという指摘も多くある(中野 2006, 氏久 2006, 流石 2009 など)。一方で大友(2009)は当事者団体である全国母子寡婦福祉団体協議会・しんぐるまざあずふぉーらむ・Winkなどの活動研究から、当事者団体が母子家庭のソーシャル・アクションに大きな効果を生んでいることを明らかにしている。このような多くの機関を含んだ全体的な支援システムに関しては、「地域の公的一体的総合的な相談・援助体制などの生活マネジメント体制の欠如」(森田 2009b : 328)があるとされており、ここからは【総合的な相談・援助体制の不備】【個別的で、体系的ではない支援】といった言説が抽出される。

3. 当事者・ワーカー領域

次に「当事者・ワーカー領域」は当事者とソーシャルワーカーの言語による相互作用をおこない構成されている場、つまり実際の母子家庭の母と子どもとソーシャルワーカーが相互作用する場を指す。この領域ではソーシャルワーク実践において母親・子ども・ソーシャルワーカーが互いにどのような意識を持っているかという実態調査を抽出した。いくつかの実態調査が抽出されたが、多くの調査が同様の結果を報告しており、ここでは代表的な調査内容をコード化した。

まず母親に関しては、青木(2000, 2003)は貧困の世代的再生産という視点で、北海道のA・B市において生活保護母子家庭約60世帯と生活保護を受けていない母子家庭24世帯の母親に質問調査をおこない、母子家庭の現実の生活状況を明らかにしている。その結果、母子家庭は家族の歴史的な悪条件を継承してきており、なおかつその後起きる問題をきっかけに不利が増幅している場合が多いとしている。これは親といえども頼れる存在ではないこと、その親もまたもろい家族であること、子の父については疎遠であることにつながるとしている。さらに援助ネットワークにおいても、地域社会とも疎遠になりがちであること、学校や周囲の制度、社会関係の利用においても関係が疎遠になりがちであったりすることが多いとしている。また母子家庭が公的援助に対して仕事の斡旋を求めているにもかかわらずほとんど何も援助できていない現状があり、さらにあきらめに似た感情とともにさまざまな努力が語られているが、現局面では容易に結果として現れずそれゆえに周囲からの批判を受けると母子家庭の母の現状をまとめている。また清水(2011)は量的・質的調査において母親が多様な課題を抱えており、その相談相手としては親族が最も多く、次い

で知人・隣人の割合が高くなっており、専門機関への相談の割合が非常に低いことを明らかにし、「そもそもそういったサービスがあることを知らないということや、現在展開されている母子家庭支援策は母子家庭の生活実態に沿った支援が展開されていないことがあげられる。」(清水 2011 : 198-199) と指摘している。また「母親と子どもの孤立には相関関係がみられることから、母子ともに周囲から孤立していく」(清水 2011 : 201)、「母親が子どもから離れることができない、あるいは子どもとの距離をうまく取ることができない」(清水 2011 : 201) とともに指摘しており、母子の孤立や母子関係の問題もあるとしている。加えて流石(2009 : 286)は母子家庭の母親に対してインタビュー調査をおこなう中で、専門機関の支援を受けていたとしても「話を聞いてくれない」「威圧感があり怖いと思った」などの意見があったとしている。

次に母子家庭の子どもに対する調査研究はまだ数としてはあまり多くない。その中で小西(2003)は母子家庭の高校生年齢の子ども達に対してアンケート調査・聞き取り調査を行っており、その結果「家の収入や職業」に悩みがある子どもについてはさまざまな問題が重複して存在しており、学校生活(成績・友人関係等)や家庭生活(親との関係・住宅の問題など)についての不安や悩みが重層的に表れており社会的に不利な状況に置かれているという結果を報告している。さらに小西は生活保護・低所得層の6名の子どもに対する聞き取り調査もおこない、子ども達にとっても低所得が直接的な悩みの原因になっていること、転居や転校・家族の離散を経験しその中で学校や友人関係から阻害されており、加えて学習時間が少なく低学力であること、経済的基盤の不足・学力不足から将来の展望が描けないであることを明らかにしている。これらの調査により、この領域に関しては【多様な課題を抱えた母子家庭の存在】【母子家庭と信頼関係が構築できないソーシャルワーカー】【つながらない母子家庭とソーシャルワーカー】といった言説が抽出できる。

母子家庭支援に関わるソーシャルワーカーへの調査もほとんどおこなわれていないが、例外として就労支援を行っている機関への調査として、金川(2010a)が母子家庭就労支援の自治体担当者へのインタビュー調査をおこない、その中で「相談件数の少なさ」「制度利用の少なさ」との意見が多く出たとしている。しかし実際に母子家庭へのソーシャルワークを行っていると考えられる福祉事務所子ども家庭支援担当のソーシャルワーカーや児童相談所のソーシャルワーカーへの調査は皆無であった。唯一杉村(2003)が母子家庭を支援する生活保護のソーシャルワーカーに焦点化した形で聞き取り調査を行っており、結果としては生活保護ソーシャルワーカーが母子家庭を「複合した生活問題を抱える世帯」であり

「生活保護制度利用に関する抵抗感が少ない世帯」と捉えていること、また「母親自身の生育歴に問題」「社会能力の欠如」「前夫の生計維持能力の低さ」等があると捉えていることを明らかにしている。この調査により、【母子家庭に対するソーシャルワーカーの先入観】という言説が抽出できる。

第3節 母子家庭へのソーシャルワークの構造

抽出された3つの領域における先行研究での言説を踏まえて、現在の母子家庭へのソーシャルワークの構造の現状を確認しながら、その課題と解決にむけた方向性について考察をおこないキーワードとして抽出する。

「社会的・文化的領域」の現状として、【ジェンダーの課題を抱える母子家庭】【構造的な貧困問題・偏見を受ける母子家庭】【社会的排除の対象となる母子家庭】【母子家庭に対するソーシャルワークの必要性】という言説が抽出された。これらの言説からは、改めて「日本において社会構造上『社会的排除』を受ける母子家庭」ということを認識する必要がある。さらに IFSW の最新の定義である「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。」(IFSW 2014) との定義や、その目的の一つに社会的結束があり社会的包摂と社会的結束があることを照らし合わせれば、「社会的包摂と社会的結束を促進するソーシャルワークの明確な支援対象」であることが確認できる。このことから「社会的排除」される母子家庭に対して、ソーシャルワークが「社会的・文化的領域」においても「権利擁護」「アドボカシー」「社会開発」などの機能を用いて社会的包摂に向けて支援していくことが必要であると言える。そのためには、改めて「日本における母子家庭に対するソーシャルワーク研究の促進」が必要であると言える。

次に「機関・制度施策領域」の現状では、【雇用政策における不安定雇用・低賃金労働】【「就労支援」に偏った制度・施策】【母子家庭のニーズに沿ったサービスの不在】【機関で専門性を確保する体制の不備】【総合的な相談・援助体制の不備】【個別的で、体系的ではない支援】といった言説が抽出された。この現状に対して、「機関におけるソーシャルワーカーの専門性の確保」はもちろんのこと、森田(2011, 2013)が述べているように「就労支援に偏らず、生活全般の支援を範疇に捉えた新たな制度施策の創設」や、母子家庭の中には多くの課題を抱え手厚い支援が必要な「要保護世帯」、現在は自立しているものの課題を

内包しており予防的な支援が必要な「要支援世帯」支援がなくとも自立した生活が可能な「自立世帯」という三層構造が存在するとの指摘から、《個々の母子家庭の生活状況に応じた、軽い支援から重い支援までの重層的で継続的な支援体制の構築》が必要であると考えられる。また当事者団体や民間団体の支援で安定した生活が可能となる母子家庭もいることも踏まえると、現状の就労支援や民間団体からの支援、専門機関による支援を含めた母子家庭の生活状況に応じた《専門機関、民間団体、当事者団体を含めた支援ネットワークの構築》が必要であると考えられる。

最後に「当事者・ワーカー領域」の現状においては、【多様な課題を抱えた母子家庭の存在】【母子家庭と信頼関係が構築できないソーシャルワーカー】【つながらない母子家庭とソーシャルワーカー】【母子家庭に対するソーシャルワーカーの先入観】という言葉が抽出された。これらの現状は母子家庭・ソーシャルワーカーそれぞれが「社会的・文化的領域」「機関・制度施策領域」から強い影響を受けていることも大きな要因であると考えられ、そこから影響を受けた母子家庭の母親・子ども、ソーシャルワーカーとの「関係性」に大きな課題があると言える。ここで「要保護世帯」「要支援世帯」「自立世帯」の三層構造から検討すると、予防的な支援で十分な効果が得られる「要支援世帯」の母子家庭については《母子家庭とソーシャルワーカーをつなぐアクセシビリティの課題解消》《母子家庭とソーシャルワーカーとの『関係性』構築を可能とするソーシャルワークの検証》が必要と考えられる。また重い支援が必要となる「要保護世帯」の母子家庭への支援については、「要支援世帯」同様《母子家庭とソーシャルワーカーとの『関係性』構築を可能とするソーシャルワークの検証》が必要であると考えられる。さらに、母子家庭の中でも社会構造の中で「貧困」「児童虐待」「母親の心身の問題」など多くの課題を抱え、岡田（2010）や岩間（2008）らが言う支援が必要であるにもかかわらず、支援を拒否したり接近することで「関係性」の糸口すら困難な「支援困難事例」の母子家庭も数多く存在すると考えられ、《多くの課題を抱えた母子家庭に対するソーシャルワーク方法論の開発》が必要となってくると考えられる。これまでも児童相談所ソーシャルワーカーや福祉事務所の子ども家庭支援ソーシャルワーカー・生活保護ソーシャルワーカーが母子家庭に対して支援をおこなった事例に関して個別の支援経過をまとめたものがいくつかあり（山崎 2001, 植木 2002, 妹尾 2011 など）、その中では就労支援だけに特化しない生活全般を含めたソーシャルワーク実践についての検討がなされており、このようなソーシャルワーク実践の詳細な分析を体系的に検証していくことも必要であると言えよう。

ここまで抽出された現状における言説と、その現状の課題及び今後の方向性のキーワードを図式化したものが図 2-2 になる。これらの構造の現状と課題は領域ごとに独立して構築されているのではなく、相互反映的に構築されているものと言え、それぞれの課題は同時並行的に解決方法を検討していくことが必要であると考えられる。

第4節 「実践知」との比較検討

本章では Payne のソーシャルワークの構造を足がかりに、先行研究を整理し母子家庭へのソーシャルワークの構造の現状と課題・今後の方向性を明らかにした。本章ではソーシャルワークに焦点化した母子家庭への支援の研究がこれまでほとんどなく全体像を捉える必要があったこと、さらには構造の変化の視点から「クリティカル・シンキング」の立場性が必要であったことから、研究方法を「トラディショナル・レビュー」を選択した。そのため恣意的な分析結果になっている可能性は残るものの、母子家庭へのソーシャルワークの構造の現状は明示できたものとする。

この結果を第1章において概念化した7名の行政機関のソーシャルワーカーが感じていた第1ステージである（生まれ孤立する母子家庭）という「認識」と比較検討をおこなう。本章での先行研究は森田（2011）の指摘する「要保護世帯」「要支援世帯」「自立世帯」という三層構造の母子家庭を全て対象にしており、第1章では支援を必要とする「要保護世帯」に特化して調査研究をしている。そのため全てが同等に比較検討はおこなえないが、「要保護世帯」となった支援を必要とする母子家庭は全ての母子家庭の社会的状況の課題の部分が集約されていると考え比較検討をおこなう。

1. 孤立する母子家庭

まず行政機関のソーシャルワーカーが感じていた「孤立する母子家庭」というカテゴリについては、本章で明らかとなった「社会的・文化的領域」の【構造的な貧困問題・偏見を受ける母子家庭】【社会的排除の対象となる母子家庭】と関連性が非常に高いと言える。

詳細に見ていくと母子家庭が〈母子で固まる〉という状態にあり、外部からの影響は少なくなり内部で母子だけの密着した関係性のみが強固に構築され変化を生み出しにくい状況となるというコンセプトについては、青木（2000, 2003）の調査結果である親族や学校や周囲の制度、社会関係の利用においても関係が疎遠になりがちであったりすることが多い

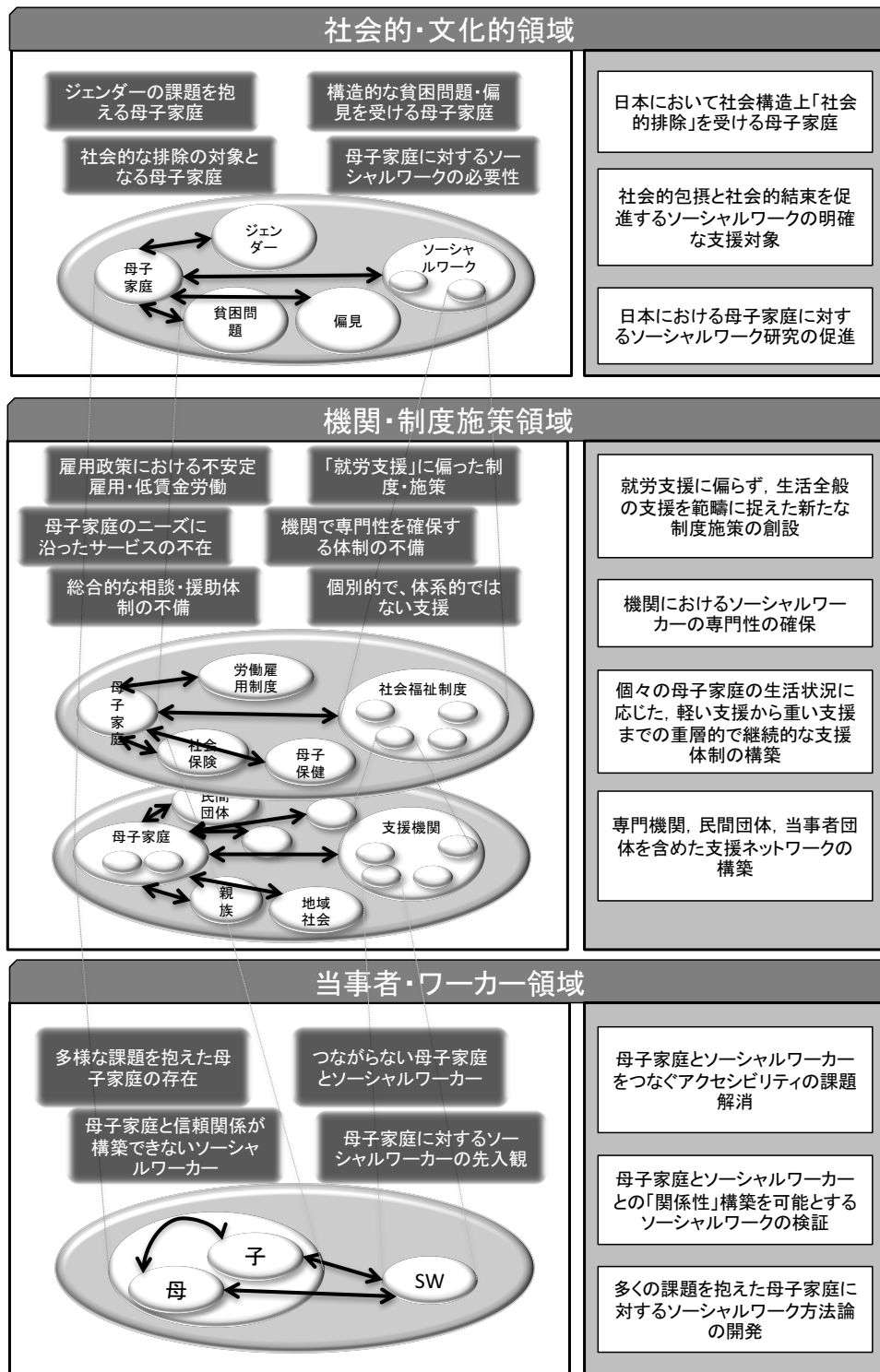


図 2-2 母子家庭へのソーシャルワークの構造の現状と課題 (筆者作成)

という結果や、小西（2003）の母子家庭の子どもが転居や転校・家族の離散を経験しその中で学校や友人関係から阻害されているといった結果との関連性は高いと言える。また《拒否的な対応をされる》といったコードも、中野（2012）の述べた「母子家庭に対するバッシング」に代表される偏見や、神原（2010a）が指摘した「母子世帯の貧困化を“個人の選択によるもの”として自己責任・自助努力に帰するような世相」などの影響との関連している。さらに清水（2011）が指摘している母子の孤立や母子関係の問題は〈母子で固まる〉とほぼ同様の指摘であると言え、このことにより、これまでの調査研究との関連性も高く〈母子で固まる〉というコンセプトの妥当性は高いと判断される。

また〈エネルギーが切れる〉というコンセプトに関しては、《いろいろなことを一人でやらなければならない》《疲れ切ってしまっている》などのコードで構成され、これは青木（2003）が指摘した母子家庭の母のあきらめに似た感情があるという点、さまざまな努力しているものの現局面では容易に結果として現れずそれゆえに周囲からの批判を受ける点などとの関連性も高いと判断される。

2. 母親と支援システムの不調和

次に抽出された〔母親と支援システムの不調和〕のカテゴリについては、「機関・制度施策領域」の【「就労支援」に偏った制度・施策】【母子家庭のニーズに沿ったサービスの不在】【機関で専門性を確保する体制の不備】【総合的な相談・援助体制の不備】【個別的で、体系的ではない支援】、「当事者・ワーカー領域」の【母子家庭と信頼関係が構築できないソーシャルワーカー】【つながらない母子家庭とソーシャルワーカー】【母子家庭に対するソーシャルワーカーの先入観】との関連性が高いと言える。

〔母親と支援システムの不調和〕において行政機関のソーシャルワーカーが感じていた〈多様な意見で母子が混乱する〉と〈複雑化により母子が挟まる〉のコンセプトは、「機関・制度施策領域」の「地域の公的一体的総合的な相談・援助体制などの生活マネジメント体制の欠如」（森田 2009b : 328）との指摘を軸とした【総合的な相談・援助体制の不備】【個別的で、体系的ではない支援】などとの関連性は高く、妥当性は高いと言える。さらに中野（2006）や氏久（2006）の現状の母子家庭への支援が体系的な支援とは言えず、個別的にも十分な母子家庭への支援が行えていないという指摘などと同様の意味合いも持っていると言え、「専門性が必要であるにもかかわらず、不十分な研修体制や、自治体内の行政組織内でのネットワークや、役割の見直しが不十分であり、十分に担えない状況にある」（森田

2009b : 327-328) との指摘とも関連すると考えられる。

3. 実践知における「認識」の妥当性

以上のように、第1章で実践知として抽出された支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における第1ステージ(挟まれ孤立する母子家庭)での[孤立する母子家庭]と[母親と支援システムの不調和]という認識は、本章で明らかにした先行研究における母子家庭へのソーシャルワークにおける社会的状況との関連性は高いと考えられる。つまり調査対象であった7名の行政機関のソーシャルワーカーのみが経験として蓄積した領域限定理論としてだけでなく、限界はあるにせよ、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における母子家庭への「認識」として妥当性は高いと考えられる。

このことにより、第1章で抽出された核概念及び「アクション」「変化」のステージに関しても、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における有用な実践モデルの仮説として生成する妥当性は生じたと言える。仮説の生成に関して、次章において既存のソーシャルワーク理論との関連性を軸に論述していく。

注

- 1) 「構造」に関する定義づけは社会学の中でも多くの定義づけがおこなわれている。今田(2005)は「社会構造」の特徴を「社会システムにおいて、相対的にパターン化された相互行為の様式が抽出される時、そこに構造が存在する」といい、この相対的にパターン化された相互行為を生み出している諸特性(今田 2005 : 88)であるとした。さらにこの相互行為がパターン化されているということを「相互行為がでたらめにおこなわれているのではなく、行為にかんする規則(規範)が制度化されていることをあらわす。」(今田 2005 : 88)とし、「役割配置とこれへの人員ならびに社会的資源の配分規則によって、社会活動を制御する仕組みである。」(今田 2005 : 89)が「社会構造」であるとした。本研究ではこの今田の定義に準拠し、「構造」という用語を使用する。

第3章 『当事者主体』を包有した『合意形成』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成

第1節 実践知：【関係性の協創】の検証

第1章において、調査対象となった7名の行政機関のソーシャルワーカーは、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践において、「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」という【関係性の協創】を目指していた。

その第2ステージとして（母親とともに関係性の再生をおこなう）というアクションとして、行政機関のソーシャルワーカーは母親に対して〈母親のフィールドに飛び込む〉〈ソーシャルワーカーの立場を明確にする〉〈距離感を試す〉をおこない、〔母親と揺らぐ関係を作る〕をしていた。また母子家庭の子どもとの関係性に対しても、〈全ての年代の子どもの応援者になる〉〈子どもに母親の姿を見せる〉〈子どもと母親の気持ちを仲介・代弁する〉をおこない、〔母親と子どもをつなぎ直す〕支援していた。さらに関係者に対しても、〈関係者同士がまとまる〉〈母子家庭と取り巻く関係者を仲介する〉を行うことで、〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕支援を行っていた。

そして第3のステージとして、このソーシャルワーカーのアクションによる変化である（安定した生活）があり、〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉状況が生じ、〔支援システムの自立〕が起こると行政機関のソーシャルワーカーは考えていた。

本章では、この支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける実践知：【関係性の協創】及びその「アクション」「変化」について、当事者とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における『当事者主体』を包有した『合意形成』を改めて既存のソーシャルワーク理論から検討し、実践知：【関係性の協創】及び「アクション」「変化」との関連性を明らかにする。そしてこの7名の行政機関のソーシャルワーカーから抽出された実践知が、行政機関のソーシャルワークの支援の範疇も検証していきながら、当事者にとって望ましい視点を取り入れた、現実のソーシャルワーク実践において基盤となる実践モデルの仮説となりうるかを検証する。

第2節 『当事者主体』を包有した『合意形成』

まず序章第3節の前提となる視点において、ソーシャルワーク実践において当事者にとって望ましい視点として提言した当事者とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における「『当事者主体』を包有した『合意形成』」について再度検証する。

1. 「当事者主体」と「合意形成」

ソーシャルワークにおける「当事者主体」概念は、序章第3節で言及した通り小山(2004)が他者との交流の中での自己決定であるとし、加茂(2007)も他者とのメッセージ交流の中で構成される非決定論的決定の上に成り立つとした。さらに他にも、衣笠(2015)はこれまでの「自己決定論」について自己決定を原理とすることによって尊厳を保証することで「『強い個人』になれない人々を『淘汰』し『排除』する機能」(衣笠 2015: 47)をソーシャルワークが持つと批判した。そしてそれに変わる新たなソーシャルワークの論理的枠組み、さらには元々ソーシャルワーク実践の中に暗黙知として存在している「『多様な意味のプロセス』を支える『共同性の価値』」(衣笠 2015: 71)が重要であるとしている。さらに当事者の意志表明のみを重視し自己責任論を内包したという「自己決定」ではなく、他者との関係性によって生み出される社会全体の構築という視点を持つ「合意形成」を強調している。

このようにソーシャルワーク実践において「『当事者主体』を包有した合意形成」が「当事者主体」を具現化する視点となる得ることは、多くの論者が指摘をしていることにより一定の共通理解が進んできていると言ってよいであろう。

2. ソーシャルワークにおける「合意形成」

この「合意形成」に関して、社会学の見地から今田(2011)は一般社会での「合意形成」とは「ある事象に対して、その利害関係者による意見の一致を図る過程のこと」(今田 2011: 17)としている。さらに時代の変遷を受け、これまでは多数決に代表されるような「社会統合のための合意形成」(今田 2011: 31)が主流となっていたが、「差異動機を持ち意味充実を生活様式とする人間にとっては、違いへの感受性に富み、相違への権利を認め、違いに耐える精神構造が必要」(今田 2011: 31)になってきている現代においては「社会統合のための合意形成」は時代遅れになりつつあるとした。そして「相互に脈絡を欠いてバラバラ

になっている意見にまとまりをつけ、互いに関係づけることで、それらに調和をもたらす」(今田 2011 : 34) という「社会編集としての合意形成」が必要であるとしている。

さらにソーシャルワークにおける「合意形成」に関して、新保(2014)は「支援という目的を意図したまとまりのなかで、参加者個人、およびシステム全体の機能が良循環する状態を意図した関係」(新保 2014 : 15) である「協働」の上で、「専門性、当事者性どちらか一方の主張と、それに対する同意に基づく合意をすることが目的ではなく、話し合いのなかでお互いが『よい』とする価値観を共有することを目的とする行為」(新保 2014:15) としている。

また前述の衣笠(2015)は現代社会におけるソーシャルワーカーに求められる役割として、「意味という抽象的な概念を、関係という実態の中で『媒介』しつつ、その意味の豊かさを共有し、享受し得るような、社会の中における多種多様な『合意形成』を行う役割機能」(衣笠 2015 : 202) があるとした。その上でソーシャルワークにおける合意形成とは、ソーシャルワーカーとクライアントとの関係性を軸に、「新たな意味に気づき、存在の多様性を認める『共同性の価値』を共有すること」(衣笠 2015 : 207) と定義づけている。

このように、一般社会における「合意形成」の今田の定義と新保や衣笠の述べているソーシャルワークにおける「合意形成」と比較すると、多数決や一方の思いだけで結論を出すのではなく、他者同士を「関係づける」「話し合う」「媒介する」ことによって合意を形成するといった部分は同じ方向性を持った概念と言える。一方で、ソーシャルワークにおける「合意形成」においてはその前提条件として当事者とソーシャルワーカーとの間の「関係性」にも深く着目しており、ここにソーシャルワークの独自性があると考えられる。

このソーシャルワークの独自性とも言える「当事者-ソーシャルワーカー関係」¹⁾ について、さらに検証を深める必要があり、次節以降社会構成主義やシステム理論を参照しながら検証していく。

第3節 「当事者-ソーシャルワーカー関係」についての先行研究

まずソーシャルワークにおける「当事者-ソーシャルワーカー関係」の議論を深めるにあたり、日本における1990年代以降の先行研究の流れを概観する。

1. 目指すべき「対等な関係性」

渡部（2003）は1990年代以降の日本におけるソーシャルワークでのキーワードとして、ソーシャルワーカーと利用者の「対等な関係」があるとし、「利用者との対等な関係の基礎には、ソーシャルワークが最も大切にしてきた『自己決定尊重』を含む職業価値が存在する。」（渡部 2003：5）としている。その一方、「支援、自己決定ということが誤って理解されると、実践家が自らの専門職としての責任逃れをする際の理由に使われることも起こってくる。」（渡部 2003：12）とも指摘した。その上で当時導入直後であった公的介護保険においてサービス利用に限定されがちであったケアマネジメントに警鐘を鳴らし、「対等な関係」が具体的にどのようなソーシャルワーカーと利用者の関わりを意味するのか検証が必要であるとしている。

同様に狭間（2001）は、日本における1990年代以降の社会福祉基礎構造改革による措置制度から契約制度への移行をふまえ、質の高いサービス、当事者に選択されるサービスとは、「利用者の『こうして欲しい』というニーズに的確に応じたサービス提供」（狭間 2001：19）であると指摘した。そしてそのサービスの質は利用者の生活の質に相関し、生活の質は利用者の主観的要素に左右されるものであるから、「単なる契約上の関係だけを指すのではなく、実践レベルにおいては、援助者と利用者との協働的關係」（狭間 2001：19）を意味する「対等な関係」が必要であるとした。

またその「対等な関係性」を構築するための手法として、佐藤（2001）は「参加の原則」を取り上げ、「利用者とワーカーとが共同で問題解決に当たることが重要であり、そのために利用者を可能な限り最大限に問題解決過程への参加させていく」（佐藤 2001：256）が求められるとした。そしてその中で利用者とワーカー間で最大限の合意を目指し、そのための方策が共同作業という体験過程であるとした。

さらに加茂（2003）はソーシャルワークの目的の一つにクライアントの日常生活を変化させることによる新たな現実の生成があると指摘した。それを達成するための要素として「i. ソーシャルワーカーの特権的現実構成力を否定し、クライアントのパートナーとして自己定義していること ii. 既存の制度の拘束力に対抗して、クライアントたちとの共変化の過程から次の現実を共生起させる戦略を作り出すことが目指されていること」（加茂 2003：23）とし、「当事者-ソーシャルワーカー関係」における「対等な関係性」に「パートナーシップ」という概念を持ち込んだ。

2. 課題となる「非対称性」

一方で稲沢（2002）は「援助関係の非対称性」に着目し、ソーシャルワークにおける援助関係は「取り結ばれる際に非対称性を暗黙の前提」（稲沢 2002：183）にしていることを指摘した。そして「自らが抱え込む非対称性を自己否定しようという動機が援助関係を成立させている。」（稲沢 2002：185）とし、時系列の中において援助関係は「非対称性」がある状態から始まりそこに向き合うことで真の援助関係になりえるとしている。

また大谷（2012）はソーシャルワーカーがクライアントを評価し、サービスを分配するので、ソーシャルワーカーによってクライアントの生活は制限されることとなり、ソーシャルワーカーが善しとする目的に向けてクライアントを評価し、不均衡な関係を強化することになるとした。加えてソーシャルワーカーとクライアントの間には、教育や社会的承認による力の違いが厳然としてあり、ソーシャルワーカーはクライアントに対して権力を持つ存在であるとした。

新保（2014）はこのような非対称性が存在する「当事者-ソーシャルワーカー関係」について、「対等な関係性」から当事者が自律的に決定する時期と、「非対称性」が強く出るソーシャルワーカーの積極的な支援に基づいて決定する時期があり、それぞれは排他的な関係ではなく、時間軸の変化により「当事者-ソーシャルワーカー関係」は変化をしていき「支援と自律の連続性」に着目する必要があるとした。その上で Neison・Becker らの類型を参考にソーシャルワークにおける「当事者-ソーシャルワーカー関係」について、「①完全な権威としての専門職②当事者の選好をふまえた専門職の強制③当事者と専門職の合意④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定⑤当事者主導モデルの 5 段階」（新保 2014：28）を連続した関係性があるとした。

また久保（2014）は、そもそもクライアントが他者の支援なしで生活を継続することが困難な状況になっており、ソーシャルワークが「権威とコントロールという政治的な性質を内包している。」（久保 2004：29）と言及した。その上で、「権力」「パワー」といった観点からもソーシャルワーカーとクライアントは対等とはいえないが、「マイクロレベルにおける実践で、社会正義が実現している状態とは、ワーカーの提案をクライアントが安心して否定できることだろう。」（久保 2014：29）とした。そしてクライアントによって定義される問題と目標に取り組む協働作業の過程を通して、ソーシャルワーカーがクライアントと一緒に新しい知の構築に取り組むことで、社会正義が実現される実践がおこなえるとした。

3. 「対等な関係性」と「非対称性」

これらの議論を表としてまとめたものが表 3-1 である。これまでの先行研究をまとめると、「当事者-ソーシャルワーカー関係」は、1990 年以降の社会福祉構造改革により、制度的にも「当事者主体」を主軸にすえるようになったことにより、目指すべき方向性として「対等な関係性」がこれまで以上に強調されるようになってきたと言える。この「当事者-ソーシャルワーカー関係」において「対等な関係性」を目指していく方向性は、生態学的視座による生活モデルや社会構成主義による社会構成主義アプローチなどソーシャルワーク理論とも合致している方向性であり、理論的にも実践現場においてもソーシャルワークの目指すべき方向性として位置づけられていると考えられる。

しかしながら、現実の「当事者-ソーシャルワーカー関係」においては、そもそも「支援する者」と「支援される者」という現存たる「非対称性」があり、さらには「力の不均衡」ともいえる権力構造が存在しており、「対等な関係性」と対をなすとも言える関係性をもつ。つまり「当事者-ソーシャルワーカー関係」は、目指すべき方向性として「対等な関係性」があるにも関わらず、現実の「当事者-ソーシャルワーカー関係」の中には「非対称性」が存在するため、「当事者-ソーシャルワーカー関係」は方向性と現実が対立するという自己矛盾した要素を持っていると言える。

この自己矛盾した要素に対して、「支援と自律の連続性」をもとに段階的に「対等な関係性」と「非対称性」の強弱をつけながら支援を行っていく視点や、協働的關係から新しい知の構築への取組みを行うことで「当事者主体」に向けた支援を実現する視座が検討されている現状であるが、さらなる検証が必要な状況であると言える。

第 4 節 社会構成主義からみた「当事者-ソーシャルワーカー関係」

次に自己矛盾した要素を持つ「当事者-ソーシャルワーカー関係」をさらに検証していくにあたり、改めて社会構成主義をもとにしながら「当事者-ソーシャルワーカー関係」の構造を読み解いていく。

1. 日常生活における二者関係

まずミクロレベルの「当事者-ソーシャルワーカー関係」は「ソーシャルワーカー」と「当事者」という二者関係が基軸にあるため、基本的な二者関係を社会構成主義から検討する。社会構成主義においては、二者関係はそれぞれが社会的に構成された存在（行為者）と位

表 3-1 「当事者-ソーシャルワーカー関係」における主要な議論

「当事者-ソーシャルワーカー関係」における主要な議論	
渡部律子 (2003)	<p>「対等な関係を実現するために必要不可欠な『自己決定』尊重とそれを実践するためのソーシャルワークのプロセス」</p> <p>①利用者との関係作り②問題の探求③多角的なアセスメント④問題に応じて当事者のモチベーションを高める</p> <p>⑤契約⑥援助計画作成⑦計画実行⑧総括⑨評価</p>
狭間香代子 (2001)	<p>「協働的關係」</p> <p>「対等な関係は、単なる契約上の関係だけを指すのではなく、実践レベルにおいては、援助者と利用者との協働的關係を意味」</p> <p>「援助者の一方的な聞き取りではなく、利用者の語りを共に創り出すという過程に参加すること」</p>
佐藤豊道 (2001)	<p>「参加の原則」</p> <p>「利用者とワーカーとが共同で問題解決に当たることが重要であり、そのために利用者を可能な限り最大限に問題解決過程に参加させていくこと」</p> <p>「利用者とワーカー間で最大限の合意を得ようとする過程でもあり、そのための方策が共同作業という体験過程をおおして展開される」</p>
加茂陽 (2003)	<p>「日常生活の変化のための方法論」</p> <p>i ソーシャルワーカーの特権的現実構成力を否定し、クライアントのパートナーとして自己定義していること</p> <p>ii 既存の制度の拘束力に対抗して、クライアントたちの共変化する過程から次の現実を共生成させる戦略を作り出すことが目指されていること</p>
稲沢公一 (2002)	<p>「援助關係の非対称性」「無力さを共有する關係性」</p> <p>「援助關係とは、本質的に、非対称的な立場をもつ二者によって構成されている対人關係」</p> <p>「困難状況に陥っている者と改善を目指すという非対称性を消去するためにこそ援助關係が発動させられている。」</p> <p>「（「無力さを共有する關係性」をもつことで）「援助する者」と「援助される者」という立場の相違に基づく非対称性がもはや成り立っていないということもできる。」</p> <p>「援助の限界点で、援助關係が破綻する瞬間に発現する新たな關係性として位置づけられたほうが正確」</p>
大谷京子 (2012)	<p>「（当事者・ワーカー間の）力の不均衡」</p> <p>「援助者が利用者を評価し、サービスを配分するので、援助者によって利用者の生活は制限されることになる。援助者が善しとする目的にむけて利用者を評価し、強化するので、利用者は『言い返し』ができなくなる。」</p> <p>「ワーカーはクライアントに対して大きな影響力、コントロール力を及ぼす、権力をもつ存在である。一方、多くのクライアントは生活・生存のために援助を求める必要性があり、そうした必要性に迫られて援助場面に臨んでいる。」</p>
新保祐光 (2013)	<p>「自律と支援の連続性」</p> <p>①完全な権威としての専門職②当事者の嗜好をふまえた専門職の強制③当事者と専門職の合意</p> <p>④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定⑤当事者主導モデル</p>
久保美紀 (2014)	<p>「協働的關係からの、新しい知の構築」</p> <p>「ワーカーは、クライアントと一緒にもうひとつの知の構築に取り組む」</p>
	<p>課題</p>
	<p>課題にむけた 視点</p>

(筆者作成)

置づけられ、その中での関係性は主に言語を通した社会的交互作用のもとに社会現象として構築されることと捉えられる。

Berger と Luckman (1966) は、社会現象である二者関係に対して「社会的に構成された主観性」という考えを主張し、日常生活の現実には「社会は外在化、客体化、それに内在化の三つの契機から成る不断の弁証法的過程をして理解するとき、はじめて正しく捉えることができる。」(Berger & Luckman =1996 : 196) とした上で「社会的過程と個人的視点の統合」(Berger & Luckman =1996 : 196) という概念を導入した。行為者は主観的側面・自然的態度・自発性をもとに行為をしているものの、社会(言説)が人間の産物であり、社会(言説)が客観的現実として経験され、人間が社会(言説)の産物であるというように循環しながら構築されており、日常生活の二者関係が個人の主観的側面と社会的な客観的側面が社会との間で、言語を通して外在化・客体化・内在化を循環させながら構成・再構成し維持されているという考えを示した。同様に Schutz (1970) は社会現象に対して、「日常生活の自然的態度」(Schutz =1996 : 45) という概念を用い、「私の生活世界は、はじめから、私の私的な世界ではなく相互主観的な世界であり、その現実性の基本構造はわれわれにとって共有なのである。」(Schutz =1996 : 45) とし、自らの周囲にある理解可能な世界についての感覚や認識、つまり意識的経験が客観的な世界からだけのもみたらされているのではなく、社会(言説)における社会的な相互作用の産物であることを主張した。

ここまでの議論を図式化したものが図 3-1 である。日常生活・社会的行動における二者の関係性は、それぞれの行為者の主観的側面・自然的態度・自発性を主にしながら、言語による相互作用・意味づけをおこない、その関係性自体がさらに社会の中で外在化され、その中で慣習から制度へ転換し客体化されていくことで社会現象となり、さらにそれが内在化されるという循環的な関係性であると言える。

2. 社会制度のもとでの二者関係

日常生活での二者関係は図 3-1 のように位置づけられるが、「当事者-ソーシャルワーカー関係」のような社会制度のもとでの二者関係にはまた別な要素が入り込む。

岡田は「個々の行為から成り立っている場である制度は、当然、それを構成している社会的行為から独立させて同定することはできない。同様にこれは、個々の社会的行為を、それが埋め込まれている社会的場から独立して、適切に同定することもできない」(岡田 2001 : 101) としている。つまり社会制度の元でおこなわれる二者間の相互作用についても、日常

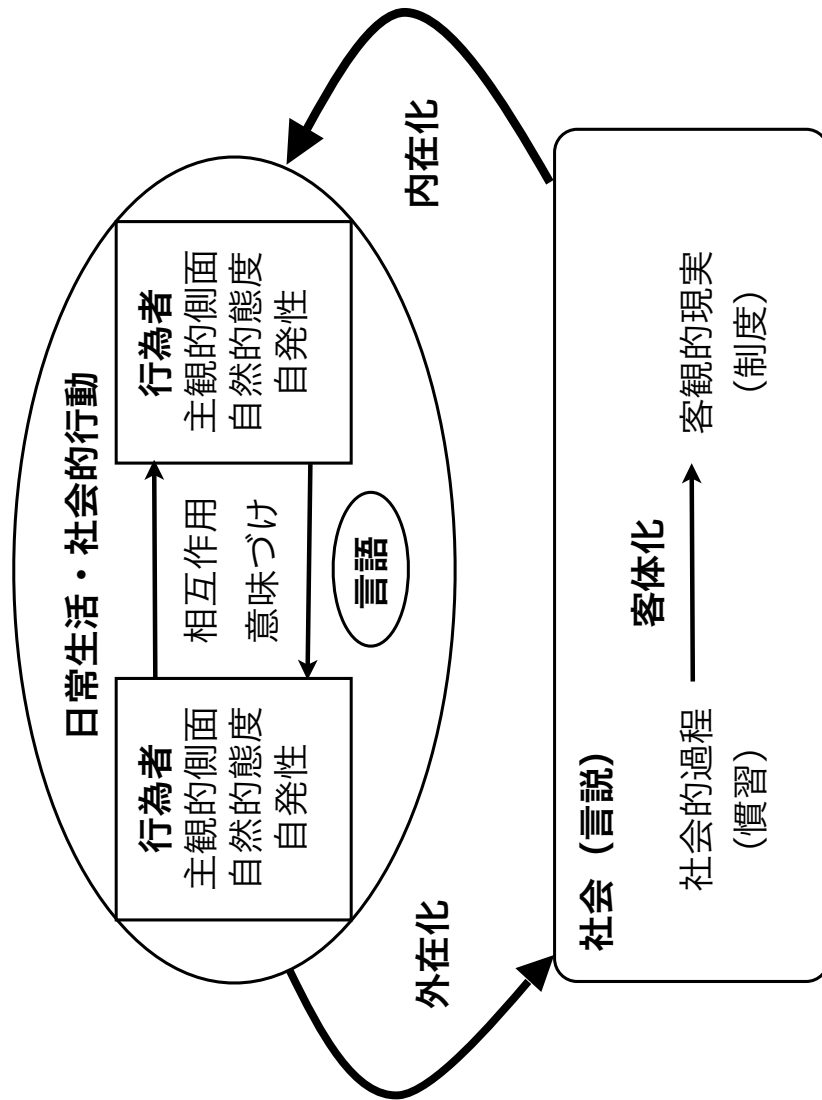


図3-1 二者関係の構造

(筆者作成)

生活の現実の一つとして社会制度における行為者の相互作用を捉えることができると考えられるが、社会的な場・制度からの影響が一般的な日常的相互作用よりも多大な影響を受けることとなり、これらの概念で整理し相互作用を捉えることが大きな意味を持つ。実際、社会制度の元でおこなわれる二者間の相談場面である医療・看護・教育・司法分野の相互作用において多くの研究がおこなわれており、特定の制度化における相互作用の定式が発見されている。(医療・看護関係では Maynard 2003, 檜田 2004 など. 教育関係では秋葉 2001 など. 司法関係では檜村 2002 など.)

その中で Garfinkel (1970) は、会話に代表される社会制度のもとでの二者間での相互作用を通じて合意されるものを、「状況やその付帯条件がしだいに展開していくまさにその中で、協定がそのつど取り結ばれていくしかない」(Garfinkel =1989: 84) とし、それを「共通意味の社会的生成」とした。そして会話分析をもとに現実構成の方法として「成員が徐々に、能力のある社会成員の『物事を見る』という見方に、つまり日常生活の態度に、進んで従うようになること、またはなりうることを必然的にともなっている」(Garfinkel =1989: 87) とされる「成員のカテゴリー化装置」の概念を発見している。「成員のカテゴリー化装置」とは、会話の過程において話し手はお互いにあるカテゴリー(例えば「医師」と「患者」など)を当てはめて認識しており、この成員カテゴリー化は会話の過程において相互反映的に個々人が共同で構成していくものであるとされる。

そして Pomerantz (1984) が相談関係の「成員のカテゴリー化」について、相談関係が「助言者」「相談者」というカテゴリーを持っていることから、「助言者」が正しい知識を持ち「相談者」はそうした知識を持たないという前提が存在し、「相談者」と「助言者」は非対称な存在となる。これらは会話の過程においても双方がそのカテゴリーを構築していくこととなり、『助言』は『不同意』より『同意』、『拒絶』より『受諾』が好まれることとなり、『拒絶』は『助言者』の資格に対する疑義になり得る」(Pomerantz 1984: 65) とした。加えて Hopper (1995) は「相談者」の能力の低さの提示が「相談者」としての資格となり、能力が充分にあることの提示は「相談者」としての不適合性に結びつく」と指摘した。このことにより、会話の過程において「相談者」と「助言者」の「非対称性」はさらに強化されていくこととなる。この過程においてさらに「助言者」の「役割限定の呈示」がおこなわれ役割の強化がおこなわれるとされる。

これらを図式化すると図 3-2 のようになると考えられる。社会制度の下での二者の相互作用においては、現実の構成方法である「成員のカテゴリー化装置」において、一般的な会

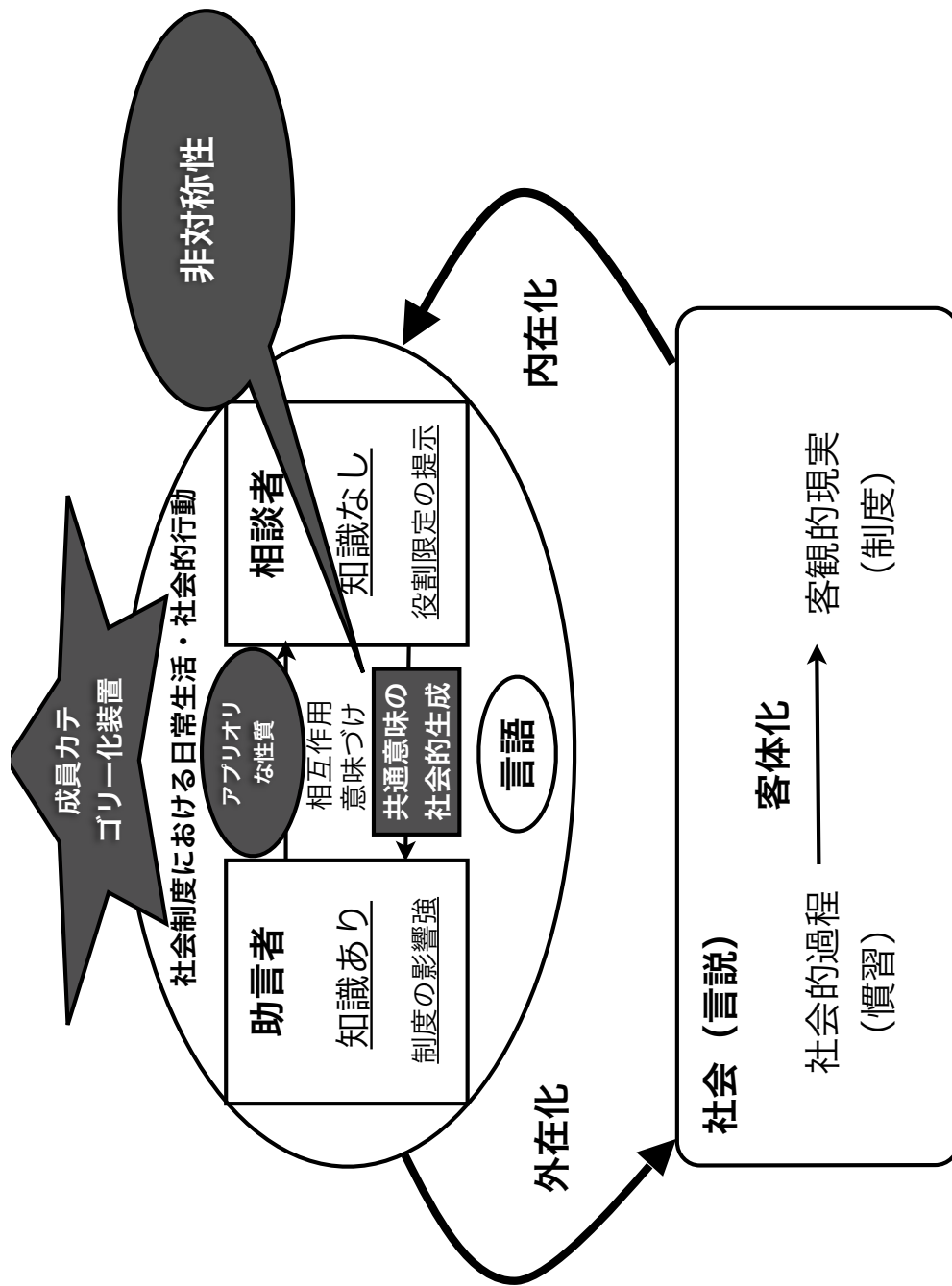


図 3-2 社会制度における二者関係の構造 (筆者作成)

話にはない「非対称性」が生じ独特な特徴を持って「共通意味の社会的生成」がおこなわれ現実が構成される。社会制度という社会的文脈からの影響をより直接的に受けることにより、制度の影響を強く受ける一方の行為者（例えば医師、教師、助言者など）と受けない一方の行為者（例えば患者、生徒、相談者など）という役割があらかじめ強く設定され「非対称性」が生じ、さらには関係が継続するにつれ役割が強化されていき「非対称性」自体も強化されていく。この強化された関係性の中で、「権力関係」が構成されていると言える。

3. 社会構成主義からみた「当事者-ソーシャルワーカー関係」

図 3-2 を参考にすると、「ソーシャルワーカー」は社会福祉制度の文脈に依存して構成されている行為者であり、「当事者」はその「ソーシャルワーカー」から支援されることで社会的に「当事者」という行為者になり、その二者間で生じる「ソーシャルワーク」が社会現象となり、そこには独自の「成員のカテゴリー化装置」が構成されている構造ということが想定される。そしてそこでの「共通意味の社会的生成」においては、「相談者」「助言者」という「非対称性」が強化されていく性質を持つ構造であると考えられる。

しかし、同じ社会制度の下での二者関係とは言え、ソーシャルワークにはソーシャルワークの価値・倫理に基づいた独自性がある。「当事者-ソーシャルワーカー関係」においては、「意味世界」をも範疇に捉える生活に根ざした「当事者主体」を目指すというソーシャルワークの独自の価値を持っており、それゆえ二者関係においても個別の特徴も存在すると考えられる。本節では社会構成主義に依拠したソーシャルワークの先行研究から「当事者-ソーシャルワーカー関係」の構造の独自性を明らかにする。

Payne (2014) はソーシャルワークとはソーシャルワーカー・クライアント・社会的文脈によって社会的に構成されるとし、ソーシャルワークを「ソーシャルワーカー」と「クライアント」という特別な社会的役割を持った人々が相互反動的に作用する特別な場での特別な活動であるとした。またそのソーシャルワークの社会的構造は、それぞれが影響し合う社会構造と個人的な関わりの複合体であり、社会的・文化的領域、機関・制度施策領域、クライアント・ワーカー領域という3つの領域において構成されるとしている (Payne 2014 : 27)。この社会的・文化的領域とは多義的で社会的文化的コンテキストと交互作用をする場であり、機関・制度施策領域とは制度・施策、それらを実施するワーカーが所属する機関との交互作用をする場、クライアント・ワーカー領域とは「クライアント-ソーシャルワーカー関係」における言語による相互作用をおこない構成されている場とされる。つまり、ソー

ソーシャルワークは図 3-2 の社会における慣習から制度に客体化される過程の際に社会的・文化的領域、機関・制度施策領域という2つのレベルがあることを意味している。

さらに Hall ら (2006) は、ソーシャルワーカーとクライアントの会話分析をおこなった結果として、他の社会制度とは異なる特徴的な面として不確実性が強いことから生成される道徳的な性格をあげている。「ソーシャルワーカーとクライアントは、それぞれの役割が確立されておらず、交互作用において道徳的な情報に基づきながら展開されていく」(Hall ら 2006 : 21) とし、ソーシャルワーカーもクライアントも交互作用の際「道徳的なアイデンティティ」を保護しながら役割を維持しており、ソーシャルワーカー自身の意思決定を支えているものも道徳的概念が強いとしている。また「ソーシャルワーカー-クライアント関係において、『間接的行動』や曖昧さが観察された」(Hall ら 2006 : 87) とし、ソーシャルワーカーとクライアントは、他の社会制度における交互作用における役割よりは役割がはっきりしていないため、成員カテゴリー化は交互作用の中で関係性が曖昧に維持される傾向があると述べている。

これらの議論を参考とすると、ソーシャルワーク実践構造における「当事者-ソーシャルワーカー関係」は他の制度との共通点は多く、「非対称性」が前提条件として存在していると考えられる。しかし「当事者-ソーシャルワーカー関係」の独自の特徴としては、①図 3-1・図 3-2 においても当然のことながら機関・制度施策領域は存在し影響を与えていると言えるが、ソーシャルワークにおいては機関・制度施策領域の影響が他の社会制度に比べると影響力が強く、改めて社会的・文化的領域、機関・制度施策領域という2つの領域を分けて認識する必要があること、②他の制度に比べソーシャルワーカーの役割についての不確定要素が多く「成員カテゴリー化」において「道徳的アイデンティティ」が重要な意味合いを持つこと、という2点があると言える。これらのソーシャルワークにおける特徴を網羅し図式化すると図 3-3 のようになる。

第5節 「複雑性」をもつ「当事者-ソーシャルワーカー関係」

1. 非対称性に対するソーシャルアクション

ここまでで明らかになったように、「当事者-ソーシャルワーカー関係」の構造における「非対称性」は、社会制度における二者関係という時点ですでに前提条件として内包されており、さらにはソーシャルワークの独自性から社会的・文化的領域と機関・制度施策領域と

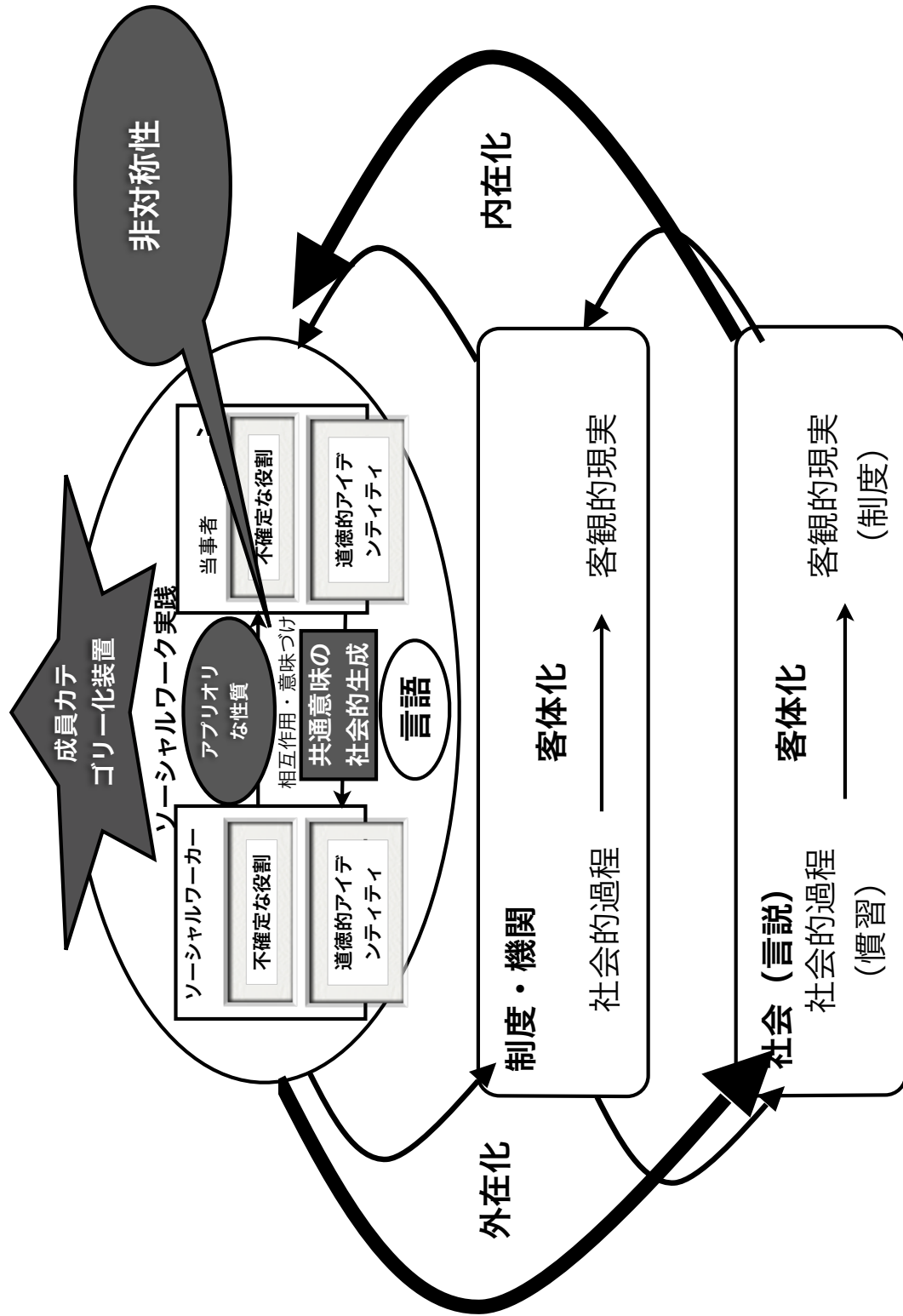


図 3-3 「当事者-ソーシャルワーカー関係」における二者関係の構造 (筆者作成)

いう3重の循環構造における交互作用によって強固に構築され強化されている。

このようなソーシャルワークにおける「非対称性」に関して、Mullaly (2003) は当事者の問題が現在の社会秩序において固有・絶対的な存在として構成されている側面が強いため、異なる社会的集団における権力構造を変化させていく必要があるとしている。つまり社会的・文化的領域や機関・制度施策領域へのソーシャルアクションをおこない、権力構造の変化から「非対称性」を解消させることにより、「当事者主体」を実現させていく方法論が有効となる。これはいわゆるマクロレベル・メゾレベルでのソーシャルワーク実践であり、ソーシャルワーカーとして役割として求められるのは代弁者としての機能といえ、当然のことながらこれもソーシャルワーカーの重要な責務であり実現させなければいけない。しかしこの実現に向けては、当然多大な時間とマンパワーが必要となる。

2. 「複雑性」を持つ関係性

一方でマイクロレベルでのソーシャルワーク実践においては、ソーシャルワーカーは今その瞬間に目の前にいる当事者に対して支援を行う必要があり、マクロレベル・メゾレベルにおけるソーシャルアクションのみでは時間軸の問題から「当事者主体」を実現できないこととなる。マイクロレベルでの実践において、社会や機関・制度の変革を待たなければ、前提条件として存在し強固に構築されている「非対称性」がある限り、ソーシャルワーカーは当事者との「対等な関係性」は構築できず「当事者主体」に向けた実践は行えないのだろうか。しかしこれまで現実のマイクロレベルでのソーシャルワーク実践において、「当事者主体」を実現した事例も数多く報告されている。

ここでポイントとなるのは、「当事者-ソーシャルワーカー関係」においては、ソーシャルワーカー・当事者それぞれが「不確定な役割」や曖昧な「道徳的アイデンティティ」を持ちながら「共通意味の社会的生成」をおこなっているという点であろう。「不確定な役割」や「道徳的アイデンティティ」を持つ要因としては、前述のようにソーシャルワークにおける主要な価値である「当事者主体」が、当事者の「意味世界」や「人間：環境：時間：空間」の交互作用をも関係性の範疇にいれる必要があることがあげられる。つまり当事者の持つ独自の「意味世界」が当事者の内面だけで構築されるのではなく、多種多様な社会や制度・施策との交互作用から構築され、さらには当事者に影響を与える「人間：環境：時間：空間の交互作用」に関する多くの要因から複雑に影響を受け構築される。そのため、その複雑で多種多様な交互作用のすべてを把握することが困難であり、マイクロレベルのソーシャル

ワークにおいては生成すべき共通意味とも言える「当事者主体」を具現化する目標・目的に絶対的なものがなく、その都度変化するという不確実性を伴う。その結果ソーシャルワーカーと当事者は「不確定な役割」や曖昧な「道徳的アイデンティティ」を持たざるをえないこととなる。

このような複雑で多種多様な相互作用を含むソーシャルワークについて、Fook (2016) は「世界の広がりには、種々の文脈および種々のレベルで多様に表現される。ソーシャルワーカーの実践は、この多様性の中で存在できる否定と緊張を包有する必要がある。」(Fook 2016 : 37) とし、ソーシャルワークにおける相互作用について「複雑性」が内包されているとしている。また同様に Hudson (2010) も、ソーシャルワークに代表される人間を相手にしたサービスは「些細でない形で相互作用する多数の別々の要素で作られるシステム」(Hudson 2010 : 5) において展開され、ソーシャルワークにおいて「複雑性」が重要な要素であると述べている。つまり「当事者-ソーシャルワーカー関係」は「複雑性」が内包されており、その「複雑性」を読み解くことがマイクロレベルでのソーシャルワーク実践には必要であり、多種多様で複雑な社会的・文化的領域や機関・制度施策領域や、その中で生じる「複雑性」を持つソーシャルワーカーと当事者の関係性の理解が重要な意味を持つことになると言える。

3. 目指すべき「よりよい」関係性

この「複雑性」を持つ「当事者-ソーシャルワーカー関係」に関して参考となるのは、新保 (2014) が取り上げた「よりよい」という概念である。新保はソーシャルワークにおける目指すべき方向性の概念に関して、ソーシャルワークが当事者を生活主体としての個人として尊重し、当事者の個別化された意味生活を実現していくため、一般化された一つの答えではなく、当事者が好意的に意味づけることができる「個別化された決定」(新保 2014 : 39) であり「共通感覚」(新保 2014 : 40) となりえる「よりよい」という個別性・多様性を包有できる表現が妥当とした。

同様にソーシャルワークにおける「当事者-ソーシャルワーカー関係」においても、目指すべき方向性としては決定論的で一つの静的な状態としての表現とも言える「対等な関係性」ではなく、動的で個別性・多様性を包有した「よりよい関係性」が適していると言える。つまり目指すべき方向性として「よりよい関係性」の構築を位置づけることによって、概念的にも「非対称性」と対になることはなく、「非対称性」を内包した関係性として「よ

りよい関係性」を捉えることができ、自己矛盾は生じないと考えられる。

ここまでの議論をまとめると、次の①～③のようになる。

- ① 社会制度の下の二者関係として社会的・文化的領域と機関・制度施策領域という3重の循環構造における交互作用によって強固に構築されているものの、ソーシャルワークが「意味世界」や「人間：環境：時間：空間の交互作用」をも支援の範疇にしているため、「当事者-ソーシャルワーカー関係」においては複雑で多種多様の交互作用の理解が必要となるが現実的には困難であり、それぞれの役割に「不確定な役割」と「道徳的アイデンティティ」が生じ、不確実な関係性であり「複雑性」を持つこと
- ② 複雑性を持つ「当事者-ソーシャルワーカー関係」は、動的で個別性・多様性を包有する必要があるため、目指すべき方向性は絶対的な「対等な関係性」ではなく相対的な「よりよい関係性」が妥当であること
- ③ 「当事者主体」を目指すためには、多種多様で複雑な社会的・文化的領域や機関・制度施策領域の理解と、その中で生じるさらに「複雑性」を持つソーシャルワーカーと当事者の「合意形成」の理解が重要であること

4. 関係性の構築に向けたシステム理論の可能性

このように「当事者主体」を目指したミクロレベルの実践では、「複雑性」を持つ「当事者-ソーシャルワーカー関係」において、いかに「よりよい関係性」を構築していくかという方法論の議論が重要となる。

この方法論の検討で参考となるのは「システム理論」であろう。システム理論は1970年代から発展をとげ、当初の単純なシステム内での作動理論からより複雑なシステムへの適用を目指し、さらには適用するシステムに関しても細胞システムから人間関係システムなどに応用しシステムレベルの多様性にも対応しつつある。その中では社会構成主義やポストモダンの理論の影響を受けた Luhmann (1984) の「言語」「コミュニケーション」を媒介とする相互作用としての社会システム理論や、ポスト構造主義である Deleuze による「差異」の哲学による「リゾーム」概念、さらには「自己組織化理論」「創発概念」など含んだ「複雑系理論」などにも大きな影響を与えている。

佐藤 (2008) によれば、Luhmann は「行為が他の行為との関係とともに成立すると考えた」(佐藤 2008 : 41) とされ、その上で社会システムを「相互作用システム・組織・全体社会システム」(佐藤 2008:41) の3つのシステムの総体として捉え、行為そのものよりも

その関係づけ方・つながり方、つまり相互作用に着目したとされる。その中で「空間的なものではなく、意味的なもの」（佐藤 2008 : 51）とされる「境界」という概念を用いて、そのシステムと他のシステムとの関係性の整理をおこない、システムを読み解こうとした。

「当事者-ソーシャルワーカー関係」においても、これまでの議論の通り社会的・文化的領域と機関・制度施策領域との相互作用において構成・再構成されており、この複雑な相互作用における「合意形成」を読み解くにおいて Luhmann の「境界」といった概念の援用は可能であると考えられる。

またシステムを「差異」に着目し新たな視点で捉えた Deleuze と Guattare は「リゾーム (rhizome)」という概念も提唱している。「リゾーム (rhizome)」とは「球根や塊茎」(Deleuze and Guattare = 2010 : 22) から着想された、「連結と非等質性」「多様性」「生成する異質性」などの特徴を持つ網状組織である。今田 (2005) はこのリゾームを「いまだ抽象度が高く隠喩の段階」(今田 2005:217) としながらも、「常に差異化によって別様の多様体に変貌していくシステム」(今田 2005:211) と定義付けており、「新たな社会編成原理として受容可能なそれを構築するためには、現状のネットワーク論を脱構築する必要がある。その手続きとして、私はネットワーク論に含まれるリゾームの性質を自己組織性論の視点から定式化すべきであると考え」(今田 2005 : 208) としている。

また吉永 (1996) は「複雑系理論」を「無数の構成要素から成る一まとまりの集団で、各要素が他の要素とたえず相互作用をおこなっている結果、全体として見れば部分の動きの総和以上の何らかの独自の振る舞いを示すもの」(吉永 1996 : 15) であり、「自己組織化」「創発」などの概念によって複雑な現象の法則を明らかにしているとした。この「自己組織化」について、今田 (2005) は新たな新奇性が導入された際に「環境適応できるよう、あるいはシステム内で分化した新奇性 (多様性) を取り込むべく、自己を再組織化する適応制御を働かせる」(今田 2005 : 66) ことが可能となる形態としている。また「創発」概念については、「要素間の局所的な相互作用により大域的挙動が現れ、その大域的挙動が要素の振る舞いを拘束するという双方向の動的過程を通して、新しい機能形成や形質、行動を示す秩序が形成されること」(上田 2007 : 2) とされ、その特徴として「複雑な構造の構築により新しい、予測不可能な性質が生じ得るという点」(Pier Luigi Luisi = 2009 : 155) とされている。

ソーシャルワークにおけるこれらの「複雑系理論」を取り入れたシステム理論の必要性について、Hudson (2000) は「社会制度が混沌したプロセスを多分に含む・・・多くのソー

「ソーシャルワーカーにとって混沌としたプロセスの理解は重要」(Hudson 2000 : 226) であるため、「カオス理論または複雑なシステムを理解する新たなシステム理論は、定期的に変化するシステムのプロセス理解やそのシステムの創発性の理解につながる」(Hudson 2000 : 227) こととし、「複雑系理論」がソーシャルワークにおける新たなパラダイムとなる可能性を指摘している。

このように発展したシステム理論と言える Luhmann の「境界」概念、Deleuze による「差異」の哲学による「リゾーム」概念、「複雑系理論」における「自己組織化」「創発」などの概念についての議論は、「複雑性」を持つマイクロレベルでのソーシャルワーカーと当事者における関係性を検討する際にも援用が十分可能と考えられる。つまりこれらの概念を使いながら「当事者-ソーシャルワーカー関係」を読み解くことで、「よりよい関係」の構築を目指したソーシャルワークの方法論の検討が可能となると言える。

第6節 実践知：【関係性の協創】の仮説化

前節までで改めてソーシャルワークにおける当事者にとって望ましい視点である『当事者主体』を包有した『合意形成』を、本研究のメタ理論でもある社会構成主義やシステム理論を軸とした既存のソーシャルワーク理論から検討してきた。その結果、ソーシャルワークにおける『当事者主体』を包有した『合意形成』とは、そもそも構造上前提として「非対称性」を内包し、また動的で個別性・多様性を持ち不確実性が高く「複雑性」を持つことが明らかとなった。

このように「複雑性」を持つソーシャルワーク実践での当事者ととも課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における『当事者主体』に向けた『合意形成』を実現するためには、「当事者-ソーシャルワーカー関係」を基軸とした「よりよい関係性」の構築を目指すことが求められる。そして、当事者支援システム内の他者同士の「複雑性」を伴って交互作用する意味世界を読み解き、その上でその意味世界を「関係づける」「話し合う」「媒介する」ことによって「よりよい合意」を形成することが必要であると考えられる。

次にこの明らかとなった『当事者主体』を包有した『合意形成』を、第1章で抽出された支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるソーシャルワークにおける実践知：【関係性の協創】及びその「アクション」「変化」と比較検討をおこなう。そして抽出された A

市の行政機関において実際おこなわれているソーシャルワーク実践の実践知から、行政機関におけるソーシャルワークの範疇も検証しながら、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における実践知の仮説化をおこなう。

1. 実践知における「アクション」の比較検討

第1章において、第2ステージの（母親とともに関係性の再生をおこなう）というアクションについて、行政機関のソーシャルワーカーが母親に対して〔母親と揺らぐ関係を作る〕、また母子家庭の子どもと母親との関係性に対して〔母親と子どもをつなぎ直す〕支援をしていることが抽出された。さらに関係者に対しても、〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕支援をおこなっていることが抽出された。

この母親に対する〔母親と揺らぐ関係を作る〕は、「非対称性」を内包し動的で個別性・多様性を持ち不確実性が高く「複雑性」を持つ母親と行政機関のソーシャルワーカーとの関係性において、ソーシャルワーカーが母親に対して「同調」と「差異」という母親の意味世界の理解とソーシャルワーカーの意味世界の提示という二つの行為を同時並行的におこなうことで、良好な関係性を維持できるようにフレキシブルな関係性の構築を目指していると言える。これを『当事者主体』を包有した『合意形成』からみると、その時々状況によって固定的な関係性ではなく、母親が好意的に意味づけることができる「個別化された決定」（新保 2014：39）であり「共通感覚」（新保 2014：40）となりえる、ソーシャルワーカーの母親との「よりよい関係性」の構築を目指した行為であると考えられる。

また母子家庭の子どもと母親との関係性に対する〔母親と子どもをつなぎ直す〕と関係者に対する〔母親と取り巻く環境をつなぐ〕については、「母親」と「子ども」、「母子家庭」と「関係者」、「関係者」と「関係者」という「複雑性」を持ちながら交互作用していくそれぞれの関係性において、行政機関のソーシャルワーカーがそれぞれの持つ意味世界を理解し、また同時にその意味世界の差異を双方に伝えていくことで、それを「関係づける」「媒介する」ことを意図している。これは当事者支援システム内で多数決や一方的な思いで「合意形成」を目指すのではなく、「相互に脈絡を欠いてバラバラになっている意見にまとまりをつけ、互いに関係づけることで、それらに調和をもたらす」という「社会編集としての合意形成」（今田 2011：34）を意図した行為であると言える。

このように第1章で7名の行政機関のソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭へおこなっていたソーシャルワークの（母親とともに関係性の再生をおこなう）は、『当事

者主体』を包有した『合意形成』との関連性が非常に高いということが言える。

2. 実践知における「変化」との比較比較

次に第1章において、第3ステージの（安定した生活）における変化として〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉が達成され、〔支援システムの自立〕が起こっていると行政機関のソーシャルワーカーは考えていた。

〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉というコンセプトにおいては《意外な解決策》が生じるとされていた。これはソーシャルワーカー・母子家庭・関係者での交互作用の中で生じる新しい解決方法の生成であり、これはまさに支援を必要とする母子家庭に対する当事者支援システム内において、他者同士の意味世界を「関係づける」「話し合う」「媒介する」ことによる合意形成が生じる過程であると考えられる。

また《どんな問題でも解決が可能》《違う意見でもその都度工夫して解決》というコードは、この《意外な解決策》が一時的にだけ生じるのではなく、「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で刻一刻と変化していくという動的で「複雑性」を持つ当事者支援システム内の交互作用において、「社会編集としての合意形成」がその都度行えるように、当事者支援システムの関係性を常に流動的に維持することを可能にした実践であると言える。

そして〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉は、「当事者主体」における母親や子どもの個別な「意味世界」と、ソーシャルワーカーや関係者などとの社会における「人間：環境：時間：空間」の交互作用における「主体」の統合が達成された結果として生じていると言え、〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉が生じたことにより母子家庭の「当事者主体」が達成されていることを意味すると考えられる。

このように第1章で7名の行政機関のソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭へ行っていたソーシャルワークの（安定した生活）という変化は、『当事者主体』を包有した『合意形成』を経た上で生じた、母子家庭の「当事者主体」が実現した「結果」であると考えられる。

3. 行政機関におけるソーシャルワークの範疇

ここまで見てきたように、第1章で抽出された支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるソーシャルワークにおける実践知：【関係性の協創】及びその「アクション」「変化」は、構造上前提として「非対称性」を内包し、また動的で個別性・多様性を持ち不確

実性が高く「複雑性」を持つソーシャルワークにおける『当事者主体』を包有した『合意形成』は関連性が高いことが明らかとなった。つまり A 市の行政機関のソーシャルワーカーは、第 2 章でも明らかとなった「行政と市民という権力構造やパターンリズムの問題」「制度利用の遵守と当事者主体の狭間での葛藤」「母子家庭自らの望んだ支援ではない」「ネットワーク不在の中での支援」などの背景がある中で、支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を目指し『当事者主体』を包有した『合意形成』を意図して、実践知：【関係性の協創】を中心とした支援をおこなっていると考えられる。

一方で、第 1 章で抽出された支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるソーシャルワークにおける実践知：【関係性の協創】において、ソーシャルワークにおける「当事者主体」と関連して不足している、あるいは抽出されなかった要素もある。

まずは前述した Mullaly (2003) の言う社会的・文化的領域や機関・制度施策領域へのソーシャルアクションをおこない、権力構造の変化から「非対称性」を解消させることにより、「当事者主体」を実現させていく方法論である。このようなメゾレベル・マクロレベルにおけるソーシャルアクションに関する支援の要素は、A 市の行政機関のソーシャルワーカーの実践からは抽出されなかった。

またこのこととも関連して、アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）の中で抽出された「関係者」については、他の相談機関や教育機関・福祉機関、親族などが含まれていたが、本来であれば支援を必要とする母子家庭の取り巻く環境に含まれるべき地域の中での関係者や当事者団体・NPO などは言及されていなかった。支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を実現すべきソーシャルワーク実践を考えた時、当然のことながらソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭の「権利擁護」としてメゾレベルやマクロレベルへの働きかけをする必要は生じると言え、さらに地域の関係者や当事者団体・NPO とのネットワーク構築も必要となってくるであろう。

これらの要素が A 市の行政機関のソーシャルワーカーの実践から抽出されなかった要因としては、前述した行政機関でのソーシャルワークの背景としてあげられる「制度利用の遵守」「母子家庭自らの望んだ支援ではない」「行政と市民」「ネットワーク不在の中での支援」などがあげられる。つまり支援を必要とする母子家庭への行政機関でのソーシャルワークは「制度利用」を前提で支援が開始することが多い。そのため、「制度利用」から協働関係によるソーシャルワーク実践をおこなうとしても、行政機関の意味世界の影響を多大に受ける行政機関のソーシャルワーカーの中には「制度利用の遵守」や「行政と市民」といった

関係性が根底に残り、母子家庭の「権利擁護」としての機能の意識が低くなると考えられる。さらに本来であれば、行政機関のソーシャルワーカーが母子家庭の「権利擁護」の機能を果たせないのであれば、その機能を果たすことが可能であると考えられる地域の中での関係者や当事者団体・NPOとの連携がより重要となると言えるが、母子家庭を支援するネットワークが未整備であるためこれらの地域の中での関係者や当事者団体・NPOとの連携もおこなわれずに、結果として母子家庭の「権利擁護」としての機能が抽出されなかったと考えられる。これは「国家責任と公的責任がもつ特性は、とりわけ公平性の観点からいえば当然のことであり、一方でパターナリズムを主とした仕組みとなることは限界である」（佐藤 2012：299）との指摘との関連性も高いと言える。

次に「時間軸」の要素が上げられる。前節で明らかとした『『当事者主体』を包有した『合意形成』』における当事者とソーシャルワーカーとの「よりよい関係」に関しては、多様な意味世界の交互作用のもとで構築され、また複雑性を持つことを踏まえれば、長期的な関係性の構築の必要性もあると言えよう。しかしながら、第1章で抽出された支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるソーシャルワークにおける実践知においては、行政機関のソーシャルワーカーは母子家庭の「ソーシャルワーカーからの自立」を目指しており、長期にわたる関係性からの支援ではなくいわば「短・中期的な支援」をおこなっていた。これをソーシャルワークにおける関係性である「①完全な権威としての専門職②当事者の選好をふまえた専門職の強制③当事者と専門職の合意④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定⑤当事者主導モデルの5段階」（新保 2014：28）と関連づけて考えれば、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークが「制度利用」を前提として支援が開始されるため、支援当初は「①完全な権威としての専門職」の関係性になると言えるだろう。そして「制度利用」の後に支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークをおこなうにあたり、徐々に協働関係を構築しながら「②当事者の選好をふまえた専門職の強制」「③当事者と専門職としての合意」へと移行していく。この「②当事者の選好をふまえた専門職の強制」「③当事者と専門職としての合意」に関しては、A市の行政機関のソーシャルワーカーがおこなっていた実践知：【関係性の協創】とも深い関連があると言える。しかしながら、支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を実現するために最も重要と思われる「④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定」「⑤当事者主導モデル」の段階は実践知としては抽出されず、実践知：【関係性の協創】においてはその段階の支援は行政機関のソーシャルワーカーがおこなうのではなく、他の相談機関や教育機関・親族と「つなげる」ことで、他の相談機

関や教育機関・親族との当事者支援システムでの解決を目指す支援となっている。このことは前述の「母子家庭の権利擁護の機能の不在」とも深く関連してくると言えるが、行政機関のソーシャルワーカーの背景としてある「人材や人員の確保、人事異動等人材活用の仕組み」（佐藤 2012：301）という機関の体制の影響もあって考えられる。つまり定期的な人事異動が必須となる行政機関のソーシャルワーカーは長期間支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践をおこなうことができず、当然のことながら人事異動に伴い引き継ぎはおこなわれるとしても、人間的な関わりが軸となるソーシャルワーク実践において完全な引き継ぎは困難であるため、「短・中期的な支援」のソーシャルワーク実践を目指す方向性が強くなると考えられる。

このように A 市の行政機関の支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践からは、支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を目指す上での「母子家庭の権利擁護の機能の不在」や「地域の中での関係者や当事者団体・NPO との連携の不在」「短・中期的な支援の限定」などの要素も明らかとなった。これらの不足している要素は現行の行政機関におけるソーシャルワークの限界とも言え、本来であれば母子家庭への支援システム全体の課題として検証していく必要があると言えるだろう。しかし、本研究の目的は現行のソーシャルワーク実践の枠組みの中で、行政機関における支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」を具現化するための母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でのソーシャルワーカーの実践モデルを構築していくことである。そのため、本研究においてはこれらの行政機関におけるソーシャルワークの限界に関しては、現行の行政機関におけるソーシャルワークの範疇としての指摘をすることと定める。つまり現行の行政機関におけるソーシャルワークは、「人生の転換期」（佐藤 2001：148）におかれた母子家庭へのマイクロレベルのネットワーク不在の中での短・中期的なソーシャルワーク実践において、「制度利用」を入り口としながらも支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」に向けたソーシャルワーク実践を目指す必要があると考える。

4. 実践知：【関係性の協創】の仮説化

以上の検討により、第 1 章において抽出された 7 名の行政機関のソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭へ行っていた第 2 ステージでの「アクション」、さらにその結果生じる第 3 ステージの「変化」に関しては、『当事者主体』を包有した『合意形成』との関連性が非常に高いと考えられる。そして行政機関における「制度利用」を入り口とした

ネットワーク不在の中での短・中期的な支援という範疇での、母子家庭の「当事者主体」を目指したマイクロレベルでのソーシャルワーク実践であることが明らかとなった。

また実践知：【関係性の協創】は、「差異」を取り込んだ流動的な関係性を構築しているとも言え、Deleuzeによる「差異」の哲学による「リゾーム」概念とも非常に近いと考えられる。またその中で生じる「支援システムの自立」や《意外な解決策》などは「複雑系理論」における「自己組織化」「創発」などの概念との親和性も高いと言える。つまり実践知：【関係性の協創】は、「複雑性」を持ち不確実性を伴う「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で多様な意味世界を包含する協働に基づく検討を可能とするための、行政機関のソーシャルワーカーが母子家庭の「当事者主体」を具現化する実践をおこなうひとつの方法であると考えられる。さらにソーシャルワーク実践において個々の規則を明確にするのではなく、関係性という「複雑性」を持つ支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワークの支援システムの全体としての振る舞いを明らかにする概念であり、ソーシャルワークにおける『当事者主体』を包有した『合意形成』を取り込んだ、行政機関における支援を必要とする母子家庭への実践モデルの仮説となりえる。

次章より、この仮説：【関係性の協創】を、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場において「当事者主体」を具現化する実践モデルの理論化することを目指し、事例研究を軸にしてこの仮説をさらに具体的に検証していく。

注

- 1) 序章で言及したソーシャルワークの援助対象の名称が「クライアント」「利用者」「当事者」と変遷し、現在においても各研究者によって表記が異なるように、ソーシャルワークにおける援助対象とソーシャルワーカーとの関係性の一体的に表記する際の名称に関しても、各研究者によって表記が異なる。例えば、新保（2014）は「当事者-ソーシャルワーカー関係」（新保 2014：27）と表記し、大谷（2012）は「ソーシャルワーカー-クライアント関係」（大谷 2012：80）、久保（2014）は「クライアント・ワーカー関係」（久保 2014：29）などと表記している。このように、ソーシャルワーカーと援助対象の表記の順序に関する相違と、援助対象の名称の相違が存在している。

本研究では、援助対象の主体性を最も尊重する立場を取るため、援助対象を先に表記することが妥当であると考えられる。また序章でも述べたように、本研究ではソーシャルワ

ークの援助対象を「当事者」と表記するため、新保（2014）に準拠し、ソーシャルワークにおける援助対象とソーシャルワーカーとの関係性の一体的な表記については、「当事者-ソーシャルワーカー関係」と表記することとする。

第4章 単一事例：典型例による仮説の精緻化

第1節 研究概要

1. 事例研究の選択理由

第3章までで『当事者主体』を包有した『合意形成』の視点が入り入れられた都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの実践モデルの仮説として、「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」である【関係性の協創】を生成してきた。本章以降では、この仮説：【関係性の協創】をさらに母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場において検証をしていくことで、仮説を精緻化・修正をしながら実践モデルとして理論化を目指す。

Gilgun (2013) はソーシャルワーク理論における仮説からの理論化を目指すにあたり、ソーシャルワークが「交互作用に深く関係し、人間の現象の多様な意味と側面を示す」(Gilgun 2013 : 107) ことから、質的分析が有効であるとした。質的分析では「確認、論駁、修正を目的とした仮説の立証の過程」(Gilgun 2013 : 111) がおこなわれ、分析単位は個別の事例であり、事例の分析をおこないながら、その分析と仮説を照らし合わせ、その中で仮説を修正・洗練しながら、その仮説を精緻化していき、さらに複数の事例を検証することで仮説の集合体を生成する手法である。同様に Yin (1994) は、事例研究による理論開発は「開発された理論をケーススタディの経験的結果を比較するためのひな型として用いる」(Yin =1996 : 43) ことで検証できる「分析的一般化」(Yin =1996 : 43) をおこなうことで理論開発が可能となり、この「分析的一般化」を通常の量的調査でおこなわれる「統計的一般化」とは明確に区別されるものであるとしている。

本章以降においては、この Gilgun と Yin の手法を参考に、仮説：【関係性の協創】を検証すべく、事例研究法を採用した。本章ではまず典型例として1事例を分析し、仮説との関連性を検証することにより、対象とした事例の状態に最も適合する仮説に向けて精緻化していくことを目的とする。

2. 事例検討の方法

具体的な事例研究の方法は、Yin（1994）の事例研究のリサーチ設計を参照とする。Yin はリサーチ設計において、「①研究問題②あるとすれば、その命題③その分析単位④データを命題に結びつける論理⑤発見物の解釈基準」（Yin =1996:29）が必要であるとしている。

まず本章での①研究問題は、「多様な意味世界の交錯と複雑な交互作用が生じている、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践において、どのように『合意形成』がおこなわれているか」である。そして②研究命題は、「その『合意形成』が母子家庭にとって有用であり、その『合意形成』の過程において本研究の仮説である『関係性の協創』を含んでいる」という点である。

次に③分析単位は、ソーシャルワーク実践自体が研究対象であるため、本章以降の事例研究は、すべて限定はなく支援という目的に応じて相互変容する「当事者支援システム」（新保 2014：13）における「合意形成」を分析単位とした。また④データを命題に結びつける論理については、本章では事象の因果関係を明らかにし仮説の精緻化を目指すため、「現象に関する因果的結びつきの集合を明らかにする」（Yin =1996：148）とされる「説明構築」の手法を採用する。「説明構築」とは、「ケースに関する説明を構築することによってケース・スタディ・データを分析すること」（Yin =1996：147）とされる。

最後に⑤発見物の解釈基準については、明らかにするのが現実のソーシャルワーク実践において基盤となる考え方である「実践モデル」であるため、現場のソーシャルワーカーが感覚として取り入れられるかどうかを解釈基準とすることとした。本章以降取り上げる事例に関しては全てソーシャルワーク実践研究会¹⁾における事例検討を経ており、外部の研究者及びソーシャルワーカーと事例の解釈を共有することで妥当性に努めた。

またこのリサーチ設計の質の判断基準として「①構成概念妥当性②内的妥当性③外的妥当性」（Yin =1996：46）などがあるとされる。まず①構成概念妥当性については、「研究中の概念に関する正確な操作的尺度の確立」（Yin =1996：46）が求められ、「複数の証拠源の利用」「証拠の連鎖の確立」「主要な情報提供者によるレビュー」（Yin =1996：48）が必要とされる。そのため、本章以降の事例については筆者自らが実践した自験例を採用することとし、証拠は「直接観察」及び「ケース記録」とし複数採用した。また分析内容を当事者及び関係者にも開示し意見をもらうことで、構成概念の妥当性に努めた。②内的妥当性については、「擬似的な関係とは区別される、ある条件は他の条件をもたらすことを示す因果関係の確立」（Yin =1996：46）が必要とされる。Yin は内的妥当性を高める分析手法として「現象に関する因果的結びつきの集合を明らかにする」（Yin =1996：148）ことを目的

とし「理論的に重要な命題が説明に反映される」(Yin =1996 : 149)「説明構築」の手法や、「経験に基づくパターンを予測されたパターンと比較」(Yin =1996 : 142)し「パターンを研究の従属変数か独立変数(あるいはその両方)に関連づける」(Yin =1996 : 142)ことでおこなう「パターン適合」などの手法があるとしている。本研究では第4章においては「説明構築」、第5章においては「パターン適合」の手法を取り入れる。③外的妥当性に関しては、「研究の発見物を一般化する領域の確立」(Yin =1996 : 46)が必要とされ、これは「複数ケース・スタディでの追試の論理の利用」(Yin =1996 : 46)によって高められるとされており、本章以降6つの事例を検証することで外的妥当性に努めた。

さらに事例のサンプリングについては、「(事例研究においては)サンプリングの論理ではなく追試の論理に従うべき」(Yin =1996 : 70)とされている。本章では、「明示的に予測された同じ結果(事実の追試)」(Yin =1996 : 70)が想定される事例として、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場において、当事者支援システム内での「合意形成」が得られ、その「合意形成」に関してソーシャルワーカー・母子家庭・関係機関及びソーシャルワーク実践研究会の事例検討からよりよい「合意形成」ができたと評価された事例を抽出した。

最後に本章での事例検討の内容とこれまでの章において生成された仮説と関連付けて検討することで、仮説の精緻化をおこなう。

3. 事例資料の作成方法

具体的な事例の記述に関しては、具体的な記述方法を提示した「研究資料としての事例を作成する手続き」(根本 2000 : 16)に基づき、

- ① 信頼関係樹立の過程が具体的に記述されていること
- ② 人・問題・状況の記述、諸要因の全体関連性の分析があること
- ③ 援助計画、援助手段に関する記述が具体的になされていること
- ④ 問題改善・変化についての記述が具体的になされていること
- ⑤ 事業所内ケース会議における検討を経ていること
- ⑥ 所外検討会における検討を経ていること
- ⑦ サービス利用者の援助過程に対する評価が確認され記述されていること
- ⑧ 援助過程を主として進め原資料を纏めたワーカーの解釈や評価が記されていること
- ⑨ 実践理論研究者のその事例の意義についてのコメントが記されていること

⑩ プライバシー保護のための加工が施されていること

など10点を記述した上で、「『厚い記述』という質的調査の特性」（三毛 2009：77）を踏まえて作成をおこなった。

4. 倫理的配慮

本章以降で取り上げる事例に関しては、プライバシーに関わる「一般の人々に未だ知られていないことがらである」²⁾ という判例を参考に、既存誌への掲載（予定も含む）及び学会での公表済みの事例（ソーシャルワーク実践研究会 2005, 久保田・村松・國吉ほか 2011, 久保田 2013, 学会発表 久保田 2016³⁾, 久保田 2017（予定））に限定している。またその既存誌への掲載及び学会での公表に際しては、事例対象者に対しては口頭及び文書において掲載の承諾を得るとともに、筆者の所属機関においても掲載の承諾を得て、さらに完成原稿について事前に事例対象者に開示し公表の許可をもらっている。

匿名性の確保については、本研究での事例は特定される恐れのある個人名・固有名詞などは伏せ、内容の本質に触れない程度に事例内容の加工・修正等をおこない、個人が特定されないよう配慮をおこなった。

第2節 A事例（典型例）：子どものネグレクトを抱える母子家庭への支援

1. 事例の背景

40代の母親・Aさん、50代の父親・Bさん、中2・小5・小2の男児の5人世帯。父親・Bさんは運送会社勤務。母親・Aさんは養護学校卒業で療育手帳（軽度）所持。中2の長男は普通級。小5次男・小2三男は療育手帳（軽度）所持しており、個別支援級在籍。

次男・三男に知的障害があることに加え、幼少期から保育園などから子ども達の衣服の汚れ・異臭などが指摘され、継続的に児童相談所・福祉事務所・保健所が見守りをおこなってきっていた事例。家事支援の目的でヘルパー派遣についても検討されたが、父親の拒否により導入できず。また母親より父親からの暴力の相談が定期的に役所の女性相談員にあり、父親が日中就労でなかなか関係機関が接触できない中、母親の相談を中心に支援をおこなってきっていた事例である。

筆者は福祉事務所子ども家庭支援担当のソーシャルワーカーとして支援をおこなった。

2. 事例の初期段階の経過

1) 場面1：援助の開始期

子ども達の養育環境はあまり改善されずにいた中、Aさんが顔や腕に赤い痣や擦り傷を作り子ども達を連れ福祉事務所を訪れ、「もう耐えられないので離婚をしたい。しかし行き場所がなく、困っている。」との相談があった。面接をおこなったソーシャルワーカーの判断として、これまでも同じ相談があったものの結局AさんはBさんのところに戻っていたが、子どもへの暴力はないがBさんからAさんが受けている暴力が明らかであり、また今回は「離婚」という強い意思がはっきりしていたため、シェルターに母子で一時保護することとした。

シェルター入所後、情報漏洩には細心の注意をはらい、Aさんの意思確認を重点的におこなった。Aさんの意思は「父親からはこれまで厳しく金銭や家事について管理をされ、それが守れないと激しい暴力を受けてきた。もう自由になりたい。Bさんとは離婚をする。二度と会いたくない。」ということで一貫し、子ども達についても、「父親が母親に暴力を振るうのを見るのはつらかった。母親と一緒に生活したい」との意思確認がおこなわれ、弁護士に依頼をし、離婚調停の申し立てをおこなった。また経済的な問題があったため、生活保護の申請を支援した。加えてシェルターにはAさんの養育状況の行動観察を依頼し、児童相談所とも連携の上、Aさんの生活能力・養育能力の把握をおこなった。その結果、多少の養育能力の不安はあるが、ある程度の支援をしていけば適切な養育環境が構築できるとの判断となり、生活保護ケースワーカーとも協議の上シェルターからアパート設定をおこない地域で母子家庭での生活をスタートさせることとなった。転居先の小学校・中学校には事前に福祉事務所・児童相談所と話し合い、受け入れ体制を整えた。

アパート転居後、離婚調停がおこなわれAさんとBさんの離婚が成立。一方で転居後、Aさんは徐々に家事をおこなわなくなり、Aさん・子ども達は入浴をほとんどしない、長期間同じ衣服を着続ける、外食中心の生活となる。次男・三男はなんとか登校していたが、長男は徐々に登校しぶりが出始め通学しない日も多くなっていった。Aさんは、子ども達への関心が低くなり自分自身の趣味に没頭するようになる。加えてAさんが生活保護費を適切に管理できず、月末には困窮することが多くなっていった。子ども達も「母親はだらけてしまった。以前父親といた時よりもひどくなってしまった。」との話しが出る。また子ども達からの話しから、Bさんとの交流を再開していることが明らかとなり、Aさんも「Bさんは優しくなった。やり直すつもりはないが、交流はしたい。」と話す。

このような生活状況に対して、ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーと A さんでの子ども達の養育環境への改善・経済的な生活の立て直し・B さんとの関係の整理に向けて話し合いが再三おこなうも、A さんは問題意識を感じていなかった。金銭管理や家事面での約束事や、B さんからの暴力の経過や生活保護を受給していることから父親との面会についてのルールを文書を作って決めるも守ることができず、関係機関の対応への不満も口にするようになる。

2) 場面 1 における意味世界の交錯の検討

A さんは当初 B さんとの離婚及び子ども達との生活、経済的安定を希望し、ソーシャルワーカーを含めた支援者はその希望に沿って支援を展開した。そしてその B さんとの離婚、子ども達との生活、経済的安定が達成された後、これまで B さんとの関係に力を注いできた反動からか、安定した生活の中で A さんは家事意欲の低下や子ども達への養育の関心の低下が顕著となり、【家事・育児への気力の低下】が見られるようになる。またそれと並行して自身の趣味に没頭するようになり、【自身の趣味関心への意欲】は高まるようになる。そして B さんとの交流を再開させ、「B さんはもう暴力を振るわない」「子ども達も喜ぶ」「自分も助かる」という思いから【B さんとの交流に対する意識】が強まっていた。しかしこれらの行動に対して、ソーシャルワーカーを含め A さんに対して真意を聞くも、元々知的障害があり自身の思いを口にするのが苦手である A さんは上手く言語化することができず A さんの真意がわからなかった。このことに加え、上記の行動面に対して徐々にソーシャルワーカーや保健師・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーが指示的な関わりを増やしていくのに比例して、A さんは「関係機関の人たちは自分をいじめている」という【関係機関に対する拒否感】が生じ始めていた。

これに対して、ソーシャルワーカーは当初より【A さんの意思の尊重】を第一に支援をしていたが、この経過の中で A さんが徐々に家事・育児をおこなわなくなっていくこと、さらに関係機関に相談なく B さんとの交流を再開していたこと、関係機関からの家事・育児面での改善の助言に対して耳を貸さないことなどが増えていったことにより、A さんに対して【指示的な機能】を強めていく。さらに B さんとの交流再開についてはこれまでの暴力があった経過や DV が一定のサイクルを持ちながら安定期と暴力期を繰り返すことから【B さんとの交流に対する危惧】をもち、子ども達の養育環境の不安定さに対しては【子ども達の健全発達への危惧】を強く持っていた。

また生活保護ケースワーカーは生活保護の実施上の問題として、母子家庭として生活保護を受けている A さん家族が、前夫である B さんと頻繁に交流をし、B さんから資金的な援助も受けているとの話もあり、B さんと A さんが籍は抜けたにしても事実上の婚姻関係が継続しているのではという見方もできるとのことから、【B さんとの関係の適切な整理】が必要と判断していた。また A さんが家計の管理を適切におこなえていない状況も問題視し、【家計の適切な管理】も必要と考えていた。

そして児童相談所ソーシャルワーカーは子ども達の養育状況を注視しており、A さんが家事や育児をあまりおこなわなくなってきた経過の中で【子ども達へのネグレクトの可能性】を考えており、A さんに養育状況の改善の助言をおこなう中でも改善傾向が見られないことから、【A さんの養育能力の問題】を見極めつつあった。

B さんについては直接意味世界の確認を取らなかったため、推測として A さんに対する行動から【A さんとの復縁に対する希望】を持っている可能性が考えられた。

このように場面 1 においては、知的障害があるためはっきりとした意図は把握できないものの A さんの【家事・育児への気力の低下】【自身の趣味関心への意欲】【B さんとの交流に対する意識】という意味世界と、ソーシャルワーカーも含めた支援者の【子ども達の健全発達への危惧】【B さんとの関係の適切な整理】【家計の適切な管理】【子ども達へのネグレクトの可能性】という意味世界が交錯し、その中でソーシャルワーカーも含めた支援者の【指示的な機能】が強まる中、A さんの【関係機関に対する拒否感】が生じ始めていた。また B さんの意味世界の理解もない中、よりよい合意形成をおこなうことが困難な状況となっていたと言える。この意味世界の交錯と対立の状況は図 4-1 のように表される。

3. 事例検討会における討論

このような場面 1 の状況において、よりよい合意形成ができない中、ソーシャルワーク実践研究会により事例検討がおこなわれた。議論の中でスーパーバイザーや参加者から指摘されたのは以下の内容である。

1) 合意形成の内容

本事例でおこなわれている「合意形成」は非常に表面的であり、支援者の固定的な考えが強い。例えば B さんに対する DV 加害者としてのラベリングや、A さんに対する家事や養育をおこなうべきという考え方など。そのため本事例での「合意形成」は、支援者の意向に

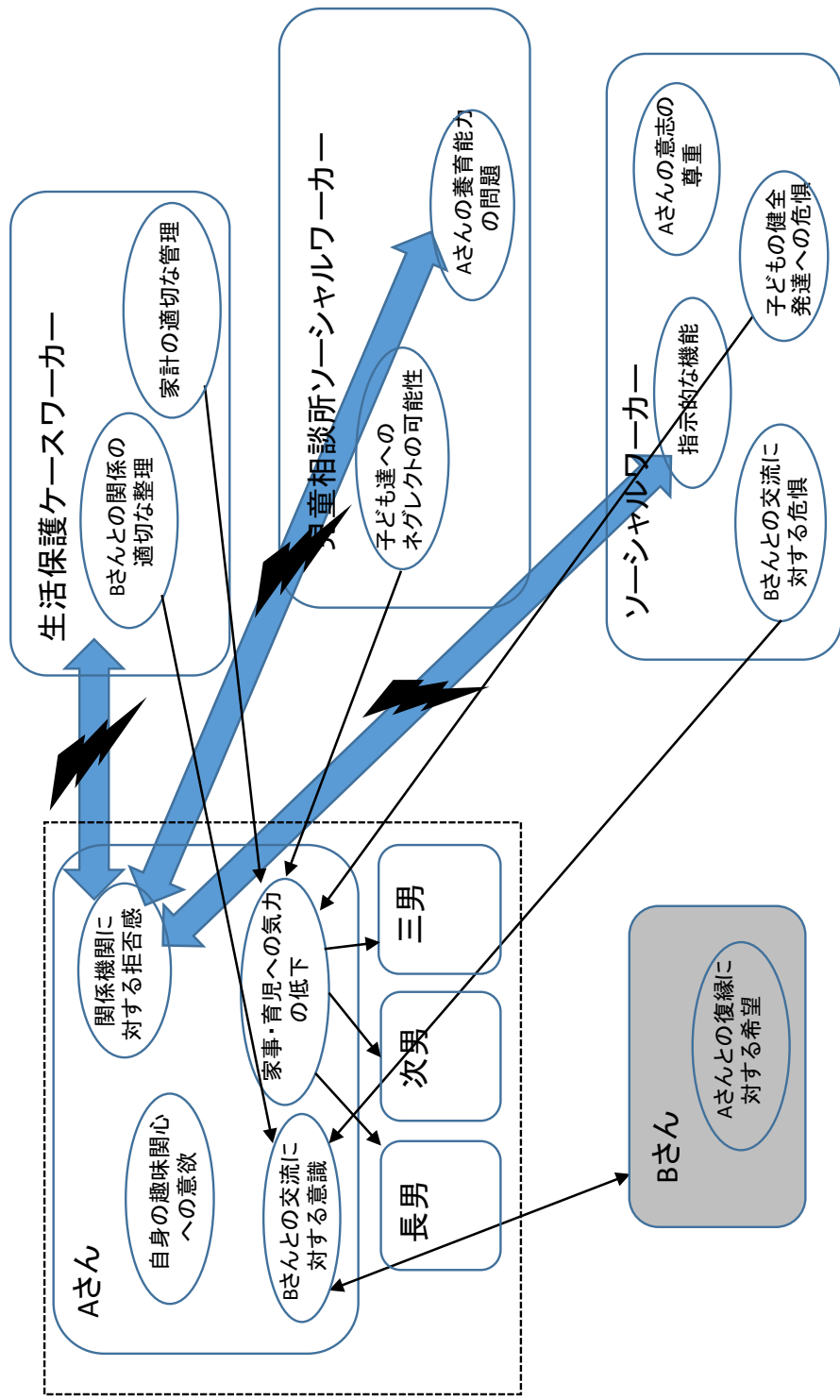


図4-1 場面1における意味世界の交錯と対立構造 (筆者作成)

A さんが従うかどうかという点のみでおこなわれている。そのためその場その場で一時的に「合意形成」されたとしても、その「合意形成」は状況の変化についていけず、結局「合意形成」の内容が遂行されないという状況を生み出している。改めてそれぞれの意味世界を理解して、それを媒介していくことが必要であり、その中でソーシャルワーカーは固定的な考えに固辞しないことが本来の「合意形成」につながるのではないか。

2) B さんの存在

当事者支援システムの捉え方が、ここまでの経過では A さんと子ども達、支援者という形であるが、DV 事例としての介入が当初おこなわれたと言え、過去から現在にわたりこの家族システムの中で一番強い影響力を持っているのは B さんである可能性が高く、B さんを当事者支援システムに入れるべきである。B さんに対して DV 加害者というラベリングをしており、B さんとの接点を支援者が誰も持っていない状況であるが、交流を再開していることもあり、B さんも当事者支援システムに入っていると考えるのが妥当である。

そしてその B さんには B さんのストーリーがあり、そのストーリーを傾聴し父親の意味世界を把握していくことが必要なのではないか。暴力を肯定するわけでないが、B さんが A さんに対して暴力を振るっていたことには意味があり、子ども達には暴力を振るっていなかったことにも意味があるだろう。これまで長い期間一緒に暮らしていた B さんの存在は、この家族システムにいい意味でも悪い意味で影響を与えていたことは事実であり、なかなか言語化されない A さんの意味世界を把握するためにも、B さんの意味世界の理解は重要である。また B さんの意味世界も、A さんや子ども達が家を出ていったことにより変容を遂げている可能性も高く、その変容過程もこの現在の当事者支援システムに大きな影響を与えている。

B さんの意味世界を理解しそれをシステム内で媒介していくことが、この当事者支援システムにおける本来の「合意形成」を目指す上では重要である。

3) A さんの自己肯定感

また A さんの意味世界について、知的障害がありなかなか言語化されないという点はあるにせよ、支援者は A さんに対して「家事」「育児」について過度な期待を押し付けているのではないか。当初 A さんには「B さんと離れて暮らしたい」「子ども達と一緒に暮らしたい」という表出された希望があったとしても、それは漠然としており母親として「家事」「育

児」をおこなっていくということが本当の意味での A さんの望む生活であったかはわからない。支援者の「家事」「育児」に対する過度な期待に応えられない A さんの自己肯定感が下がっているのは容易に想像ができるし、そのことを言語化できない A さんが支援者に拒否感を示し始めるのも理解できる。

A さんと長年暮らしてきた B さんの意味世界を理解することで、A さんの本当の意味世界を把握し、A さんが本当に望む生活、自己肯定感が上がり充実した生活とは何なのか改めて検討すべきである。そこには「家事」「育児」とは違う意味世界がある可能性もある。

4. 事例検討会以降の経過

1) 場面 2 : B さんとの接触

スーパービジョンを受け A さんの承諾を得た上で、ソーシャルワーカーは B さんと面接をおこなう。B さんは突然の呼び出しに戸惑っていたものの、丁寧な対応をする。

B さんは A さんの現在の居場所は聞いていないものの、裁判所での離婚調停が終了後から A さんから連絡が来るようになり面会をしていたと話す。B さんは A さんから生活保護を受けていることや DV 被害者として支援を受けていることなどを聞き、「あまり会いすぎてもよくないのでは。時間をおいて少しずつ会った方がいいのでは」と A さんに伝えていた。しかし A さんは聞く耳持たず勝手に B さん宅に来るようになっており、最近では子どもも含めて泊まることもたびたびあると。

これまでの経過の話としては、元々飲み屋で知り合った A さんと B さんは、A さんが知的障害を持っていることは知らないまま結婚。結婚当初金銭管理を A さんにまかせていたが、徐々に浪費し借金を重ねるということが増え B さんが管理するようになった。また A さんは家事全般でだらしがなく清潔感も全くないため、その点でも厳しく指導をしてきており、A さんができない家事や育児の面はほとんど B さんが担ってきた。その頃から B さんとしては A さんに何かしらの問題があるのではと感じていたが、子ども達も生まれそれなりに生活はできていたためあまり問題視してこなかった。また A さんは単純作業の仕事をすることは好きで継続的に仕事はしておりクビになったこともなかったと。しかし近年家事・育児面での放棄が酷くなり、B さん自身も仕事が忙しくなってきたこともあり、仕事を辞めて家事・育児に専念するよう A さんに伝えるも拒否され、徐々にイライラが募り暴力を振るうようになってしまったとのこと。

今回 A さん達が出ていった当初は A さんに対して怒りの感情が強かったが徐々に怒りの

感情はなくなり、それとともに少しずつショックな気持ちが強くなり、子ども達にも愛情を注ぎこれまで自分が家族のために頑張ってきたのは何だったんだろうという気持ちにもなり、無気力感にも襲われた。ただ原因は A さんに対する暴力であることは理解しており、これについては深く反省をしており、子ども達を怖がらせてしまったことも反省している。現在は「自分にも悪いところがあった。」と強く感じており、これで A さんや子ども達が落ち着いて生活ができるのであればやむをえなかったのだと、突然いなくなったことや離婚を受け入れており、A さんに対しても怒りの感情はない。現在交流を再開している状況であるが、時間が経過したことで距離を置いて生活をしているため、A さんに対してイライラすることも無いし、子ども達と会えるので嬉しく思っている。

B さんとしては、これまでの A さんの生活ぶりからも、A さんが一人で子ども達をきちんと養育することは難しいと思う。かと言って、B さんとしてもこれまでの A さんとの生活には限界を感じており、A さんとやり直すつもりは一切ない。申し訳ないが、行政や支援者の力を借りながら、生活をしていってほしい。子ども達には愛情があるため、面会を通して B さんとしてできる支援をしていきたいし、今後支援者と協力をしていくことはぜひしていきたい。

ソーシャルワーカーは B さんの話しに傾聴・共感をし、これまでの B さんの苦勞について労いの言葉をかけた。その上で、A さん・子ども達の生活環境の改善に B さんの協力を依頼。B さんは「子どものためなら喜んで協力します」と快く承諾する。

その後、A さんに B さんとの面接内容を伝え、B さんの状況が理解でき面会についてはルールを守ることを再確認する。B さんは毎回面会前と後にきちんとソーシャルワーカーに連絡をし、ソーシャルワーカーからも子ども達の状況を伝えながら、ルールを持ちながら面会をおこなうことが可能となる。このことにより、生活保護において事実婚とみなされ生活保護が廃止になる危険性は低くなる。

しかし A さんの家事・育児面での生活状況の改善は見られず、A さんは家事をおこなわないことが増え、家事と次男・三男に対する養育はほとんど長男がおこない、長男・次男・三男は不登校状態が続くようになる。関係機関からの指示も A さんは返事するも行動に移すことはできず、子どもを置いて外泊するなどの行動も出始め子ども達自身の口からも「もう母親とは暮らしたくない。」との話しができるようになる。

2) 場面 3 : 当事者支援システム内での話し合い

子ども達からも不満の声が出始め、児童相談所でも長男に家事をおこなわせていることなどから正式に「ネグレクト」と判断し母子分離を検討するようになり、Aさん・Bさん・ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーで話し合いを持つこととなる。

話し合いの前、ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーで事前の打ち合わせをし、ソーシャルワーカーよりBさんのこれまでの生活・思い、現在の意向を説明する。また本日の話し合いの最大の目的は「子ども達の養育状況の改善」であり、初めてAさんとBさん同席で話し合うことにより、Aさんの本当の意向を確認していくことを確認。その中でAさんとBさんが再度やり直すというのであれば、その合意を支持しその上での生活を支援していく方針とすることとする。また児童相談所ソーシャルワーカーからは、そのような状況の変化が見込まなければ子ども達の施設入所の話をしていくことなども確認する。

話し合いの当初、改めてソーシャルワーカーより本日の話し合いの趣旨を説明。その中で関係機関としては子ども達の養育状況を問題視しており、何らかの改善策を検討していきたいことを伝える。

当初Aさんは「一体何が悪いんですか。何も悪いところはないし、子ども達もそれなりに育っているのだから、それでいいじゃないですか。もう色々ダメだ、ああしろこうしろと言われて、もううんざりです。」と話す。Bさんから「お前は元々家事も育児もできないもんな。仕事している方が好きなんだろう？」と言われると、Aさんは「育児頑張れ、家事頑張れと言われても、逆にやる気がなくなってしまう。全く褒められないし、みんな私のことを嫌っている。仕事は決められたことをきちんとやればお金はもらえるし、怒られることもないので、仕事の方が好き。」「ただ子どものことは嫌いなわけじゃない。でもやるが多すぎて、自分ではもうわからなくなってしまう。」と話す。

Aさんの話を関係機関で傾聴し、Aさんの気持ちは十分理解できることを伝えた上で、改めて客観的な子ども達の生活の状況や子ども達からも不満の声がでていることを再確認すると、「ではどうすればいいんですか」と話すようになる。ソーシャルワーカーより、これまで色々Aさんに助言をしてきたが改善が見られない中で、これまでとは違う状況の改善が必要であることを説明。AさんもBさんもこれに対して意見は出ず。その上で児童相談所ソーシャルワーカーより、子ども達的意思表示もあり生活状況改善のためにはAさんと離れ施設入所を検討したいことを伝えられるが、Aさんは「それは・・・」と躊躇する。

その話し合いの中で B さんより「A さんの養育能力の低さも承知しており、現在の生活が子ども達に良くないことも理解できる。ただ A さんとはやり直すつもりがないことは強い気持ちとしてある。ただ施設入所は子ども達がかわいそうであり、自分自身は子どもには強い愛着がある。今の状況は自分にも責任があると考えており、自分には仕事もあり、一人で育てるのは不安もあるが、今の話を聞いていて自分が子ども達を育てたいと思うようになった。」という初めての提案が出される。A さんはそれに対して「子ども達を B さんが見てくれるのであれば、それはかまわない。自分は一人で実家に帰り、仕事をしながらたまに子ども達と会えればそれでいい。」と話す。

この B さんからの提案に対して、A さん・B さんとの間で合意がとれていること、B さんから子ども達への虐待等はこれまでの経過で一切見られていないこと、B さんとの関わりを開始して以降 B さんとソーシャルワーカーには良好な関係が保たれていることなどから、ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーもその合意内容を支持し、B さんと子ども達の生活開始に向けて調整していくこととなる。ただ B さんも就労をしながら一人で子ども達を養育していくことは負担が大きく、それで B さんのストレスが溜まることが懸念されたため、次男・三男が障害児であることもありできるだけヘルパーなどの社会資源を使うことを関係機関より伝え、B さんも「ぜひお願いしたい」と了承。A さんに対しても子ども達とは別居となるが、できるだけ就労などに対して支援を継続していくことを伝える。

そしてこの結論は、話し合い直後 B さん・A さんと子ども達の話し合いの場を設け、B さん・A さんに子ども達に伝えてもらう。長男はこの話を聞き、涙しながら「今の生活状況はとても辛かった。父親との生活になることは改善が期待できるため受け入れる。ただ以前の生活で父親が母親に暴力を振るっていたことは非常に辛い思い出として残っている。そのことだけは父親にわかっていて欲しい」と話す。B さんはそれに対して、同様に涙しながら「そのことに関しては本当に申し訳なく思っている。今後は長男が心地よく生活できる家庭を必ず作る。」と話す。次男・三男も B さんとの関係は良好そうであり、B さんとの生活については承諾する。長男に対して関係機関から今後も B さんと子ども達の生活は支援していくこと、その中で長男にとって辛い状況であれば B さんと離れて暮らすことの支援もできる旨伝える。

この話し合い後、再度転校となる長男の中学校や次男・三男の小学校との調整をおこない B さんへの引き取りとなる。引き取り後、児童相談所から家事援助のヘルパーが入るように

なり、Bさんが仕事から帰宅するまでの放課後の時間に調理・清掃などのサービスが始まる。長男は再度転校した中学校で、教員のフォローを受けながら登校を再開。また部活動に入り、精力的に部活動をおこなうようになる。また次男・三男については放課後障害児通所支援のサービスを利用し、それとともに地域の障害者地域活動ホームの相談員がBさんの苦手とするそれぞれの子ども達の学校の準備などの支援をするようになり、今後の次男・三男の生活についても相談に乗るようになる。小・中学校に対しては関係機関が定期的にカンファレンスをおこなう中で、学校からは見えにくいBさんの現状を伝え、小・中学校でできる支援をおこなってもらい。また生活習慣面では学校や障害者地域活動ホームを含めた関係機関とBさんが協力して子ども達に習慣付けをおこない顕著な改善傾向が見られた。

Aさんは実家に戻った後、自分の好きな時にBさん宅に出入りし子ども達と交流するなどをし、それに対してBさんは怒りを覚えつつも、そのような場合はソーシャルワーカーに電話して「自分はこんなに頑張っているのに、腹が立つ」など泣きながら電話できるようになっており、関係機関に気持ちを話し受け止めてもらうことで突発的な行動までに発展することはなかった。Aさんに対しては、ソーシャルワーカーより知的障害の就労支援を受けることを提案するもなかなか支援には至らず、結局Aさんは自分で見つけた就労先で就労するようになる。

その後Bさんへの引き取りから年単位の時間を経過する中でその都度課題等もありながらも、Bさんは関係機関との良好な関係を保ちつつ、関係機関からの助言や支援も受けながら安定した生活を送っている。また養育環境としては衛生面では問題ない状況が保たれている。長男は不登校になることなく部活動も継続して精力的に活動をしており、高校進学に向けて勉強を頑張っている。次男・三男の通学状況も良好で衛生面も改善され、障害児通所支援サービスも定期的に利用している状況である。

第3節 事例検討会での本事例の振り返り

場面3の後に再度ソーシャルワーク実践研究会にて事例検討をおこない、本事例の振り返りをおこなった。議論の中でスーパーバイザーや参加者から指摘されたのは以下の内容である。

本事例では、場面3においておこなわれた「合意形成」はAさん、Bさん、子ども達、

そしてソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカー全員が納得した上での「合意形成」であった。さらにこの「合意形成」の結果 A さん、B さん、子ども達の安定した生活が実現され、A さん、B さん、生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーからも口頭で「良い合意形成だった」との評価を得ており、『当事者主体』を包有した『合意形成』であったと考えられる。そしてそれが実現された要素として3点あげられる。

1. 当事者支援システムの動的境界の認識

場面1においてソーシャルワーカーは B さんとの関わりを持たず、A さんと関係機関とのみ関わりを持ちながら支援をおこなっていた。その結果、A さんと関係機関との間においてのみ「合意形成」を図ろうとしていたが、A さんの意味世界と関係機関の意味世界の間に対立構造ができており、B さんについては「合意形成」の当事者として認識していなかった。

このことは場面1でソーシャルワーカーが当事者支援システムの動的境界を誤って認識していたと言える。当事者支援システムは支援という目的に応じて相互変容するシステムであり、当事者支援システムの境界とはその個別性において都度必要とされる取り巻く親族・地域・関係機関によって構成される当事者支援システムと環境を最も適切な形で区別する外部と内部との境界である。その境界は目的に応じて相互変容するために動的なものとなり、「動的境界」と言える。

つまり当事者支援システムの動的境界の認識とは、多くのシステムがあり様々な現象が起きて至る所で交互作用が起きている現実世界の中で、ソーシャルワーカーがソーシャルワークの中で交互作用を適切に把握するために動的境界を認識することである。生態学の概念を援用すれば、この動的境界の認識とは当事者支援システムのニッチ（適所）⁴⁾を認識することであると考えられる。この動的境界を適切に認識することで、ソーシャルワーカーはなんでもありの完全相対主義や本人の意向のみで全て決定される自己決定至上主義になることなく、当事者支援システム内の多様な意味世界を媒介することが可能となる。ただこの当事者支援システムの動的境界は、ソーシャルワーカーの意図に関係なく変容し続け、時間軸の変化とともに流動的になる。ソーシャルワーカーはその瞬間瞬間の当事者支援システムの動的境界を的確に認識する必要が出てくる。

本事例での場面1では、当事者支援システムの動的境界の中に存在すると認識すべきであった B さんを動的境界の外に認識したことで、必要な当事者支援システム内の意味

世界の媒介ができていなかったと言える。場面2以降、このBさんを当事者支援システムの動的境界の内に取り入れたことで当事者支援システムの意味世界の媒介が可能となり、『当事者主体』を包有した『合意形成』が図れたのではないか。

2. 「迷い」と「揺らぎ」

本事例における場面1から場面2・3にかけて、ソーシャルワーカーは当事者支援システムの動的境界を認識し、そのシステム内でAさんの意味世界、Bさんの意味世界、ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーの意味世界を理解する努力をし、その差異を理解し媒介する過程で、固定的な合意形成ではなく意図的に「合意形成」に対する固定的な判断を放棄することで生じる状態である「揺らぎ」の視座を持っていたと考えられる。

この「揺らぎ」とは、ソーシャルワーカーが当事者支援システムの動的境界を認識できない、もしくは認識できていたとしても意味世界の把握ができていないことによって生じるソーシャルワーカーが「どうしたらいいのかわからない」という心理状況になる「迷い」⁵⁾とは、区別されるものである。「揺らぎ」は意図的に「合意形成」に対する固定的な判断を放棄することで生じる状態であり、このことによりソーシャルワーカーは一時的に不安定な心理状態となるが、その中で生じる交互作用に関しては想定内のものとして把握される。この「揺らぎ」を持つことで、当事者支援システムの動的境界の認識に関してもその都度の修正が可能となる。

場面1においては、ソーシャルワーカーがBさんを動的境界の外に認識していたことにより、Aさん・子ども達・Bさんによる交互作用の把握がおこなえない中で、Aさんに対して非対称的な関係性を強化しながら支援を継続したことで当事者支援システムにおける対立関係が硬直化し、ソーシャルワーカーは今後どのように支援をいけばいいのかわからなくなり、ただそれまでの非対称的な支援関係を継続するという「どうしたらいいのかわからない」という「迷い」が生じていたと考えられる。場面2以降スーパーバイズでの指摘のもと、ソーシャルワーカーがこの「揺らぎ」の視座を持ったことで、当事者支援システムが流動的な関係性を持ち、Aさんの意味世界、Bさんの意味世界、ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーの意味世界が包有された新たな合意形成が生じ、当事者支援システム内における『当事者主体』を包有した『合意形成』が可能になったのではないだろうか。

さらにはこの「迷い」と「揺らぎ」の関係は、「迷い」においてはソーシャルワーカーが固定的に関係性を構築しようとしているのに対して、「揺らぎ」においてはその関係性の構築に向けて当事者を軸とした当事者支援システムに主体を持たせており、ソーシャルワーカーはその相互作用の把握をしている状態と言える。すなわち「迷い」が「当事者主体」を尊重したソーシャルワークの視座を改めて持ち直すことで「揺らぎ」に変化をしていく関係であると考えられる。

3. 創発による合意形成

場面2以降において、ソーシャルワーカーがBさんの意味世界を理解し、さらにBさんを介することでAさんの意味世界の把握も進んだことで、場面3において『当事者主体』を包有した『合意形成』が図れたと考えられる。

しかしこの「合意形成」の内容は当初ソーシャルワーカーを含む関係機関は想定をしていなかった合意内容であり、詳細は不明であるがAさんやBさんも想定していなかった可能性も高い。これは当事者支援システム内のAさん・Bさん・ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーの意味世界をソーシャルワーカーが媒介し、それぞれの意味世界が相互作用する中で生成されたものであり、合意内容は「創発」されたものと言える。この「創発」は「合意形成」前には想定されなかったものであるが、それぞれの意味世界がきちんと相互作用した結果としてAさん・Bさん・ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーで構成された当事者支援システムにおいて『当事者主体』を包有した『合意形成』になったと考えられる。

第4節 本事例の考察と仮説の精緻化

ここまでの事例検討を踏まえて、多様な意味世界の交錯する中で『当事者主体』を包有した『合意形成』に至った経過及びソーシャルワーク実践研究会での検討内容と仮説：【関係性の協創】を関連付けながら検証していく。

1. 事例の経過と仮説との関連

本事例の経過の中で、当初においてはソーシャルワーカー及び関係機関は「子どもの養育環境」の問題は把握しつつも、「BさんからAさんへの暴力からの避難」を支援の第一目標

としていた。Aさんや子ども達も同様の目的を持っており、Aさんとの合意形成は比較的容易におこなえていたと考えられる。

「BさんからAさんへの暴力からの避難」への支援が終了した後、ソーシャルワーカー及び関係機関は「子ども達の安定した養育環境構築」に支援目標をシフトさせている。しかしAさんの意味世界の中ではそれらの問題意識は低く、その支援目標に対する合意形成がはかられないようになり、場面1のように子どもの養育環境は悪化していく。また分離したことによるAさんとBさんの関係の変化によりAさんとBさんとの交流が再開されていたが、ソーシャルワーカー及び関係機関はAさんへの暴力を警戒し、Aさんに対して交流の制限をした。この場面1においては、ソーシャルワーカー及び関係機関はAさんが知的障害を抱えていることを含めて養育能力の低さを理解し支援をおこなおうとしたが、「AさんがきちんとAさんの役割を果たすよう努力すべきだ」という固定的判断をもとにした支援が展開され、さらには当事者支援システムにおけるBさんの影響に注目していなかった。当初の「暴力を振るう危険なBさん」という意味世界が固定化したまま、Bさんに対するアプローチ・意味世界の理解をおこなわず、それもソーシャルワーカー及び関係機関の意味世界の固定化の要因となっていたと考えられる。このように場面1ではソーシャルワーカー及び関係機関の固定的な意味世界と、Aさんの意味世界の対立関係が維持され、さらには影響を強く与えているBさんの意味世界への理解を全くおこなわなかったことにより当事者支援システム全体の理解が不十分となり、支援方針が暗礁に乗り上げた状態が継続していたと言える。つまりここではソーシャルワーカーの「迷い」が生じていたと考えられる。

このような状況の中、おこなわれたソーシャルワーク実践研究会のスーパービジョンの場ではBさんへの介入、当事者支援システム内でのBさんも含めた意味世界の媒介に対する示唆が提示された。これはすなわちソーシャルワーカー及び関係機関の固定化した意味世界とAさんの意味世界の対立関係による「迷い」から、ソーシャルワーカー及び関係機関の意味世界とAさんの意味世界とBさんの意味世界の間での「揺らぎ」をもち媒介をおこなうべきとの指摘である。

この指摘以降、場面2においてBさんへの接触をおこないBさんの意味世界の理解、関係構築をおこなった。結果として場面2では子ども達の養育環境はさらに悪化することとなったが、Bさんとソーシャルワーカーの間での関係性構築や父親の意味世界の理解はおこなわれた。この場面2におけるソーシャルワーカーのBさんに対する行為は、仮説：**【関係性の協創】**におけるアクション〔母親（本事例では父親）と揺らぐ関係を作る〕をお

こなったものであると言える。

そして場面3において、「母子分離」を検討する際に、ソーシャルワーカー及び関係機関の意味世界とAさんの意味世界とBさんの意味世界の間での媒介をおこないながら支援をおこなうこととなる。これは仮説：【関係性の協創】におけるアクション〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕を具現したものと見えよう。

さらにソーシャルワーカー及び関係機関の「子どもの安定した養育環境」という意味世界と、Aさんの「現状で問題ない」との判断及び本来の意味世界であった「育児・家事面で指摘され辛い」「本来は仕事が好き」という気持ち、Bさんの「母親の養育能力の欠如の理解と施設入所反対」との意味世界との間を、ソーシャルワーカーがそれぞれの意味世界の媒介をすることにより、それぞれが主体的に検討し意味世界の再構築がおこなわれた。その中で「母子分離をおこない、関係機関からの支援を受けながらBさんが子ども達を養育する」という合意形成がはかられ、Bさん・Aさん・ソーシャルワーカー・関係機関の意味世界それぞれが主体的に統合された全く新しい判断が生じた。これはAさん・Bさん関係の変化によりお互いの信頼関係がある程度修復されていたこと、ソーシャルワーカー及び関係機関がBさんの意味世界の理解ができており関係性が構築できていたことが要因となった。さらにはBさんの意味世界を介することでAさんの意味世界も理解できたことから、「Aさんが問題である」といった固定的な判断をせずに、関係機関・Aさん・Bさんの意味世界を理解し、媒介を意識したことも大きな要因であると言える。これは仮説：【関係性の協創】における変化である《意外な解決策》が生じたと考えられる。

このようにBさん・Aさん・関係機関が同じ目的を持つことができ、その後の支援は順調におこなわれ場面3においては子ども達の養育環境は顕著な改善を見せることとなったと考えられる。このことは仮説：【関係性の協創】による変化である〈母子と関係機関で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉(いずれも本事例では父子)が本事例でも変化として現れたことになる。

仮説：【関係性の協創】と関連を総括すれば、本事例の場面1において一定の根拠はあったもののソーシャルワーカーの判断が固定化し客観性・絶対性・権威性が強化されよりよい「合意形成」がおこなわれていなかったのに対して、場面2以降当事者支援システム内での意味世界の理解及び媒介を指向することを取り入れ「母親(本事例では父親)と揺らぐ関係を作る」「母子家庭と取り巻く環境をつなぐ」をソーシャルワーカーがおこなった。そして場面3において主観性・相対性・協働性が強化されその中でソーシャルワーカー・関係機

関・Aさん・Bさんにおける【関係性の協創】がなされた結果として、その場において新たな判断が創発され、この創発された新たな判断が本事例に良好な効果をもたらし、その後の柔軟で安定した支援システムの構築やBさんと子ども達の安定した生活が達成できたものと考えられる。

このことにより、本事例においてはソーシャルワーカーの【関係性の協創】が『当事者主体』を包有した『合意形成』に強く影響したと判断される。

2. 精緻化された仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成の生成

ソーシャルワーク実践研究会での振り返りの中で、本事例において『当事者主体』を包有した『合意形成』が実現された要因として、非対称的な関係性が強化され当事者支援システムにおける対立関係が硬直化し、ソーシャルワーカーに「どうしたらいいのかわからない」という「迷い」が生じていた状態から、ソーシャルワーカーが当事者支援システムの動的境界を認識し、そのシステム内の意味世界を媒介することで、当事者支援システム内の相互作用を把握しながらも意図的に「合意形成」に対する固定的な判断を放棄することで生じる状態である「揺らぎ」を持ったことが指摘された。つまりこれは『揺らぎ』に基づく合意形成を目指した支援であり、ソーシャルワーカーが固定的な判断を放棄し、当事者の意味世界を含めた当事者支援システム内の全ての意味世界を媒介し、その中で合意形成を創発させるという意味においては、序章で言及した「①完全な権威としての専門職②当事者の選好をふまえた専門職の強制③当事者と専門職の合意④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定⑤当事者主導モデルの5段階」（新保 2014：28）を参考にすれば、「④専門職による特定の制限に基づく当事者の決定」を取り入れた視座であると言える。

この『揺らぎ』に基づく合意形成と【関係性の協創】との関連を考察すると、【関係性の協創】では〔母親と揺らぐ関係を作る〕〔母親と子どもをつなぎ直す〕〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕が抽出されているが、このそれぞれの違い、つまり「差異」をどのように媒介することで、変化である〔支援システムの自立〕における〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉が生じるかは具体的な概念として抽出されていなかった。

本事例の検討によって抽出された「揺らぎ」は動的境界を認識した当事者支援システム内の差異を持つそれぞれの意味世界を媒介し、さらに固定的な関係性ではなく流動的な関係性を構築するために、意図的に固定的な「合意形成」の視点は持たずに当事者支援システ

ムを俯瞰する視座であると言える。この『揺らぎ』に基づく合意形成は、【関係性の協創】において抽出された母親との関係性における〔母親と揺らぐ関係を作る〕での視座を、さらに子どもや関係者との関係性にも広げながら、それらを媒介することを意図して合意形成の場面にも適用を広げた視座とも言える。つまり「揺らぎ」は、アクションである〔母親と揺らぐ関係を作る〕〔母親と子どもをつなぎ直す〕〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕から、〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉をもたらす【関係性の協創】をおこなう際の、ソーシャルワーカーがどのように差異を媒介しながら母子家庭とともに今後の生活について協議し検討していく場において合意形成を生成していくかという具体的な視座であると考えられる。

なぜこの『揺らぎ』に基づく合意形成が第1章において抽出されなかったのかは、本事例の検討でも指摘されていた自験例であるにも関わらず筆者自身が意識をしていなかったことからわかるように、『揺らぎ』に基づく合意形成が実践の中で感覚として持っているが言語化されにくいソーシャルワーカーの「暗黙知」であるからと考えられる。

これらの検討から、本事例においては『当事者主体』を包有した『合意形成』がおこなわれており、背景として【関係性の協創】の影響が強くあり、その形成に関してはソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持って支援をおこなったことが大きな要因と分析された。

そして『揺らぎ』に基づく合意形成とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムにおける「合意形成」に際して、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座を排除し、意図的に専門職としてソーシャルワーカーが「揺らぎ」を持ちながら「創発」を誘発する視座と定義される。そしてその「揺らぎ」においては、当事者支援システムの動的境界を認識し、そのシステム内で母子家庭の母親の意味世界と子どもの意味世界、ソーシャルワーカー自身、家族、関係機関の意味世界を理解することが必要条件となる。

このことにより【関係性の協創】は結果もしくは目指すべき方向であり、『揺らぎ』に基づく合意形成はその形成に向けて母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場においてソーシャルワーカーが持つ視座と言える。つまり母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における実践モデルの仮説としては『揺らぎ』に基づく合意形成が妥当であることが明らかとなった(図4-2)。

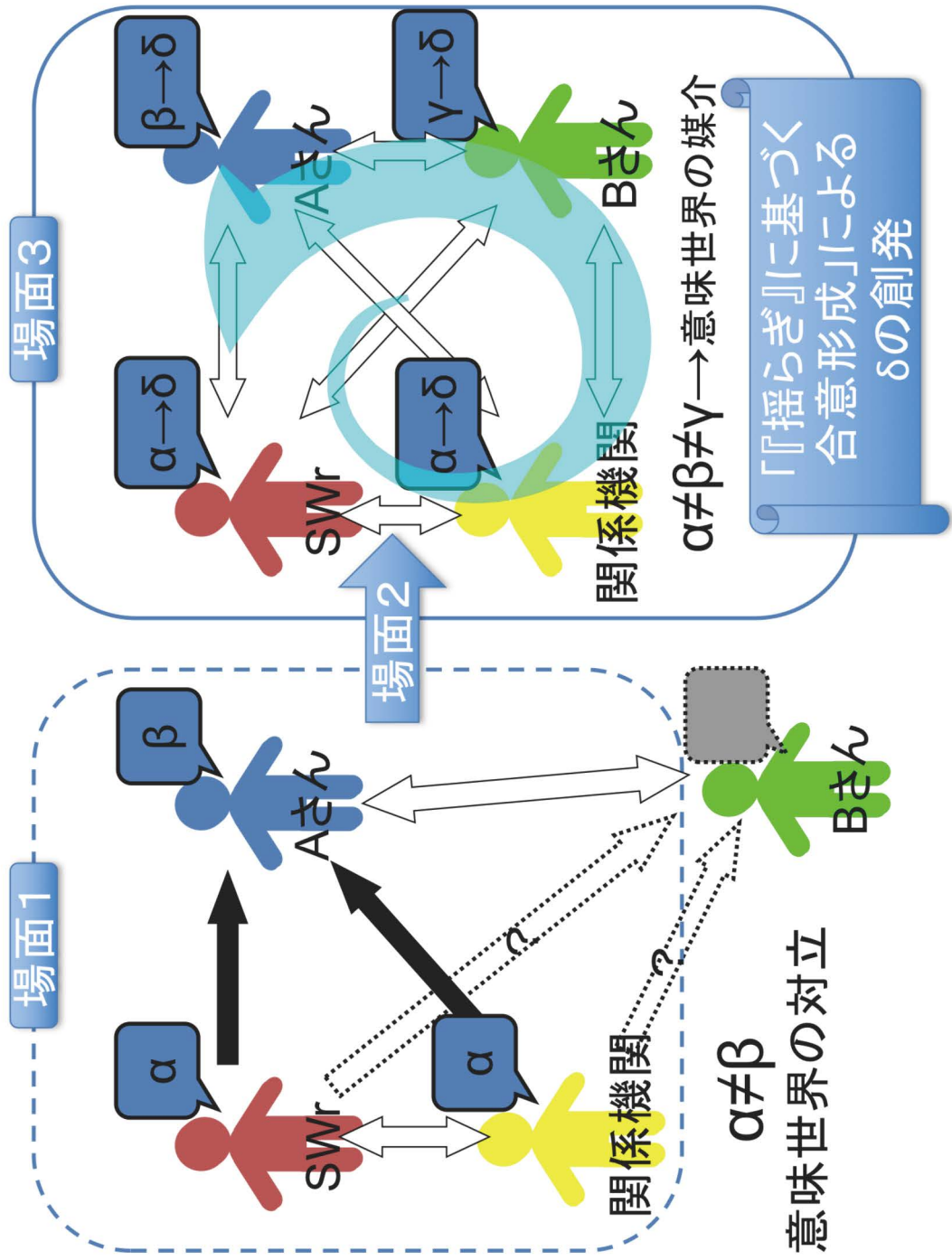


図4-2 仮説：「揺らぎ」に基づく合意形成」概念図 (筆者作成)

第5節 『揺らぎ』に基づく合意形成」と先行研究の関連

最後に本章の事例研究において、『当事者主体』を包有した『合意形成』の視点を取り入れられた支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの実践モデルの仮説として、精緻化され生成された新たな仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成」について、先行研究を確認することで概念として再確認する。

まず「揺らぎ」の概念について整理する。

1. 「揺らぎ」に関する定義付け

今田（2005）は社会学の見地からシステム理論における「揺らぎ」を定義づけている。今田によれば、「揺らぎ」とは「システムの論理は背景に退き、創造的個の原則がシステムの原則を凌駕する」（今田 2005：2）ことを前提としてシステム内で「創造的個」を重視することで生じる状態であるとしている。さらに「ゆらぎとはシステムの均衡状態からズレ、その延長として既存の枠組みからのズレである」（今田 2005：19）とし、安定した平衡状態のもとでは表出せず、不安定な非平衡状態となると顕在化し秩序パラメータを形成し、システムの創発情報となるとしている。さらにこの「揺らぎ」は「自己強化によって系統的な歪みを持ったもの」（今田 2005：29）であり、「社会や組織といった巨視的な側面よりも個人という微視的な側面に焦点をあて、個々人の差異化の協同現象により新たなパターン形成がなされる」（今田 2005：31）ものとしている。

今田の定義する「揺らぎ」はソーシャルワークに関連する定義ではないものの、同じ社会科学を基礎とするソーシャルワークにも十分援用可能であろう。本研究における「揺らぎ」についても、メタ理論としてシステム理論を参照としているため、今田の定義とはほぼ同様の概念であると考えられる。具体的には『揺らぎ』に基づく合意形成」は固定化された当事者支援システムにおいて、差異を重視しそれを媒介することで「創発」で生じる新たなパターンである「合意形成」を目指す概念であるということが言える。本研究においても「揺らぎ」の概念はこれらの今田の定義に準拠し、「揺らぎ」を「人間の集団システムにおいてそのシステムの現存する論理ではなく、そのシステムに存在する個々の意味世界を重視することによって、システムのずれを生じさせシステムの変容に導くもの」として定義する。

次に社会福祉領域において、すでに「揺らぎ」の概念を使って理論生成をしている研究があり、その研究との比較をおこなう。

2. 尾崎 (1999) との比較

尾崎は社会福祉実践の原点として「ゆらぎ」があるとし、この「ゆらぎ」は「実践のなかで援助者、クライアント、家族などが経験する動揺、葛藤、不安、あるいは迷い、わからなさ、不全感、挫折感の総称」(尾崎 1999 : i) と説明し、さらに心理学の概念なども応用し「ゆらぎ」の定義として「①『ゆらぎ』は、システムや判断、感情が動揺し、葛藤する状態である。また、②『ゆらぎ』は、混乱、危機状態を意味する側面をもつ。しかし、③『ゆらぎ』は、多面的な見方、複層的な視野、新たな発見、システムや人の変化・成長を導く契機でもある。」(尾崎 1999 : 19) と3つの側面をあわせもつ状態と定義している。

この尾崎の「ゆらぎ」と本章で仮説として精緻化した「『揺らぎ』に基づく合意形成」を比較すると、重なる部分もあるが、尾崎の「ゆらぎ」は「迷い」「悩み」「わからなさ」なども含めた包括的な概念であるとともに、ソーシャルワーカーや当事者の心象を捉えた概念であり、システム理論に基づく「揺らぎ」の概念とは相違があるということが言える。これに対して、本研究における「揺らぎ」はシステム理論に依拠しており、さらに「迷い」とは区別され、ソーシャルワークにおいて当事者支援システムに多様な意味世界が交錯する中で、意図的にその意味世界を媒介しながら「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を目指す際にソーシャルワーカーが持つ視座であり、より限定的・具体的な概念であるということが言える。

3. 須藤 (1999) との比較

須藤はソーシャルワークの実践者として、ソーシャルワーク理論との関係性において実践における「曖昧さ」に着目し、ソーシャルワークにおける「曖昧さ」をソーシャルワーク実践の基盤となる生活世界が曖昧であるがゆえに「生活世界のなかで共有し、維持しあっている生きるうえでの技(アート)の『合理的性質』」(須藤 1999 : 281) とした。その上で、その「曖昧さ」と深く関連する「ゆらぎ」はあらかじめ定式化された使用規則に則った現象だけでは説明できない「開放的に織り合わされている特質」(須藤 1999 : 282) とし、「合理的に組織・管理する概念」(須藤 1999 : 285) と対比させる形で「このふわふわしたものにしか伝わらない意味を、社会化の力にしていく過程がソーシャルワークである」(須藤 1999 : 287) とした。

須藤のこの言及は、本研究同様ソーシャルワーク実践を基盤とし、そこにおける多様性や複雑性に着目し、ソーシャルワークの支援対象である生活世界が曖昧なものである以上、ソ

ーシャルワーク実践も「曖昧さ」が存在し、その「曖昧さ」を前提した議論をすべきであるとの指摘である。また本研究でも参照している社会学の見地からシステム理論における「揺らぎ」を定義づけている今田高俊の理論を援用しており、本研究における「揺らぎ」の概念と類似性は高いと言える。しかしながら、須藤は尾崎同様「揺らぎ」をソーシャルワーク実践における「曖昧さ」の特質として幅広い包括的な概念として定義をしている。本研究における「揺らぎ」は、当事者支援システム内の意味世界を個々に深く理解をし、さらに媒介することで、当事者支援システム内の相互作用を把握しながらも意図的に「合意形成」に対する固定的な判断を放棄することと定義づけており、須藤の定義した「揺らぎ」をより具体的に限定的に定義づけていると言えるだろう。

4. 樽井（2012）との比較

樽井はソーシャルワーカーのジレンマを検証する中で、尾崎（1999）の「ゆらぎ」を援用しながらソーシャルワーカーの「ゆらぎ」を検証している。樽井は「ソーシャルワーク実践において具体的な価値判断をおこなうときには、価値の解釈をめぐる迷いや争いが生じる可能性が高い」（樽井 2012:169）とし、「ある価値に基づいた選択を行う時、常に選択されなかった別の可能性についても意識が柔軟に開かれていること」（樽井 2012:169）こそが必要な「ゆらぎ」であるとしている。

この樽井の言う「ゆらぎ」についても、開放システムによる他者の価値への視点を取り入れるという点で本研究での「揺らぎ」と同様の意味合いを持つ部分もあると考える。しかし、ジレンマに関しては「価値の二律背反性」（樽井 2012:154）からくるものであるとされ、樽井の言う「ゆらぎ」は相反する価値の中の葛藤で起こるものであり、「価値」という決して交わることのない固定的な概念の対立の中で生じるのに対して、本研究での「揺らぎ」がその人ひとりひとりが個別に持つ多様な意味世界の対立であり、「意味世界」は媒介することで相互変容することが可能であり、その中から合意形成を目指すことが可能となる。つまり本研究での「揺らぎ」はより流動的な概念であるということが言え、「価値」の対立に基づく概念と「意味世界」の対立に基づく概念という相違点があると考えられる。

5. 谷口（2003）との比較

谷口（2003）はエコロジカル・アプローチを基本的視座とし、ソーシャルワークにおけるエコロジカル・アプローチを「人と環境の問題となる『接触面』に着目しながら循環的な介

入を繰り返す、個人の『うまく生きる力 (competence)』と『うまく生きられる場 (niche)』の醸成を図っていき、その個人の『社会関係の主体的側面』における関係性 (relatedness) の回復、充足を目指していくプロセス」(谷口 2003 : 22) と定義づけている。さらに「症状をシステムの『ゆらぎ』のメタファーとして捉え、その『自己組織性』に着目し、症状をそのシステムの変化、成長に必要な要因として肯定的、積極的に評価し、その自律的で不可逆な変化を支持、助長する方向で援助する」(谷口 2003 : 23) とともに定義づけ、『自己組織化』をもたらす『ゆらぎ』をエコロジカル・アプローチの基本的な視点として位置づけている。この「ゆらぎ」について、「家族システム全体に揺さぶりをかけるが、子どもと家族がせめぎあう緊張関係のなかで、子どもと家族が共存できる新たな認識と対処を創出していくもの」(谷口 2003 : 75) として、具体的な例として「子どもの不登校や家庭内暴力」を上げ家族システムにおける「ゆらぎ」(小変動) としている。

この谷口の「ゆらぎ」は、システム理論や生態学をメタ理論としており、本研究における『揺らぎ』に基づく合意形成」と前提となる視点においてかなり近似性を持っていると考えられる。具体的にはシステムにおける「ニッチ」(適所) の概念を取り入れていること、「関係性」に着目していること、「ゆらぎ」から新しい創出を目指していることなどはほぼ同様の意味を持っていると言える。ただ細部を見てみると、谷口の「ゆらぎ」は当事者が個別に抱えている課題を「ゆらぎ」という概念に置き換えることで、課題をこれまでの否定的評価から肯定的評価へと視点を移動させ新たな解決策を生み出そうとしている視点である。これに対して本研究における「揺らぎ」は、当事者が現に抱えている課題を取り巻く当事者支援システムの硬直化に対して、そのシステムの変動を目指すために意図的にソーシャルワーカーが持つ視座である。この違いは谷口があくまでシステム理論や生態学に準拠しているのに対して、本研究ではそれに加えて「意味世界」に代表される「社会構成主義」にも依拠していることで、当事者が抱える課題が固定的なものではなく、社会的に構築されているものであり、当事者支援システムにおける相互作用の変動が課題の変容につながるという視点を内包していることから生じる差異であると考えられる。つまり本研究における「揺らぎ」は、前提となる視点においては谷口の「ゆらぎ」とほぼ同様の視点を持つが、『揺らぎ』に基づく合意形成はソーシャルワーカーが意図的に持つ視座であり、谷口の「ゆらぎ」とは課題とされる現象をとらえ直す概念であり、その概念の意味合いにおいては相違があると言える。

また近年本研究と同様の実証研究により、本研究での仮説：と『揺らぎ』に基づく合意形成」と類似した概念も生成されてきており、それらの概念との比較もおこなう。

7. 衣笠 (2015) との比較

衣笠はソーシャルワークにおける「価値」と「原理」、その論理構造を検討しながら、実証研究も踏まえ、ソーシャルワーク実践の位置付けを「多様な意味の媒介と合意形成の社会的装置」(衣笠 2015 : 210) とした。この中で衣笠はソーシャルワーカーに求められる役割として、「意味という抽象的な概念を、関係という実態の中で『媒介』しつつ、その意味の豊かさを共有し、享受し得るような、社会の中における多種多様な『合意形成』を行う役割」(衣笠 2015 : 202) があるとした。

この衣笠の「多様な意味の媒介と合意形成の社会的装置」という概念は、本研究における『当事者主体』を包有した『合意形成』と非常に類似した概念であると言えよう。ただ衣笠自身が述べているようにこの概念はジェネリックな基盤であり、『いかにして「豊かな意味的社会」の構築につながっているのか』については、今後の研究の進展を待たなければならない(衣笠 2015 : 254-255) というように具体的な実践での視座までは落とし込めていない。本研究での仮説である『揺らぎ』に基づく合意形成は「多様な意味の媒介と合意形成の社会的装置」を具体的な実践レベルでの適用を可能とする視座と考えられ、衣笠の言う「いかにして『豊かな意味的社会』の構築につながっているか」という点を言及した概念であると言えよう。

8. 新保 (2011) との比較

新保は事例研究を軸に、多様な価値を包有する当事者支援システムにおける協働関係からの合意形成において、「状況的価値」(新保 2011 : 52) が有用であることを立証している。「状況的価値」とは状況に応じた価値であり、『人間 : 環境 : 時間 : 空間の交互作用』によって現れるのが状況である。同一の環境でも人間や時間が異なれば状況は変わりうる。同様に、同一の人間でも環境、空間が異なることで状況は変化しうる。(新保 2011:45) ことから「ソーシャルワーカーが重視すべきは、人間、環境、時間、空間のいずれかに基づく根拠よりも、交互作用の結果現れる状況である」とし、ソーシャルワークにおける「多様な価値の媒介の目的」(新保 2011 : 46) となる、より具体的で実践的な概念である。

この「状況的価値」は本研究における『当事者主体』を包有した『合意形成』を可能と

する『揺らぎ』に基づく合意形成」において、一つの羅針盤となる概念であると考えられる。『揺らぎ』に基づく合意形成」によって当事者支援システム内の意味世界の媒介が可能となり新たな創発が生じる際、動態的境界が認識されたソーシャルワークの枠組みである当事者支援システム内での創発ではあるとはいえ、この創発の内容が予測できないことからソーシャルワーカーは専門職者としてのアイデンティティが保持できなくなる可能性も否定できない。その不確定な創発に対して、ソーシャルワーカーが専門職判断としてある一定程度の担保を保持するのがこの「状況的価値」であると言える。この「状況的価値」の形成を目指すことにより、『当事者主体』を包有した『合意形成』を可能とする『揺らぎ』に基づく合意形成」においてソーシャルワーカーは説明責任を果たすことが可能となる。つまりこの「状況的価値」の概念は、『揺らぎ』に基づく合意形成」において唯一保持できる価値とも言える。

注

- 1) ソーシャルワーク実践研究会とは、東洋大学佐藤豊道をスーパーバイザーとし、ゼミ出身生で実践現場に出ているソーシャルワーカーが自験例を発表しスーパーバイズを受けるクローズドな事例研究会である。
- 2) 東京地方裁判所にて1964年9月28日におこなわれたプライバシー権の侵害について争われた判決において、プライバシー権の侵害にあたる条件として「①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け止められるおそれのあること②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場にたった場合公開しないであろうと認められること③一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと」（下級裁判所民事判例集）があげられている。
- 3) 2016年7月10日に同志社大学において開催された「第33回日本ソーシャルワーク学会」の自由研究発表において、「支援を必要とする地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワーク実践-事例研究法による有用な実践モデルの構築-」というタイトルで2事例の分析を口頭発表している。
- 4) ニッチの概念は生態学における概念である。「もともと壁につくられた人工的な穴やくぼみを意味する英語」（宮下・野田 2003：38）であり、この用語が生態学に持ち込

まれ発展した。生態学においてニッチとは、「種が生息する環境の単位」（宮下・野田 2003：39）とされ、これは「群衆内での種の位置、あるいは役割としてとらえ、とくにその食物と天敵の関係から定義される」「生物に影響を及ぼすすべての環境要因を軸とする多次元空間のなかに占める特定の領域」（宮下・野田 2003：39）と定義され、「固定的ではなく可変的なものとして扱われる」（宮下・野田 2003：40）という特徴を持つ。

さらにこのニッチの概念は、「現在の空間的、時間的位置において環境の因子を物理的に攪乱することにより、あるいは別の時空的アドレスに移住し、したがってみずからを別の因子にさらすことにより、環境中の1つまたは複数の因子を能動的に変化させ、それによってみずからの特徴と環境因子との関係に変更を加える」（Odling-Smee ら =2007：35）ことにより、環境の中における自らの領域を適所に特定させることとされる。さらに人間の社会科学の分野に特定した場合、「自身の環境や他の環境の選択圧を変更し、その過程でフィードバックをもたらし」（Odling-Smee ら =2007：192）、「主に文化プロセスを通して環境を変更することができ」（Odling-Smee ら =2007：192）さらに「（人間などの集団は）関連の意味情報を獲得し、獲得した情報をももなうって、ニッチ構築された環境と各レベルで相互作用する仕組み」（Odling-Smee ら =2007：202）を持つことが特徴とされる。

- 5) ソーシャルワーク実践研究会のメンバーである筆者を含めた複数人の研究において、ソーシャルワーカーの不全感に関する研究をおこない、ソーシャルワーカーの「迷い」についてはソーシャルワーカーが「十分なアセスメントが行えず、状況が把握できずどうしたよいか分からないでいる」（久保田ら 2011：68）状態と定義している。

第5章 複数事例：『揺らぎ』に基づく合意形成の 類型仮説の生成

第1節 複数事例の検討の意義

前章において、典型例の事例研究をおこない『当事者主体』を包有した『合意形成』の視点が取り入れられた行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの実践モデルの仮説を生成した。その仮説とは、行政機関のソーシャルワーカーが母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で、当事者支援システムでの合意形成を目指す上で、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座は排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら合意形成における「創発」を誘発する視座である『揺らぎ』に基づく合意形成である。本章では、この仮説を複数の事例研究をもとに検証しさらなる精緻化を目指す。

事例研究から理論の生成を目指す「循環的仮説生成-検証過程」を提唱した下山（2001）は、仮説を理論に近づけていく過程として、複数の事例での検討をしながら、その中から仮説に関する抽出されるパターンについてのグループ分けをおこない、その特徴を「類型仮説」として生成することが必要としている。下山はこの「類型仮説」こそが「事例内の臨床的仮説生成-検証過程を適切に遂行するための参照枠となる」（下山 2001:69）としており、この「類型仮説」が仮説を理論化する際の分析枠組みになるとしている。

また Yin（1994）は、この複数事例の検討について、「追試」（Yin =1996 : 44）をしながら分析をおこない、その中で「対立理論」を含めた検討をしながら仮説をさらに分析をしていくことで事例研究による理論開発である「分析的一般化」（Yin =1996 : 43）が可能となるとしている。そしてこの「対立理論」とは、仮説が立証される条件に加えて、仮説が発見されない条件を説明することであり、「対立理論」を含めて仮説をさらに内容豊かな理論枠組みに開発することができ理論に近づけることが可能となることから、「(a)同じような結果を予測するか（事実の追試：literal replication）、あるいは(b)よくできる理由であるが対立する結果を生むか（理論の追試：theoretical replication）」（Yin =1996 : 62）を選択すべきであるとしている。さらにこの複数事例検討から仮説の精緻において、リサーチ設計におけるデータを命題に結び付ける論理として、事実の追試事例・理論の追試事例からグループ分けをおこなう「経験に基づくパターンを予測されたパターンと比較する」（Yin =1996: 142）とされる「パターン適合」を採用すべきであるとしている。

本章では、複数の事例研究をもとに、仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成を検証しさらなる精緻化を目指す上で、この下山と Yin の複数事例での研究設計を参照することとする。複数事例のサンプリングとしては、「明示的に予測された同じ結果（事実の追試）」（Yin = 1996 : 70）が想定される行政機関における支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク実践においてソーシャルワーカー・母子家庭・関係機関及び外部の事例検討によって課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でよりよい「合意形成」ができた」と評価された 2 事例をまず抽出する。さらに「よくできる理由であるが対立する結果を生むか（理論の追試）」（Yin = 1996 : 70）が想定される事例として、外部の事例検討によって母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でよりよい「合意形成」ができていなかったと評価された 2 事例を抽出する。この 4 事例を 3・4 章でのリサーチ設計及びリサーチの質の判断基準・具体的な事例の記述方法・倫理的配慮に準拠しながら事例検討をおこない、その事例検討から仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成の「類型仮説」の生成を目指すこととする。

第 2 節 B 事例（事実の追試①）：知的障害を持つ児童がいる母子家庭への支援事例

1. 事例選択理由

本事例は、筆者が福祉事務所子ども家庭支援担当のソーシャルワーカーとして支援した事例であり、離別母子家庭で子どもがひきこもりから徘徊・パニックなどの精神症状が発生し、かつ知的障害の疑いがあり、またその過程で生活困窮にも陥り、関わりを持ち始めたケースである。

本事例は当初経済的な安定・子どもの課題が優先事項として支援をおこなっていたが、支援の過程で母親自身の課題も浮き彫りになり、今後の生活に向けて母親の意味世界・子どもの意味世界・関係機関の意味世界における差異から対立構造が生じた事例である。

本事例は「事実の追試」として選択した。選択した根拠は、母親・子ども、及び関係者の多くがよりよい合意形成がおこなえたと評価しており、合意形成過程において『当事者主体』を包有した『合意形成』があったと想定されるためである。

2. 事例背景

40代のCさんと16歳の長男の離別母子家庭。児童扶養手当受給中。長男は中学校で個別支援学級に通学していたが学校になじめず不登校状態で、そのまま卒業。卒業後は、TVゲームばかりしている生活を送っている。

Cさんと長男の父は10年前ほどに離婚しており、現在関わりは一切なし。離婚後はCさんのパート収入と児童扶養手当で生活をしてきたが、長男がCさんの仕事にしている間に勝手に電車に乗って遠方に行ってしまうこと、精神的に不安定になり大声を出してパニックになることや、家の家財をすべて壊してしまうことなどが相次ぎ、目が離せなくなってしまったため、パート就労ができなくなってしまった。Cさんのパート収入もなくなってしまったため、生活面でも苦しい状況に追い込まれている。

Cさんは長男についてもどうしたらよいかわからず困っている。Cさんは長男が不登校から引きこもりになったのも、長男自身というより学校の対応に問題があったためと考えており、中学校への不信感がある。

3. 支援経過

1) 場面1：支援の開始と経済的安定・長男の課題整理

Cさんから福祉事務所の窓口上記の内容の相談があり、関わりを開始。

相談当初から「もう生活費がほとんどない。どうやって生活をしていけばいいかわからない。」とCさんから語られ、最優先の課題として経済的安定が必要と判断し、初回相談からそのまま生活困窮の相談窓口に行き同行をする。Cさんの収入は児童扶養手当のみで、他に活用できる資産もなく、親族もすべて援助困難、長男もひきこもりで現状では稼働困難ということで、生活保護の申請をすることとなる。

その後、生活保護の受給開始となり、経済的な安定は図られたため、Cさんとも話し合い次の課題としては長男の安定を目指すこととなる。長男自身との面接をおこない、幼少期から言葉の発達が遅く対人関係が苦手であったこと、中学校に入学後授業に全くついていけないため教育委員会の相談機関で判定を受けたところIQ70代前半と境界線域の精神発達との結果が出たこと、その結果を受け個別支援学級に編入するが個別支援学級の担任との関係がうまくいかず、また普通級の生徒からいじめなどがあり、中2まではなんとか登校していたが中3からは不登校となったこと、高校の進学については学校から養護学校への進学を勧められるが長男自身が「外に出ていじめられたくない」「もう学校には行きたくない

い」と強く拒否をし、どこにも進学しなかったことなどが判明。卒業後半年ほどたった頃から、Cさんが長男に学校に行くよう言うとCさんに対して暴力を振るったり家の物を壊したりということが続き、また「この家での思い出は何もいいものがない。当時からある家財を見ると、学校でいじめられたことを思い出す。」と言い、家にある家財をバラバラにして壊すことが続くようになる。さらに「この場所にいたくない。他の場所に行きたい。」とCさんが仕事をしている間に、一人で無賃乗車をして遠方に行ってしまうことが続き、その都度Cさんが遠方の警察から呼び出され迎えに行くことが続くようになっていた。

Cさんの思いとしては、「長男に大きな問題はないはず。こんな状態になってしまったのは学校が悪い。」と語り、「長男はどんどん悪い方に向かってしまっている。母としてどう対応して良いのかわからない。今から高校に行つて欲しいとは思っていないが、家にずっといないでどこかに通える場所があればいいと思う。」と語る。一方で長男はCさん同様に中学校に対する不満を多く述べつつ、パニックになったり家財を壊してしまうことや遠方に行ってしまうことについては「自分でもなぜそうしてしまうのかよくわからない。」と語り、このままではいけないと思い少し近所を散歩したりするようにしたこともあるが、中学校当時を思い出し、調子が悪くなってしまうと。今後について聞くと、「今の状態はいいとは思わない。コンビニとかファーストフード店でバイトがしたい。」と語る。

これらの長男及びCさんからの話を受け、ソーシャルワーカーより①就労を目指して療育手帳の取得②就労を目指して就労支援センターの活用③精神的な安定を目指し小児精神科受診について提案する。しかし①～③ともに、長男は①について「療育手帳をとるとまたいじめられるのではないかと考えてしまう。」と語り、②③は「どんなところかわからないので怖い」と言う。一方でCさんは①については「この子は知的障害ではないと思う」と言い、「今は一時も目が離せず大変。精神科に受診してもらい、安定してもらいたい。」と話す。この意向を受けて、①は一旦保留とし、②は見学から開始、③については福祉事務所の嘱託医との面接をおこない検討していくこととなる。

そしてその後、長男と嘱託医との面接をおこなう。面接後、嘱託医よりきちんと検査をしてみないとわからないが、「知的障害」と「妄想性障害」の可能性が高いとの話しあり。「妄想性障害」によって問題行動も引き起こされているのだろうと。服薬をすることで表面的に押さえることは可能と思われるが、治療には社会生活面での改善が必要であろうとのこと。長男、嘱託医であれば怖くないし通院できると言い、Cさんも「是非通院させたい」とのこと。後日嘱託医のいる精神科病院を正式に通院することとなる。

同時期に障害者就労支援センターへの見学を長男とともにおこなう。障害者就労支援センターの相談員と面談をおこなう中で、長男は障害者就労支援センター相談員にも対しても安心感を抱き、「ここで相談をしていきたい。」と。障害者就労支援センター相談員より、とりあえず長男の職能を確認していきたいので、3週間ほどの実習をおこなうことを提案され長男も了承。その後、通所が開始され長男はきちんと通い作業能力もあるとの評価で、いきなり一般就労は難しいかもしれないが療育手帳を取得し配慮ある環境の中での就労訓練を受ければ一般就労もできるかもしれないとの意見。

その後精神科の受診と就労支援センターへの通所がおこなわれている中、Cさんよりソーシャルワーカーに電話連絡が入り、今日長男が通所途中で中学の以前の担任と似た人を見たと言って、再度精神的に不安定になり、Cさんに暴力を振るい家で暴れて壁などを殴って穴を開けている。精神科医が「何かあれば一度入院も考えて良いかもしれない」と言っていたので、これから病院にタクシーで長男を連れていくとのこと。その後、精神科PSWより連絡が入り、Cさんが「長男がまたおかしくなった。なんとかしてくれ!」と訴え、長男は病院に行くとCさんから知らされていなかったようで、「何で病院に来たんだ!入院なんてしたくない!」と騒いだが、Cさんの訴えが強く結局長男を医療保護入院としたと。

後日、ソーシャルワーカーは精神科病院に訪問し、精神科医と面談したところ、「母親の訴えが強かったため医療保護入院をした。当初長男は錯乱状態であったが、すぐに落ち着いて今は安定している。ただまた繰り返さないように、今回の機会に長男の精神状態を精査し確定診断をつけたい。」とのこと。一方で長男は「入院の時は自分でも錯乱してしまいよくわからなかった。きちんと落ち着けば退院と言われているのに、なかなか退院させてくれない。」と。またCさんも「長男が不安定になり、また以前のように大変な状況になるのではと自分もパニックになり、嘘をついて長男を病院に連れてきてしまい、申し訳なく思っている。今は長男はもう落ち着いているので、退院させてもいいと思っているのだが…」と話す。

後日精神科PSWより連絡が入り、Cさんが突然来院し「私の実家に長男とともに帰ることにしました。だから退院させます。」と主張し、長男を無理やり退院させてしまったとのこと。このことを受け急遽生活保護ケースワーカーとともに、Cさん宅を訪問してCさん・長男と面接を実施。Cさん「今は入院して長男は落ち着いたが、またいつパニックになるかわからず、非常に自分自身の不安が強い。また長男は中学時代のことを思い出すとパニックになる傾向にあり、今の家に住んでいる限りいつ思い出すかわからない。そのため地方にある自分の実家に長男とともに帰って、一旦生活をリセットさせたい。実家であれば私自身も

親にすぐ相談ができ心強いし、長男も中学のことを思い出すことはなくなるのではないかなと思う。すでに実家には話をして了承してもらっている。」と言う。一方で長男は「自分は今の家に住み続けたい。母親の実家は遠方で全くなじみがなく、できれば今の住んでいる町にい続けたいと思う。就労支援センターの人とも仲良くなれ、これから仕事探しに向けて頑張っていきたい。ただ母親なしでは生活できないので、母親が実家に帰るといっているのであればついていくしかない…。大人になったらまた帰ってくる。」と話す。ソーシャルワーカー・生活保護ケースワーカーから、ここまで長男の支援をおこなってきており、転居することになると転居先の支援者と再度関係作りから始めなければいけないため、現状での転居というのは長男の安定した生活にとってデメリットがある旨伝えるも、Cさんは「環境を変えることが一番だと思います。もう転居します。」と固辞。

2) 場面1における意味世界の交錯と対立構造

Cさんは当初長男の行動に端を発した生活困窮により福祉事務所に相談をし、生活保護受給により経済的には安定をした。その後は母親の同意のもと、関係機関と協力をしながら長男の安定した生活を模索していくこととなるが、母親は「長男は中学校のせいで引きこもりになった」「長男は障害者ではない」という【長男を取り巻く環境への不満】や【長男の障害の否定】を持っていた。一方で長男のパニックや問題行動をなくしたいという思いも強く、その行動がいつ起こるのかという【長男の行動に対する不安】を強く抱えていた。その中でCさんは環境を変えたい、自分を支えてくれる人の存在が欲しいという思いから、【実家への転居】という意味世界を持っていた。

長男はCさん同様に中学校に対する不信感や自らの障害を否定する言動をし、また対人接触への不安も口にしてはいたが、一方で現状ではいけない・何かを変えていきたいという【現状を変えていく意志】を持っていた。その中で障害者就労支援センターの職員との関係性も構築され、【就労支援センター相談員への信頼感】が芽生え、【現在の支援体制の維持】という思いも持ち始めていた。しかしCさんへの愛着もあり、Cさんの意向に従うしかないという【母親への依存】も持ち合わせていた。

精神科医師は長男の治療に際して、早期の【精神症状の原因究明】と【服薬による精神症状の安定】を目指していた。同時に長男の家族背景にも深い理解を示し、長男の生活の安定は医療だけではなく【社会的な支援体制の整備】が必要という視点も持ち合わせ、関係機関に対してとても協力的でもあった。障害者就労支援センター相談員は、ソーシャルワーカー

からの事前の「障害に対して否定的」との情報をもとに、当初より障害に対してはほとんど言語化することなく、長男に対して非常に【受容的に関わり】を持ち長男を受け止める役割を担っていた。また実習を通して長男に自信をつけさせる役割も担い、【長男のエンパワメント】もおこなった。ただ C さんの言動で長男の精神状態が左右されていることも感じ、【母親に対する不信感】も持ち合わせ、段階的な C さん及び長男の【障害受容の必要性】を感じていた。生活保護ケースワーカーは、C さんと長男の【経済的な安定】を最大の目的とし、また C さんに対して就労指導をすることなく、長男の安定を目標としその後 C さんの就労を含めた世帯の経済的自立を目指すという当面の【母親の長男に対する養育に専念】を認めていた。

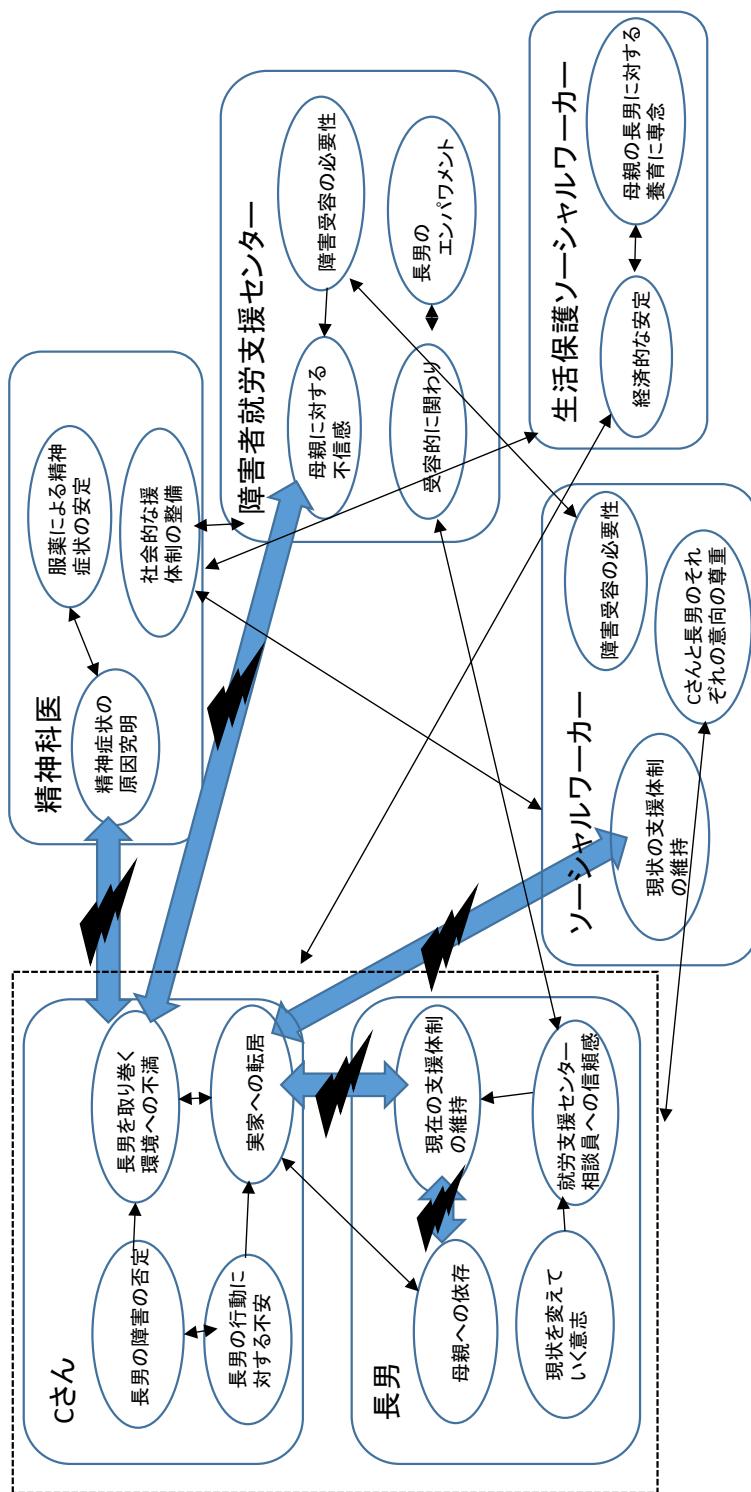
ソーシャルワーカーは、【C さんと長男のそれぞれの意向の尊重】という思いがありながらも、療育手帳取得などに向けた【障害受容の必要性】は感じていた。また長男に対する支援体制が整いつつあると判断していたため、C さんの転居の希望に対して【現状の支援体制の維持】の必要性も感じていた。

このように場面 1 では、C さんは【長男を取り巻く環境への不満】や【長男の行動に対する不安】から【実家への転居】という意味世界を持ち、一方で長男や支援者・ソーシャルワーカーは【現在の支援体制の維持】という意味世界を持っていたため、意味世界が交錯し合意形成が図られない状況が生じていたと考えられる。

この意味世界の交錯と対立構造を図にしたものが図 5-1 である。

3) 場面 2 : 展開期

C さんの転居の意向を踏まえて、まずソーシャルワーカーは関係機関でのケースカンファレンスを実施した。ソーシャルワーカー、生活保護ケースワーカー、精神科医、精神科 PSW、障害者就労支援センター相談員で話し合いをおこない、それぞれの立場での現在の C さん・長男への関わり及び見立てを確認した。その中で少しずつ長男の特性が明らかになってきていることが話され、精神科医からは治療も服薬調整をおこないながら今後も要治療が必要との意見や、障害者就労支援センター相談員からは通所を通して長男の表情が良くなってきており是非療育手帳を取得し就労訓練を受けて欲しいなどの意見が語られた。また長男自身は転居せず現住居での生活を継続させたい意向を持っており、極力長男の意向を叶えていきたいが、一方で C さんの生活が長男に大きな影響力を与えていることは間違いなく、今回の C さんの意向も尊重されるべきであることや、転居する・しないに関わ



(筆者作成)

図 5-1 B 事例：場面 1 における意味世界の交錯と対立構造

らず C さんや長男に現在の関係機関の意向は伝えるべきであることが確認される。仮に転居をすることになっても、医療機関及び自治体間の引き継ぎはきちんとおこない、転居後もなるべく安定し支援が受けいれるように準備することや、事前に C さんの実家の家族も含めた話し合いをおこなっていくことを確認する。

その上で、C さんと長男、及び受け入れ先である C さんの母も含めた関係者全員での話し合いを実施した。事前にソーシャルワーカーより、今回の話し合いは C さんの転居の意向を踏まえての話し合いであること、転居してもスムーズに長男が転居先でも支援が受けられるようにするために現在の関係機関の関わりや明らかになってきたことを C さん・長男、C さんの母に伝えておくことが目的である旨伝える。

話し合いの中で、障害者就労支援センターの相談員からは長男の実習での様子や評価、今後療育手帳を取得して就労訓練を受けていくことが望まれることなどが話される。また精神科医からは現在の治療の経過、及び前回の入院の目的と意図、少しずつ服薬が安定してきており今後は生活面での安定が必要である旨伝えられる。その話を聞き、長男は「入院した時になかなか退院させてくれないので、先生はいじわるをしているのだと思っていた。先生が自分をよくしてくれようとしていたことがわかってよかった」「障害者就労支援センターの相談員はとても好き。できれば今後も一緒に仕事を探してもらいたい。」「やはり転居したくない。」など話す。長男の話しを受け、C さんの母から「C から今回の転居の理由は聞いていたが、長男をこんなに支援をしてくれる人がいて、本当に転居する必要があるのか。」と C さんに投げかけられる。C さんはそれに対して、「確かに今日の話しを聞いて、皆長男のことを深く考えてくれ長男も信頼している様子がよくわかり、長男にとっては今の環境の方がいいのかもしれない。ただ私自身がどうしてもいつまた長男が暴れるのかという不安が強くて、実家に戻りたいと思ってしまう。これまでは長男のために転居すると思っていたが、ただ自分の不安を解消したいだけなのかもしれない。」と涙ながらに話す。ソーシャルワーカーからこれまでの経過から C さんの気持ちは十分に理解ができること、またこれまで長男を中心に支援をして C さんの気持ちを受け止めることを支援者側が怠っていたこと、C さんの転居をしたいという気持ちに関しては尊重していきたい旨を伝える。また精神科医からは C さんも長く長男と密着した生活を送ってきていることで、逆に長男が就労支援センターなど外部の関係者との関係ができてくる中で C さん自身に分離不安がある可能性があることや、C さん自身が外部との接触がない生活を送っていることで抑うつ状態にある可能性や、今回の入退院に関わる C さんの行動から見ると C さん自身にもパニック障

害のような精神状態にある可能性があり抗不安薬などの処方によりある程度効果が見込まれるかもしれないこと、Cさん自身が外部との接触を持っていくために長男が就労に向けた活動をしている間に短時間の就労をしてみてもなどの助言が話される。また生活保護ケースワーカーからは、もしCさんが就労を希望するのであれば就労支援員による就労支援がおこなえる旨話された。

これらの助言を受け、Cさんは「今回の話し合いで、長男の問題ではなく、自分自身の問題であることがよくわかった。長男の意向をできれば尊重したい。」「当面転居は延期し、長男に引き続き支援をしてもらいたい。また自分自身の不安は継続してしまうので、精神科への受診及び就労に向けた活動を始めてみたい。」との意見を表明する。これに対して長男は「本当に？よかった。」と安堵の表情を浮かべる。このCさんの意見表明に対して、Cさんの母、ソーシャルワーカー、生活保護ケースワーカー、精神科医、障害者就労支援センター相談員ともに賛同することを表明し、今後も定期的な話し合いを持ちながらCさん・長男の生活を支援していくことを全員で確認する。

4) 場面2における合意形成に関わる意味世界の検討

場面2において、それぞれの意味世界の相互理解がおこなわれる中、Cさんは関係機関の長男に対する【受容的に関わり】【長男のエンパワメント】や意味世界と長男の関係機関に対する【就労支援センター相談員への信頼感】などの意味世界を聞くことや、Cさんの母から【関係機関への信頼】や【長男の意向の尊重】の意味世界が表出されたことで、【長男を取り巻く環境への不満】や【長男の行動に対する不安】は軽減されることとなった。またこの軽減の中でCさんよりCさん自身の【孤立感】【不安感】が改めて言語化されたことにより、精神科医からの【Cさんの受診の必要性】や生活保護ケースワーカーからの【Cさんへの就労支援】など【Cさんへの支援体制の整備】に向けた新しい意味世界が生成されることとなった。この【Cさんへの支援体制の整備】が生成されたことにより、Cさんは【実家への転居】という意向を保留とすることとし、この結果長男及び関係者の【現在の支援体制の維持】という意味世界が支持され合意形成がおこなわれた。

ソーシャルワーカーは【現在の支援体制の維持】という意味世界を持ちつつも、【Cさんと長男のそれぞれの意向の尊重】を第一に考え、合意形成場面においてはCさんや長男の意味世界の支持や焦点化・リフレーミングなどの手法を積極的に活用し、固定的な結論を出すのではなく、それぞれの意味世界の差異の明確化と共有のみがおこなわれるよう配慮し

た。

場面 2 における意味世界の図が図 5-2 である。

5) 場面 3 : その後の経過

長男は信頼する障害者就労支援センターの勧めも受け、療育手帳の取得の意味合いをきちんと納得した上で手続きをおこなうこととなる。療育手帳の取得後、障害者就労支援センターの支援を受けながら障害者総合支援法の就労継続 B 型事業所の実習をおこない、その後正式に通所することとなる。通所当初は毎日の通所の負担があり一時不安定になったこともあったが、障害者就労支援センターの支えもあり、徐々に通所も安定し作業もきちんとおこなえるようになる。今後はさらに安定して通所ができるようになった上で、一般就労を目標に通所を頑張っている。並行して精神科への通院を継続し、安定した服薬をおこない、パニックや突発的な行動に出ることはほとんど見られなくなった。

C さんは長男が通院している精神科に長男と一緒に通院を開始し、服薬するようになる。これと並行して、就労に向けて生活保護ケースワーカー・生活保護就労支援員との定期的な面接をおこなうようになり、長男の状況及び自身の精神状況を見極めつつ、自身の就労に向けて活動を開始する。程なくして長男の療育手帳取得・就労継続 B 型への通所と同時期に、短時間のパート就労を開始することとなる。C さんは当初これまでと同様長男の精神は症状に過敏に反応し不安を多く訴えることもあったが、精神科医や生活保護ケースワーカーと定期的な面談や服薬内容の安定もあり、不安による突発的な行動は見られなかった。

この経過の中で、定期的な C さん・長男・関係者での話し合いが定期的におこなわれ、その都度相互の意見交換をおこなった。その意見交換の中で、長男及び C さんの生活が安定する過程で長男及び C さんからは場面 2 での「転居をしない」という合意に関して、好意的な感想が述べられた。

4. 考察

本事例の場面 1 では、C さんの意味世界と長男及び関係者の意味世界に対立し、C さんの意味世界を中心とした合意形成がおこなわれ、長男の意味世界は尊重されない危険性が高まっていた。この場面 1 での合意形成は、長男にとって完全に納得できる合意形成ではない可能性が高かった上、C さんの意向も C さんを取り巻く「人間：環境：時間：空間の交互作用」が良循環した結果の意向とは言えず、多様な意味世界を包有した『当事者主体』を

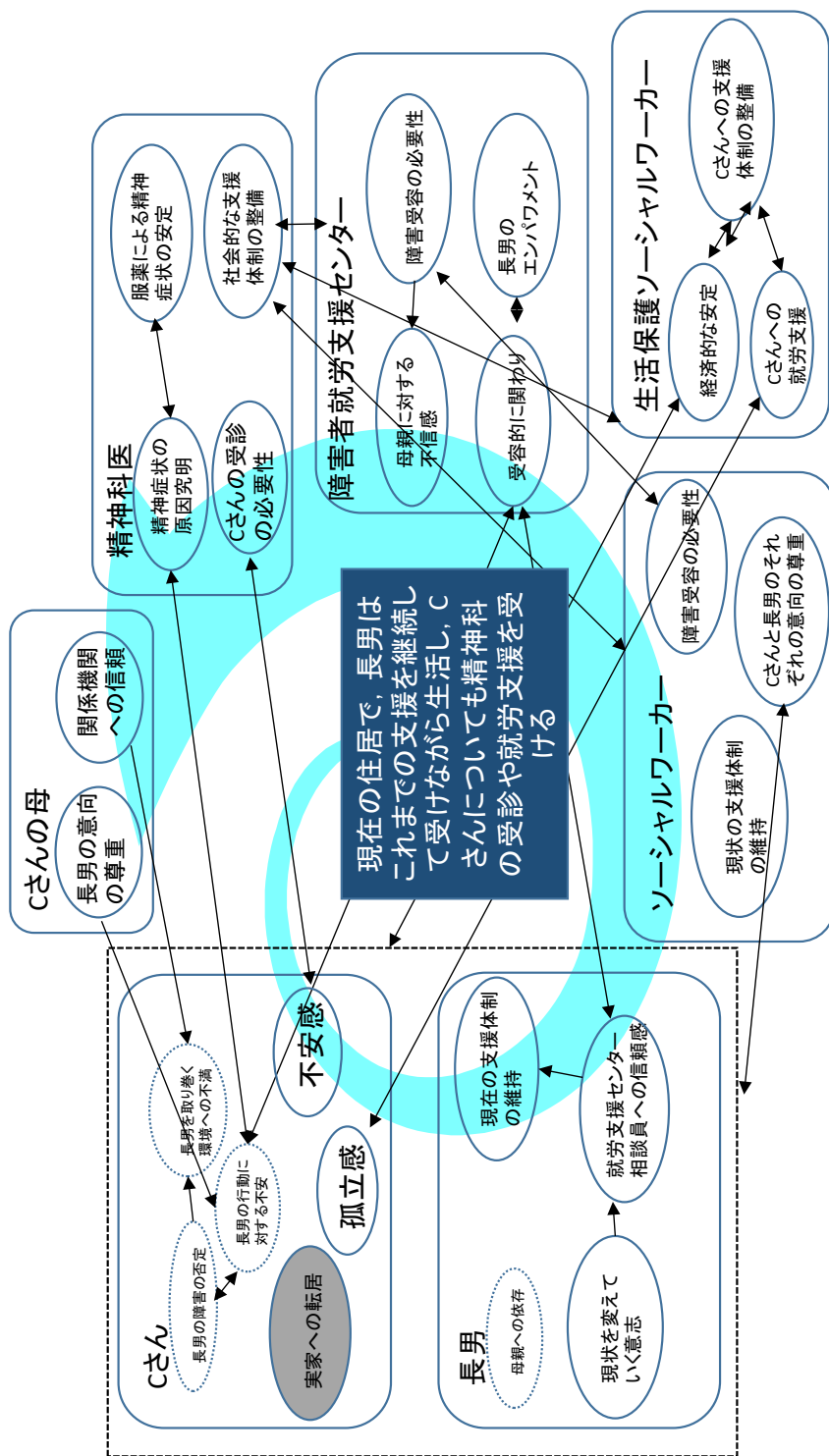


図 5-2 B 事例：場面 2 における合意形成に関わる意味世界

(筆者作成)

包有した『合意形成』ではなかったと言える。ここでは当事者支援システムの動的境界について、ある程度ソーシャルワーカーは認識できていたとも言えるが、Cさんの母については接触をしておらず、そのシステムの動的境界の中での交互作用を把握していたとは言いがたい。

一方で、場面2から場面3にかけての合意形成においては、Cさんの母を新たな当事者支援システムの動的境界内に取り入れ、その上でCさんと長男、及び取り巻く支援者を含めた当事者支援システム内でそれぞれの意味世界と差異が共有され、それぞれの交互作用についてソーシャルワーカーは認識することができた。これによりCさんと長男及び、取り巻く支援者のすべてが納得できる合意形成がおこなわれたと言え、その後Cさんと長男から評価されたことから、多様な意味世界を包有した『当事者主体』を包有した『合意形成』であったと考えられる。

この合意形成の過程の中でソーシャルワーカーは生活環境の構築に関して意見は持ちつつも、その手法に関しては固定的な結論を持たず、Cさん・長男・Cさんの母・精神科医・障害者就労支援センター相談員・生活保護ケースワーカーの持つ意味世界を深く理解し、そして支持し、それぞれの差異を当事者支援システム内で共有できるよう媒介しながら、そこでの交互作用については認識し、流動的な立場、つまり『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持ち続けていたと言える。そしてその差異が共有され当事者支援システム内の交互作用が把握された結果、当事者支援システム内で新たな意味世界が生成され、それぞれの意味世界が尊重された合意形成がおこなわれたと考えられる。つまり本事例においてソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持っていたことが、Cさん・長男が評価した、『当事者主体』を包有した『合意形成』に大きな影響を与えたと考えられる。

また本事例の「事実の追試」において、『揺らぎ』に基づく合意形成のパターンとして以下の4点が考えられる。

1) 「動的境界の妥当な認識」と「当事者支援システム内の意味世界の取り込み」

ソーシャルワーカーは場面1から場面2にかけて、Cさんの母を当事者支援システムの動的境界内と認識し、Cさんの母を含めた当事者支援システム内の関係する関係者すべての意向を傾聴し、さらにその意向の背景となるそれぞれの関係者の「人間：環境：時間：空間の交互作用」に着目しそれらの意味世界の深い理解をおこなった。その意味世界には対立する要因が含まれていたが、ソーシャルワーカーは事実関係の有無や優劣について言及

することなく、それぞれの意味世界を支持している。

このことが、Cさんと長男自身も含めた関係する関係者は場面2での話し合いの場において、自分自身の意味世界を表出することが可能となり、さらにはソーシャルワーカーがそれぞれの意味世界の意味づけをし、媒介することで当事者支援システム内での差異の共有や相互作用の把握を可能にしたと言える。この「動態的境界の妥当な認識」と「意味世界の深い取り込み」はソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座におけるパターンの一つであると考えられる。

2) 「差異の共有」と「相互作用の把握」

場面1においては関係者での話し合いはおこなわれず、それぞれが当事者支援システム内で個別に連絡を取り合い、その内容をそれぞれが周知しあうことで情報の共有を図っていた。その結果として事実関係のみの共有となり、実際にそれぞれの相互作用については不確定なままであり、それぞれの意味世界やその差異についての共有や相互作用の把握はおこなわれていなかった。

場面2においては、Cさんと長男自身も含めた関係する関係者での話し合いを実施し、その中でソーシャルワーカーがそれぞれの意向の優劣や事実関係の確認を目的としていない前提にした。その上で、それぞれの関係者が話す意向をリフレーミングや焦点化の技法を用いながら意味づけをしながら話し合いを進めていくことで、当事者支援システム内でそれぞれの意味世界の共有やそれぞれの相互作用の把握となり、さらに生じていた差異についても関係者すべてが認識し共有することが可能となったと考えられる。

このソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を重視したことによって、意味世界の相互理解からの差異の共有や相互作用の把握がおこなわれ、場面1において生じていた対立構造が緩和され、この後に続く「創発」過程の要因になったと考えられる。

3) 「創発」

この当事者支援システム内の「差異の共有」と「相互作用の把握」がおこなわれたことにより、その後の合意形成の場面においては「現在の住居で、長男はこれまでの支援を継続して受けながら生活し、Cさんについても精神科の受診や就労支援を受ける」というそれまでの過程では生じていなかった新たな合意の内容が生成された。この合意の内容は、Cさん・長男、取り巻く支援者の意味世界をすべて包有しており、この新たな合意の内容の生成、つ

まり「創発」が生じたことで、「人間：環境：時間：空間の交互作用」を取り込んだ『当事者主体』を包有した『合意形成』が可能となったと言える。

ソーシャルワーカーは場面2での話し合いの前の段階において、この「現在の住居で、長男はこれまでの支援を継続して受けながら生活し、Cさんについても精神科の受診や就労支援を受ける」という選択肢を固定的には持っていなかった。『揺らぎ』に基づく合意形成からのそれぞれの意味世界の尊重とその差異の共有、交互作用の把握を一義的な目的としており、その結果生まれる合意形成の尊重を視点として持っており、話し合いの前に視点の共有をおこなっている。この結果として、当事者支援システム内での差異の共有と交互作用の把握から「現在の住居で、長男はこれまでの支援を継続して受けながら生活し、Cさんについても精神科の受診や就労支援を受ける」という合意内容が創発されており、これはソーシャルワーカーの『揺らぎ』に基づく合意形成の視座から大きな影響を受けたもとの生じたと考えられる。

4) 「流動性の保持」

また場面2の合意形成場面において、ソーシャルワーカーはそれぞれの意味世界の尊重とその差異の共有と交互作用の把握から生まれる合意形成を尊重する視点を持ちながらも、一方で生まれた合意形成も固定的な決定事項としてではなく、それも今後の不確実性を持つ「人間：環境：時間：空間の交互作用」により修正可能であることを話し合いの前提として共有している。このことにより、Cさんと長男自身も含めた関係する関係者は構えることなく話し合いに臨み、その時点での最良と思われる合意形成の内容を検討することができた。場面3以降では定期的に話し合いがおこなわれ、場面2での合意形成の内容に修正が加えられていくことで、不確実性を持つ「人間：環境：時間：空間の交互作用」からの影響をその都度反映した合意形成を維持することができた。

これはソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を継続的に持ち続けたことが要因となっていると言え、当事者支援システムが固定的にならず流動性を内包し続けることにより、「人間：環境：時間：空間の交互作用」を含んだ『当事者主体』を包有した『合意形成』を継続し続ける長期的な安定した当事者支援システムの構築が可能となったと考えられる。

第3節：C事例（事実の追試②）：引きこもりの児童がいる母子家庭への支援事例

1. 事例選択理由

本事例は、筆者が福祉事務所生活保護担当のソーシャルワーカーとして支援した事例であり、離別母子家庭で母親が長期にわたり病気療養による不就労及び、長女が通信制高校に在籍しているもののほとんどレポート提出をせず実質的な学習活動をしておらず、長期にわたり自宅にひきこもった状態が継続されていた事例である。

本事例では、母親の主治医からの意見や長女への影響も考慮し、支援の過程で母親に対する就労支援をおこなったが、今後の生活に向けて母親の意味世界・長女の意味世界・関係機関の意味世界が異なり対立構造が生じた事例である。

本事例を選択した根拠は、母親・長女、及び関係者の多くがよりよい合意形成がおこなえたと評価しており、合意形成過程において『当事者主体』を包有した『合意形成』があったと想定されるためである。

2. 事例背景

40代のDさんと17歳の長女の離別母子家庭。生活保護、児童扶養手当受給中。

Dさんはもともと前夫と長女と3人で生活し長年専業主婦であったが、3年前に金銭的なトラブルを抱えた前夫と協議離婚。長女を引き取ったDさんは収入や資産などなく、生活保護を申請し母子家庭としての生活を始める。

Dさんは生活保護受給後、就労希望があり何度かパート就労をするものの体調面での問題があり長続きせず、自宅で過ごすことが多い生活。体調面での問題は内科へ受診は継続し、診断名は「高血圧」「めまい」との診断が出ており服薬治療を続けている。長女はDさんと前夫の離婚前後から中学校を不登校となり、不登校のまま中学を卒業しその後通信制の高校に進学するも、通信制の高校のスクーリングやレポート提出などはほとんどおこなわず在籍しているのみの状態で、自宅にこもった生活を継続している。

3. 支援経過

1) 場面1：Dさんの就労と長女の不登校状態

ソーシャルワーカーは自宅への訪問をおこない、Dさんと面接をおこなう。長女は自室に

はいるが顔は出さず。ソーシャルワーカーが部屋の外から長女に対して声をかけるものの、反応なし。ソーシャルワーカーは D さんの就労希望があったため求職状況の確認をおこなうながら、D さんから長女の普段の様子の確認もおこなう。

D さんからは仕事は折り込み広告・求人雑誌で探しているものなかなか見つからない、めまいがひどく肩の痛みが強いこともあり通院継続をしているがなかなか良くなる話あり。長女に関しては、ほとんど通信制高校のレポートは出せておらず、スクーリングはあまり行けていないと思うと。ただ最近長女が「アルバイトをしたい」と言い出しているとのこと。D さんとしては、長女が中学生の時に不登校のことを D さんからかなり問い詰められており、それに対して長女が強い反抗を示し会話することも拒絶されたことがあった。現在は D さんが高校のことや今後の生活をあまり言わないようにし、そのおかげか D さんと長女の間では日常会話は普通にできており関係は以前よりも良いため、D さんとしては長女のことでの困り感は現在あまりなく、また反抗的になると困るのでそっとしておいているとのこと。ソーシャルワーカーからは福祉事務所において D さん・長女ともに就労支援ができることを伝え、希望があれば連絡くれるように伝える。D さん「考えてみます・・・」と。

その後もソーシャルワーカーは定期的に D さん宅を訪問し、D さんとの面接を継続するも、①折り込み広告・求人雑誌などを見て、体調が悪い中でもできそうな短時間のパートなどの求人にたまに連絡してみるものの採用に至らない、②めまい・動悸・息切れなどの症状は継続し、通院しているもの一向に改善されないという状況が続く。また長女の状況も変わらず、ほとんど通信制高校の課題やスクーリングはおこなえておらず、自室に引きこもっている生活が続く。ソーシャルワーカーが訪問しても自室から出てこず、訪問のたびに声をかけてもほとんど反応がない状態が続く。福祉事務所における就労支援に関しても、D さんは「考えてみます」「自分でもう少し探して見ます」という発言が続き支援に至らない状況が継続する。

そのような中、ソーシャルワーカーは D さんの承諾を得て、D さんの通院先の主治医と面談をおこなう。その中で主治医からは D さんのはっきりした診断名は「高血圧」のみ。また詳しい原因は不明であるが、一時的に血圧が異常に上がったりめまいが起きたりすることもあり、「更年期障害」も疑われるとの意見が聞かれる。ただ就労に関しては、基本的に症状の変化はあまりなく、通院と並行させながら体にあまり負担のかからない就労については十分可能であると考えられるし、短時間のパートであれば全く問題なしとのことだ

った。

また同時にこれも D さんの承諾を得て、ソーシャルワーカーから長女が在籍している通信制高校に連絡し状況を確認する。担任と話すことができ、昨年度長女はスクーリングに何度か来ているがレポートの提出が一切なく、単位はほとんど取れていないことを聴取。また通信制高校自体は本人から在籍希望があれば退学にはならないが、単位が取れないことには卒業することは困難と。スクーリングに来た際、長女はおとなしく一人で過ごしていることがほとんどで友人はいない様子であるとのこと。

この主治医や長女の高校の担任の話を受けて、再度 D さんと面接し、D さんに対してソーシャルワーカーが主治医や担任から聞いた話を伝える。またソーシャルワーカーより、このまま D さんも長女も自宅にこもった生活を継続していても健全な生活とは言えず、長女から動き出すというのはなかなか困難が想定されるため、あらためてまず D さんが短時間でもいいので就労するよう努力してみてもと助言。D さんが外部との関係ができることでその D さんの姿を長女が見て、時間はかかるかもしれないが長女にも必ずいい影響が出ると思われることを伝える。D さんは「言っていることはよくわかりますが、本当に体はつらいし、条件に合う仕事がないんです。わかってください。」と言い、福祉事務所でおこなう就労支援についても利用することについても「それで見つかるとは思えない。自分なりに探していきます」と拒否する。

2) 場面 1 における意味世界の交錯と動態的境界の未認識

場面 1 において D さんは「できれば就労したいんです・・・」とソーシャルワーカーに繰り返し話し、表面的には就労への希望を持っていた。しかしその一方でめまいや動悸といった体調面での不安要素も数多く述べ、その結果として【限定的な就労への希望】であり、言語化はされていなかったものの現実的には自分の体調面にあった就労先はないのではないかという【就労に対してのあきらめ】も持っていたと推察される。また長女に対しては、中学時代にかなり強く学校に行かない長女に対して叱責をしたとのことにより【長女の今後の生活への心配】は持ちつつも、以前強く D さんに反発していたことから長女に対する恐怖感も持っており、結果としてあまり長女に対して刺激をしないで精神的に安定してもらおうという【長女の生活の現状維持】を強く望んでいた。またソーシャルワーカーに対しては、生活保護を受給していることに対する配慮からか、表面上はソーシャルワーカーの話すことに同意するものの、結果として行動に移さないことが多く、ソーシャルワーカーとの良循

環な交互作用の不在があったものと思われる。しかしながら、これらの想定されるDさんの意味世界はほとんどが言語化されておらず、本当のDさんの意味世界であるかどうかは不透明な状況であった。

また長女は度重なるソーシャルワーカーからの声掛けに反応せず、【外部者への警戒感】は非常に強い状況であった。また通信制高校への通学状況から何らかの【学校生活に対するストレス】は抱えながら、反面Dさんには「アルバイトをしたい」など話すことから【現状の生活に対する閉塞感】と【変化を求める気持ち】は持っていたものと推察される。しかしDさん同様長女から言語化された意味世界ではなく、長女の場合は直接会うこともままならない状況であり、本来の長女の意味世界は不透明であった。

このDさんと長女の生活状況に対して、ソーシャルワーカーはまず【Dさんと長女との良好な関係の構築】をしたい意図から無理に関係をとろうとしたり、指示的に関わるのではなく、Dさんと長女の意向に沿いながら関係を作ろうと心掛けていた。しかし一方で生活保護を実施する上で「稼働できる人は能力に応じて稼働してもらおう」という生活保護法の原則がある中で、病気を抱えるものの主治医から「短時間就労は可能」と意見をもらったDさんが長期にわたり就労をしていない状況で、【生活保護実施上の不就労の問題】も強く感じ焦りに似た感情も併せ持っていた。また一方で長女の引きこもりのような生活に対しても課題を感じていたが、長女と直接接できない状況が続く中、【長女が変化することの困難さ】を感じており、Dさんと長女の家族システムにおいて変化をもたらすためには【Dさんの就労】がまず先決ではないかという思いが強くなっており、Dさんに対して徐々に【固定的・指示的な関わり】をするようになっていた。

本人の通院先の主治医は個人病院を開業する内科を専門とした医師であり、あくまでDさんは【内科的な疾患を抱えた一人の患者】として診ており、Dさんの精神状態や家族状態をふまえた上での就労の可否の判断ではなく、あくまで病態のみからの【短時間就労なら可能】という判断をおこなっている。

また長女の通学する通信制高校の担任は、一学年数百人の生徒が在籍し、月1回のスクーリングの時のみ生徒と会い、年間多くの生徒が中退していき、長女のような在籍するだけで実際はほとんど活動していない生徒も多くいる中で、長女がレポート・スクーリングが滞りがちであることは把握していたものの、多くの在籍のみしている生徒のうちの一人であり、個別に働きかけたり家族事情を把握し対策を考えたりというようなことはなく【個別の対応の不在】があった。

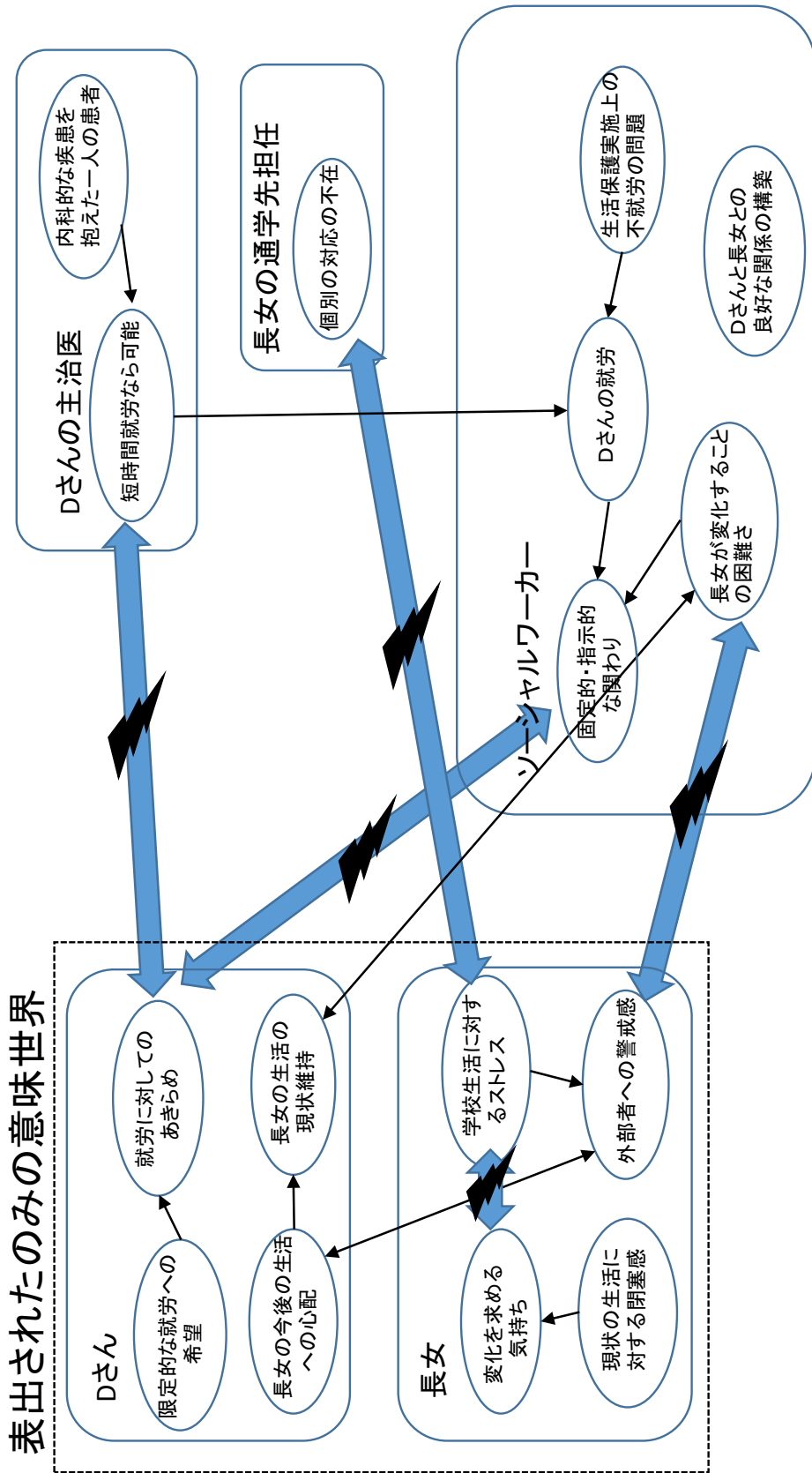
このように外部との接触が著しく少ないDさん・長女とソーシャルワーカーのみという関係性の中で、ソーシャルワーカーは【生活保護実施上の不就労の問題】や【長女が変化することの困難さ】を持ち、その中でもこの母子家庭が何とか外部との接触を増やすきっかけになればとDさんの主治医や長女の在籍校の担任などに関わりを確認するもあまり深い関わりは期待できず、結局関わりが持てているDさんに【固定的・指示的な関わり】をする状況であった。一方、Dさんは【就労に対してのあきらめ】も持っていたが、Dさんの主治医は【短時間就労は可能】という判断との対立構造があり、ソーシャルワーカーの【固定的・指示的な関わり】との対立構造も生じていた。また長女は【学校生活に関するストレス】を持っていたものの、長女の担任は【個別の対応の不在】があり、そこでの交互作用は希薄な状況であった。さらに長女は【外部者への警戒感】が強く【現状の生活に対する閉塞感】と【変化を求める気持ち】を持っていることが想定されたものの、Dさん・長女ともに意味世界の言語化をしていない状況で、意味世界が交錯しつつ当事者支援システムの動的境界も曖昧な認識のまま「合意形成」が図れない状況にあったと考えられる。

場面1における意味世界の交錯を表したのが図5-3である。

3) 場面2：展開期

ソーシャルワーカーは改めてDさんに対して、ソーシャルワーカーの思いとDさんの思いにすれ違いがあるように感じ、Dさんのことをよく理解した上で支援していきたい旨を伝えた上で、一旦就労の話は別にしてDさんの生い立ちから現在に至るまでの出来事や思いを聞く。

Dさんは元々自身の両親が幼少期に離婚し、母一人子一人の母子家庭で育ったとの話から訥々と話を始める。幼少のころに父親と別れたため、父親の記憶はほとんどなく、母が一生懸命働きながら自分を育ててくれた。詳細はわからないが一時期役所の人という人が自宅に来た時もあるので生活保護を受けていたこともあると思う。ただDさんが思春期を迎えたころには生活保護は受けておらず、母親が必死にパートを掛けもちしながら働いて家計を支えていたこと、Dさんも家事を手伝っていたが自宅に母親がおらず一人で過ごす時間も多く寂しい思いをしていたことなどをよく覚えている。Dさんもそんな母親を見て母親の期待に応えようときちんと高校にも進学し、最終的には短大を卒業した。短大卒業後は事務員として就労を少しした後、知り合いの紹介で知り合った前夫と交際を始め、すぐに同棲し母親と離れた生活となる。前夫は自営で販売業をしており収入は一定程度あり、Dさん



(筆者作成)

図 5-3 C 事例：場面 1 における意味世界の交錯と対立構造

は特に好きになったわけではないが、前夫より強いアプローチもあり交際開始。そしてやはり前夫の強い勧めで、またDさん自身も母親と離れて暮らしたいという思いもあったため同棲を開始し、Dさんの母親は全面的に賛成したわけでないものの、そのまま結婚に至った。結婚後Dさんは専業主婦となり、すぐに長女を妊娠・出産。同時期Dさんの母が癌を患い、発見が遅く見つかった時には末期癌ということでそのまま死亡。Dさんは長女の妊娠・出産と時期が重なっていたためほとんど看病できず。その後長女を育てながら、前夫とも仲良く生活をしていたと思っていたが、長女が中学校に進学した直後前夫は倒産に追い込まれる。Dさんには前夫は仕事の話をほとんどしてこなかったこともあり、Dさんにとっては突然のことであった。さらに前夫から「多額の借金を負ってしまった。このままではDさんと長女に迷惑をかけてしまう。」とのことで離婚を言い渡される。Dさんとしては突然のことでどうしたらよいかわからなかったが、現実的に家を追い出され前夫がDさんと長女の住む家を確保し、前夫はそのままいなくなってしまった。気が付いた時には離婚届も提出されており、生活に困窮していたとのこと。

Dさんは上記のこれまでの自分の生活を振り返りながら、「母と二人の生活は寂しく、母子家庭にだけはなりたくないと思っていたのになってしまった・・・」「母に対しては必死に働く姿を見てきて感謝する気持ちもあったが、若いころはそんな母親を嫌悪する気持ちもあった。その嫌悪する気持ちから多少距離を置いている間に母親が亡くなってしまってくやんでいるところもある。一方で無理をして働いていたことが影響して早く死んでしまったのかもしれないという思いもあり、母親に対しては非常に混乱した気持ちを持っている。長女に対して私のような気持ちは持ってほしくないという気持ちは強い。」「長女には非常に申し訳なく思っている。長女は前夫との関係もよく、前夫がいなくなってからおかしくなってしまった。前夫さえいればこんなことにはならなかったと思う。長女には寂しい思いはさせたくないと思いが強い。」「前夫とは離婚直後から連絡がとれていない。ただ離婚原因が経済的なことであり、いつか借金を整理して戻ってきてくれるのではないかという思いもある。」などと話す。

ソーシャルワーカーはDさんの話を傾聴し、またリフレミングなどをしながらDさんの話を整理する。Dさんは母親に対しての複雑な思いが残っており、その中で現在も「仕事をする事で長女に寂しい思いをさせてしまうのではないか」「絶対なりたくない母子家庭に本意でないままなってしまう、困惑している」「前夫がまた戻ってきてくれるのではないか」という思いを抱えていることを指摘すると、Dさん「そうだと思います。だから頭では

生活保護を受けていれば仕事をしなければいけないというのは重々わかっているのですが、どうしても就労をすることに躊躇をしてしまう自分もいるんだと思う。ソーシャルワーカーには申し訳ないと思っているんですが・・・」と言う。ソーシャルワーカーより、就労ももちろんできたほうが良いとは思われるが、その前にDさんが多くの思いを抱えていることはわかったので、その思いを一つずつでも解決していく方向で考えましようかと伝える。Dさん、「そう言ってもらえると少し気持ちが楽になりました・・・」と語る。ソーシャルワーカーより取り急ぎ前夫の居場所について調査してみることを伝える。

合わせてDさんに長女のことを聞く中で、長女の良いところや好きなことなどを改めて聴取。長女は元々性格的には優しく引っ込み思案で、幼少期から友達はできるものの自分から主張することができず、たびたびいじめの対象になるような子どもであったと。ただ勉強などはきちんとでき、小学校までは成績も良いほうであったとのこと。中学校に入学した後も特に問題なく通学していたが、前夫の仕事の不振・前夫とDさんとの離婚・転居に伴う転校などが重なり、その時期Dさんも自分のことで精一杯で長女の様子はよくわからないが気が付いた時には不登校になっていたとのこと。元々活発な子ではなく運動などはあまり興味なく、どちらかというと言書や音楽を聴くことが好きだった。不登校になってからはTVアニメをよく見るようになっており、現在は「Z」というアニメ番組が特に好きなように集中的に見ており、その関連のグッズなどもほしい様子。そのためアルバイトという話があるのでと思う。また小学校6年生の時の担任がとても好きで信頼しており、現在交流はないものの、時より長女からその担任の話はでている。

このDさんからの話を受け、ソーシャルワーカーはアニメ番組「Z」の情報を少し学んだ上で、家庭訪問の時いつものように長女の部屋から声をかける際アニメ番組「Z」に関することを疑問形で問いかけをおこなう。そうしたところ、これまで反応がなかった長女からその問いに関する答えの返答がもらえるようになる。それに呼応する形で会話が成立するようになり、アニメ番組「Z」に関するグッズを見せてもらう形で直接会い話すことが可能となる。その後も訪問のたびにアニメ番組「Z」の話を中心に長女と面接を重ね、その中で少しずつ別な内容の会話もすることが可能となる。その中で長女からは「今の状況は自分でもいいと思っていない」「どうして学校に行けなくなってしまったのかはよくわからない。何か原因があったわけではないが、何か疲れてしまった。」「父親と母親の離婚は非常にショックだった。父親からは『いつか必ずまた暮らそう』と言われたので、父親が帰ってくるのを待っている。」「母親はかわいそうだと思う。母も父がいなくなって腑抜けのようになってし

まった」「今の通信制の高校は月1回しかスクーリングがないし、学力で遅れた面を取り戻せない。かといって、一人で勉強してもなかなか続かない。できれば学力を戻して普通の高校に行ければいいのだが・・・」「小学校の時の担任はとてもいい先生だった。いろいろ相談ものってくれた。できればまた会いたい。が転勤で今はどこの学校に勤めているのかわからない」など話しをしてくれるようになる。ソーシャルワーカーから長女に前夫の居場所は調査をしていること、以前の担任の居場所も併せて調査してみる旨伝え、長女は了承。

その後ソーシャルワーカーは前夫の現在の居場所について調査をおこなう。その結果現在住民票を置いている場所が判明し、一度ソーシャルワーカーから手紙を出すも反応なし。そのため直接住民票地を訪問してみるものの、住民票地であったアパートには人の住んでいる気配なし。たまたま遭遇した同じアパートに住む大家さんに情報を聞くと、「2～3か月前に夜逃げのようにいなくなってしまった。借金取りに追われているようだった。」との情報を得る。また長女が信頼しているという小学校時の担任についても調査をおこない、その結果現在働いている学校が判明し、ソーシャルワーカーから連絡を取る。ソーシャルワーカーから現在の長女の様子を伝えると、元担任は「長女がそんな状況になっていることは全く知らなかった。小学校時はあまり目立たない子どもだったが、学校に行かなくなるような子どもではなかった。いろいろつらいことがあったんだと思う。もし今の自分に何かできることがあれば手伝いたい。」と話し、一度長女と会ってもらおうこととなる。

そして初めてソーシャルワーカーはDさん、長女、長女の元担任を含めて話し合いをおこなう。ソーシャルワーカーからは、これまでDさんから聞いたこれまでや現在抱えている思い、長女が抱えている思いなどを話し合いの場で共有し、また前夫に関する調査の結果も伝えながら、それぞれの思いも含めて今後の生活に向けた方向性を検討していきたい旨伝える。Dさんは前夫の調査結果もふまえ、「前夫については、もう離婚してからかなりの年月が経つのに、そのような生活状況ということはなかなか再建のめどは立っていないのだと思う。これまでどうしても前夫に対する思いが断ち切れなかったところがあったが、やはりもう長女のことを考えても前を向いていかないといけない。何かしら行動に移したい。」と話す。また長女は、「母親の気持ちをいろいろ知ることができて良かったし、父親の動向を聞いて母同様父親に期待する気持ちはもう捨てたい。」「今はこんな状況だけど、何とか勉強を頑張れば大学に行きたい。ただ高校のことや金銭面などで現実的に可能なのかが一番心配」と話す。

この長女の話を受けて、元担任より「もし長女が進学希望なのであれば、大検を受けると

いうのも一つの手だと思う。また勉強に関しては、実は自分の知り合いのところで学習ボランティアをしているところがある。そこでは長女のような不登校になっている子ども達を大学生などの学生ボランティアが勉強の支援をしてくれており、また長女のように高校卒業するのが難しく大検合格を目指している子も何人かいる。もし長女が希望するのであれば、自分がそこに紹介することはできる。」と言う。またソーシャルワーカーからは、Dさんの今後については福祉事務所の就労相談で、キャリアカウンセリングからしてもらいこれまでの就業歴から今後どのような活動をしていけばいいかから助言するところから始められることを説明。また長女に関しては、大学進学の際の母子寡婦福祉資金について紹介し、もし進学が現実的となれば金銭面でも何とかなることを説明する。

これらの助言を踏まえて、Dさんからは「とりあえず一度就労相談を受けてみたいと思う。長女に関しては、長女の意向を最優先に応援していきたい。」と言う。長女は「大検を目指したい。そして勉強面では元担任に学習ボランティアを紹介してもらい、そこで勉強してみたい。」と話す。このDさん・長女の意向を踏まえて、Dさんは就労相談を受けながら少しずつ就労を目指していくこと、長女は大検を目指して学習ボランティアに通うことが合意される。

4) 場面2における合意形成に関わる意味世界の検討

場面2において、Dさんの深い意味世界の把握がおこなわれる中で、【就労に対してのあきらめ】や【長女の生活の現状維持】といった表出されていた意味世界の背景にさらに【受け入れられない離婚】や【就労に偏っていた母親への嫌悪感】【前夫への期待】、【長女への関心の低下】などの意味世界が影響していることが明らかとなった。また長女との面接が可能になったことで、長女の意味世界についても【学力が遅れてしまったことへのあきらめ】【Dさんへの同情の念】【前夫への期待】【進学の希望】などの意味世界があることが明らかとなった。さらに長女の元担任からは【長女の進学希望の後押し】がおこなわれた。

このそれぞれの意味世界が話し合いをおこなうことで差異の共有と相互理解がおこなわれる中、ソーシャルワーカーからの前夫の調査結果を聞く中で、Dさん・長女はそれぞれ【前夫への期待】の意味世界は薄れ、また長女の【進学の希望】などの意味世界を聞くことで、【長女の生活の現状維持】は軽減されることとなった。そしてこの軽減の中でDさんの【受け入れられない離婚】や【就労へのあきらめ】も軽減される中で、改めてソーシャルワーカーより福祉事務所での就労支援の詳細について情報提供がなされる中で【Dさんへの

就労】に向けた新しい意味世界が生成されることとなった。また長女の意味世界をDさんが聞くことで【長女への関心の低下】や【長女の生活の現状維持】についても軽減され、その後の長女の前向きな意思表示に対して支持をすることになった。また長女についても、Dさんの意味世界を聞いたうえで長女の信頼する元担任より学習ボランティアや大検の情報提供がなされる中で、長女の【現状の生活の閉塞感】【学力が遅れてしまったことへのあきらめ】が軽減されるとともに【変化を求める気持ち】【進学希望】が強化され、大検を目指して学習ボランティアに通うという合意形成がおこなわれた。

ソーシャルワーカーは場面1では【Dさんと長女との良好な関係の構築】という意味世界を持っていたが、一方で【生活保護実施上の不就労の問題】や【長女が変化することの困難さ】を抱えており、積極的な意味世界の理解をおこなっていなかった。場面2では一旦【生活保護実施上の不就労の問題】や【長女が変化することの困難さ】は考えず、Dさんの意味世界の理解を重点的におこない、さらに長女については好きな事柄から関係性を作ることを目指し徐々に長女の意味世界の理解を深めた。そして合意形成場面においてはDさんや長女の意味世界の支持や相互理解の促進を目的に焦点化・リフレイミングなどの手法を積極的に活用し、固定的な結論を出すのではなく、それぞれの意味世界の差異の明確化と共有のみがおこなわれるよう配慮した。

場面2における意味世界の図が図5-4である。

5) 場面3：その後の経過

話し合い後、Dさんは福祉事務所の就労支援相談員との面接を開始。体調不良を理由に約束した日に来所しないなどの行動もたまに見られたが、その都度ソーシャルワーカーがフォローし、定期的に就労支援相談員のキャリアカウンセリングがおこなわれるようになり、Dさん自身がこれまでのキャリアを振り返る中で「体調面でスーパーのレジや工場勤務など立ち仕事などの体力仕事は無理」「事務仕事は多少経験があるが、かなり昔のため今ではほとんど役に立たない」などの見解を示すようになり、就労自立相談員から勧められた無料の職業訓練校で介護事務の講座を3か月通うことを選択。体調不良もある中、頑張っ3か月間通いぬき、その後その時の講師の紹介で週3回の介護事務のパートをするようになる。

長女は元担任の紹介で学習ボランティアの大学生と週2回勉強するようになる。当初は学習の遅れを取り戻そうと必死になりすぎて息切れしてしまう様子も見受けられたが、元担任も定期的に長女の話聞きアドバイスしてくれ、また徐々にその学習ボランティアと

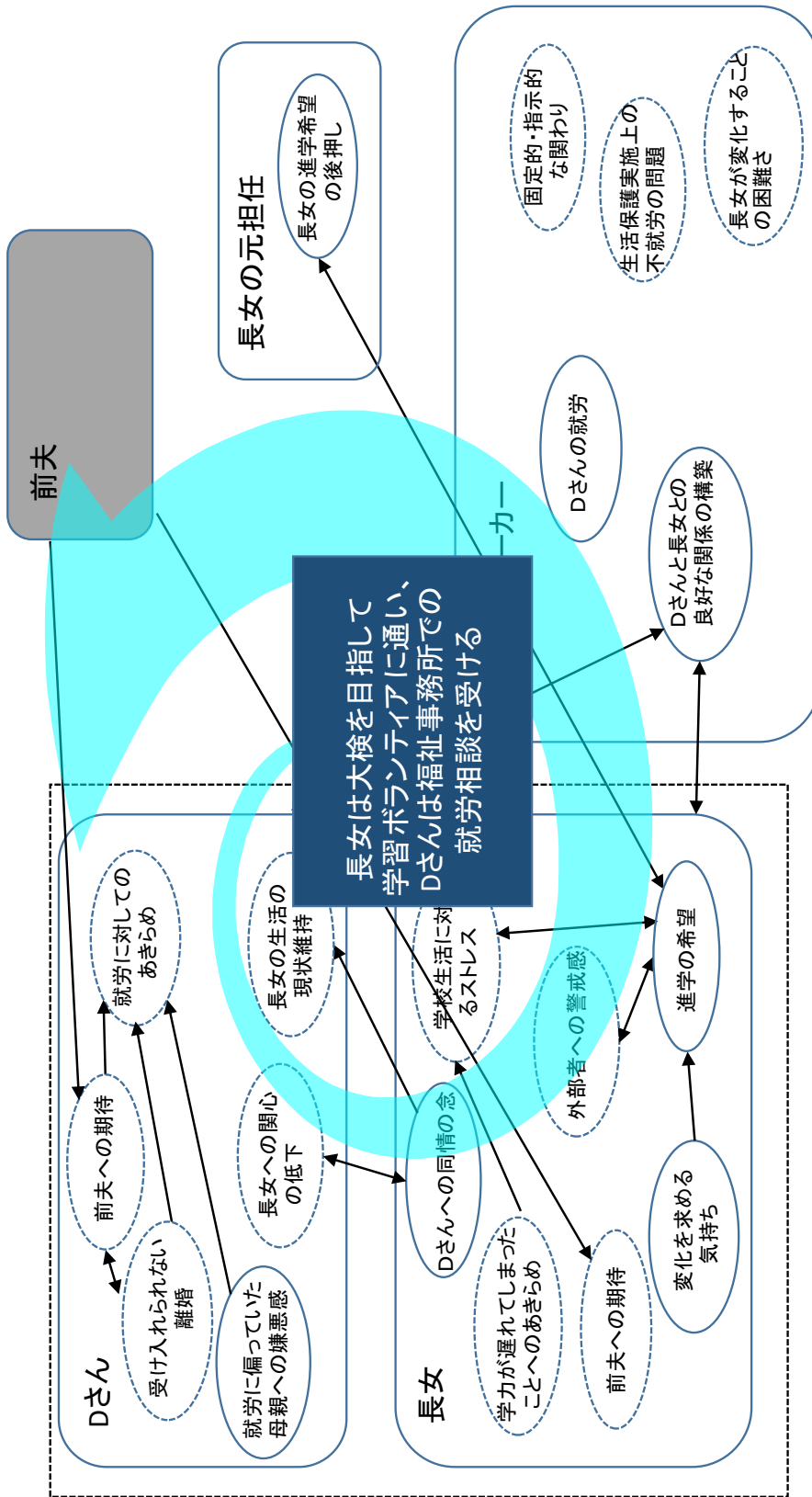


図 5-4 C 事例：場面 2 における合意形成に関わる意味世界 (筆者作成)

の関係も密になる中で、正式に通信制高校は退学。1年ほどで学習はほぼ追いつき、現在は
大検合格に向けて日々努力しながら、大学進学に向けて少しだけでも貯金しておきたいと
の希望から週1回のコンビニでのアルバイトをするようになっている。

この経過の中で、定期的にDさん・長女・ソーシャルワーカー・就労支援相談員・長女の
元担任での話し合いが定期的におこなわれ、その都度相互の意見交換をおこなった。その意
見交換の中で、Dさんが就労を開始し長女の学習が軌道に乗る中でのDさん及び長女から
は場面2での合意に関して、好意的な感想が述べられた。

4. 考察

本事例の場面1では、Dさんの意味世界と長女の意味世界が表面的な行動から推察によ
つてのみ理解され、それと相反するソーシャルワーカーの意味世界とが対立することから
生じるソーシャルワーカーの固定的で指示的な関わりにより、当事者支援システム内での
相互作用が起きにくい状況となり固定的なシステムになっていたと言える。これは「人間：
環境：時間：空間の相互作用」が良循環した当事者支援システムとは言えず、この当事者支
援システム内では多様な意味世界を包有した『当事者主体』を包有した『合意形成』は生
成されていなかったと考えられる。また当事者支援システムの動的境界についても当事
者支援システム内で前夫が大きな影響力を及ぼしていることをソーシャルワーカーは把握
できておらず、ソーシャルワーカーが動的境界の認識がないことでそのシステム内の交
互作用をコントロールできていなかったと考えられる。

一方、場面2においてはまずソーシャルワーカーはDさんと長女のそれぞれの意味世界
の理解に向けて面接を重ねるとともに、影響力を与えていた前夫について当事者支援シ
ステムに組み込めるかどうかの調査をおこない、それとともに長女に大きな影響力を持つこ
とが可能となる元担任へのアプローチをおこない当事者支援システムに組み入れた。その
結果話し合いの場において、前夫を除外したDさんと長女、ソーシャルワーカー・元担任を
含めた当事者支援システム内でそれぞれの意味世界と差異が共有され、それぞれの交互作
用についてソーシャルワーカーは認識することができた。その上でDさんと長女、ソシヤ
ルワーカー・元担任が納得できる合意形成がおこなわれ、その後Dさんと長女から評価され
たことから、この合意形成は多様な意味世界を包有した『当事者主体』を包有した『合
意形成』であったと考えられる。

この合意形成の過程の中でソーシャルワーカーは生活保護上の就労に関する問題は一旦

留保し、今後の生活に関する固定的な結論は持たず、また意見も表明することなく、ただ前夫を当事者支援システム内に入れるかどうかの動態的境界の認識だけは持っていた。そしてDさん・長女の持つ意味世界を深く理解し、そして支持し、それぞれの差異を当事者支援システム内で共有できるよう媒介しながら、そこでの交互作用については認識し、流動的な立場、つまり『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持ち続けていたと言える。そして動態的境界を認識した当事者支援システム内の交互作用が把握された結果、当事者支援システム内で新たな意味世界が創発され、それぞれの意味世界が尊重された合意形成がおこなわれたと考えられる。つまり本事例においてソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持っていたことが、Dさん・長女が評価した、『当事者主体』を包有した『合意形成』に大きな影響を与えたと考えられる。

本事例において、『揺らぎ』に基づく合意形成」のパターンとして、以下の4点が考えられる。

1) 「当事者支援システム内の意味世界の取り込み」

ソーシャルワーカーは場面1においては、Dさんとは固定的な関係性に陥っておりDさんの表面的な言動からだけで意味世界を推測しており、長女とは接触すらできない状況で長女の意味世界も行動面から推測しているに過ぎなかった。この意味世界の理解不足によりソーシャルワーカーは柔軟な思考ができず固定的で指示的な対応をしており硬直した当事者支援システムができていた。

場面2以降、ソーシャルワーカーは固定的で指示的な思考を取り除き、Dさんの意味世界の表出しやすい環境を設定し、「人間：環境：時間：空間の交互作用」に着目しながら、これまでの生い立ちや現在の生活に至るまでの経過に対するDさんの気持ちを引き出す中で、Dさんの意味世界の共有を図った。また長女については、長女の興味関心から少しずつ語りを引き出し、その中から長女の意味世界を引き出し、その共有をおこなった。

このことが、Dさんと長女、ソーシャルワーカー・元担任による場面2での話し合いの場において、Dさん・長女の意味世界を表出することが可能となり、さらにはソーシャルワーカーがそれぞれの意味世界の意味づけをし、媒介することで、当事者支援システム内での差異の共有や交互作用の把握を可能にしたと言える。この「意味世界の深い取り込み」はソーシャルワーカーの『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座における重要なパターンの一つであると考えられる。

2) 「動的境界の共通認識」

場面1においてソーシャルワーカーは気が付いていなかったが、Dさんと長女それぞれの意味世界において前夫の存在が非常に大きく影響を与えていた。場面1ではソーシャルワーカーは当事者支援システムの動的境界を認識するという意識もなく、その結果相互作用の把握はおこなわれず、ソーシャルワーカーとDさん・長女の関係性のみが硬直していたと考えられる。

場面2以降のDさん・長女の意味世界の表出において前夫の存在が共有されて以降、ソーシャルワーカーは前夫の意味世界や前夫との相互作用について確認するために、前夫を当事者支援システムの動的境界内に入れるべく調査をおこなった。しかしこの結果前夫の行方は判明しなかったが、このソーシャルワーカーが調査したことやその結果をDさんと長女と共有することで、前夫は当事者支援システムの動的境界外であるという共通の認識が生成された。長女に強い影響力を持つ元担任を動的境界内と認識したことも影響していると考えられるが、この前夫についての動的境界の共通認識をソーシャルワーカー・Dさん・長女で持てたことは、ソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座を持つことが可能となったと言え、この「動的境界の共通認識」は当事者支援システム内の『当事者主体』を包有した『合意形成』における『揺らぎ』に基づく合意形成』のパターンであると考えられる。

3) 「相互作用の促進」と「差異の理解の促進」

場面2で明らかとなったことだが、場面1においてはDさん・長女の間においても意味世界の共有や差異の理解がおこなわれておらず、それぞれがお互いを思いやっていたものの、Dさん・長女の間で相互作用がほとんどなかったことで、Dさんの長女への関心の低さや長女に対する恐怖感等を生み、Dさんと長女の間における関係性も硬直化していた要因であったと考えられる。

場面2において、Dさんと長女、ソーシャルワーカー・元担任の話し合いを実施し、その中でソーシャルワーカーがDさん・長女それぞれが話す意味世界をリフレイミングや焦点化の技法を用いながら意味づけをしていくことで、当事者支援システム内においてDさん・長女の間でも相互作用が生じ、それぞれの差異を理解することが可能になったと考えられる。

この「相互作用の促進」や「差異の理解の促進」は、意図的に「合意形成」に対する固定

的な判断を放棄し「揺らぎ」を持つ視座である『『揺らぎ』に基づく合意形成』をソーシャルワーカーが持ったことにより生じたと考えられ、『『揺らぎ』に基づく合意形成』のパターンの一つであると考えられる。

4) 「創発」

この当事者支援システム内での「意味世界の深い取り込み」「動的境界の共通認識」「相互作用の促進」「差異の理解の促進」がおこなわれたことにより、その後の合意形成の場面においては「Dさんは就労相談を受け、長女は元担任の紹介で学習ボランティアの支援を受けながら大検を目指す」というそれまでの過程では生じていなかった新たな合意の内容が生成された。この合意の内容は、Dさん・長女、ソーシャルワーカー・元担任の意味世界をすべて包有しており、この新たな合意の内容の生成、つまり「創発」が生じたことで、「人間：環境：時間：空間の相互作用」を含んだ『『当事者主体』を包有した『合意形成』』が可能となったと言える。

ソーシャルワーカーは場面2の段階において、この「Dさんは就労相談を受け、長女は元担任の紹介で学習ボランティアの支援を受けながら大検を目指す」という選択肢を固定的には持っておらず、『『揺らぎ』に基づく合意形成』からのそれぞれの意味世界の理解とその相互作用の促進と差異の理解の促進を一義的な目的としており、その結果生まれる合意形成の尊重を視点として持っていた。この結果として、当事者支援システム内での相互作用の促進と差異の理解の促進から「Dさんは就労相談を受け、長女は元担任の紹介で学習ボランティアの支援を受けながら大検を目指す」という合意内容が創発されており、これはソーシャルワーカーの『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座から大きな影響を受けたもとの生じたと考えられ、この「創発」も『『揺らぎ』に基づく合意形成』のパターンの一つであると言える。

第4節：D事例（理論の追試①）：精神的に不安定な前夫との関係性がある母子家庭への支援事例

1. 事例選択理由

本事例は、筆者が福祉事務所生活保護担当のソーシャルワーカーとして支援した事例であり、離別母子世帯で生活困窮により生活保護を受給していたが、精神的に不安定な前夫との関係性に課題を抱えていた事例である。

本事例では当初母親と長男のみで安定した生活を送っていたが、精神疾患を抱える前夫からの復縁の希望が出る中で、母親も精神的に不安定になり、前夫との関係性について母親の意向とソーシャルワーカー及び関係機関の意向において対立が生じた事例である。

本事例を選択した理由としては、支援終了後母親自身から支援終了前におこなわれた合意形成に関して後悔の念が述べられ、また内部・外部の事例検討において本事例での合意形成に関して否定的な評価を受けており、合意形成過程において『『当事者主体』を包有した『合意形成』』がなかったと想定されたためである。

2. 事例背景

20代のEさんと3歳の長女の離別母子家庭。生活保護及び児童扶養手当・児童手当受給中。母親は医療事務のパート就労をしており、長女は保育園に通園中。

母子家庭になる前はEさんの前夫・Fさんも含めて3人で生活をしていましたが、Fさんがもともとうつ病を抱え就労ができず、EさんがFさん・長女の面倒を見ながら就労し家族を支えていた。その中でFさんの精神症状の悪化とEさん・Fさん夫婦の関係も悪化し、Fさんが実家に引き取られる形で1年ほど前に離婚が成立。離婚まではFさんの実家からの支援も受けながらの生活であったが、離婚に伴いEさんのパート就労と児童扶養手当・児童手当だけでは生活ができなかったため、生活保護を申請した。

生活保護受給後は、生活保護・児童扶養手当・児童手当・Eさんのパート収入で安定した生活を送っていた。

3. 支援経過

1) 場面1：Fさんからの復縁の要求と対立構造

Eさんからソーシャルワーカーに相談があり、「実は最近Fさんから頻りに連絡が来るよ

うになっている。」との内容。離婚後はしばらく F さんとの連絡はしていなかったが、数ヶ月前より F さんから E さんへ連絡が入るようになっており、その内容としては「精神症状は今はだいぶ良くなった。」「1年前は自分も混乱しており、E さんからの申し出や家族からの意見もあり離婚をしたが、今でも E さんに対して思いがある。やり直せないか。」という内容とのこと。E さんとしては、F さんに対しては今でも情もあり、また見捨ててしまったという罪悪感もあるため、どうしたらよいかわからないと話す。ソーシャルワーカーは、E さんの話を傾聴し迷っている感情を受容しながら、F さんとの関係はよくよく E さん自身が検討していくよう伝える。

その後、しばらくして E さんから再度ソーシャルワーカーに連絡があり面接を実施。E さんより、ソーシャルワーカーとの相談後とりあえずと思い F さんと連絡を取り合うようになり、実際に会い F さんと話をした。その中で確かに F さんは落ち着いていると感じ、何度か会っているうち自宅に F さんを上げてしまった。そうしたところ、長女も非常に F さんとの再会を喜んだが、F さんはそのまま自分の実家には帰ろうとせず E さん宅に居座り、3 日ほど経った後 E さんも「さすがにこのまま居座られたら…」と思い F さんの実家に連絡を取り迎えに来てもらった。そうしたところ F さんは激昂し「なんでそんなことするんだ！」と怒り E さん宅で暴れたため、警察を呼ぶ事態となってしまった。F さんは警察官から諭され、自分の実家に戻ったものの、その後も F さんから E さんに頻繁な連絡あり。E さんとしては落ち着いている F さんに会えて嬉しかった反面、少し拒否的な言動をしたところ F さんが以前の状態が悪かった時のような言動を見せたことで恐怖も感じ、F さんからの頻繁な連絡にどうしたよいかいろいろと悩んでしまっている。

また今回 F さんの実家に連絡したことで、F さんの母親と久々に話すこととなり、F さんの母親からは「F さんが最近 E さんと連絡を取るようになって笑顔がとても出るようになっていた。これからも F さんを助けて」と言われてしまっている。このような F さんの母親からの話も受け、深く思い悩み、いろいろと嫌になってしまい、先日ふと気づいたらリストカットをしてしまっていたと。

この話を受け、ソーシャルワーカーは F さんとの関係性をどのようにするかは E さんの気持ちが大変であるが、もし仮に E さんが F さんとの距離を取りたいということであれば警察などに相談をしてストーカー規制法の適用を検討してもらうことや、実際に危害を加えられそうということであれば長女とともにシェルターに避難することも可能であることを伝える。また E さんが精神的に不安定であるようであれば E さんが精神科受診を試み

ではと助言。Eさん、「精神科受診を考えたい。」とのことで近隣の精神科を紹介する。またソーシャルワーカーから情報提供したFさんと距離をとる手段については、「やり直すつもりはないのだが、Fさんとの関係はすぐに答えが出せない。完全に拒否するとまたFさんが不安定になってしまいそうで、なかなかできない…」と話す。

その後、Eさんは精神科受診を開始し、安定剤の処方を受ける。その中で精神科医からは「やはりEさんの精神的な不安定の要因はFさん。Fさんとは距離をおいたほうがいい。」との助言を受ける。また長女が通っていた保育園から福祉事務所に連絡が入り、「最近長女が精神的に不安定である。」「長女の口から『パパに会った』との話が出ており、家族状況がよくわからない。」との連絡が入る。またEさんは精神的に不安定になったことで、安定的に仕事に出勤することが困難となり仕事を一時休職することとなる。

このような状況を受け、ソーシャルワーカーからEさんに対してFさんとの関係によりEさん・長女の生活が不安定になってきており、Fさんとの関係は距離をおいたほうがいいのではと助言。しかしEさんは「やり直すつもりはない。」「ただ完全に距離を置いてしまうことで、Fさんが再度精神的に不安定になってしまうことが心配。完全に突き放すことはできない。もう少し考えたい。」と繰り返し話す。

またFさんの母親からソーシャルワーカーに連絡が入る。内容は「ソーシャルワーカーがEさんにFさんと距離を置くように助言していると聞いた。どうしてそのようなことを言うのか。FさんはEさんとやり直すために病気を治そうと必死に頑張っている。それを無下にするようなことはしないでくれ。」というもの。ソーシャルワーカーからはEさんの支援者として助言しているだけであり、最終的な決断はEさんに任せている旨を伝える。

2) 場面1における意味世界の交錯の検討

Eさんは当初長女とともに安定した生活を送っていたものの、Fさんからの連絡及び交流の再開を機に生活状況・精神状況ともに不安定になっていく。この中でEさんからは【Fさんへの情】やFさんを見捨ててしまったのではないかという【Fさんへの罪悪感】が語られる。一方で、Fさんからの復縁の要求に対しては【復縁拒否】の気持ちを持ち合わせ、さらに自宅に居座り最終的には暴れてしまったことによる【Fさんへの恐怖感】も芽生える。このような相反する気持ちの中で【Fさんとの関係性についての迷い】が継続していた。

これに対して、ソーシャルワーカーはEさんからの相談当初よりEさんの語る意味世界を傾聴しながら、混乱した心理状態を一緒に整理する作業を基本的にはおこなっていた。そ

の中で E さんの迷いについては大前提として【E さんの意思の尊重】が第一である旨を繰り返し伝えていた。しかしその経過の中で E さんが精神症状の悪化や休職に至ったこと、さらには精神科医の意見や長女へも影響が出始めたことにより、ソーシャルワーカーは【E さんの生活の安定】には F さんと距離をおいた方が良いのではと考え、迷っている E さんに対して【指示的な機能】として F さんと距離をおく選択肢の提示をおこない、さらにはその選択肢を選択した場合の利用できる福祉制度の説明をおこなう。

また精神科医は治療の大前提として【E さんの精神症状の軽減】を第一に考え、抗不安剤の処方及び、精神症状を悪化させている第一要因として F さんの存在を捉え F さんと距離をおくことの助言をおこなった。さらに長女が通う保育園は【長女の健全な成長】や【長女の安定した養育環境】の視点から、長女が F さんの存在をほのめかしたことや情緒不安定な様子から、直接 E さんに思いをぶつけることはなかったものの、E さんの生活状況を危惧していた。

一方で F さんについては直接意味世界の確認を取らなかったものの、E さんに対する行動から【E さんとの復縁に対する強い希望】を持っており、「精神状態は落ち着いた」と言うものの E さん宅で暴れるなど自らの精神状態をきちんと把握できていないことも推察された。また F さんの母親は【F さんの精神的な安定】を第一に考えており、E さんと F さんの復縁が困難だとしても E さんの協力が不可欠と考えていた。その中でソーシャルワーカーが E さんに対して強く F さんとの関係を絶つように指示していると考え、【E さんの支援者に対する不信感】も強く持っていた。

このように場面 1 においては、E さんの【F さんとの関係性についての迷い】という意味世界と、ソーシャルワーカーも含めた支援者の【E さんの生活の安定】【E さんの精神症状の軽減】【長女の安定した養育環境】という意味世界、F さん・F さんの母親の【E さんとの復縁に対する強い希望】【F さんの精神的な安定】という意味世界が交錯し、合意形成をおこなうことが困難な状況となっていたと言える。

場面 1 における意味世界の図が図 5-5 である。

3) 場面 2：展開期

その後も E さんは F さんとの関係性に悩み、しばらく連絡を絶つてみたり、再度連絡を取ったり会ってみたりと F さんとの不安定な関係性を継続させ、それとともに E さん自身も精神的に不安定な状態が続く。通院先の精神科医からは再三 E さんに対して精神的に安

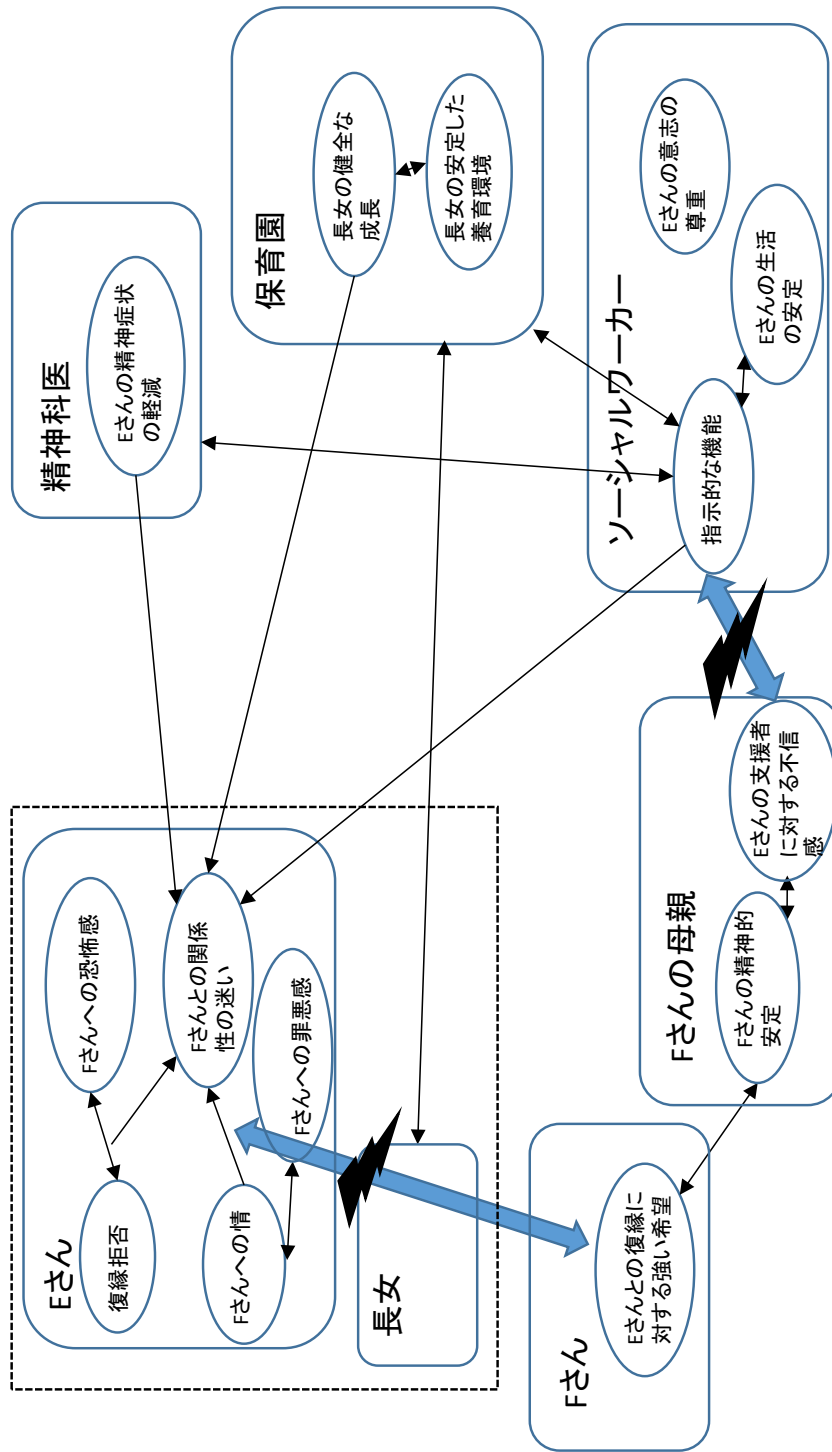


図 5-5 D 事例：場面 1 における意味世界の交錯と対立構造 (筆者作成)

定するためには F さんと距離を置くよう助言されるが、E さんは決断できず。

このように E さんの精神的に不安定な状況が続いていたため、ソーシャルワーカーは E さんの本心を探るべく女性相談員を交えて再度面接をおこなう。女性相談員から、DV のメカニズムやハネムーン期から緊張期・爆発期へと至るサイクルなどの説明がされ、F さんの暴力を恐れて関係を継続しているのであれば警察への相談やシェルターへの避難などの方法が取れることを説明する。それに対して E さんは「F さんを恐れていないと言えれば嘘になるかもしれないが、ソーシャルワーカーや精神科医から関係を絶ったほうがいいのではと言われてもそれを決断する気にならない。F さんの母親からは『復縁してほしい』と再三言われており、さすがに復縁をしようとは思わないが、連絡を絶ってしまうと F さんの病状が悪化したり行動がエスカレートすることもある反面、連絡をとったり会ったりしていれば F さんはある程度落ち着いているようであるし、自分でもおかしいと思うが、F さんへの罪悪感や F さんの落ち着いている時の様子や長女と仲良く遊んでいる姿などを見ると、このままでいいのではないかと思う。」と涙ながらに話す。ソーシャルワーカーは E さんの話を傾聴しながらあくまで最終的には E さんが決断することであることを前置きした上で、改めて現状を継続することと、関係を絶つこと、復縁することのメリット・デメリットを伝えた上で、あくまで復縁する気持ちがないということであれば現状を継続することは長期的に見ても E さん・長女、さらには F さんにとってもメリットが少ないのではないかと伝える。E さん「頭ではわかっているが、気持ちがついていかない。本当にどうしていいかわからない。」と話し、現状では警察への相談やシェルターへ避難する気持ちはないとのことで、女性相談員との面接は終了する。

そして後日 E さんから「話がある」とソーシャルワーカーに連絡が入り面接をおこなうと、E さんは「いろいろ考えたが、やはり F さんとの関係について決断できない。ソーシャルワーカーがいろいろ心配してくれ考えてくれているのはわかるが、心配されていること自体が負担にもなっている。合わせて生活保護も受けながら、これ以上ソーシャルワーカーにも迷惑をかけられない。F さんの母親からは、『時間をかけてもいいからゆっくり考えてほしい。その間、生活費をこちらから援助してもいい。』とも言われている。いろいろ考えたが、一旦生活保護は打ち切りにしてもらい、F さんの母親の支援を受けながら当面 F さんとの関係性は保留にしながら生活をしていきたい。」と述べる。ソーシャルワーカーより、状況が不安定な中で生活保護を打ち切りにすることはリスクが高いことや、もし F さんの母親から援助を受けながら生活をしていくのであれば一度 F さんの母親も含めての話し合い

をすることを提案するも、Eさんは「不安は当然ありますが、もう決めたので、何とかやってみます。」と固辞。再三ソーシャルワーカーより翻意するように伝えるもEさんの意志は固く、やむえずソーシャルワーカーからは今後何かあればいつでも再相談するよう伝え、支援を終了することとなる。

4) 場面2における合意形成に関わる意味世界の検討

Eさんは場面2においても【復縁拒否】【Fさんへの恐怖感】は持ち続け、【Fさんとの関係性についての迷い】も継続するも、FさんやFさんの母親と連絡を継続的にとることで徐々に【Fさんへの情】や【Fさんへの罪悪感】が強い影響を及ぼすようになる。

またFさんはEさんの【Fさんとの関係性についての迷い】にはあまり影響されることなく、【Eさんとの復縁に対する強い希望】の意味世界を持ち続けそのための行動を継続する。Fさんの母親についても同様にEさんの意味世界にあまり影響されることなく、【Fさんの精神的な安定】を志向し行動し、その中でFさんを遠ざけようとしているという【Eさんの支援者への不信感】はより強固となり、Eさんの支援者を遠ざける意味合いももつEさんへの資金援助を申し出ることとなる。

一方でソーシャルワーカーは状況が変化しないことによる【Eさんの生活の安定】についての危惧を強め、さらに精神科医の【Eさんの精神症状の軽減】や保育園の【長女の健全な成長】【長女の安定した養育環境】にも影響を受けながら【指示的な機能】を強める目的で女性相談員との面接を実施するものの、Eさんの【Fさんとの関係性についての迷い】に対して大きな影響を与えることができずに、逆にソーシャルワーカーからの【指示的な機能】がEさんの負担となることとなる。この中でEさんはFさんの母親からの申し出を受け入れる形で、資金援助を受けながら生活保護を辞退するという自己決定をおこない、ソーシャルワーカーは最終的には【Eさんの意思の尊重】という視点からEさんの自己決定を受け入れ合意形成に至った。

場面2における意味世界の図が図5-6である。

5) 場面3：その後の経過

支援終了後も、Eさんからは定期的に状況報告の連絡がソーシャルワーカーに入る。Eさんと長女はFさんの母親からの援助を受けながら生活を継続し、Fさんとも定期的な連絡・面会を継続する。その中でFさん・Fさんの母親の提案により、FさんとFさんの母親

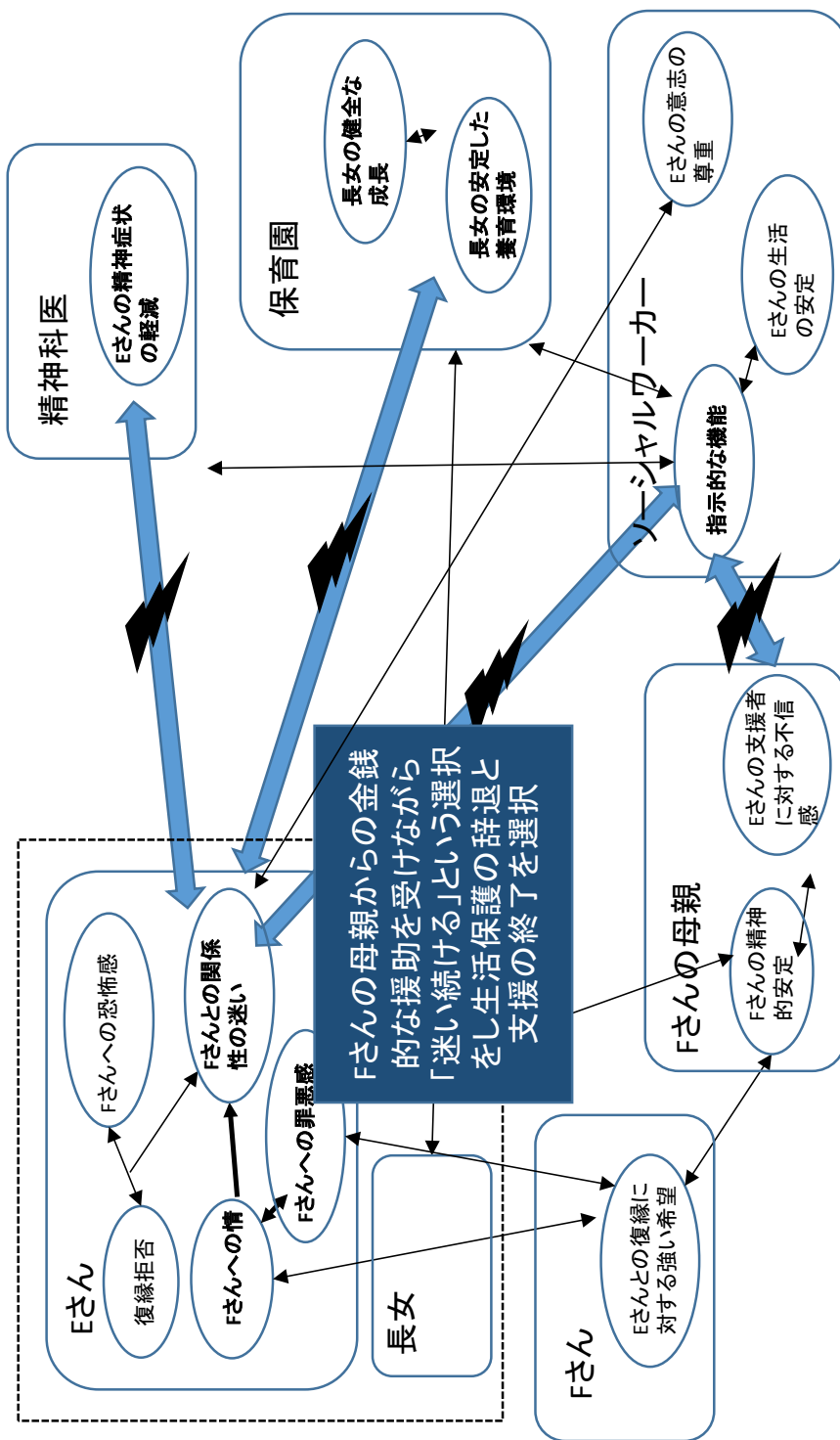


図 5-6 D 事例：場面 2 における合意形成に関わる意味世界

(筆者作成)

の生活する地域に E さん・長女が転居し、F さんが住む家の近隣にアパートを借りて生活することとなり、E さん・長女は他都市に転居しより頻回に F さんと関係性を持つ生活を選択する。しかし F さんは最終的には復縁を望んでいたため、それを受け入れない E さんとの間で徐々に緊張関係が高まり、再度 E さん宅で暴れるという事件を起こしてしまう。F さんから直接暴力を受けた E さんは警察に相談しストーカー規制法による措置を検討する。同時に F さんの母親からの援助を拒否し他都市の福祉事務所に相談し再度生活保護を受給することとなる。

この時期に電話にて E さんからソーシャルワーカーに対して、ソーシャルワーカーとの面接を通して合意した内容に対して後悔の念が述べられることとなった。

4. 考察

本事例の場面 1 では、E さんと F さんの交流再開とその継続に関して、F さん・F さんの母親の意味世界と E さんと長女の支援者であるソーシャルワーカー・精神科医・保育園の意味世界の相反する形となり、E さん自身はアンビバレントな意味世界を抱え迷いが生じていた。そして場面 2 では長期にわたる E さんの迷いの継続により、E さんの生活状況・精神状況の悪化及び長女への影響が強くなり始め、ソーシャルワーカーは指示的な機能を強め F さん・F さんの母親の意味世界とは反する合意形成を求めたが、E さんの意味世界は変容せず、E さんの意味世界である迷いを継続することが可能となる形での合意形成に至ることとなった。この合意形成の過程においては、ソーシャルワーカーは E さんの意味世界の理解や精神科医・保育園の意味世界の理解はおこなったが、F さん・F さんの母親を当事者支援システム内の存在とは考えず意味世界の理解はおこなわず、それぞれの意味世界の差異に対して F さん・F さんの母親の意味世界に反する決定をするという固定的な立場で差異の解消を目指した。その結果、それぞれの意味世界の媒介はおこなわれず、ソーシャルワーカー・精神科医・保育園などの支援者の意味世界は尊重されない形での合意形成がおこなわれることとなった。

この合意形成は E さんの意向が反映されたものとはいえ、E さんを取り巻く「人間：環境：時間：空間の交互作用」が良循環した結果の意向とは言えず、後に E さんもこの合意形成に関して後悔の念を述べていることから、多様な意味世界を包有した『当事者主体』を包有した『合意形成』ではなかったと考えられる。

本事例において、ソーシャルワーカーは本来 E さんに大きな影響を与え交互作用してい

た F さん、F さんの母親を当事者支援システムに入れた上で動的境界を認識すべきであったが、そのような認識はせず、合意形成の過程の中で指示的な機能を強化させ、それぞれの意味世界・差異を当事者支援システム内での媒介や相互作用の把握はおこなわず、固定的な視座を持ち続けた。これはソーシャルワーカーが多様な意味世界を理解しその媒介をおこなない、固定的な解釈を持たない『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座を持っていなかったと言え、このことが『『当事者主体』を包有した『合意形成』』がなされなかった一つの要因であったと考えられる。

ソーシャルワーカーが本事例において『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座が持てなかった要因として以下の4点があげられる。

1) 「動的境界の認識の不足」

本事例では、ソーシャルワーカーは場面1から場面2にかけて、Fさんとは直接話すことはなく、Fさんの母親とも電話で数回話した程度にとどまった。そのためFさん・Fさんの母親の言動や行動はほとんどがEさんを介して把握されることとなり、その言動や行動の背景となるFさん・Fさんの母親の意味世界については表面的な言動・行動からのEさんの解釈やソーシャルワーカーの推察だけの理解となっていた。

これはソーシャルワーカーがEさんに強い影響を与えていたFさん・Fさんの母親を当事者支援システムの動的境界内という認識を持っておらず、さらに言えばFさん・Fさんの母親の意味世界の理解をEさんの言動を通して理解をしようとしており、当事者支援システムの動的境界という認識自体を持たず支援を継続していたと考えられる。このことが『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座が持てなかった大きな要因であったと言える。

2) 「意味世界の取り込みの不十分さによる『迷い』」

本事例では上記のように当事者支援システムの動的境界の適切な認識がなかったことにより、当事者支援システム内で交錯する意味世界の個別の理解が不足していたと言える。

そのためソーシャルワーカーはFさん・Fさんの母親の意味世界の理解に対して直接的な根拠がないことから「実際にはどうかかわからない」という「迷い」が生じ、その「迷い」があったためEさんの意味世界とFさん・Fさんの母親の意味世界、さらには支援者の意味世界の媒介と相互作用の把握という視点が生じず、『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座が持てなかった大きな要因であったと考えられる。

3) 「差異の共有不足による関係性の悪化」

本事例では E さんの意味世界、F さん・F さんの母親の意味世界、支援者の意味世界が相反する状況において、F さんと F さんの母親を当事者支援システム内と認識しなかった結果、それぞれの意味世界の媒介がおこなわれなかったことにより、差異の共有と交互作用の把握はおこなわれず、F さんの母親の支援者に対する不信感が強化されたように、当事者支援システム内での関係性の悪化を生じさせることとなった。

この当事者支援システム内の関係性が悪化したことにより、ソーシャルワーカーはより E さんの意味世界と F さん・F さんの母親の意味世界、さらには支援者の意味世界の媒介と交互作用の把握という視点を持つことができなくなり、『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座が持てなかった要因になったと言える。

4) 「固定的な支援」

「迷い」を持ち続け生活状況が悪化する E さんに対して、ソーシャルワーカーは当初より「F さんと距離を置く」ということが解決策と考えていた。当初 E さんの自己決定を促す支援をしていたが、時間経過の中で迷い続ける E さんに対して、上記の「ソーシャルワーカーの迷い」や「媒介の視点の不在」により徐々にソーシャルワーカーは「F さんと距離を置く」という合意形成に向けて意図的に指示的な支援を展開した。

このことは精神科医からの意見や長女の状況、また E さんの精神的不安定から適切な判断を自己決定できないだろうという判断を加味してのソーシャルワーカーの判断ではあった。しかしこれは保護的な判断で「固定的な支援」だったと言え、結果として E さんの意味世界の尊重が損なわれさらに E さんの精神的な負担となったことで、多様な意味世界を包有した合意形成がおこなえなかった大きな要因となったと考えられる。完全に相反する概念とは言い難いが、本事例においてはこのソーシャルワーカーが「固定的支援」をおこなったことで、固定的な解釈を持たない『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持つことができなかったと言える。

5) 「固定した関係性」

当事者支援システム内の E さんの意味世界と F さん・F さんの母親の意味世界、さらには支援者の意味世界の媒介と交互作用の把握がおこなわれなかったことにより、場面 1 から場面 2 にかけて新たな意味世界は生成されず、同じ意味世界の交錯の中でそれぞれ強調

される意味世界はあったものの、当事者支援システム内の関係性は変化を見せることがなかった。特にソーシャルワーカーが「固定的な支援」をおこなうことで、Eさんが助言を受ける人・ソーシャルワーカーが助言する人ということで場面2以降では当事者支援システム内での役割が固定してしまい、流動的な関係性から新たな意味世界が生成されることはなかった。このように当事者支援システム内の関係性が強く固定化されることにより、本事例のように当事者支援システム内の対立構造は緩和されることなく強化される。さらにソーシャルワーカーもその関係性の中で支援をしようとしがちになり、その中では本事例のように「固定的な支援」しか選択肢がなくなってしまう可能性も高いと考えられる。本事例では「固定した関係性」が継続されたことにより、ソーシャルワーカーは『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座を持つことができなかつたと言える。

第5節 E事例（理論の追試②）：不安定な養育環境の母子家庭への支援事例

1. 事例選択理由

本事例は、筆者が福祉事務所こども家庭支援担当のソーシャルワーカーとして支援した事例であり、未婚母子世帯で保育園への入園希望が母親から出たことから支援が開始した事例である。

本事例では当初より長女に対するネグレクトが疑われ、ソーシャルワーカーと保育園がそのことを危惧しながらも、母親との合意形成をおこなうことができず、結果として関係が消失してしまった事例である。

本事例を選択した理由としては、内部・外部の事例検討において本事例での合意形成に関して否定的な評価を受けており、合意形成過程において『『当事者主体』を包有した『合意形成』』がなかつた想定されたためである。

2. 事例背景

20代のGさんと2歳の長男の未婚母子家庭。Gさんは夜間就労の接客業。Gさんは未婚で長男を出産している。

Gさんは元々長年住み込み就労をしており、長男出生後も長男を連れて住み込み就労のような形で深夜の接客業をしながら生活を維持。児童扶養手当、児童手当などの受給はな

く、長男の検診も一切受けさせておらず、福祉事務所を含めた公的機関との関わりは今までほとんどとったことがなかった。初めて今回 G さんから福祉事務所に長男の保育園入園の相談がなされたことからソーシャルワーカーの関わりが始まる。

3. 事例経過

1) 場面1：保育園入園の相談

G さんが長男とともに相談で来所しソーシャルワーカーが対応。主訴としては、現在 G さんは深夜の接客業をしながらマンションの1室を住み込み寮として借りて母子で生活をしており、長男は現在2歳であるが特にどこにも通園していない。G さんが夜間就労している間長男は就労先の中で過ごし、日中は母が休息をとるため就労先の別の従業員が長男の面倒を見たりしており、それが雇用先にとって負担になっており不満が出ているため、日中だけでも長男を認可保育園に預けたいというもの。G さん自身は借金等もあり、生活が楽ではないため、費用が高額な認可外保育園に預けるのは困難との訴え。G さんにこれまでの生活歴等を確認するもほとんど「話したくない」と言う。長男には衣類の汚れ、身体面での不衛生などあり。とりあえず G さんより保育園申し込みの申請を受ける。

上記相談後、福祉事務所内でGさんの相談について改めて協議。その結果、長男の衣服の状況からも、G さんから長男に対するネグレクトの疑いがあると判断し、ソーシャルワーカー・保健師の支援をおこなうことを決定する。まずソーシャルワーカーは現在長男が入園可能な認可保育園に対して入園を打診し、その認可保育園とGさんの生活状況・長男の様子などを伝えた上で入園後の対応を協議する。

そしてGさんに長男が入園できる認可保育園が見つかった旨伝え、その上で保育園入園にむけてGさんとソーシャルワーカー・保健師で再度面接するも、やはりGさん自身の過去や現在の詳しい生活状況については「詳しくは話したくない」と言い、現在居住している住み込み就労先への訪問も拒否。現在は就労先への借金もあるため住み込み就労で月10万円程度の収入しかなく、生活はぎりぎりなんとか維持できている状況であると。ソーシャルワーカーからは、①保育園への入園が可能であること、②入園した場合長男が早く保育園に慣れるためにもきちんと長男を毎日通園させて欲しいことのみを伝え、G さん了承。

この時点でソーシャルワーカーはGさんが支援に拒否的な面があり、強く介入をすると関係が絶たれる可能性があるかと判断する。生活実態が見えない状況であるが、長男の様子から若干ネグレクトの傾向もあるものの、母子関係には良好な面もあり緊急対応までは必要

なく、当面保育園に通園してもらうことで長男の生活状況の安定と、Gさんとの関係作り及び生活状況の把握が必要と考えた。

その後、Gさん・長男とソーシャルワーカーで保育園を訪問し、保育園の園長を交えて入園に向けて実際の保育園での生活についての説明を聞き、入園に際し必要なものの説明を聞く。ソーシャルワーカーから保育園の園長に対しては、個別に日々長男の様子をよく観察して欲しいこと、Gさんに対しては批判せず毎日の通園の中で少しずつ関係を作って欲しいことを依頼する。

入園後Gさんは約束通り毎日長男を保育園に通園させる。その経過の中で少しずつGさんと長男の生活について明らかとなる面があり、保育園の園長からは長男があまり入浴しておらず身なりの汚さが目立つこと、持ち物の不備が非常に多いこと、長男自身は経験不足からか他の入園児に比べ遅れて行動することが多いが何とか集団行動がとれていることなどの報告があり。ソーシャルワーカーから保育園の園長には、不衛生の問題に関しては園で長男の入浴をするなど工夫して欲しいこと、Gさんを否定する発言はせず少しのことで良いので褒めながら関係を作って欲しいこと、その上でGさんからの自発的な発言がでるよう引き出して欲しいことを依頼。またソーシャルワーカーと保健師は定期的に保育園を訪問して、長男と面会をして様子を確認していたが、Gさんとはなかなかコンタクトがとれない状況が続く。

その後徐々に保育園の園長からは「Gさんが『今の生活がととてもつらい。変えられるものなら変えていきたい気持ちもある。』と話している。」「持ち物に関しては少しずつ改善傾向にある。」「長男の話しから、あまり入浴していない状況や食事はコンビニ弁当が多い様子などがわかってきた。」などの報告が上がるようになる。

2) 場面1における意味世界の交錯の検討

場面1において当初よりGさんは主訴であった【長男の保育園入園希望】のこと以外多くは語らず、その上その【長男の保育園入園希望】についても雇用先から勧められたということで自発的なGさんの意味世界の表出ではなかった。また多くを語らないGさんの意味世界はほとんど言語化されることなく、当初【支援者の介入への拒否感】の意味世界や就労形態・収入から【不安定な生活状況】、長男の身なり格好から【不安定な養育状況】があると推察されたのみであった。しかしながら保育園との関係性ができる中で、少しずつ【現状の生活に対する不満】などが聞かれ意味世界の表出が見られるようになってきていた。

このようなGさんに対してソーシャルワーカーは、【長男の養育状況の危惧】の意味世界を第一に持っていた。一方でこれまで生活状況が不安定で各地を転々としている様子も伺えたため、あまり強く介入をすると【転居によって所在不明になる危険性】があることも想定され、まず第一に【Gさんの希望の達成】を考え、その中で少しずつGさんとの関係性を構築していこうという考えを持っていた。【長男の養育状況の危惧】に関しては、【Gさんの希望の達成】から保育園に長男を入園させることによって、保育園で毎日長男の状況を確認することでネグレクトの程度を探ることとした。またGさんの意味世界の把握については、ソーシャルワーカーの3回程度の面接ではGさんの語りを引き出せず、何度も会い面接を重ねていくことの必要性を感じており、今後毎日通うことになる保育園に依頼し、【保育園とGさんの良好な関係の構築】を目指しその上でGさんの意味世界の理解を進めることとした。

長男が入園した保育園の園長は、この認可保育園自体が開園してあまり時間が立っておらず、園長自身も初めて園長業務をしており、またGさんと長男のような生活状況が不安定でありネグレクトが疑われるような児童を受け入れるのは初めてであった。そのため保育園の園長は、【Gさんとの関係性構築への不安】や【長男への保育実施に対する不安】が大きかった。しかし一方でその不安からソーシャルワーカーへの信頼度は高く、何かあればすぐにソーシャルワーカーへの連絡がくるというように【ソーシャルワーカーとの緊密な連携】という意味世界は持っていた。

このように【不安定な生活状況】【不安定な養育状況】の中にあると想定されたGさんと長男に対して、ソーシャルワーカーは【長男の養育状況の危惧】を持ち改善の糸口を探そうとしていたが、Gさんの【支援者の介入の拒否感】がありソーシャルワーカーも【転居によって所在不明になる危険性】を持つ中で、Gさんの唯一の希望であった【長男の保育園入園希望】を達成する中で、保育園との関係性構築によりGさんの意味世界を図ろうとしていた。ただ現状ではGさんが意味世界の言語化をしていない状況で、意味世界が交錯する当事者支援システムの動的境界も曖昧なまま「合意形成」が図れない状況が継続しており、その中で少しずつGさんの意味世界の表出が始まっていた状況であった。

場面1における意味世界の交錯を表したのが図5-7である。

3) 場面2：予期せぬ支援の終了

その後も、保育園の園長からGさんに対しての積極的支持を継続する。長男の保育園へ

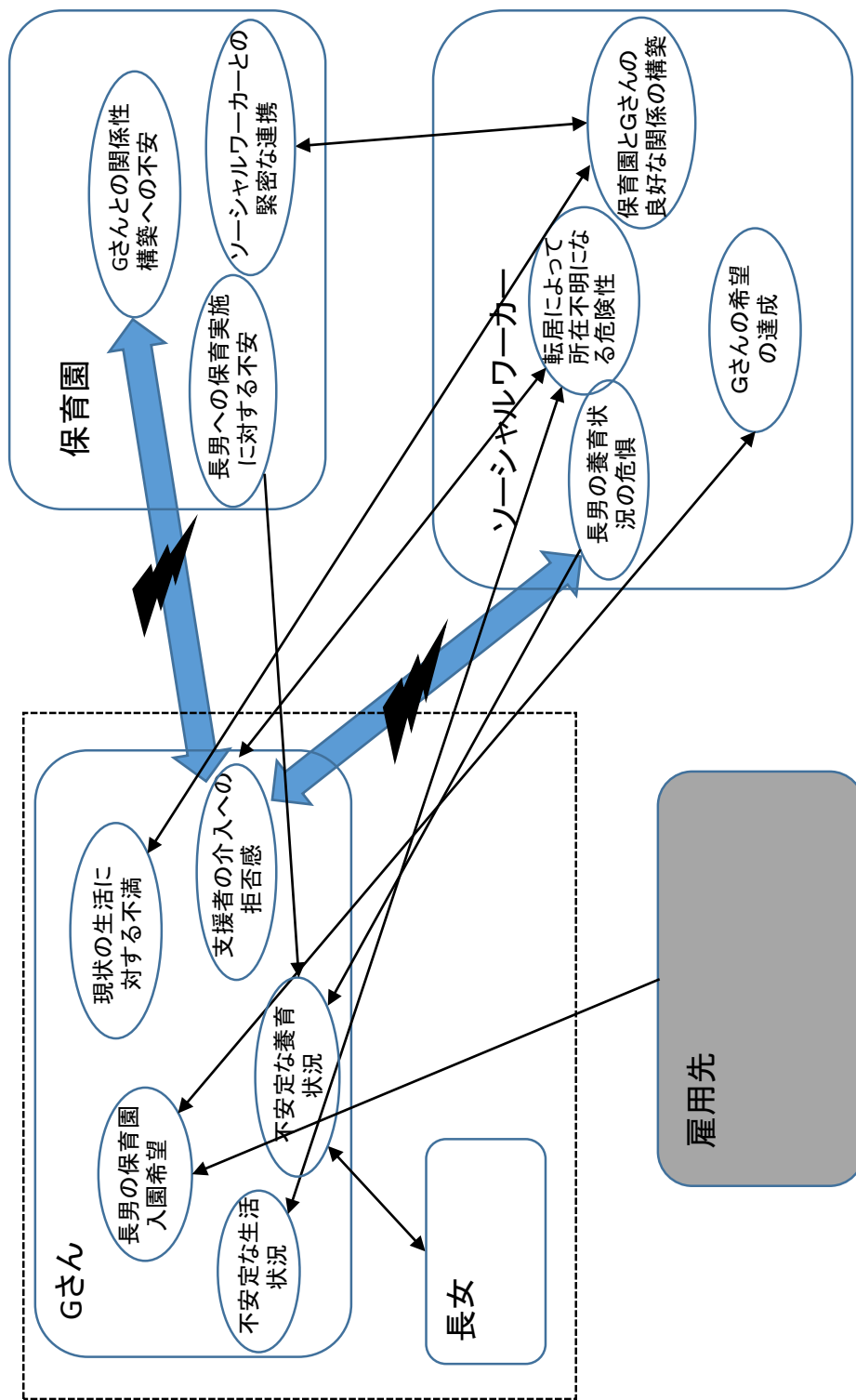


図 5-7 E 事例：場面 1 における意味世界の交錯 (筆者作成)

の通園に関しては時より 1 週間ほど中断することがあるものの、きちんと継続され、長男の不衛生な状況には大きな変化はないものの、保育園の園長からの指摘事項は少しずつ G さんも意識するようになり改善傾向が見られるようになる。

G さんはソーシャルワーカーとの面接に関しては時より応じてくれるようになり、その中で現在の就労先が非常にきついので辞めたい気持ちもあるが金銭的な問題により辞められないことなど G さんの気持ちなどが少しずつ語られるようになる。しかし詳細な状況などはやはり多くは語らず。ソーシャルワーカーからは G さんの語りを積極的に支持しながら、利用できる制度など詳細に説明し、G さんに生活状況を改善していきたいなら利用することを勧めるとともにその利用に関しては最大限支援する旨伝えるも、G さんは「まだ頑張ってみます。」との返答。ソーシャルワーカーは「長男の養育環境が一番重要であり、何よりも長男の生活状況を安定させたい。」と伝え、G さんもそれには同意をする。

ソーシャルワーカーとしては G さんに保育園に対しての対応やソーシャルワーカーに少しずつ感情面を吐露するような状況に対しては G さんの変化が少しずつ現れていることを感じていたが、ソーシャルワーカーからの問いかけには依然として積極的には答えないことが続いていたため、現状では積極的には G さんの意味世界に介入するには時期早尚と考えていた。

そのような状況が続く中、突然保育園の園長から連絡が入り「長男が続けて無断で登園していない。これまで休む際は必ず連絡をくれていたので心配。」との連絡が入る。ソーシャルワーカーから G さんに連絡を入れるも応答なし。雇用先に連絡をとったところ、「先日から母子でいなくなってしまった。仕事も無断欠勤で連絡がとれない。」との話しがある。住民票を調べるも、住民票上では異動なし。その後定期的に G さんの電話連絡をするも一切電話には出ず。雇用先の話では、「店に借金をしておりその不満が溜まっていた様子。詳細はわからないが、交際相手ができたとの話もありその交際相手とどこかに行ってしまったのかもしれない。」との話あり。その後数ヶ月に渡り G さんへの連絡・住民票の確認をおこなっていたところ、3ヶ月後に他の自治体に住民票を異動したことが判明し、転居先の自治体に G さんと長男についての情報提供をおこなう。

4) 場面 2 における合意形成に関わる意味世界の検討

G さんは場面 2 において少しずつ保育園園長やソーシャルワーカーに対して【現状の生活への不満】という意味世界を言語化するようになり、それとともに保育園の園長との関係

性が構築されてきたことにより【不安定な養育状況】も改善されつつあった。

しかし一方で G さんは保育園の園長やソーシャルワーカーに積極的に意味世界を語ることはなく、継続して【支援者の介入への拒否感】は持ち続けていることが想定され、ソーシャルワーカーは不定期にしか面接しないことにより【転居によって所在不明になる危険性】を危惧し続け積極的な介入はおこなわず、保育園の園長も【G さんとの関係性構築への不安】を持ち続ける中で、G さんと長男の様子を見る状況が続いた。

その中で G さんは【雇用先に対する強いストレス】や【交際相手への信頼】などの意味世界を持っていたことが推察され、ソーシャルワーカーや保育園の園長が把握していない意味世界の交錯や交互作用の中で G さん自身は「現在の雇用先から新しい生活の場へ移る」という自己決定をしたと考えられる。G さんの【雇用先に対する強いストレス】や【交際相手への信頼】などの意味世界はソーシャルワーカーや保育園の園長には表出されることなく、雇用先や交際相手の意味世界も不明瞭であり、この自己決定はソーシャルワーカーや保育園の園長との交互作用の結果生じた自己決定ではなく、当事者支援システムの構築はできないまま生じた自己決定であり、『当事者主体』を包有した『合意形成』ではなかったと言える。

場面 2 における意味世界の交錯を表したのが図 5-8 である。

4. 考察

本事例は予期せぬ母子の失踪という形で終了しており、結果として長男の養育状況の改善や G さんの生活状況の改善を達成し得ず、ソーシャルワーク実践としてはよりよい実践はおこなえなかったと言える。「合意形成」に関しても、ソーシャルワーカーと G さんの間に『当事者主体』を包有した『合意形成』はおこなえていなかった。G さんの意味世界の理解が深まる前であり、意味世界は複合的な要因から影響を受けているため、G さんの失踪の原因は不確定であるが、「合意形成」がはかられなかったことの要因の一つとしては、G さんの変化を注意深く観察していく中で、積極的に G さんの意味世界を深めていく支援に切り替えるタイミングをはかることが十分に支援の中で展開できなかったことがあると言える。つまり本事例ではソーシャルワーカーは「十分なアセスメントがおこなえず状況を把握できずどうしたらよいか分からないでいる」状況が続いており、常に「迷い」の段階にいたと考えられる。

この「迷い」から多様な意味世界を媒介することを可能とする『揺らぎ』に基づく合意

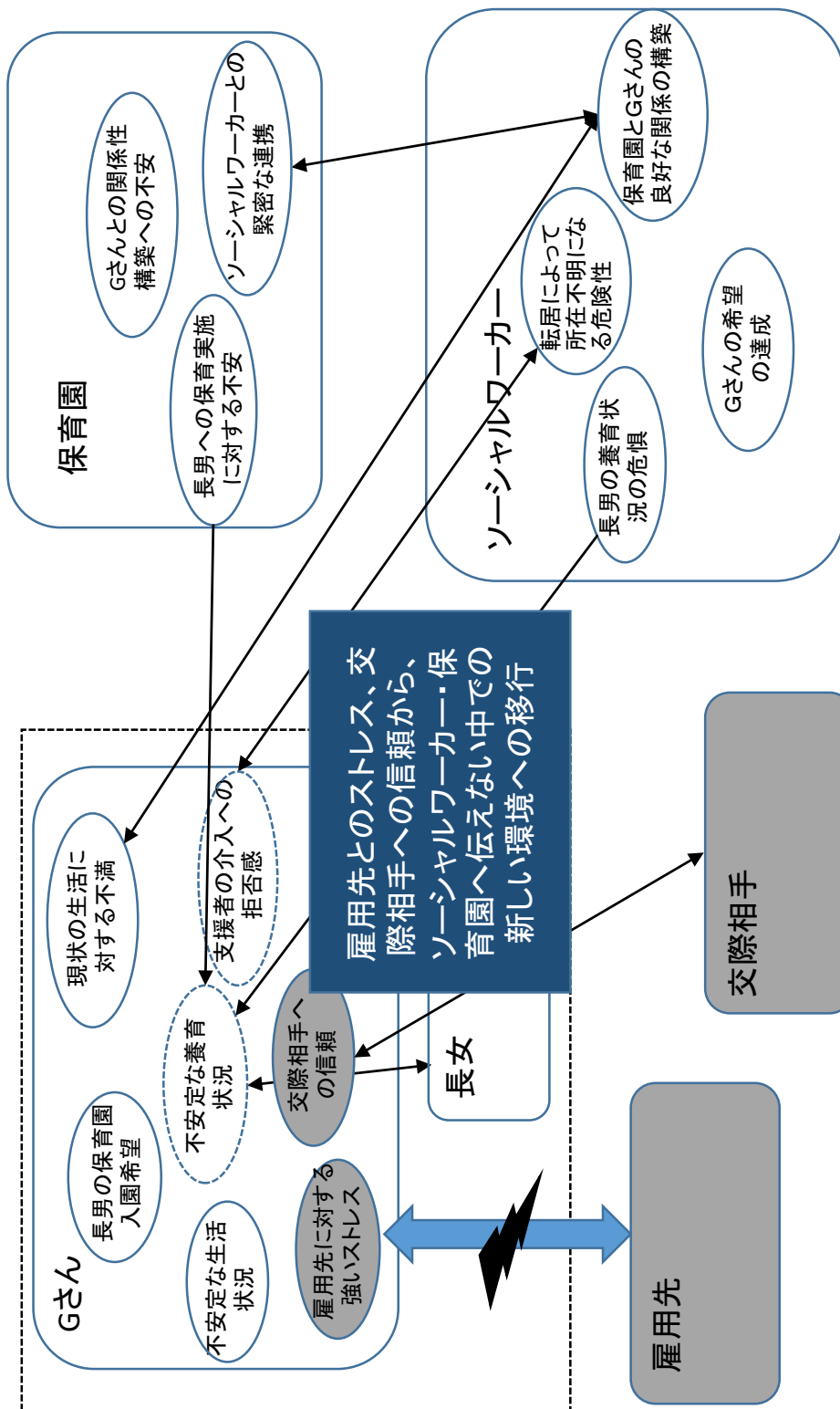


図 5-8 E 事例：場面 2 における意味世界

(筆者作成)

形成」への移行が必要であったと考えられるが、そのタイミングを見極めきれなかったと考えられる。具体的には場面1の終盤でのGさんの「今の生活がとてつらい。変えられるものなら変えていきたい気持ちもある。」という発言が一つのタイミングであった可能性が高く、Gさんの緊迫した「時間」概念とタイミングを模索しながらGさんの「まだ頑張ってみます」という言質に引きずられたソーシャルワーカーの「時間」概念に乖離があったことが、意味世界の取り込みの時期の見極めがうまくいかなかったと大きな原因になったと考えられる。

この結果、Gさんと長男の失踪はGさんの意向が反映されたものとはいえ、Gさんを取り巻く「人間：環境：時間：空間の相互作用」が良循環した結果の意向とは言えず、多様な意味世界を包有した『当事者主体』を包有した『合意形成』ではなかったと考えられる。

本事例において、ソーシャルワーカーは本来Gさんに大きな影響を与え相互作用していた雇用先や新たな交際相手を当事者支援システムに入れた上で動的境界を認識すべきであったがそのような認識はせず、またGさんも含めた当事者支援システム内の意味世界の取り込みを積極的におこなうべきであったがおこなわず、それぞれの意味世界・差異を当事者支援システム内での媒介や相互作用の把握はおこなわなかった。これはソーシャルワーカーが多様な意味世界を理解しその媒介をおこない、固定的な解釈を持たない『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持っていなかったと言え、このことが『当事者主体』を包有した『合意形成』がなされなかった一つの要因であったと考えられる。ソーシャルワーカーはGさんの意味世界の評価をおこなっていたが、「迷い」が継続し、『揺らぎ』に基づく合意形成への移行のタイミングの見極めができず、「合意形成」がなされなかったことにより、当事者支援システム自体が非常に不安定な状態が長期的に継続する中で、ソーシャルワーカーの支援においても予測が立たず突然の母子の失踪という不確実な事態が生じ、結果としてよりよい実践がおこなえなかったのではないかと考えられる。

ソーシャルワーカーが本事例において『揺らぎ』に基づく合意形成の視座が持てなかった要因として以下の3点があげられる。

1) 『迷い』による当事者支援システムの不安定化

本事例においてソーシャルワーカーが常に抱えていた「迷い」については、ソーシャルワーカーが見知らぬ他者である当事者と出会うところから始まるため初期の支援段階において必ず存在すると思われる。この「迷い」の段階では当事者の意味世界の理解が不確定な部分

が多く、相互の関係性も非常に弱いため、当事者支援システム自体が不安定であると言え、さらにこの「迷い」の状態が長期間継続すると、不安定さが増していき、本事例のように当事者支援システムの崩壊などの状況を生み出す可能性が高まると考えられる。また「迷い」の状態が長期間継続することで当事者支援システムの硬直化を生じさせる可能性がある。この硬直化はソーシャルワーカーの一方向的な評価や当事者のソーシャルワーカーに対する誤解と密接に関連し、ソーシャルワーカーのパターンリズムや当事者の支援に対する強い拒否などを生み出すことが考えられ、多様な意味世界を媒介する『揺らぎ』に基づく合意形成」とは乖離した状況が構築される可能性が高まると考えられる。つまり『揺らぎ』に基づく合意形成からの『当事者主体』を包有した『合意形成』においては、「迷い」を長期化させないために「迷い」から意味世界の積極的な取り込みへの移行が必要となってくると言える。

2) 「意味世界の積極的な取り込みのタイミング」

2点目として、この「迷い」から意味世界の積極的な取り込みへの移行のタイミングである。ソーシャルワーク実践においては、支援開始直後の段階ではソーシャルワーカーも当事者も互いの関係性を構築する時期は必ずあり、その際ソーシャルワーカーは当事者の意味世界の理解が不足したり、当事者を取り巻く交互作用が把握できなかつたりと、必ず「迷い」の時期は生じる。しかしこの「迷い」の時期を継続すると当事者支援システムはシステム自体が不安定となる。本事例ではこのシステムを安定させる時期として、Gさんを取り巻く「時間」概念に着目し、タイミングを見極めながら、積極的にGさんの意味世界の理解を深める支援に変化させることで「迷い」から意味世界の積極的な取り込みへの移行ができた可能性があったと考えられる。当然このタイミングについては、関係性があまりできていない段階において指示的におこなえば関係性自体を崩壊させる危険性もあり、逆に本事例のようにあまり不安定な時期を長期にわたり継続することで当事者支援システム自体の不安定さが増しシステムの崩壊を招くこともあり、この「迷い」から意味世界の積極的な取り込みへの移行のタイミングを見極めることが多様な意味世界を媒介する『揺らぎ』に基づく合意形成」の生成には必要条件になると言える。

3) 「動的境界の認識の不足」

本事例において、ソーシャルワーカーは当事者支援システムの動的境界について、Gさ

んと保育園の園長、ソーシャルワーカーのみを関係者と漠然と捉えており、明確な当事者支援システムの動的境界の認識を持っていなかった。しかし当初より保育園の入園を進めた雇用主や雇用先の人たちとの相互作用はGさんの意味世界に強い影響を及ぼしていたと考えられ、本来であれば雇用主や雇用先の人たちなどをGさんの意味世界に大きな影響を与えている人として見極め、当事者支援システムの動的境界を認識するという意識を持つべきであったと考えられる。その上でそのGさんに大きな影響を与えていた雇用主や雇用先の人たちの意味世界の理解や相互作用の把握をおこなうことで、その後に登場していたと思われるGさんの交際相手に関する情報も得ることができ、状況によってはGさんの新たな交際相手もGさんの意味世界に大きな影響を与える人物として当事者支援システムの動的境界内にあると認識することも可能であったと考える。

本事例においては、このような当事者支援システムの動的境界についての認識が不足していた結果として、Gさんの自己決定に至る意味世界の交錯や相互作用の把握はおこなうことができない中、ソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座を持つことができず、結果としてGさんはソーシャルワーカーとの相互作用がない中で自己決定をすることとなり、『当事者主体』を包有した『合意形成』が図れなかったと考えられる。

第6節 「事実の追試」「理論の追試」による類型仮説生成

本章では、前章までで生成された仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成』について、「事実の追試」として2事例、「理論の追試」として2事例の事例検討をもとに、類型仮説を検討した。

この結果、よりよい合意形成がおこなわれたと評価された「事実の追試」においては、行政機関のソーシャルワーカーは意図的に流動的な視座を持ち続ける『揺らぎ』に基づく合意形成』を持っており、その結果母子家庭の母親と子ども、取り巻く関係者のすべてが納得できる合意形成がおこなわれ、『当事者主体』を包有した『合意形成』がおこなわれていたことが示された。そしてその『揺らぎ』に基づく合意形成』においては、

- (1) ソーシャルワーカーは母子家庭の母親と子どもと相互作用し影響を与える関係者を見極めた上で当事者支援システムの動的境界の認識を妥当な形でおこない、かつその動的境界を当事者支援システム内で共通認識として共有しあうこと
- (2) その当事者支援システム内で母子家庭の母親・子ども、及び関係者の持つ意味世界

の丁寧かつ詳細な取り込みをおこなう

- (3) 母子家庭の母親と子ども，取り巻く支援者を含めた当事者支援システム内のそれぞれの意味世界と差異を共有できるよう媒介しながら，その相互作用を促進させつつ把握をおこなう
- (4) 当事者支援システム内での「創発」を誘発しながら，流動的な関係性を構築するという4つの要素があることが明らかとなった。

また否定的な評価の合意形成がおこなわれた「理論の追試」においては，母子家庭の母親や子ども，及び関係者の意味世界の取り込みはおこなわれず，母子家庭の母親と子ども，取り巻く関係の意味世界とその差異は共有されない中で，多様な意味世界を包有しない合意形成がおこなわれており，行政機関のソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成の視座は持っていなかったことが示された。またその中でソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持っていなかった要因として，

- (1) ソーシャルワーカーが母子家庭の母親と子どもに影響を与える関係者の見極めができず，当事者支援システムの適切な動態的境界の認識がおこなえていないこと
- (2) 適切なタイミングでの当事者支援システム内のそれぞれの意味世界の取り込みをおこなっておらず，その結果ソーシャルワーカーの「迷い」が長期間生じていること
- (3) そのソーシャルワーカーの「迷い」が継続し，差異が共有されないことで当事者支援システム内での対立構造や不安定要素が強化されたこと
- (4) ソーシャルワーカーが固定的な視座を持ち続け，最終的に関係性に流動性がなくなり固定的な関係性になり当事者支援システムが硬直したこと

が4つの要因として抽出された。

これらの結果をまとめたものが表 5-1 である。このことにより都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「当事者主体」を具現化する母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での実践モデルである『揺らぎ』に基づく合意形成においては，行政機関のソーシャルワーカーが

- (1) 当事者支援システムの適切な動態的境界の認識と共有をおこなうこと
- (2) 当事者支援システム内の意味世界の取り込みを適切な時期に丁寧かつ詳細におこなうこと
- (3) 当事者支援システム内の意味世界とその差異を共有できるように媒介をおこないながら，その相互作用を促進・把握をすること

表 5-1 「『揺らぎ』に基づく合意形成」の類型仮説

パターン	事実の追試	理論の追試
合意形成の内容	利用者主体を包有した合意形成	多様な意味世界を包有しない合意形成
「『揺らぎ』に基づく合意形成」の有 用性	「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座があり、よりよい合意形成に影響	「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座がなく、否定的な合意形成に影響
「『揺らぎ』に基づく合意形成」の有 無に関する要素・ 要因	<p>「『揺らぎ』に基づく合意形成」の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 妥当な動態的境界の認識と共通認識 ② 意味世界の取り込み ③ 差異の共有・交互作用の把握のための媒介 ④ 創発と流動性の保持 	<p>「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座不在 の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 動態的境界の認識が不足、もしくは妥当でない認識 ② 意味世界の取り込みが行えていないことによるソーシャルワーカーの「迷い」 ③ 「迷い」の長期化による関係性の悪化、もしくは不安定化 ④ 固定的な支援による、当事者支援システムの硬直化

(筆者作成)

(4) 固定的な視座を持たない中で「創発」を誘発し、その後も流動的な関係性を維持すること

という『揺らぎ』に基づく合意形成」の4つの必要な要素が明らかとなった。

第6章 「当事者主体」に向けた 『揺らぎ』に基づく合意形成』の検証

第1節 事例研究の概要

本章では、ここまで生成してきた都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおいて、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での『当事者主体』を包有する『合意形成』を可能とする実践モデルである仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成』を意図的に実践した事例を示しながらどのように実践に応用するのかを例示する。それと同時に支援の介入の前後を比較することで効果検証をおこない『揺らぎ』に基づく合意形成』の有用性を明らかにすることで、「当事者主体」に向けた実践モデルであることを証明する。

このため本章においては、4章・5章で採用した Yin (1994) のリサーチ設計及びリサーチの質の判断基準、根本 (2000) の具体的な事例の記述方法に準拠しながら、データを命題に結び付ける論理としては介入前後の変化を検討するシングル・システム・デザイン (平山ら 2002) を参考にし、具体的には介入前と約3ヶ月後の具体的な変化について当事者及び家族に聞き取りをおこない、実践モデルである『揺らぎ』に基づく合意形成』を意図的に実践することで、都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク実践における『当事者主体』を包有した『合意形成』にどのように影響を与えたかを検証した。

第2節 F 事例：当事者支援システムにおける『揺らぎ』に基づく合意形成』を意図的に実践した事例

1. 事例の開始

本事例は筆者が福祉事務所の子ども家庭支援担当のソーシャルワーカーとして支援した事例である。

H さん、20代女性。3歳の長男と生活する母子家庭である。長男は保育園在園中。もともと長男の父である I さんと婚姻していたが、I さんは経済的に不安定でありそのことの影響もあり夫婦喧嘩が絶えず H さんに対して暴力を振るうこともあり、その上 H さん自

身の育児不安もあったため、子ども家庭支援センターのソーシャルワーカーは保育園，児童相談所ソーシャルワーカーや保健師とともに支援をおこなってきた。そのような経過の中，HさんはIさんとの離婚を決意し母子家庭となることを選択する。しかし衝動的に離婚を決意し，家を飛び出しHさんの両親宅に移ったものの，経済的な基盤はできておらず，またIさんとの関係もきちんとお互いに整理しきれないままの離婚となった。そのため子ども家庭支援センターのソーシャルワーカーは改めて保健師，児童相談所，保育園とともに，Hさん・長男の母子家庭に対して今後の安定した生活を目指し支援をおこなった。

2. 経過

ある晩HさんはIさんとの口論から激しい喧嘩となり，これまで不信感が募っていたこともあり，離婚届を衝動的に提出し，当初よりIさんとの結婚に反対していた父母宅に長男とともに身を寄せた。Hさんの父親はかねてより「夫と関係を切るのであれば支援する」という意向であった。Hさんよりこの報告を受けたソーシャルワーカーは，保健師および児童相談所ソーシャルワーカーとともにHさんの両親宅を訪問し，今後のHさん・長男の生活の安定に向けて支援をおこなうことをHさん・Hさんの父母に伝える。この時点でHさんは「もうIさんとは復縁しない」という強い気持ちがあったものの，具体的にどのように長男と生活していくかという計画は立っておらず，一旦Iさん宅の近隣にあるもともと通っていた保育園への長男の通園はいったん中断し，今後も定期的に話し合いを持ちながら検討していくこととなる。

一方でIさんは，Hさんに離婚届を提出されたこと自体を納得していない様子があり，Hさん・長男がHさんの両親宅に転出して以降，Hさんに対して「離婚は認めない」などの頻繁な連絡をおこなう。HさんはIさんからの連絡は無視していた。突然Iさんが父母宅に現れた際にも直接対応はせず，Hさんの父親が代わりに対応する状況が続く。Hさんは一向に収まらないIさんの行動に対して，とりあえず話しをするようにすれば落ち着くのではという思いから，「復縁はしない」という思いは持ちつつ徐々にIさんから電話連絡に対して応答するようになる。その結果IさんのHさんの両親宅に来るという行動は一旦おさまるが，一方でHさんの父親はHさんのそのような対応を納得せず，徐々にHさんに対して「いつまで何もしないでうちにいるんだ。早く仕事でもして母子家庭として自立して家を出て行ってくれ。」などと言うようになる。

Hさんの父親より仕事をするように迫られたHさんは休園中だった保育園に対して「再度通園を再開させたい。そして就労し、父母宅から出て母子家庭として自立したい。」との希望を伝える。ソーシャルワーカー、保育園、Hさんで話し合いを持ち、長男の安全な生活が第一であり、それを守るためには①保育園への送迎は必ずHさんがおこなう、②Iさんが保育園に何らかのアクションを起こした時点で再度通園は中断するという条件のもと通園を再開する。

そして保育園への通園が再開されるも、その直後保育園の帰りにHさんと長男がIさんの家に寄り、話しているうちに再度HさんとIさんとで口論となった結果、大声に驚いた近隣の住民が警察に通報し、かけつけた警官が「虐待疑い」ということで長男を保護するということが起こる。すぐにソーシャルワーカー、保育園園長、児童相談所ソーシャルワーカーが警察に駆けつけ、長男はIさんのもとに戻される。

このことをきっかけに、再度HさんはIさんと連絡を断とうとするも、Iさんは関係機関に頻繁な電話をするようになる。また児童相談所はこれ以上長男にIさんからの危険が迫るようであれば、一時保護も検討するという意向を示す。これらのことで再度Hさんは迷い始め「私がIさんと連絡を取ればみんなに迷惑がかからないのでは…」と言い始め、再度Hさんの父親との関係が悪化し始める。

3. 意味世界の相互理解の不足と対立

Hさんは「Iさんと復縁しない」という気持ちを持ち続けるものの、Iさんが周囲に行動を見せると「自分が連絡を取ればIさんは落ち着く」といった思考になりがちで、Iさんと不安定な関係性を取り続けていた。またHさんの父親との関係がもともと良くなかったこともあり、現在のHさんの父親の世話にならないと生活できない状況から逃避をしたい気持ちも一方で持ち合わせていた。その結果として、IさんやHさんの父親の意向に振り回されがちで、自分としてどうしていききたいかという考えに結びにくく、また目の前のことを対処することで精一杯で長男にとっての安定した生活環境を整えられずにいた。

IさんはもともとHさんに暴力をふるっていたこともあり、HさんとIさんが離婚をして以降関係機関は直接の連絡はとらずにいた。ただしその後の行動を見る限り、IさんはHさんとの離婚自体を納得しておらず、何とか復縁したいという強い気持ちを持っていることが想定されたが、この時点ではIさんとの接触をどの関係機関もとっておらず、Iさんの意味世界の詳細な把握は誰もできていなかった。

Hさんの父親はそもそもIさんのことを否定的にとらえており、Iさんとの関係を継続しないのであればHさんの支援はするというスタンスを取り続けた。そのためHさんがIさんとの連絡を再開すると、「もう支援はしないから自立しろ」「早く仕事をしろ」との発言が出るようになり、Hさんをさらに追い詰める形となっていた。一方でソーシャルワーカーなどは、Hさんを仲介してHさんの父親の意見を聞くことが多く、Hさんの父親の意味世界の理解は不十分であった。

児童相談所ソーシャルワーカーは、長男の安定した養育環境の構築に主眼をおいており、HさんがIさんとの関係をきちんと整理できないことで、長男に危険性が及ぶ可能性が高く、一時保護も含めて検討を始めていた。しかしそれについては、Hさんの拒否感も強く、さらにHさんを混乱させることとなっていた。同様に保育園も長男の安全性や他の通所児童への配慮などから、Hさんから希望のあった通園再開について消極的であった。

ソーシャルワーカーは、HさんとIさんが離婚をし、「Iさんとはやり直さない。長男・と生活をしていく」との意向をもとに、Hさんを中心にHさんが自己決定しながら自分の生活を再構築していけるよう意図して支援をしていた。Hさんの気持ちの推移を傾聴するとともに、「どうしたらいいかわからない」と受け身であったHさんに対して、児童扶養手当や保育園、母子生活支援施設、生活保護などの支援制度の説明をおこないながら、IさんやHさんの両親との関係も含めて今後の生活についての選択肢を提示し、Hさん自身が選択するよう伝えていたが、結果として全ての選択をHさんに委ねてしまい、さらにHさんの混乱及び長男の不安定な養育環境を生み出していた。

このようにHさん・長男を中心とした当事者支援システム内で様々な意味世界が交錯する中で、個々が話し合いをもっているものの、それぞれの差異のみが表面化し対立構造が顕著となり、当事者支援システムの動的境界内においてどのようにHさん親子が安定していた生活をしていくのか合意形成が図られていないと考えられた。これはソーシャルワーカーが当事者であるHさんの意味世界の理解には努めたが、IさんはDVの加害者ということで直接の接触はおこなわず、さらにHさんから拒否的感情が多く語られていたHさんの父親や母親の意味世界の理解もおこなわず、動的境界の妥当な認識がなく、それぞれの意味世界の理解が不十分であったことも大きな要因とも考えられた。

4. 『揺らぎ』に基づく合意形成」を意図した支援

(1) 動的境界の認識とそれぞれの意味世界のアセスメント

まずソーシャルワーカーは、当事者支援システムの動的境界の認識を意識し、IさんやHさんの父親と母親を当事者支援システムに取り入れることとし、最初にIさんに対してIさんの意向を確認したい旨申し入れる。当初Iさんは話し合いを拒んだが、Iさんを非難したいのではなくIさんの気持ちを聞きたい旨を何度も伝え説得をし、保健師と同席の上面接をおこなった。面接後すぐにIさんは「関係機関がHさんをそそのかし、Iさんとの距離をとるよう促している。」とソーシャルワーカーを含めた関係機関に対する怒りの感情を表出した。その感情を受け入れながら面接を続けていく中で、Iさんから「Hさんと子どものことを考えて今まで頑張ってきたのに、突然離婚を突き付けられどうしていいかわからない。」「ただこれまでの経過や今の自分をみて、Hさんが愛想をつかす気持ちもわかる。」「現状ではHさんが何を考えているかわからないし、今後自分が子どもと会えるのかどうかもわからない。できれば子どもには今後も父親として関わりたい。」などと語られ、その語りの中でIさん自身も気持ちの整理をおこなっていった。

次にHさんの父親と母親ともHさん不在の状況で改めて児童相談所ソーシャルワーカー一同席の上面接をおこなった。ソーシャルワーカーより、Hさんについての思いを改めて聞くと、Hさんの父親は「Hは思春期ごろより親の言うことは全く聞かなくなり、高校卒業後すぐにIと交際を始め勝手に結婚してしまった。親から見るとまだまだHは子どもであり、きちんと自分でとった行動に対して責任をとるようになってほしい。ここで親が助けてしまうと、Hは何も成長しない。そのためある程度突き放した言動をしている。」「ただもちろん心配もしている。特にIは何をするかわからない。Hとその子どもが安全な生活を営めるよう最低限のところは手伝うつもりである。」と話す。Hさんの母親も「基本的には夫と同じ気持ちです。ただ孫は非常にかわいそう。Hの養育態度もまだまだ未熟。生活場所が変わったことで孫は不安定になっているので、現在私たちが丁寧に関わり精神的に落ち着けるよう関わっている。」と初めて自分の気持ちを話す。

これらのIさんおよびHさんの両親との面接を通して、合意形成を妨げる要因として、それぞれの意味世界の理解不足による対立からの共有不足が考えられた。それぞれの関係者についてまとめたものが表6-1である。

表6-1から、対立構造を生んでいる要因は以下の3つが考えられた。

① HさんとIさんの合意形成に関わる意味世界の差異

Hさんは「Iさんと婚姻生活は継続できない」という思いはもちつつも、一人で子ども

表 6-1 関係者の表面的な行動、意味世界、対立の構造、合意形成を妨げている要因

	表面的な行動	意味世界	差異から対立構造 の要因	合意形成を妨げて いる要因
Hさん	今後の長男との生活について展望が描けない。Iさん・Hさんの父母の意向に左右される。	長男と自立した生活を送りたい。ただ一人では不安なので、IさんやHさんの父母にも協力をしてもらいたい。	Hさんが自らIさん・Hさんの父母に気持ちを伝えないことで、Hさんのことが理解されず誤解されている。	Iさん・Hさんの父母に対して自分の気持ちを伝えることを避けがち。支援者に代弁・調整を依頼。
Iさん	Hさんに頻繁な連絡。連絡が取れないと、関係機関に対して攻撃的な言動を繰り返す。	Hさんに一方的に見捨てられたという思いから、不安と怒りが共存。長男には愛着がある。	Hさんに対しては粘着的な関わり。Hさんの父母のことは避け、関係機関には攻撃的な態度しか出せない。	Hさん・Hさんの父母・支援者が全てIさんのことを避けることで、Iさんが孤立し不安・攻撃性が強化。
Hさんの父親	一貫してHさんがIさんと完全に決別することを決意すれば援助するという姿勢。それが守れないなら、支援をしないと宣言。	Hさん・Iさんともに大人になりきれていないという思い。長男の親として自覚を持って欲しい。Hさんのことは一人の娘として心配。	Hさんのことは心配しているものの、Hさんの親としてきちんと成長させるという思いが強く、心情的な吐露がなく、Hさんからの拒否感。	Hさん・Iさんともきちんと長男のことを考えておらず、意見は聞く必要がないという姿勢で、話し合いの意味合いが理解できず。
Hさんの母親	Hさんの父の意向に従っている様子があり、あまり行動を見せず動向を見守っている。	Hさんの父の言っていることが正しいと思いつつも、Hさん・長男のことがとても心配。	Hさんの父の意見にそうのが第一で、自らの意見を言い、仲介していくような姿勢はない。	直接Hさん・Iさん・関係機関に自らの気持ちを伝えることはなく、意志がわからない。
児童相談所 SW	HさんがIさんとの不安定な関係を取り続けることで、長男にとって安定した養育環境の構築ができていないと判断。一時保護も視野に。	もともとIさんからHさんへの暴力を長男がいる前で起こすことで、心理的虐待ケースとして支援を継続。	これまで基本的にHさんを介しての支援を継続。	IさんやHさんの父母の意味世界を確認せず、Hさんに自己決定を強いることで、媒介的機能が果たせていない。
こども家庭 SW	Hさんが自己決定をして今後の生活を決められるように、Hさんとの面接を中心に支援を継続。選択肢を提示。	Hさんが長男と今後母子家庭として自立した生活を送るためには、Hさん自身が自己決定していくことが最優先。	これまで基本的にHさんを介しての支援を継続。	IさんやHさんの父母の意味世界を確認せず、Hさんに自己決定を強いることで、媒介的機能が果たせていない。

(筆者作成)

達を養育していくことには不安を感じており、子の父としての I さんの協力は必要と考えていた。しかし I さんの行動に不安を抱え、そのことは伝えられずにいた。

I さんは H さんへの未練もありつつも H さんとの離婚はやむをえない・子どもの父としての役割は果たしたいとの思いも持ちながら、H さんの意向がわからず、不安から怒りに変わり感情的に行動をしていた。

② H さんと父親の合意形成に関わる意味世界の差異

H さんは父親がいろいろ口を出してくることに快く思っておらず、根底には「いつまでも子ども扱いする」という思いを持っていた。しかし現状として父親に頼らなければ子どもの養育をしていくことはできないという思いもあり、父親に対してアンビバレントな気持ちを抱え、今後どのように両親を頼ればよいのか決められずにいた。

H さんの父親は H さんがまだ子どもであるという意識が強く、H さんが自分たちのもとで生活しその責任をとることで成長するのを待つ、という思考になりがちであった。そのため H さんの意向を理解するという必要性をあまり感じていない状況であった。

③ H さんと支援者との合意形成に関わる意味世界の差異

関係機関の中で児童相談所及び保育園は、長男の安定した養育環境の構築を第一に考え、H さんと I さんと H さんの父親でよく話し合い合意形成を形成することが必要であると考えていた。一方でそれができずに長男が長期にわたり不安定な養育環境におかれるのであれば一時保護も検討するという意向を示していた。

一方で H さんは自らが I さんや父親との合意形成をはかることは困難で、支援者から I さんや H さんの父親に自分の意向を伝え、H さんの意向を合わせて説得するように期待をしていた。

(2) 「差異の共有」「交互作用の把握」を目指した場の設定

以上の3つの合意形成に関する意味世界の差異とこれまでの経過から、H さんと I さん・H さんの父親のみの話し合いでは、合意形成をはかることは困難であると判断された。そのため、それぞれの意味世界の表明および差異の共有、交互作用の把握を目的として、H さん、I さん、H さんの両親、ソーシャルワーカー、保健師、児童相談所ソーシャルワーカー、保育園園長全員が参加する話し合いの場を設定した。

話し合いに先立ち、ソーシャルワーカーからこの話し合いそれぞれの意味世界の共有と相互作用の把握が目的であるため、事実と異なることや否定的な意見を持ったとしても否定はせず、それがその人の気持ちであるということによっていったん受け入れた上で話し合いをするように伝えた。また本日の話し合いで、それぞれが共有できる「合意形成」を目指すのが、本日決めたことが絶対ではなく今後の状況によって変化していくものであることを確認した。

(3) 「創発」と「流動的關係性」を意図した話し合い

はじめに、ソーシャルワーカーは意味世界の表出を意図し、順番に発言を促した。

まずHさんから、Iさんとの生活には限界を感じておりIさんと復縁するつもりはないこと、Hさんの両親に対してはこれまでの成育歴からアンビバレントな気持ちがあり頼りきれないこと、ただ一人で子どもを育てていくことには不安があり自らも未熟であるためIさん・Hさんの両親と協力をしながら母子家庭として生活していきたいことなどが語られた。

続いてIさんからは、これまでHさんと子どものために頑張ってきた面がHさんから一方的な離婚によりすべてを否定された気持であったこと、一方で婚姻生活の限界も感じていること、子どもには愛情を持っていることなどが涙ながらに語られた。また今後子どもの父親としての役割を果たしていきたい気持ちがあったが、Hさんの本心がわからずこのまま関係をすべて絶たれてしまうのではという不安から強硬な行動に出てしまっていたこと、自分でも自分の感情がコントロールできず精神的に不安定であることなどが語られた。

Hさんの父親からはそれぞれこれまでHさん・Iさんともに子どものことは考えず自分勝手な考えしか持っていないと考えていた旨が語られ、そのためHさんに対してもきちんと自分で考えるように厳しく接していた旨伝えられる。しかしそれはHさんを自分たちの子どもとして守っていかなければという思いからの行動であり、本日の話を聞いて、これまでの経緯からIさんを全面的に信頼するわけではないが、Hさん・Iさんともきちんと子どものことを中心に考えており、行き過ぎていた面があったとの反省の弁が述べられた。今後はできるだけHさんの意向に沿いながら、長男の養育を手伝っていききたい旨伝えられる。ただIさんに関しては、今後Hさんに関わるのであればIさん自身の生活を安定させること、精神科受診などをして精神的にも安定することなどの条件が提示される。

ソーシャルワーカーは、これらの意味世界の表明がなされる中、それぞれの交互作用の把握をおこないながら、意味世界の支持や焦点化・リフレーミングなどの面接技法を用い、「『揺らぎ』に基づく合意形成」を意識しながら固定的な結論を出すのではなく意味世界の差異の明確化及び共有のみがおこなわれるようファシリテートしながら、それぞれの反応や応答の様子を把握し、意図的にその中から考えうるいくつかの部分的な選択肢の提示をした。また児童相談所ソーシャルワーカー・保健師・保育園より、その選択肢の中で活用が可能と思われる制度やサービスについての情報提供がおこなわれた。

これらの話し合いを踏まえ、Hさんより、①父親とはやはり距離を置きたい。ただ子育ての協力はしてもらいたいので、両親宅の近隣にアパートを借りて母子で生活したいこと、②アパート設定費用は両親に援助してもらいたいが、その後の金銭的な援助は両親の生活を圧迫してしまうため、児童扶養手当と生活保護を受給してその後就労にむけて活動していきたいこと、③現在通っている保育園は保育士を含めとてもよくやってもらっていたので通い続けたいが、距離的な問題もあり退園をして他の保育園に入園させたいこと、④Iさんとの関係については、自分と両親の生活を脅かさない・きちんと自分の生活を立て直す・精神科を受診することを条件に、月1回の子どもとの面会を継続すること、⑤今後もソーシャルワーカー・保健師・児童相談所ソーシャルワーカーには関わりを継続してほしいことなどの今後の生活に関する新たな意向が述べられた。この新たな意向に関して、IさんとHさんの両親も了解し、今後の生活に向けての「合意形成」が図られた。

また今後このメンバーを中心にした話し合いを定期的におこないながら、その都度時間軸によるそれぞれの意味世界の変化を共有し、「合意形成」の内容を確認・修正をおこなっていくことを参加者全員で確認をした。

(4) 話し合い後の変化

話し合い後、Hさんは両親の援助で両親宅の近隣にアパートを借りた。そしてソーシャルワーカーが支援をしながら、児童扶養手当・生活保護の申請・受給及びアパート周辺の保育施設への申し込みをおこない、経済的基盤の安定と就労をするための保育施設の確保がおこなわれた。その上で生活保護ケースワーカーとの連携の中で、Hさんに対する就労支援がおこなわれ、3ヶ月後にパート先が見つかり就労先も確保された。

一方でIさんも精神的に不安定な上仕事も失い経済的基盤が不安定になったため、ソーシャルワーカーの支援により生活保護の申請・受給となり、心療内科での治療が開始され

た。服薬等により精神的にも徐々に安定し、治療をおこないながら就労訓練を受けることになり職業訓練校への通学が開始された。この経過の中で、月1回子どもとの面会は継続され、HさんやHさんの父親への攻撃的言動は見られなくなった。

話し合いの3ヶ月後、再度前回の参加者に加えて、新たに通園し始めた保育園園長・Hさん・Iさんの生活保護ケースワーカーも加えて話し合いがおこなわれ、上記の状況に加えて子どもが新しい保育園にもなれたことや適宜Hさんの両親がHさん宅を訪れ養育の補助をしていることなどの確認がおこなわれた。またHさんやHさんの父親、Iさんより、前回の合意形成に関して好意的な感想が述べられた。

第3節 考察：合意形成前後の比較

以上の経過から本事例における『『揺らぎ』に基づく合意形成』による「合意形成」前後を、『『当事者主体』を包有した『合意形成』』という視点から比較する。

1. 「合意形成」前の状況

まず『『揺らぎ』に基づく合意形成』による「合意形成」前は、Hさんは漠然とした気持ちだけを持ち、かつそれをどのようにIさんや自分の両親に伝えてよいかわからず、その場その場での対応のみが中心となり、Iさんや自分の父親、また自分の今後の生活と向き合えない状況であった。一方でIさんはHさんから強引に離婚をさせられたという気持ちと、その後Hさんがどのように考えているかがわからず、不安と怒りが入り混じり精神的にも不安定となり、突発的な行動に出ることを繰り返していた。Hさんの父親は、親としてHさんを守ろうとする一方で、HさんとIさんが非常に未熟で身勝手なことばかりをしているという思いから、HさんやIさんの気持ちを聞く姿勢を持たずにいた。このようにHさん・Iさん・Hさんの父親の間で「合意形成」がおこなえない状況の中で、児童相談所ソーシャルワーカーや保育園園長はHさんが長男の安定した養育環境を築けないことから、Hさんの養育能力への危惧を持っていた。またソーシャルワーカーはHさんを当事者としてHさん中心に面接をおこない、Iさんや、Hさんの父親・母親の意向の確認についてはHさんに任せ、その上でHさんの自己決定を促していたがそれがさらにHさんの負担となっていた。この時点でそれぞれの意味世界の交錯、またそのことによる対立構造が顕著となり、合意形成は図られない状況であったと考えられる。このため、Hさん・長

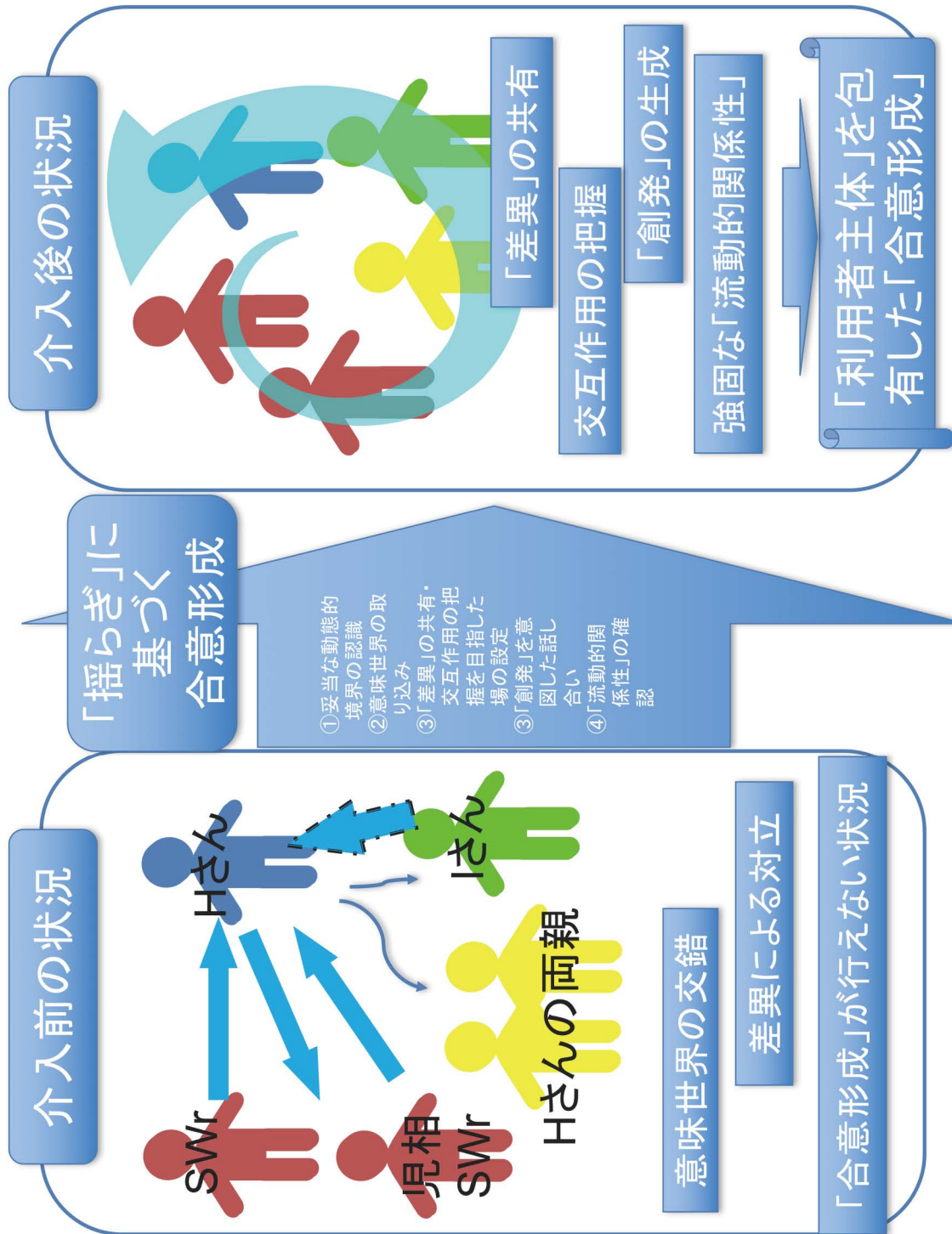
男の安定した今後への生活に向けての体制は整わず、逆に対立構造の先鋭化により H さん家族の解体の危険性も高まっていた。このため当事者支援システム内において、環境条件も踏まえたうえで望ましいと共有できる、多様な意味世界を包含する協働に基づく検討ができず、「当事者主体」を包有した「合意形成」はおこなえない状況にあった。

2. 意図的な『揺らぎ』に基づく合意形成による「合意形成」後の状況

『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を意図的にもった後に開催された話し合いにより、H さんは自分の意味世界を I さんや自分の両親に伝えることが可能となり、また I さんや自分の両親が H さんや長男に対してどのような思いを抱いているのかを気づくことができた。I さんも、H さんの気持ちを理解するとともに、自らが持つ意味世界を伝えられたことで不安や怒りも軽減され、落ち着いて H さんや長男との今後の関わりや H さんから期待された自分自身の生活の安定といったことと向き合えるようになった。また H さんの父母も、これまで H さんや I さんを精神的に未熟と捉えがちであったが、H さん・I さんの意味世界を改めてじっくり聞いたことにより、H さん・I さんに対しての信頼感が生まれ、H さんの望む意向についてある程度沿いながら、長男の養育といった面での強力に対して積極的になることができた。

3. 本事例での『揺らぎ』に基づく合意形成の意義

以上の変化を『当事者主体』を包有した『合意形成』という観点から、『揺らぎ』に基づく合意形成による「合意形成」前後で比較したものが図 6-1 となる。このようにソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持ち、妥当な当事者支援システムの動的境界を認識した上で、それぞれの意味世界を補完しながら相互作用の把握もおこない、H さん・I さん・H さんの両親のそれぞれの意味世界が尊重され否定されることなく差異が共有された結果として、多様な意味世界を包有した協働が可能となったと考えられる。その上で、関係機関からの情報提供も踏まえ、全ての参加者が合意できる今後の方向性が「創発」され、さらには今回の合意が最終的なものではなく今後も意味世界の共有を図りながら随時修正をさせていくことの合意をすることも可能となった。このことは H さん・I さん・H さんの両親、ソーシャルワーカー・関係機関も含めた当事者支援システム内のそれぞれの意味世界が尊重された「合意形成」と言え、『当事者主体』を包有した『合意形成』がおこなわれたと言える。この結果、H さん・長男は自主的で目的を持



(筆者作成)

図 6-1 「『揺らぎ』に基づく合意形成」介入前後の比較

った生活を営むことが可能となり、Iさんも自分自身の生活と向き合いながら長男の父親としての役割を果たすことができ、Hさんの両親も過干渉にならずある程度Hさんの自主性を尊重しながら必要な支援をおこなっていけるようになったと言える。

第4節 実践モデル『揺らぎ』に基づく合意形成の有用性

本章で取り上げた事例の母子家庭は、母親自身が前夫や両親との関係に問題を抱えており、また支援をおこなう福祉事務所や児童相談所、保育園などの支援者の意見も交錯があり支援システムも混乱し、その結果としてよりよい合意形成がおこなえない状況に陥っていた。このことは第1章や第2章で明らかとなった地域で暮らす支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク実践における認識（挟まれ孤立母子家庭）である〔孤立する母子家庭〕と〔母親と支援システムの不調和〕と合致しており、第1章・第2章で明らかにした支援を必要とする母子家庭の要素を多く含んでいると言える。

そして本事例が『当事者主体』を包有した『合意形成』に至った経過として、ソーシャルワーカーは母親との関係性を軸として、前夫や両親、児童相談所とは話し合いをおこなわないながら、それぞれの差異を共有する過程で支援システムを構築しよりよい合意形成を目指していた。これは第1章と第3章で明らかにしたソーシャルワーカーが【関係性の協創】をおこなう際のアクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）であったソーシャルワーカーが母親に対しておこなう〔母親と揺らぐ関係を作る〕や関係者に対しておこなう〔母子家庭と取り巻く環境をつなぐ〕をおこなっていたものと考えられる。

さらに『当事者主体』を包有した『合意形成』に至った結果として、それまで提示されてこなかった新たな合意形成の内容が生成され、その合意形成により母親は自分で決めたことを遂行する中で自信を取り戻し、安定した生活が送れるようになった。そしてその後も定期的に関係者の話し合いがおこなわれながら、母子家庭の安定した生活が維持継続された。このことは同様に第1章と第3章で明らかとなった【関係性の協創】をおこなった際の変化である〈母子と関係者で問題解決ができるようになる〉〈母子の自己肯定感の向上により自立する〉の達成とその達成による〔支援システムの自立〕がおこなわれたものと言える。

このことから、本事例においては、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、

分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」という【関係性の協創】が生じたものと考えられる。

そして本事例のこの【関係性の協創】にあたっては、第4章と第5章で生成した、ソーシャルワーカーが「妥当な動態的境界の認識と共有」「意味世界の丁寧な取り込み」「差異の共有と相互作用の把握」「創発の誘発と流動性の保持」の要素を含んだ『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持つことで達成されていた。そしてソーシャルワーカーが、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で意図的に『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持つことによって、『当事者主体』を包有した『合意形成』が生成されており、この『揺らぎ』に基づく合意形成」が都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における「当事者主体」を具現化する実践モデルであることが明らかとなった。

本章の結論としては、都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践での、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における「当事者主体」を具現化する実践モデルとは、『揺らぎ』に基づく合意形成」である。『揺らぎ』に基づく合意形成」とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムでの合意形成を目指す上で、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座は排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら合意形成における「創発」を誘発する視座である。

終章 都市部の行政機関における支援を必要とする 母子家庭へのソーシャルワーク

第1節 本研究の結論とその意義

1. 本研究の結論と成果

ここまで「人間：環境：時間：空間の交互作用」や『当事者主体』を包有した『合意形成』といった視点を前提として、「貧困」「社会的排除」「心身の不調」「児童虐待」「DV」「子どもの問題」などの課題を多く抱える支援を必要とする母子家庭への、多様な意味世界が交錯し複雑な交互作用が展開される、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での行政機関におけるソーシャルワークを検証してきた。

具体的には現実の都市部 A 市における母子家庭へのソーシャルワーク実践の場でのソーシャルワーカーの実践知を抽出し、その実践知をこれまでの母子家庭に対する調査研究や社会構成主義とシステム理論を軸とした既存のソーシャルワーク理論と関連付け、行政機関のソーシャルワークの支援の範疇にも触れながら、実践モデルの仮説として生成した。そしてその仮説を、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場の事例研究によって精緻化や類型仮説化をおこないながら、都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「当事者主体」を具現化する実践モデルを構築することを模索してきた。

この結果、都市部の行政機関での「人生の転換期」（佐藤 2001：148）におかれた支援を必要とする母子家庭への制度利用を入り口とした短・中期的なソーシャルワーク実践における、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「当事者主体」を具現化する実践モデルとして、『揺らぎ』に基づく合意形成」が生成された。『揺らぎ』に基づく合意形成」とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムでの合意形成を目指す上で、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座は排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら合意形成における「創発」を誘発する視座である。またこの『揺らぎ』に基づく合意形成」の必要な要素として、「妥当な動態的境界の認識と共有」「意味世界の丁寧な取り込み」「差異の共有と交互作用の把握」「創発の誘発と流動性の保持」があることが明らかとなった。

この『揺らぎ』に基づく合意形成」を生成した本研究の構成とその具体的な成果は以下の通りである。

序章	研究枠組み
第1章	「支援を必要とする母子家庭」へのソーシャルワーク実践における実践知
第2章	母子家庭をめぐる社会的状況と「実践知」の比較検討
第3章	『当事者主体』を包有した『合意形成』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成
第4章	単一事例：典型例による仮説の精緻化
第5章	複数事例：『揺らぎ』に基づく合意形成の類型仮説の生成
第6章	「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成の検証

(1) 序章 研究枠組み

序章では、本研究の目的・対象を明確にした上で、前提となる視点の定義付けをおこなひ、研究方法と研究の構成を提示した。まず本研究の目的は多様な意味世界が交錯しより複雑な相互作用が展開される都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「当事者主体」を具現化する実践モデルを、現実のソーシャルワーク実践からソーシャルワーカーの紡ぎだされた知識から検討し、その知識をソーシャルワーク理論と関連付けながら構築することとした。

さらに研究の前提となる視点として、「人間：環境：時間：空間の相互作用」及びその相互作用を検証する上で有用となる「社会構成主義」「システム理論」を定義付け、また実践モデルについては「当事者にとって望ましいと考えられる一定の視点を取り入れた、現実のソーシャルワーク実践において基盤となる考え方を言語化したもの」と定義した。そして実践モデルに必要な当事者にとって望ましい視点とはソーシャルワーカーと当事者が、環境条件も踏まえたうえで望ましいと共有できる、多様な意味世界を包含する協働に基づく検討である「『当事者主体』を包有した『合意形成』」とした。さらにこの『当事者主体』を包有した『合意形成』を検証する軸となるものとして、当事者のよりよい生活に向けて長期間ソーシャルワーカーが試行錯誤を繰り返しながら構築された知識であるソーシャルワーカーの「実践知」を定義した。

最後にこの都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークの実践モデルの構築に向けた方法論として、Gilgun (2013) が提唱した実際のソーシャルワーク実践の現場からのコンセプト生成・コンセプトからの仮説生成をおこなうグラウンデッ

ド・セオリーと仮説検証が可能となる事例研究の混合させた研究方法を採用することを述べた。

(2) 第1章 「支援を必要とする母子家庭」へのソーシャルワーク実践における実践知

第1章では現実に実践されている行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」を概念化するにあたり、グレーザー派グラウンデッド・セオリー (Glaser 1978,1998) の研究方法を用い、政令指定都市 A 市で勤務する児童相談所ソーシャルワーカー、福祉事務所子ども家庭支援担当ソーシャルワーカー、福祉事務所生活保護担当ソーシャルワーカーにインタビューによるデータ収集をおこなった。

この分析の結果、14 のコンセプトが抽出され、6 つのカテゴリーが生成された。また継続的に浮上し、かつどのインシデントにも関わるコードである核となる概念は【関係性の協創】という概念が浮上し、3 つのステージによって構成された。【関係性の協創】とは、「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」を意味する。

さらにその第1ステージ (挟まれ孤立する母子家庭) として [孤立する母子家庭] と [母親と支援システムの不調和] という認識、第2ステージ (母親とともに関係性の再生をおこなう) として [母親と揺らぐ関係を作る] [母親と子どもをつなぎ直す] [母子家庭と取り巻く環境をつなぐ] というアクション、第3ステージ (安定した生活) として [支援システムの自立] という変化に関連した概念が抽出され、【関係性の協創】を核としたこれらの概念が A 市の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」として生成された。

(3) 第2章 母子家庭をめぐる社会的状況と「実践知」の比較検討

次に第2章では抽出された「実践知」の第1ステージの「認識 (挟まれ孤立する母子家庭)」と関係する、「母子家庭をめぐるソーシャルワーク実践の構造」に焦点をあて文献研究をおこない、これまでの研究と「認識 (挟まれ孤立する母子家庭)」との整合性の確認をおこない、妥当性を検証した。具体的な研究方法としては、大木 (2013) の「トラディショナル・レビュー」を参考にした。

分析の結果、「社会的・文化的領域」の現状として、【ジェンダーの課題を抱える母子家庭】【構造的な貧困問題・偏見を受ける母子家庭】【社会的排除の対象となる母子家庭】【母子家庭に対するソーシャルワークの必要性】という言説が抽出され、これに対するキーワードとして《日本において社会構造上『社会的排除』を受ける母子家庭》《社会的包摂と社会的結束を促進するソーシャルワークの明確な支援対象》《日本における母子家庭に対するソーシャルワーク研究の促進》の必要性が認められた。

次に「機関・制度施策領域」の現状では、【雇用政策における不安定雇用・低賃金労働】【「就労支援」に偏った制度・施策】【母子家庭のニーズに沿ったサービスの不在】【機関で専門性を確保する体制の不備】【総合的な相談・援助体制の不備】【個別的で、体系的ではない支援】といった言説が抽出された。この現状に対して、《機関におけるソーシャルワーカーの専門性の確保》《就労支援に偏らず、生活全般の支援を範疇に捉えた新たな制度施策の創設》や、《個々の母子家庭の生活状況に応じた、軽い支援から重い支援までの重層的で継続的な支援体制の構築》《専門機関、民間団体、当事者団体を含めた支援ネットワークの構築》が必要であると考えられた。

最後に「当事者・ワーカー領域」の現状においては、【多様な課題を抱えた母子家庭の存在】【母子家庭と信頼関係が構築できないソーシャルワーカー】【つながらない母子家庭とソーシャルワーカー】【母子家庭に対するソーシャルワーカーの先入観】という言説が抽出された。これらの現状から《母子家庭とソーシャルワーカーをつなぐアクセシビリティの課題解消》《母子家庭とソーシャルワーカーとの『関係性』構築を可能とするソーシャルワークの検証》《多くの課題を抱えた母子家庭に対するソーシャルワーク方法論の開発》の必要性が認められた。

この先行研究から抽出された項目と、「実践知」として抽出された「認識（挟まれ孤立する母子家庭）」との整合性は高く、グラウンデッド・セオリーによって抽出された第1ステージでの行政機関のソーシャルワーカーが感じている母子家庭への「認識（挟まれ孤立する母子家庭）」についての妥当性は高いと判断された。

(4) 第3章 『当事者主体』を包有した『合意形成』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成

そして第3章では社会構成主義とシステム理論を軸とした既存のソーシャルワーク理論を検証し、【関係性の協創】及び「アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）」

「変化（安定した生活）」とソーシャルワーク理論との関連性を明らかにした。

この結果、既存のソーシャルワーク理論における「当事者-ソーシャルワーカー関係」は目指すべき方向性として「対等な関係性」があるにも関わらず、現実の「当事者-ソーシャルワーカー関係」の中には「非対称性」が存在するため、「当事者-ソーシャルワーカー関係」は方向性と現実が対立するという自己矛盾した要素を持っていることが明らかとなった。また社会構成主義から見ると、「非対称性」が前提条件として存在していると考えられるが、「当事者-ソーシャルワーカー関係」の他の専門職と比較した独自の特徴としては、

- ① 社会制度の下の二者関係として社会的・文化的領域と機関・制度施策領域という3重の循環構造における交互作用によって強固に構築されているものの、ソーシャルワークが「意味世界」や「人間：環境：時間：空間の交互作用」をも支援の範疇にしているため、「当事者-ソーシャルワーカー関係」においては複雑で多種多様の交互作用の理解が必要となるが現実的には困難であり、それぞれの役割に「不確定な役割」と「道徳的アイデンティティ」が生じ、不確実な関係性であり「複雑性」を持つこと
- ② 複雑性を持つ「当事者-ソーシャルワーカー関係」は、動的で個別性・多様性を包有する必要があるため、目指すべき方向性は静態的な「対等な関係性」ではなく相対的な「流動的な関係性」が妥当であること
- ③ 「当事者主体」を目指すためには、多種多様で複雑な社会的・文化的領域や機関・制度施策領域の理解と、その中で生じるさらに「複雑性」を持つソーシャルワーカーと当事者の「合意形成過程」の理解が重要であること

の3点があげられた。

第1章において抽出された行政機関のソーシャルワーカーが支援を必要とする母子家庭に対しておこなっていた【関係性の協創】及び「アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）」「変化（安定した生活）」は、「複雑性」を持ち不確実性を伴う「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で多様な価値を包含する協働に基づく検討を可能にするための、ソーシャルワーカーが「当事者主体」を具現化した実践をおこなうひとつの方法であることが明らかとなった。

この【関係性の協創】は、ソーシャルワーク実践において個々の規則を明確にするのではなく、関係性という「複雑性」を持つソーシャルワークの支援システムの全体としての振る舞いを明らかにする概念である。この概念は、行政機関のソーシャルワークの範疇が「人生の転換期」（佐藤 2001：148）におかれた母子家庭へのマイクロレベルのネットワー

ク不在の中での短・中期的なソーシャルワーク実践において、「制度利用」を入り口としながらも支援を必要とする母子家庭の「当事者主体」に向けたソーシャルワーク実践であり、行政機関における支援を必要とする母子家庭への実践モデルの仮説であることを明らかにした。

続く第4章～第5章では、ここまでで生成された実践モデルの仮説から、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場の事例研究により仮説の精緻化及び類型仮説化をおこない実践モデルの生成を目指した。具体的には下山（2001）及び Yin（1994）の事例研究法を参考に、4章：典型例の単一事例研究による仮説の精緻化、5章：「事実の追試」「理論の追試」の分析による複数事例研究による「類型仮説」の生成、という2段階の事例研究をおこない、仮説からの実践モデルの生成を目指すこととした。具体的な事例研究の設計として、Yin（1994）の事例研究のリサーチ設計を参照とし、また事例の記述に関しては倫理的配慮をおこないつつ「研究資料としての事例を作成する手続き」（根本 2000：16）に基づき提示した上で、『厚い記述』という質的調査の特性」（三毛 2009：77）を踏まえて記述をおこなった。

（5）第4章 単一事例：典型例による仮説の精緻化

第4章では、典型例（「子どものネグレクトを抱える母子家庭への支援事例」）の検討に基づく仮説の精緻化を意図して、多くの関係者が母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場において「よりよい」と評価した事例を、生成してきた仮説と関連付けながら「説明構築」により事例検討をおこなった。

その結果、この事例においては母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場においてよりよい「合意形成」がおこなわれていた。その背景として【関係性の協創】があり、その形成に関してはソーシャルワーカーの「迷い」から、ソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成の視座を持つ支援へ移行したことが大きな要因と分析された。『揺らぎ』に基づく合意形成とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムにおける「合意形成」に際して、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座を排除し、意図的に専門職としてソーシャルワーカーが「揺らぎ」を持ちながら「創発」を誘発する視座である。そしてその「揺らぎ」においては、当事者支援システムの動的境界を認識し、そのシステム内で母子家庭の母親の

意味世界と子どもの意味世界，ソーシャルワーカー自身，家族，関係機関の意味世界を理解することが必要条件となる。

【関係性の協創】は結果もしくは目指すべき方向であり、『揺らぎ』に基づく合意形成」は母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でその形成に向けてソーシャルワーカーが持つべき視座と考えられた。すなわち母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場の実践モデルの仮説としては、『揺らぎ』に基づく合意形成」が妥当であることが明らかとなった。

(6) 第5章 複数事例：『揺らぎ』に基づく合意形成」の類型仮説の生成

第5章では，複数事例の検討をおこない，第4章で得られた仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成」との関連性を考察することで類型仮説生成をおこなった。複数の事例検討をおこなうにあたっては、「(a) 同じような結果を予測するか(事実の追試: literal replication), あるいは (b) よくできる理由であるが対立する結果を生むか(理論の追試: theoretical replication)」(Yin = 1996 : 62) を参考に、「パターン適合」を用いて「事実の追試」として2事例，「理論の追試」として2事例の検討をおこなった。

この結果，母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でのよりよい合意形成がおこなわれたと評価された「事実の追試」においては，当事者支援システム内でそれぞれの意味世界と差異が共有された上で，母子家庭の母親と子ども，取り巻く関係者のすべてが納得できる合意形成がおこなわれており，『当事者主体』を包有した合意形成」がおこなわれていたことが示された。またその中でソーシャルワーカーは意図的に流動的な視座を持ち続け『揺らぎ』に基づく合意形成」を持っていたことが示唆され，以下の要素が明らかとなった。

- ①ソーシャルワーカーは母子家庭の母親と子どもと相互作用し影響を与える関係者を見極めた上で当事者支援システムの動的境界の認識を適切な形でおこない，かつその動的境界を当事者支援システム内で共通認識として共有しあうこと
- ②その当事者支援システム内で母子家庭の母親・子ども，及び関係者の持つ意味世界の丁寧かつ詳細な取り込みをおこなうこと
- ③母子家庭の母親と子ども，取り巻く支援者を含めた当事者支援システム内のそれぞれの意味世界と差異を共有できるよう媒介しながら，その相互作用を促進させつつ把握をおこなうこと

④ 当事者支援システム内での「創発」を誘発しながら、流動的な関係性を構築することという4つの要素が明らかとなった。

また否定的な評価であった「理論の追試」においては、関係者の意味世界の取り込みはおこなわれず、母子家庭の母親と子ども、取り巻く関係の意味世界とその差異は共有されない中で、多様な意味世界を包有しない合意形成がおこなわれていることが示唆された。またその中でソーシャルワーカーは『揺らぎ』に基づく合意形成の視座は持っていなかったことが明らかとなった。その要因として

- ① ソーシャルワーカーが母子家庭の母親と子どもに影響を与える関係者の見極めができておらず、当事者支援システムの妥当な動的境界の認識がおこなえていないこと
- ② 妥当なタイミングでの当事者支援システム内のそれぞれの意味世界の取り込みをおこなっておらず、その結果ソーシャルワーカーの「迷い」が長期間生じていること
- ③ そのソーシャルワーカーの「迷い」が継続し、差異が共有されないことで当事者支援システム内での対立構造や不安定要素が強化されたこと
- ④ ソーシャルワーカーが固定的な視座を持ち続け、最終的に関係性に流動性がなくなり当事者支援システムが硬直したこと

が4つの要因として抽出された。

この結果、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での『揺らぎ』に基づく合意形成の必要な要素として、「妥当な動的境界の認識と共有」「意味世界の丁寧な取り込み」「差異の共有と交互作用の把握」「創発の誘発と流動性の保持」の4つの要素があることが類型仮説として生成された。

(7) 第6章 「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成の検証

第6章では、ここまで精緻化してきた『揺らぎ』に基づく合意形成の有用性を検討した。有用性の検討であるため、意図的に母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で『揺らぎ』に基づく合意形成に基づく支援をおこなった事例を抽出し、支援前後の変化を検討するシングル・システム・デザイン(平山ら 2002)を参考に事例検討をおこなった。

その結果、ソーシャルワーカーが『揺らぎ』に基づく合意形成を意図した支援をおこなった後は、ソーシャルワーカーは妥当な当事者支援システムの動的境界を認識しそれぞれの意味世界を取り込んだ上で、支援システム内でそれぞれの意味世界の差異を共有す

ることが可能となっていた。その上で、全ての参加者が合意できる今後の方向性が「創発」され、さらには今回の合意が最終的なものではなく今後も意味世界の共有を図りながら随時修正をさせる「流動性の保持」もあり、支援システム内のそれぞれの意味世界が尊重された「合意形成」と言え、『当事者主体』を包有した『合意形成』がおこなわれたと考えられた。この「合意形成」に関してはソーシャルワーカーによって意図的におこなわれており、このことが母子家庭の母親、取り巻く関係者の肯定的な評価に繋がっていた。

以上の検討から、ソーシャルワーカーの『揺らぎ』に基づく合意形成の視座は、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場における『当事者主体』を包有した『合意形成』に対して有用な実践モデルであることが示された。

2. 本研究の意義

(1) 具体的な実践モデルの提示

本研究の意義としては、まず1点目としては帰納法的な手法を用いて現実のソーシャルワーク実践から、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践での課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場において有用である実践モデルとして、『揺らぎ』に基づく合意形成を抽出し言語化したことである。

筆者自身の所属してきた行政機関での経験からも、第3章で明らかにしたような行政機関のソーシャルワークの限界がある中で、本研究の第1章の調査協力者である7名の行政機関のソーシャルワーカーも含め、これまで数多くの行政機関のソーシャルワーカーが日々精力的に支援を必要とする母子家庭と向き合い、母子家庭のことを考え、母子家庭のよりよい生活に向けた実践をおこなってきている。筆者は、数多くの行政機関のソーシャルワーカーがこの行政機関という制約の中での限りなき当事者主体に向けた挑戦において、母子家庭とのよりよい関係の構築を軸に、母子家庭の生活の再構築がおこなわれるソーシャルワーク実践が展開される様を目の当たりにしてきた。

しかしながら、序章においても述べたように、これまで行政機関における母子家庭へのソーシャルワーク実践の実践モデルの研究はほとんどおこなわれてきていなかった。この現状において、この数限りないよりよい実践はその場限りの実践となり、経験則によるいわゆる「職人芸」とされる個人的な属性に頼ったソーシャルワークとして位置づけられてきたため、ソーシャルワークのアカウンタビリティを果たしづらいつともに、幅広くその経験則を広めることも困難であったと考えられる。

これまでの行政機関のソーシャルワーカーのいくつかの実践研究（野本 1996，岡田 2010，須藤 2010 など）を参照してみても，本研究で明らかとなった実践モデル：「『揺らぎ』に基づく合意形成」の要素となる数多くの実践が実際におこなわれてきていたことは明らかである。

本研究は，これまで言語化されていなかった行政機関のソーシャルワーカーがおこなってきた「実践知」を，実践モデル「『揺らぎ』に基づく合意形成」という共有できる概念として明示したことに大きな意義があると考えられる。この概念の明示は，「当事者主体」を目指したより具体的で実行可能なアセスメント・プランニング・インターベンション・エバリュエーションをおこなう際の一つの明確な視座となり，行政機関のソーシャルワークにおけるアカウンタビリティを可能にするという意義があると言える。さらにこの母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での「『揺らぎ』に基づく合意形成」という実践モデルは，今後幅広く継承されることにより，行政機関における支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク全体の質の向上に寄与できると考えられる。

（2）支援体制や制度・施策における体制整備

本研究は，制度・施策面との関係性で言えばいわば「制度面」ではなく「機能面」に特化した研究である。また本研究は，「要保護世帯」である支援を必要とする母子家庭への行政機関におけるミクロレベルでのソーシャルワーク実践を対象としており，幅広く「自立世帯」「要支援世帯」「要保護世帯」を網羅した母子家庭への支援を形作る制度・施策面での議論に直結することができないと考える。

しかし一方でソーシャルワークと制度・施策は表裏一体の関係で相互に深い影響を与え合っており，さらに「自立世帯」「要支援世帯」「要保護世帯」と言う分類も分断された分類ではなく連続性を持った関係性である。このことを踏まえると，「要保護世帯」への行政機関におけるソーシャルワーク実践についても「自立世帯」「要支援世帯」への支援との関連性は高く，この「『揺らぎ』に基づく合意形成」を行政機関のみならず，「自立世帯」や「要支援世帯」への支援を中心とする民間の相談機関・当事者団体やその他の母子家庭に関わる機関などでの支援など幅広い母子家庭への支援に対する援用は可能であろう。

この制度・施策に関して，森田（2009b）は今後の母子家庭に対する施策の方向性とし

て、「家族の支えあいを支える」「家族の総合的支援者の整備」「家族のかたちへのこだわり、価値規範の克服」を含んだ「総合的な家族政策の構築」（森田 2009b : 326）や、「支えあう場と人を作り出す」などの「母子世帯の尊厳を支え、自立を促進する多様な支援の構築」（森田 2009b : 329）、「子ども支援の強化」（森田 2009b : 335）が必要であるとしている。「『揺らぎ』に基づく合意形成」は、「要保護世帯」の行政機関の母子家庭への支援における当事者支援システムを対象とし、その中での意味世界の理解及び差異の共有と交互作用を把握しながら「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を可能とする。そのため、森田の言う母子家庭の内部・外部における支えあいの構築や母子家庭の自己肯定感の向上、子どもの支援なども可能とする実践モデルであるとも言える。

この「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座は母子家庭の置かれている状況や社会的背景、そして取り巻く制度・施策、関係機関の状況など意味世界の取り込みにおいて領域が限定されたスペシフィックな知識も必要であり、かつ意味世界の取り込みにおいては丁寧で時間をかけた寄り添いや関わりが必要である。「母子世帯になる以前の離婚を含めた相談体制と、母子世帯になった直後から暮らしを作っていくための相談体制の整備」（森田 2009b : 327）においては、このような専門的知識を保持でき、かつ時間をかけた関わりが継続できる、専門性の持ったソーシャルワーカーの配置が可能となるような体制整備が求められる。

（3）ソーシャルワーク実践理論への寄与

『揺らぎ』に基づく合意形成はソーシャルワークが「人間：環境：時間：空間の交互作用」における多様性と複雑性を持ち不確実性が必然の状態として存在することを前提とし、さらに飛躍を恐れずに言うとすれば、多様性と複雑性、不確実性を内包していることこそが当事者の意味世界を支援対象とする他の専門職にはないソーシャルワーク実践の独自性であり、そのソーシャルワークの独自性を理論化した実践モデルである。つまり『揺らぎ』に基づく合意形成は、「現場における実践を標榜するソーシャルワークが科学的にあいまいな世界を漂流していることへの批判」（平塚 2011 : 60）や「社会福祉学の脆弱性という根本的問題」（三島 2007 : iv）という指摘への回答として、新しいソーシャルワークの科学化についての一つの方向性を示していると考えられ、このことは大きな意義を持つであろう。

また『揺らぎ』に基づく合意形成は「今後期待されるのは、人間：環境：時間：空間

の交互作用の視座をソーシャルワーク実践において使えるようにするツールの開発である。演繹的な説明だけでは活用可能なツールとなりえない。実際的な事例から帰納的に抽出することによって、応用可能な実践ツールが開発されることが期待される。」(佐藤 2010 : 62) との指摘への回答でもあると言える。

さらに衣笠 (2015) が課題とした『『どのように「意味」が媒介され、再分配されているか』。あるいはそれが『いかにして「豊かな意味的社会」の構築につながっているか』については今後の研究の進展を待たなければならない』(衣笠 2015 : 254), 退院支援における多様な価値が交錯する場面での「状況的価値」の概念を明らかにした新保 (2014) が課題とした「退院支援以外の場面でも、多職種、他機関の連携が求められる場面がある。そのような場面に本論の知見の応用可能性についての検討が求められよう。」(新保 2014 : 197) などの課題を明らかにする概念でもある。

本研究の意義は、行政機関における支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワークを対象とした母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での実践モデルとして『『揺らぎ』に基づく合意形成』を構築したことにある。ソーシャルワークの支援対象は、背景・課題・場面がそれぞれ異なるとしても母子家庭同様に多様で錯綜する意味世界の中から混乱を生じていることが多いと考えられる。つまり『『揺らぎ』に基づく合意形成』は抽象的な概念でありながら、汎用性も高く、「人間：環境：時間：空間の交互作用」のもとでのジェネリックなソーシャルワーク実践理論の構築に寄与することも十分に可能であると言える。

(4) ソーシャルワーク研究方法論の提示

本研究は Gilgun (2013) を参考にしたグラウンデッド・セオリーと事例研究の混合研究方法により、筆者自身が実践した自験例を含む実際のソーシャルワーカーがおこなった個別のソーシャルワーク実践を研究の起点とし、実践モデルを生成する手法を採用した。これは Trotter (2007) が主張する「証拠基盤実践モデル」を参照とした研究方法論であり、「理論の抽出は、実践活動をおこなった、あるいは、おこなっているなかから導出される」(佐藤 2001 : 510) ことを目指した研究方法論である。

またグラウンデッド・セオリーの分析過程においては、調査協力者である当該分野で働く行政機関のソーシャルワーカー、事例研究の分析過程においてはソーシャルワーク実践研究会を中心とした外部の研究者や他分野のソーシャルワーカー、そして可能な限り実際

の事例に関わった母子家庭の母親と子ども、関係機関にも協力をしてもらいながら分析をおこない、それぞれが妥当であると認識できるまで考察をおこなってきた。これは多様な意味世界が交錯し客観的事実と主観的世界の間を行き交うソーシャルワーク実践の理論構築において、「非論理的であっても、直感的・全体的了解が成立するならば、社会福祉実践には有意味である。」(佐藤 2001 : 510) ことに基づいた研究手法であったと言える。

本研究はこの研究手法を用いて、行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における実践モデルである『揺らぎ』に基づく合意形成」を生成したことに大きな意義がある。多分野に視野を広げれば、近年、厚生労働省が主導する高齢者分野における地域包括ケアシステム構築に向けた地域ケア会議に代表される質的研究の重要性は高まってきている。本研究で採用したグラウンデッド・セオリーと事例研究の混合研究方法を用いて、自験例も含めた実際のソーシャルワーカーがおこなった個別のソーシャルワーク実践を研究の起点とし実践モデルを生成する手法は、ソーシャルワークにおける研究方法の発展にも寄与することができると思う。

第2節 本研究の限界と今後の課題

1. 実践モデル『揺らぎ』に基づく合意形成」の妥当性

本研究での限界は、本研究で取り上げた事例数が6事例と少ない事例数であることや自験例のみであり、さらに個別の意味世界が交錯する合意形成場面に焦点化をしていることである。また事例研究は「予測されたパターンと実際のパターンを根本的に比較する定量的また統計的基準はまったくないのである。……このようにパターン適合は正確さを欠いているために、研究者側に解釈の自由裁量が認められる。」(Yin =1996 : 147) とされているように、分析・解釈の点において一般化が難しい研究方法とされる。

本研究で生成した実践モデル『揺らぎ』に基づく合意形成」は、母子家庭の母親と子どもという意味世界の表明や、関連する意味世界の媒介、変容の性質が限られた事例においてのみ適用が可能であり、この点についても本研究の限界である。しかしながら、個別の意味世界の変容をとりあげるには、研究が実践した事例こそ、深い内容が提示できるのであり、可能性の拡大が期待されるのである。

今後の課題として、他の実践者や他の場面も含めたより多くの事例検討をおこない、『揺らぎ』に基づく合意形成」のさらなる精緻化・修正作業を続けて妥当性を高めていくこと

が必要である。そうなれば、都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践において『揺らぎ』に基づく合意形成」をさらに有用な実践モデルにすることが可能となると考えられる。

2. 当事者の視点

また本研究は目的をソーシャルワーカーの視座を軸に実践モデルを構築することとしていたため、当事者、ソーシャルワーカー、社会的文脈で構成されるソーシャルワーク実践を、ソーシャルワーカーの視点に軸をおいて論を展開してきた。しかし本当の意味での当事者にとって望ましい視点を取り入れた実践モデルの構築には、当然のことながらソーシャルワークを構成する当事者、つまり本研究においては当事者である母子家庭の母親と子どもの視点も重要となってくる。

本研究では第2章の先行研究において既存の母子家庭の母親と子どもに対する調査研究の結果を取り入れ、第4～6章での事例研究においては可能な限り実際に事例に関わった母子家庭の母親と子どもに対して分析結果や考察を開示し了解してもらうことで了解可能な考察とし、母子家庭の母親と子どもの視点の取り込みを目指してきた。しかしながらこれはあくまで分析結果や考察を提示し了解してもらったのみであり、そこに関する母子家庭の母親と子どもの視点に関する分析や考察は必ずしも十分ではなく、母子家庭の母親と子どもの当事者性を取り込んだ結論であると言い難い。この点も本研究の限界である。

本研究の今後の課題は、本研究でも一部取り入れているが母子家庭の母親・子ども、関係する支援者や、外部の研究者も含めた「アクションリサーチ」とも言える事例検討の研究方法論をさらに練り上げていき、事例研究において母子家庭の母親と子どもや関係機関などにインタビューをおこない分析することで事例研究の分析をさらに深化させるなど分析・解釈をより妥当なものとしていくなど、当事者性を取り込んだ研究方法論に関してもさらに検討・洗練していく必要があると考える。

3. 母子家庭への支援施策への視点

本研究では、都市部の行政機関のソーシャルワーカーの支援を受ける母子家庭へのソーシャルワーク実践に焦点化し、その中での「当事者主体」を具現化する実践モデルを検証してきた。そのため、本研究で明らかにした『揺らぎ』に基づく合意形成」は「地域性」や「ソーシャルワーカーの背景」などが限定されるため、母子家庭を支援する支援システ

ムの中では一部分の「領域限定理論」であるということが言える。そのため、直接的には母子家庭への支援体制や制度・施策への寄与はごく限られた一部分にとどまる。本研究の成果をより広範囲に母子家庭への支援施策へ反映させていくためには、角度の違う視点からの研究がより求められると考えられる。

「地域性」に関して言えば、本研究の研究対象である都市部 A 市の地域特性に関しては、A 市の概要と支援体制の概略に触れたにとどまる。本研究の成果を他の地域に援用するためには、本研究の地域特性が本研究の成果にどのように影響を与えたのかという検証が必要になるであろう。その上で他の地域でのソーシャルワーク実践の比較検討をおこないながら、地域特性が支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにどのように影響を与えるのか、地域特性に属さない一般化できる実践モデルとはどのようなものなのかを検証していく必要があると言える。

「ソーシャルワーカーの背景」に関して言えば、第 3 章で考察した「行政機関のソーシャルワークの範疇」とも大きく関連する。本研究は行政機関のソーシャルワーカーに限定し検証をおこなったが、第 3 章で考察した「行政機関のソーシャルワークの範疇」の通り行政機関のソーシャルワーカーの役割はごく一部に限定される。本研究では「要保護世帯」とされるより手厚い支援が必要とされる母子家庭に限定しているが、「自立世帯」「要支援世帯」とされる母子家庭とは完全に分断される分類ではなく、それぞれ連続性を持っていると考えられる。このことを踏まえれば、「要保護世帯」と限定するのではなく、母子家庭全体を含めた支援体制の構築が必要であり、その中には行政機関のソーシャルワーカーだけでなく、当事者団体や母子生活支援施設などの民間の相談機関の役割も多くなるであろう。

さらに言えば、行政機関のソーシャルワークにおいては、公務員であるがゆえの定期的な人事異動は避けられず、長期間にわたり同じソーシャルワーカーが母子家庭を支援していくことが困難であるという限界性もある。また公的機関に属することで、いわゆる「支援困難事例」とされる支援が必要にもかかわらず支援を拒否する母子家庭などに対して発見や接触といった支援の導入がしやすいという利点がある反面、権力構造の中で行政機関のソーシャルワーカーと母子家庭との間でパターンリズムが生じるという避けられない限界もある。

つまりは母子家庭への支援施策の中で、行政機関のソーシャルワーカーの果たすべき役割と限界性についてさらなる議論が必要であると考えられる。また本研究では行政機関に

所属する児童相談所・子ども家庭支援センター・福祉事務所に所属するソーシャルワーカーを対象とし、支援を必要とする母子家庭へのジェネリックなソーシャルワークを検証してきたが、序章でも述べたようにそれぞれの機関の背景は大きく異なる。具体的な議論として、それぞれの機関を個別に検証していくことも必要であろう。

また「母子家庭の権利擁護の機能の不在」という限界性も踏まえれば、地域、当事者団体や NPO などとの関連性をさらに検証し、どのように母子家庭を支援していくネットワークを構築していくのかという議論も必要と考える。高齢者支援の分野に例を取れば、具体的な支援が必要な高齢者にはケアマネジャーが支援をおこない、より専門的な支援が必要な地域で課題を抱える高齢者には地域包括支援センターが支援をおこない、高齢者虐待やセルフネグレクトなどの公的な支援が必要な高齢者に対しては行政機関のソーシャルワーカーが支援をおこない、さらにはそれらの専門職者の連携や地域で高齢者を支えるための地域で見守りなどを含めた「地域包括ケアシステム」構想がすでに始まっている。この「地域包括ケアシステム」の中では民間企業も含めた当事者団体や NPO などとのネットワーク作りも推奨されている。本研究の成果を母子家庭への支援施策へ反映させていくためには、行政機関以外の母子家庭へのソーシャルワーク実践も検証していくことで行政機関がおこなえない支援、例えば長期間にわたる寄り添いの支援などを比較検証していきながら、母子家庭への支援システムの構築を検証していくことが求められると考える。

初出一覧

本論文の各章の初出は以下の通りである。なお本論文の目的に応じて、大幅な書き換えをしている。

第1章：

久保田純（2017）「地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワークにおける『支援リゾームの形成』-現場からのグレーザー派グラウンデッドセオリーによる有用な実践モデルの生成-」『社会福祉学』57(4)へ掲載決定済

第2章：

久保田 純（2016）「地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワークの構造と課題 -M. Payne のソーシャルワークの構造からの検討-」『社会福祉学評論』16, 15-27.

第3章：

久保田 純（2015）「ソーシャルワーク実践における『ソーシャルワーカー-クライアント関係』 -『非対称性』が存在する中での『利用者主体』に向けた実践とは-」『東洋大学大学院紀要』51, 95-113.

第4章：

久保田 純・村松愛子・國吉安紀子・ほか（2011） 「ソーシャルワークにおける『専門職としての揺らぎ』: 子どものネグレクトを抱える世帯への支援」 『ソーシャルワーク研究』37(3), 67-74.

第5章：B事例・D事例

【学会発表】久保田 純（2016） 「支援を必要とする地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワーク実践-事例研究法による有用な実践モデルの構築-」第33回日本ソーシャルワーク学会自由研究発表

第5章：C事例

ソーシャルワーク実践研究会（2005） 「生活保護受給母子世帯に対するソーシャルワークについて-引きこもりの子どもを抱えるケースへの援助経過を通して」 『ソーシャルワーク研究』31(1), 59-66.

第5章：E事例

久保田 純（2013）「ソーシャルワーク実践での『パートナーシップ形成』における『専門職としての揺らぎ』の検証: 不安定な養育環境の母子家庭への支援経過からの考察」 『ソーシャルワーク研究』39(3), 68-74.

引用文献

- 赤石千衣子 (2014) 『ひとり親家庭』 岩波新書
- 秋葉昌樹(2001)「保健室登校から見る不登校問題－教育の臨床エスノメソドロジー研究の立場から－」『教育社会学研究』 68, 85-103.
- 青木 紀 (2000)「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造（１）」『教育福祉研究』 6, 61-72.
- 青木 紀 (2003)「貧困の世代的再生産の視点」青木 紀編著『現代日本の「見えない」貧困－生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 11-29.
- Berger, Peter L. , Luckman, Thomas (1966) *The Social Construction of Reality*. Doubleday. (=1997, 山口節郎訳『日常世界の構成－アイデンティティと社会の弁証法』新曜社)
- Charmaz, Kathy (2006) *Constructing Grounded Theory –A Practical Guide Through Qualitative Analysis*. Sage Publications. (=2008, 抱井尚子・末田清子監訳『グラウンデッド・セオリーの構築 社会構成主義からの挑戦』ナカニシヤ出版)
- Deleuze, Gilles , Guattare, Felix (1980) *Mille Plateaux*, Les Editions de Minuit. (=2010, 宇野邦一・小沢秋広・田中俊彦・ほか訳 『千のプラトー 上 資本主義と分裂症』河出書房)
- Fook, Jan (2016) *Social Work: A Critical Approach to Practice. Third Edition* London:Sage.
- 藤井達也 (2011) 「当事者の知と実践理論」『ソーシャルワーク学会誌』 23, 45-57.
- 藤原千沙 (2010)「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』明石書店, 136-157.
- Garfinkel, Harold (1964) *Studies of the Routine Grounds of Everyday Activities*. *Social Problems* 11(3), 225-250. (=1989, 北澤 裕・西阪 仰訳「日常生活の基盤-当たり前を見る」北澤 裕・西阪 仰編訳『日常性の解剖学』マルジュ社, 31-92.)
- Gilgun, Jane F. (2013) *Grounded Theory, Deductive Qualitative Analysis, and Social Work Research and Practice*. Fortune, Anne E. , Reid, William J. and Miller, Robert M. ed. *Qualitative Research in Social Work*. Columbia University Press, 107-135.
- Glaser, Barney G. (1978) *Theoretical sensitiveity*, Mill Valley, CA : Sociology Press.

- Glaser, Barney G. (1998) *Doing grounded theory: Issues and discussions*. Mill Valley, CA: Sociology Press.
- Glaser, Barney G. , Strauss, Anselm L. (1967) *The Discovery of Grounded Theory. Strategies for Qualitative Reserch*. (=2008, 後藤 隆・大出春江・水野節夫訳『データ対話型理論の発見』新曜社)
- Hall, Christopher , Slembrouck, Stef and Sarangi, Stikant (2006) *Language Practices in Social Work*. Routledge.
- 畑本裕介 (2012) 『社会福祉行政 行財政と福祉計画』法律文化社
- 狭間香代子 (2001) 『社会福祉の援助観-ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』 筒井書房
- 平塚良子 (2011) 「ソーシャルワークの実践観」『ソーシャルワーク研究』36(4), 相川書房, 60-67.
- 平山 尚・武田 丈・藤井美和 (2002) 『ソーシャルワーク実践の評価方法』中央法規
- Hopper, Robert , Ward, Jo A. , Thomason, Ray and Sias, Patricia (1995) Two Types of Institutional Disclaimer at the Cancer Information Service. Morris, George H. & Chenail, Ronald J. eds. *The Talk of the clinic: Explorations in the Analysis of Medical and Therapeutic Discourse*. Hilldale, New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates, 171-184.
- Hudson, Christopher G. (2000) At The Edge of Chaos: A New Paradigm for Social Work? *Journal of Social Work Education* 36(2), 215-230.
- Hudson, Christopher G. (2010) *Complex System and Human Behavior*. Lyceum Books.
- 今田高俊 (2005) 『自己組織性と社会』東京大学出版会
- 今田高俊 (2011) 「社会理論における合意形成の位置づけ-社会統合から社会編集へ」猪原健弘編著『合意形成学』勁草書房, 17-36.
- 妹尾洋之 (2011) 「継続的な実施を予定していた FGC が立ち消えとなり、『家族の決定』が実現しなかったケース」林浩康・鈴木浩之編『ファミリーグループカンファレンス入門』明石書店, 191-200.
- 稲沢公一 (2002) 「援助者は『友人』たりうるのか」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・児島亜紀子 『援助するということ-社会福祉実践を支える価値規範を問う-』有斐閣, 135-

208.

International federation of social workers (2014) Global Definition of Social Work.

(<http://www.ifsw.org/get-involved/global-definition-of-social-work/>. 2016.10. 1)

岩間信之 (2008)『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社

岩間信之 (2011)「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能—個と地域の一体的支援の展開に向けて—」『ソーシャルワーク研究』37(1), 4-19.

加茂 陽 (2003)「ソーシャルワークにおける日常性」加茂 陽編『日常性とソーシャルワーク』世界思想社, 2-26.

加茂 陽 (2007)「クリティカル・ソーシャルワーク試論」横田恵子編『解放のソーシャルワーク』世界思想社, 149-188.

神原文子 (2010a)「現代日本の子づれシングルと子どもたち」尹靖水・近藤理恵編『多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究』学文社, 48-66.

神原文子 (2010b)『子づれシングル—ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店

神原文子 (2011)『「生きづらさ」を社会学するには—ひとり親家族を事例として—』日本社会病理学会編『現代の社会病理』第26号, 7-26.

神原文子 (2012)「日本のひとり親家族を取り巻く現状と課題」神原文子・しんぐるまぎあず・ふお—らむ・関西編著『ひとり親家庭を支援するために』大阪大学出版会, 63-96.

金川めぐみ (2010a)「母子自立支援の実施状況による自治体比較—6自治体におけるインタビュー調査を通じて」和歌山大学経済学会『研究年報』14, 727-742.

金川めぐみ (2010b)「日本におけるひとり親世帯研究の動向と課題」『経済理論』369, 1-16.

檜村志郎(2002)「法律相談の会話分析—制度的アイデンティティの呈示とトピック形成」『現代のエスプリ』415, 92-101.

檜田美雄(2004)「エスノメソドロジー・会話分析からみた医師と患者の会話—患者の同意の共同的達成」『保健医療社会学論集』14(2), 35-43.

木下康仁 (2007)『ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法-修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂

衣笠一茂 (2015)『ソーシャルワークにおける「価値」と「原理」—「実践の科学化」とその論理構造—』ミネルヴァ書房

北川清一・松岡敦子・村田典子 (2007)『演習形式によるクリティカル・ソーシャルワ

- クの学び－内省的思考と脱構築分析の方法』中央法規
- 小西佑馬（2003）「貧困と子ども」青木 紀編著『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 85-109.
- 厚生労働省（2011a）「平成 23 年国民生活基礎調査の概況」(<http://www.mhlw.go.jp/to/ukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa11/>, 2016.9.1)
- 厚生労働省（2011b）「平成 23 年度全国母子世帯調査等調査結果報告」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h2_3/, 2016.9.1)
- 厚生労働省（2014）「改正次世代育成支援対策推進法等の施行」『労働法令通信』No.2 350, 3-7.
- 小山 隆（2004）「社会福祉実践における自己決定の意義と課題－善行原則・無危害原則との関連で－」同志社大学社会福祉学会編『社会福祉の思想・理論と今日的課題』筒井書房, 245-255.
- 久保紘章（2005）「ソーシャルワークの実践モデル」久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル-心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店, i -viii.
- 久保美紀（2014）「ソーシャルワークにおける当事者主体論の検討」『ソーシャルワーク研究 40(1) 相川書房, 25-33.
- 久保田 純（2013）「ソーシャルワーク実践での『パートナーシップ形成』における『専門職としての揺らぎ』の検証: 不安定な養育環境の母子家庭への支援経過からの考察」『ソーシャルワーク研究』39(3), 68-74.
- 久保田 純・村松愛子・國吉安紀子・ほか（2011）「ソーシャルワークにおける『専門職としての揺らぎ』: 子どものネグレクトを抱える世帯への支援」『ソーシャルワーク研究』37(3), 67-74.
- 空閑浩人（2012）「ソーシャルワークとその実践を支える『知』の形成」空閑浩人編『ソーシャルワーカー論-「かかわり続ける専門職」のアイデンティティ』ミネルヴァ書房, 1-16.
- Luhmann, Niklas (1984) *Soziale systeme: Grundriß einer allgemeinen theorie*. Frankfurt. (=1995, 佐藤 勉監訳『社会システム論 (上)』恒星社恒星閣)
- Luisi, Pier L. (2006) *The Emergence of Life from Chemical Origins to System Biology*. The Syndicate of the Press of the University of Cambridge. (=2009, 白川智弘・郡

- 司ペギオ-幸夫訳『創発する生命-化学的起源から構成的生物学へ』NTT 出版)
- 増淵千保美 (2003) 「ひとり親家庭の生活保障と社会福祉の役割・課題」 『佛教大学大学院紀要』 31, 315-331.
- Maynard, Douglas W. (2003) *Bad News, Good News-Conversational Order in Everyday Talk and Clinical Settings*. The University of Chicago Press. (=2004, 檉田美雄・岡田光弘訳『医療現場の会話分析』勁草書房)
- 三毛美予子 (2001) 「ニッチ開拓-大学病院のソーシャルワーカーによる退院援助の一側面」 『社会福祉学』 41(2), 117-129.
- 三毛美予子 (2002) 「ソーシャルワークの調査方法としてのグラウンデッド・セオリー・アプローチ」 『ソーシャルワーク研究』 27(4), 18-27.
- 三毛美予子 (2009) 「社会福祉実践を支える事例研究の方法—これまでの研究成果から考えること」 『社会福祉研究』 104, 76-87.
- Miller, James G. (1980) *General Living Systems Theory*. Kaplan, Harold L., Freedman, Alfred M. and Sadock, Benjamin J. eds. *Comprehensive Textbook of Psychiatry III*. Williams & Wilkins.
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の<科学>性』 勁草書房
- 宮下 直・野田隆史 (2003) 『群衆生態学』 東京大学出版会
- 森田明美 (2009a) 「日本のシングルマザー政策」 杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策』 ミネルヴァ書房, 118-147.
- 森田明美 (2009b) 「日本の政策への提言」 杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策』 ミネルヴァ書房, 323-338.
- 森田明美 (2011) 「支援を必要とする子ども・子育て家庭の地域支援システムの構築」 東洋大学福祉社会開発センター編『地域におけるつながり・見守りのかたち』中央法規, 166-186.
- 森田明美 (2013) 「子どもの権利を基盤とした児童福祉を考える—10代ママの地域生活を手がかりにして—」 家族問題研究学会『家族研究年報』 39, 17-36.
- Mullay, Robert P. (2003) *Structural Social Work: Ideology, Theory and Practice 2nd ed.* Oxford University Press.
- 長友祐三(2004) 「ソーシャルワーク実践における援助関係をめぐって—公的扶助ケースワーカーの意識と行動の調査を通しての一考察」 『社会論集 (関東学院大学)』 10, 91-105.

- 中野冬実 (2006) 「危機的な母子家庭の生活状況と就労支援施策の貧困」『賃金と社会保障』 1412, 26-32.
- 中野冬実 (2012) 「女性の貧困をひもとく-ジェンダー不平等がまねく母子家庭の貧困」『現代思想』 40(15), 166-174.
- 根本博司 (2000) 「理論構築のための事例研究の方法」『ソーシャルワーク研究』 26(1), 11-18.
- 西村 愛 (2012) 「社会福祉分野における当事者主体概念を検証する」『大原社会問題研究所雑誌』 645, 30-42
- 野本三吉 (1996) 『風になれ！子どもたち』 新宿書房
- Odling-Smee, John F., Laland, Kevin N. and Feldman, Marcus W. (2003) *Niche Construction: The Neglected Process in Evolution*. Princeton University Press (= 2007, 佐倉 統・山下篤子・徳永幸彦訳『ニッチ構築-忘れられていた進化過程』 共立出版)
- 岡田光弘 (2001) 「構築主義とエスノメソドロジー研究のロジック」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム-パースペクティブの現在と可能性』 ナカニシヤ出版, 26-42.
- 岡田朋子 (2010) 『支援困難事例の分析調査』 ミネルヴァ書房
- 岡本民夫 (2010) 「実践的研究法としての事例研究」 岡本民夫・平塚良子編著『新しいソーシャルワークの展開』 ミネルヴァ書房, 28-44.
- 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』 全国社会福祉協議会
- 大木秀一 (2013) 『文献レビューのきほん』 医歯薬出版
- 大谷京子 (2012) 『ソーシャルワーク関係-ソーシャルワーカーと精神障害当事者』 相川書房
- 大友優子 (2009) 「母子世帯の当事者組織によるソーシャル・アクションの現状-日本の3つの当事者組織の事例分析から-」 社会政策学会編『社会政策』 1(3), 66-78.
- 尾崎 新 (1999) 「『ゆらぎ』からの出発 -『ゆらぎ』の定義, その意義と課題」 尾崎新編『「ゆらぐ」ことのできる力 -ゆらぎと社会福祉実践』 誠信書房, 1-30.
- Payne, Malcom (2014) *Modern Social Work Theory 4th ed.* Palgrave Macmillan.
- Pomerantz, Anita (1984) Agreeing and Disagreeing with Assessments: Some Features of Preferred/Dispreferred Turn Shapes. Akinson, Maxwell J. & Heritage, John eds.,

Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis. Cambridge: Cambridge University Press, 57-101.

流石智子 (2009) 「日本の調査報告」 杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策』ミネルヴァ書房, 265-299.

佐藤まゆみ (2012) 『市町村中心の子ども家庭福祉-その可能性と課題』生活書院

佐藤俊樹 (2008) 『意味とシステムルーマンをめぐる理論社会学的探求』勁草書房

佐藤豊道 (2001) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究 人間：環境：時間：空間の交互作用』川島書店

佐藤豊道 (2009) 「人間：環境：時間：空間の交互作用[1]」『ソーシャルワーク研究』35(1), 45-50.

佐藤豊道 (2010) 「人間：環境：時間：空間の交互作用[4]」『ソーシャルワーク研究』35(4), 57-62.

Schutz, Alfred (1970) *Reflection on the Problem of Relevance*. Yale University Press.

(=1996, 那須 壽・浜日出夫・今井千恵・入江正勝訳『生活世界の構成ーレリヴァンスの現象学』マルジュ社)

清水冬樹 (2011) 「子育て家庭の孤立の諸相ー母子家庭の状況から」東洋大学福祉社会開発センター編『地域におけるつながり・見守りのかたち』中央法規, 187-205.

清水隆則 (2012) 『ソーシャルワーカー論研究 人間学的考察』川島書店

Simmons, Odis E. (2013) *Why Classic Grounded Theory*. Martin, Vivian B. and Gynnild, Astrid ed. *Grounded Theory : The Philosophy, Method, and Work of Barney Glaser*. Brown Walker Press, 15-30.

下山晴彦 (2001) 「事例研究」 下山晴彦・丹野義彦編『講座 臨床心理学 2 臨床心理学研究』東京大学出版, 61-81.

志村健一 (2008a) 「グラウンデッド・セオリー-アクション・リサーチの理論と実際 No.1」『ソーシャルワーク研究』34(1), 71-75.

志村健一 (2008b) 「グラウンデッド・セオリー-アクション・リサーチの理論と実際 No.2」『ソーシャルワーク研究』34(2), 51-55.

志村健一 (2008c) 「グラウンデッド・セオリー-アクション・リサーチの理論と実際 No.3」『ソーシャルワーク研究』34(3), 52-55.

志村健一 (2009) 「グラウンデッド・セオリー-アクション・リサーチの理論と実際 No.4」

- 『ソーシャルワーク研究』 34(4), 56-60.
- 新保祐光 (2011) 「利用者と専門職の協働による合意形成-『状況的価値』形成を目的とした退院支援-」 『社会福祉学』 51-4, 43-56.
- 新保祐光 (2014) 『退院支援のソーシャルワーク-当事者支援システムにおける「状況的価値」の形成-』 相川書房
- ソーシャルワーク実践研究会 (2005) 「生活保護受給母子世帯に対するソーシャルワークについて-引きこもりの子どもを抱えるケースへの援助経過を通して」 『ソーシャルワーク研究』 31(1), 59-66.
- 須藤八千代 (1999) 「ソーシャルワーク実践における曖昧性とゆらぎの持つ意味」 尾崎新編『「ゆらぐ」ことのできる力 -ゆらぎと社会福祉実践』 誠信書房, 261-290.
- 須藤八千代 (2001) 「女性と貧困」 『社会福祉研究』 81, 40-49.
- 須藤八千代 (2010) 『母子寮と母子生活支援施設のあいだ-女性と子どもを支援するソーシャルワーク実践-』 明石書店
- 杉本貴代栄 (2004) 「貧困と女性-潜在化する『貧困の女性化』が表象するジェンダー問題-」 杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉政策原論』 ミネルヴァ書房, 87-105.
- 杉本貴代栄 (2009) 「日本の福祉国家の特徴と課題-4カ国調査の比較から」 杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策』 ミネルヴァ書房, 302-322.
- 杉村 宏 (2003) 「貧困家族の自立支援とケースワーカー」 青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』 明石書店, 191-209.
- 鈴木浩之 (2016) 「子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の『折り合い』のプロセスと構造-子ども虐待ソーシャルワークにおける『協働』関係の構築-」 『社会福祉学』 57(2), 1-14.
- 田嶋英行 (2013) 「当事者の“当事者性”と専門職の“当事者性”」 『社会福祉学』 54(3), 79-82.
- 田中聡子 (2011) 「母子家庭への就業・自立支援について」 『賃金と社会保障』 1535, 55-67.
- 谷口奏史 (2003) 『エコロジカルソーシャルワークの理論と実践-子ども家庭福祉の臨床から-』 ミネルヴァ書房
- 樽井康彦 (2012) 「ソーシャルワーカーとジレンマ」 空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論「かかわり続ける専門職」のアイデンティティ』 ミネルヴァ書房, 148-171.
- Trevithick, Pamela (2005) *Social Work Skills – a practice handbook - second edition*,

- Open University Press. (=2008, 杉本敏夫監訳『ソーシャルワークスキル～社会福祉実践の知識と実践～』みらい)
- Trotter, Chris (2006) *Working with Involuntary Clients : A Guide to Practice, 2nd ed.* Sage Publication. (=2007, 清水隆則監訳『援助を求めないクライアントへの対応-虐待・DV・非行に走る人の心を開く』明石書店)
- 津崎哲郎 (2009) 「児童家庭相談体制の課題と展望--児童相談所の現状と今後の役割・機能を問う」『社会福祉研究』104, 11-18.
- 上田完次 (2007) 『創発とマルチエージェントシステム』培風館
- 植木智也 (2002) 「母子関係の改善と母親の『自立』によって好転した事例」大熊信成・梶原隆行編『児童福祉援助技術実践』久美, 105-109.
- 上野文枝 (2013) 「日本の母子家庭に対する福祉政策の現状と課題」『皇學館大学紀要』51, 82-104.
- 氏久 廣 (2006) 「母子家庭の貧困と生活保護—児童相談所からみた母子家庭の生活と苦悩」『賃金と社会保障』1409, 38-48.
- 渡部律子 (2003) 「改革期におけるソーシャルワークの行方—『対等な関係』『利用』『支援』の概念をてがかりに—」『ソーシャルワーク研究』29(3) 相川書房, 4-13.
- 山崎 豊 (2001) 「内縁関係をつづける母子世帯」小野哲郎・ほか『グループスーパービジョンによる生活保護の事例研究』川島書店, 55-99.
- Yin, Robert K. (1994) *Case Study Research.* Sage Publications. (=1996, 近藤公彦訳『ケース・スタディの方法』千倉書房)
- 横山登志子 (2012) 『ソーシャルワーク感覚』弘文堂
- 米本秀仁 (2004) 「事例の三層構造」米本秀仁・高橋信行・志村健一編著『事例研究・教育法 理論と実践力の向上を目指して』川島書店, 17-23.
- 吉永良正 (1996) 『「複雑系」とは何か』講談社
- 湯沢直美 (2004) 「ひとり親世帯の生活問題と所得保障」『社会福祉研究』90, 52-62.
- 湯沢直美 (2014) 「母子世帯の貧困と社会政策」教育と医学の会編『教育と医学』727, 74-81.

参考文献

- 安部芳絵 (2010) 『子ども支援学研究的の視座』学文社
- Arnd-Caddigan, Margaret , Pozzuto, Richard (2009) The virtuous social worker: The role of “thirdness” in ethical decision making. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 90(3), 323-328.
- Bryan, Valerie , Collins-Camargo, Crystal and Jones, Blake (2011) Reflections on citizen–state child welfare partnerships: Listening to citizen review panel volunteers and agency liaisons. *Children and Youth Services Review*, 33(5), 612-621.
- Bundy-Fazioli, Kimberly , Briar-Lawson, Katharine and Hardiman, Eric R. (2009) A qualitative examination of power between child welfare workers and parents. *British Journal of Social Work*, 39(8), 1447-1464.
- Burr, Vivien (1995) *An Introduction to Social Constructionism*. Routledge. (=1997, 田中一彦訳『社会構築主義への招待』川島書店)
- Christensen, Dana N., Todahl, Jeffrey and Barrett, Willam C.(1999) *Solution-Based Casework*. Walter de Gruyter. (=2002, 曾我昌祺・杉本敏夫・得津慎子・袴田俊一監訳『解決志向ケースワーク－臨床実践とケースマネジメント能力の向上のために』金剛出版)
- Cooper, Barry (2001) Constructivism in Social Work: Towards a Participative Practice Viability. *British Journal of Social Work*, 31(5), 721-738.
- Denzin, Norman K. , Lincoln, Yvonna S. eds (2000) *Handbook of Qualitative research 2nd ed*. Sage Publications. (=2006, 平山満義・藤原顕監訳『質的研究ハンドブック』1－3巻 北大路書房)
- Dybicz, Phillip (2011) Interpreting the strengths perspective through narrative theory. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 92(3), 247-253.
- Flick, Uwe (1995) *Qualitative Forschung*. Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH. (=2002, 小田博志・山本則子・春日常・ほか訳『質的研究入門』春秋社)
- 古川孝順 (2012) 「人間中心の社会福祉を構想する理論的枠組み：主体形成に向けた新たな対象論」 『社会福祉研究』 113, 35-48.

- Gergen, Kenneth G. (1994) *Realities and Relationships Sounding in Social Construction*. Harvard University Press. (=2004,永田素彦・深尾 誠訳『社会構成主義の理論と実践』ナカニシヤ出版)
- Gergen, Kenneth G. (1999) *An Introduction to Social Construction*. Sage Publications. (=2004, 東村知子訳『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版)
- George, Alexander L., Bennett, Andrew (2005) *Case Studies and Theory Development in The Social Sciences*. The MIT Press. (=2013, 泉川泰博訳『社会科学のケース・スタディ：理論形成のための定性的手法』勁草書房)
- Hall, Christopher, Slembrouck, Stef and Sarangi, Stikant (1999) The legitimization of the client and the profession: identities and roles on social work discourse. Saranji, Srikant, Roberts, Celia eds. *Talk, Work and Institutional Order: Discourse in Medical, Mediation and Management Settings*. Mouton de Gruyter, 293-322.
- 浜日出夫(1992)「現象学的社会学からエスノメソドロジーへ」好井裕明編著『エスノメソドロジーの現実』世界思想社, 2-22.
- 林 浩康 (2008) 『子ども虐待時代の新たな家族支援：ファミリーグループ・カンファレンスの可能性』明石書店
- Healy, Karen, Darlington, Yvonne and Feeney, Judith A. (2011) Parents' Participation in Child Protection Practice: Toward Respect and Inclusion. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 92(3), 282-288.
- 日比野正興 (2002) 「福祉事務所の実践はどこまで可能か」 寺久保光良・中川健太郎・日比野正興編『大失業時代の生活保護法』かもがわ出版, 127-156.
- 平川和子 (2003) 「ひとり親家庭と生活支援」『社会福祉研究』88, 58-61.
- 菱川 愛 (2013) 「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ (1)」『ソーシャルワーク研究』39(1), 61-70.
- 菱川 愛 (2013) 「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ (2)」『ソーシャルワーク研究』39(2), 135-144.
- 菱川 愛 (2013) 「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ (3)」『ソーシャルワーク研究』39(3), 54-67.
- 堀 正嗣・栄留里見 (2009) 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店

- 尹 靖水・近藤理恵・中嶋和夫 (2010) 『多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究：若者、ひとり親家族、高齢者』学文社
- 井上直美・井上 薫 (2008) 『子ども虐待防止のための家族支援ガイド：サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門』明石書店
- 石川 久 (1997) 「生活保護家庭の子どもたち」平湯真人編『家庭の崩壊と子どもたち』明石書店, 147-187.
- 岩間伸之 (2004) 「ソーシャルワーク研究における事例研究法」『ソーシャルワーク研究』29(4), 36-41.
- 岩間伸之 (2014) 「ソーシャルワーク実践における『価値』をめぐる総体的考察」『ソーシャルワーク研究』40(1), 15-24.
- 岩田正美 (2003) 「貧困問題とか何か」岩田正美・岡部卓・清水浩一編『貧困問題とソーシャルワーク』有斐閣, 13-34.
- 岩田正美 (2005) 「政策と貧困－戦後日本における福祉カテゴリーとしての貧困とその意味－」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房, 15-42.
- Jeffrey, Applegate (2000) Theory as Story: A Postmodern Tale. *Clinical Social Work Journal*. 28(2), 141-153.
- 加藤曜子 (2011) 「児童虐待に関するソーシャルワーク--アセスメントに関する課題」『ソーシャルワーク学会誌』21, 27-39.
- 兼子 一 (1998) 「リフレキシヴィティとエスノメソドロジーを实践すること」山田富秋・好井裕明編著『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房, 88-104.
- 加茂 陽 (1995) 『ソーシャルワークの社会学－実践理論の構築を目指して』世界思想社
- 加茂 陽 (1998) 『ヒューマンサービス論－その社会理論の批判的吟味』世界思想社
- 加茂 陽 (2000) 「ソーシャルワーク理論と実践」加茂 陽編著『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社, 3-24.
- 加茂 陽・前田佳代 (2003) 「日常性の思想と生活場面での処遇方法」加茂 陽編『日常性とソーシャルワーク』世界思想社, 27-56.
- 加茂 陽・大下由美 (2003) 「権力の秩序からずれる日常性」加茂 陽編『日常性とソーシャルワーク』世界思想社, 57-82.
- 河本英夫 (2002) 『システムの思想-オートポイエーシス・プラス』東京書籍
- 菊池英明 (2003) 「生活保護における『母子世帯』施策の変遷」『社会福祉学』43(2), 23-32.

- 木原活信 (2000) 「ナラティブ・モデルとソーシャルワーク」加茂 陽編著『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社, 53-84.
- 木原活信 (2002) 「社会構成主義によるソーシャルワークの研究方法」『ソーシャルワーク研究』27(4), 286-292.
- 木原活信 (2004) 「ポストモダン・ソーシャルワーク」久保紘章・佐藤豊道・川延宗之編著『社会福祉援助技術論【上】』川島書店, 279-282.
- 衣笠一茂 (2009) 「ソーシャルワークの『価値』の理論構造についての一考察:『自己決定の原理』がもつ構造的問題に焦点をあてて」『社会福祉学』49(4), 14-26.
- 児島亜希子 (2010) 「ソーシャルワーク倫理におけるオルタナティブ--2大規範から文脈、関係、他者に基礎づけられた倫理へ」『社会問題研究』59, 7-19.
- 児島亜希子 (2011) 「ソーシャルワークとケアの倫理--その受容と理論的課題」『社会問題研究』60, 1-13.
- 児島亜希子 (2012) 「架橋する実践: ソーシャルワークの価値と倫理における『正義』および『ケア』をめぐる」『社会問題研究』61, 15-28.
- 小西加保留 (2013) 「当事者と向き合う専門性とは何か-社会正義の実現に向かうソーシャルワークの専門性への考察-」『社会福祉学』54(3), 83-86.
- 小西祐馬 (2006) 「子どもの貧困研究の動向と課題」『社会福祉学』46(3), 98-108.
- 小山 隆・芝野松次郎・志村健一 (2008) 「シンポジウム エビデンスに基づくソーシャルワーク実践の科学化--実践事例の分析とその理論化」『社会福祉実践理論研究』17, 57-77.
- 小柳しげ子 (2001) 「ソーシャルワークにおけるジェンダーの問題」『社会福祉研究』81, 50-57.
- 窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床-共感する他者として』誠信書房
- 窄山 太 (2012) 「人,環境,関係および状況を通して考えるソーシャルワークの焦点」『社会福祉学』53(1), 79-90.
- 久保紘章・佐藤豊道 (2004) 「社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)の体系と関連性」岡本民夫監修 久保紘章・佐藤豊道・川延宗之編著『社会福祉援助技術論【下】』川島書店, 1-6.
- 永岡正己 (2011) 「ソーシャルワークの倫理観--その内在化と社会性をめぐって」『ソーシャルワーク研究』36(4), 309-315.

- 長友祐三 (2004) 「ソーシャルワーク実践における援助関係をめぐって—公的扶助ケースワーカーの意識と行動の調査を通しての一考察」『社会論集 (関東学院大学)』10, 91-105.
- 中村和生・樫田美雄 (2004) 「<助言者—相談者>という装置」『社会学評論』55(2), 80-97.
- 中田照子 (1997) 「女性世帯の変遷と制度の歴史」中田照子・杉本貴代栄・森田明美著『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書店, 16-31.
- 直島克樹 (2009) 「社会福祉力動的統合理論の再考—社会福祉の理論的展開に対する課題・展望と考察—」『川崎医療福祉学会誌』19(1), 1-12.
- 西原尚之 (2011) 「子どもの貧困とソーシャルワーク—生態学モデルの視点から」『ソーシャルワーク学会誌』(21), 41-53.
- 野口裕二 (1995) 「構成主義アプローチ—ポストモダン・ソーシャルワークの可能性」『ソーシャルワーク研究』21(3), 180-186.
- 野口裕二 (2005) 『ナラティブの臨床社会学』勁草書房
- Margolin, Leslie (1997) *Under the Cover of Kindness : The Invention of Social Work*. University of Virginia. (=2003, 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築—優しさの名のもとに—』明石書店)
- Maiter, Sarah , Palmer, Sally and Manji, Shehenaz (2006) Strengthening Social Worker-Client Relationships in Child Protective Services Addressing Power Imbalances and 'Ruptured' Relationships. *Qualitative Social Work*, 5(2), 161-186.
- 松岡敦子 (2004) 「ソーシャルワークの実践とは何ですか」『ソーシャルワーク研究』30(1), 32-38.
- 松岡克尚 (2011) 「ソーシャルワークの社会観」『ソーシャルワーク研究』36(4), 298-308.
- 三島亜紀子 (2001) 「『ポストモダニズム』と相対化された social work theory」『ソーシャルワーク研究』26(4), 45-50.
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の「科学」性：ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房
- 森田明美 (1997) 「女性世帯の現状と制度」中田照子・杉本貴代栄・森田明美著『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書店, 32-54.
- 村田久行 (2011) 「ソーシャルワークの人間観—実存の視点」『ソーシャルワーク研究』36(4), 291-297.

- Murphy, David , Duggan, Maria and Joseph, Stephen (2013) Relationship-based social work and its compatibility with the person-centred approach: Principled versus instrumental perspectives. *British Journal of Social Work*, 43(4), 703-719.
- 大下由美 (2003) 「日常性のなかでの資源」加茂 陽編『日常性とソーシャルワーク』世界思想社, 83-112.
- 岡 知史 (2009) 『「当事者福祉論」とは何か：当事者の福祉活動への参加を支援する福祉学の可能性』日本社会福祉学会第 57 回大会 (<http://pweb.sophia.ac.jp/oka/papers/2009/sw/> 2016.10.1)
- 岡部 卓 (1990) 「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察」『ソーシャルワーク研究』 16(3), 25-34.
- 岡部 卓 (1991) 「公的扶助における援助者側の意識：母子世帯の援助をめぐる」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』 27, 217-244.
- 岡田光弘 (2001) 「構築主義とエスノメソドロジー研究のロジック」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラムーパースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 26-42.
- 岡田朋子 (2011) 「ソーシャルワーク実践と研究の結合」『ソーシャルワーク学会誌』 23, 33-43.
- 岡本民夫・平塚良子 (2004) 『ソーシャルワークの技能ーその概念と実践』ミネルヴァ書房
- Parton, Nigel and O'Byrne, Patrick (2000) What do we mean by constructive social work? *Critical social work*, 1(2), 1-17.
- Parr, Sadie (2009) Family intervention projects: A site of social work practice. *British journal of social work*, 39(7), 1256-1273.
- Pease, Bob , Fook, Jan (1999) Postmodern critical theory and emancipatory social work practice. Pease, Bob , Fook, Jan eds. *Transforming Social Work Practice*. Routledge, 1-24.
- Rawana, Edward , Brownlee, Keith (2009) Making the possible probable: A strength-based assessment and intervention framework for clinical work with parents, children and adolescents. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 90(3), 255-260.

- 齊藤清二・岸本寛史 (2003) 『ナラティブ・ベイスト・メディスンの実践』 金剛出版
- Seim, Sissel , Slettebø, Tor (2011) Collective participation in child protection services: partnership or tokenism? *European Journal of Social Work*, 14(4), 497-512.
- Shaw, Ian , Gould, Nick (2002) *Qualitative Research In Social Work*. Sage publications.
- Staller, Karen M. (2013) Epistemological boot camp: The politics of science and what every qualitative researcher needs to know to survive in the academy. *Qualitative Social Work*, 12(4), 395-413.
- 杉本貴代栄 (1997) 『女性化する福祉社会』 勁草書房
- 杉本貴代栄 (1997) 「ジェンダーの視点からみた家族政策と女性の権利」『社会福祉研究』 70, 110-117.
- 杉本貴代栄 (2004) 「貧困と女性」杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉政策原論』 ミネルヴァ書房, 87-105.
- 鈴木浩之 (2005) 「『虐待』を受け止め難い保護者に対する指導・支援モデル：対立関係の外在化と『チェックリスト』を使ったアプローチ」『社会福祉学』 46(2), 112-124.
- 鈴木浩之 (2007) 「『子ども虐待』への保護者参加型支援モデルの構築を目指して：児童相談所における家族再統合についての取り組み」『社会福祉学』 48(3), 79-93.
- Suárez, Zulema , Newman, Peter and Reed, Beth G. (2008) Critical consciousness and cross-cultural/intersectional social work practice: A case analysis. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 89(3), 407-417.
- 高橋信行・三毛美予子・小山 隆 (2005) 「シンポジウム 質的研究法の諸課題 (第21回日本社会福祉実践理論学会大会報告)」『社会福祉実践理論研究』 14, 59-88.
- 高瀬幸子 (2012) 「エコロジカル視点に基づくソーシャルワーク実践の実証的研究：地域包括支援センターにおける一人暮らし高齢者の援助事例の質的分析」『ソーシャルワーク研究』 38(1), 47-55.
- 田中耕一 (2006) 「構築主義論争の帰結－記述主義の呪縛を解くために」平英美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学』 世界思想社, 214-238.
- 田中玲子 (1997) 「ひとり親家庭の子どもたち」平湯真人編『家庭の崩壊と子どもたち』 明石書店, 111-143.

- 寺田貴美代（2015）「社会福祉領域における社会システム論の導入に関する考察」『新潟医療福祉会誌』14(2), 21-27
- Turnell, Andrew , Essex, Susie（2006）*Working with 'Denied' Child Abuse The Resolutions Approach*. Open University Press.（=2008, 井上 薫・井上直美監訳 板倉賛事訳『児童虐待を認めない親への対応：リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合』明石書店）
- Urek, Mojca（2005）Making a Case in Social Work: The Construction of an Unsuitable Mother. *Qualitative Social Work*. 4(4), 451-467.
- 宇山勝儀・船水浩行（2005）『福祉事務所運営論』ミネルヴァ書房
- Wood, Gale G. , Tully, Carol T.（2006）*The Structural Approach to Direct Practice in Social Work: A Social Constructionist Perspective*. Columbia University Press.
- Woolgar, Steve , Pawluch, Dorothy（1985）Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanations. *Social Problem*, 32(3) , 214-227.（=2006, 平英美訳「オントロジカル・ゲリマンダリングー社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学』世界思想社, 184-213.）
- 山田富秋（2000）『日常性批判ーシュルツ・ガーフィンケル・フーコー』せりか書房
- 山田富秋（2000）『理論社会学の現在』ミネルヴァ書房
- 山縣文治（2007）「子ども家庭福祉 子ども家庭福祉の基本的視座と実際」『社会福祉研究』100, 85-92.
- 山縣文治（2011）「子ども家庭福祉とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク学会誌』21, 1-13.
- 矢守克也（2010）『アクションリサーチー実践する人間科学』新曜社
- 米本秀仁（2005）「質的研究法の現在ー方法の布置・問題の所在・研究動向（第21回日本社会福祉実践理論学会大会報告）」『社会福祉実践理論研究』14, 47-57.
- 米本秀仁（2012）「社会福祉の政策と実践を計画するための視座：「利用者本位」を手がかりに」『社会福祉研究』113, 18-24.
- 米本秀仁・岡田まり・武田 丈（2007）「シンポジウム ソーシャルワークの研究方法論（第23回[日本社会福祉実践理論学会]大会報告）」『社会福祉実践理論研究』16, 59-84.
- 湯澤直美（2001）「子ども・家庭・地域 多様な家族の共生に向けた"ひとり親家族支援"」『月刊福祉』84(1), 84-87.

湯澤直美 (2004) 「日本における母子世帯の現代的様態と制度改革：ワークシェア型政策の特徴と課題」 『コミュニティ福祉学部紀要』 6, 45-66.

謝辞

私は東洋大学の社会福祉学部を卒業して行政機関のソーシャルワーカーとして働くようになり19年が経とうとしています。そしてソーシャルワーク実践と並行して、その実践に少しでも役に立つような実践理論の構築を多くの仲間達とともに目指してきました。私がソーシャルワーカーとして成長する過程、また研究者として実践理論の構築を目指す過程においては、多くの人との出会いがあり、常に支えられながらの道のりでした。本論文はこの私自身の経験の現時点における集大成と呼べるものと言え、それは多くの方達からの支えと影響のもとで書き上げることができたと強く感じています。

主査である佐藤豊道先生は、学部時代から四半世紀近く常にソーシャルワークについてのご指導を受けてきた恩師であります。本論文の大部分は佐藤豊道先生の教えを言語化したものと言っても過言ではありません。本論文を書き上げるにあたって丁寧かつ温かいご指導をしていただき、個人的に辛い時期も「佐藤先生の教えを具現化したい」という強い思いを持ち続けた結果としてこのような形にすることができたと考えています。ここでは書ききれないぐらいの感謝の気持ちです。

副査である志村健一先生には、本論文の軸となったグラウンデッドセオリーを中心に丁寧にご指導をしていただきました。その中ではいかに現場に密着するか、いかに研究におけるクリエイティブな視点を持ち続けるかということ学び、研究の素晴らしさを教えていただきました。心より感謝いたします。

審査委員としてご指導いただきました森田明美先生には、佐藤豊道先生共々学部時代からご指導を受け、修士課程においては主査として大変お世話になり、日頃から研究会などに参加させていただき多くのことを学ばせていただきました。特に本論文の主要なテーマである「母子家庭の当事者性」や「母子家庭を支える支援システム」という部分に関しては、森田先生からのこれまでのご指導なしでは書き上げられなかった部分であると思います。深く感謝いたします。

審査委員としてご指導・ご助言いただきました稲沢公一先生、及び外部審査委員としてご指導・ご助言いただきました明治学院大学北川清一先生には、本論文においてもともと研究を引用させていただいていた上に、直接ご助言いただける機会を作っていただいたことに感謝申し上げます。ご両名のご助言・ご指導により、本論文の質が高まったことを実

感しております。

また本論文における「実践知」は、これまで私がソーシャルワーク実践の場において出会ってきた素晴らしい先輩・同僚のソーシャルワーカーの影響を多大に受けています。実際に本論文の研究に協力してくれた先輩・同僚のソーシャルワーカーも含め、これまで出会った先輩・同僚のソーシャルワーカーに、日頃から母子家庭のよりよい生活に向けて実践を続けていることへの敬意と、心より感謝を申し上げます。

そして本研究における事例検討や「『揺らぎ』に基づく合意形成」の概念は、佐藤豊道先生のもとで共に研究を重ねてきたソーシャルワーク実践研究会での議論をもとに構築したものです。ソーシャルワーク実践研究会のメンバーとともに、これまで培ってきた「佐藤理論と現場の融合」が結実したものが本論文とも言えます。ソーシャルワーク実践研究会のメンバーにも、深く深く感謝申し上げます。

また私はこれまでソーシャルワーク実践をおこなう中で数多くの母子家庭の方々に出会ってきました。私がソーシャルワーカーとして成長する過程において、母子家庭の方々の出会い、そして数多くの対話が、私に多く気づきを与えてきてくれました。この数多くの母子家庭の方達との出会いが、本論文においての本質的な問いである「より母子家庭の方達の生活に対して少しでも力になれるソーシャルワーク実践とは何なのか」に繋がっています。本論文において、「今後の母子家庭の為になるなら」と研究に取り上げることを許可してくれた6世帯の母子家庭の方達を含め、これまで私が出会ってきたすべての母子家庭の方達に心より御礼申し上げます。

本論文には至らぬ点が多々あり、それは今後の課題として多くを持ち越す形となりました。これまでの皆様からの支えの恩返しとして、本論文での成果をもとに今後もさらなる研究を進め、母子家庭の方達のよりよい生活に向けたソーシャルワーク実践を求めて、さらには「人間：環境：時間：空間の交互作用」をもとにしたより有用なソーシャルワーク実践理論の構築に向けて、今後も邁進していきたい所存です。

最後に、私の研究に理解を示し、多くの我慢を強いられる中不平も言わず私の研究を支えてくれた妻と3人の子ども達にも感謝をいたします。

久保田 純